

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものとは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一編 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二編 保険会社、外国保険会社等及び少額短期保険業者</p> <p>第一章 通則（第四条―第十四条の二）</p> <p>第一章の二 電磁的記録及び電磁的方法等（第十四条の三―第十四条の十）</p> <p>第二章 保険業を営む株式会社及び相互会社</p> <p>第一節 保険業を営む株式会社の特例（第十五条―第十九条の四）</p> <p>第二節 相互会社</p> <p>第一款 機関等（第二十条―第二十三条の二十一）</p> <p>第二款 計算等</p> <p>第一目 計算書類等（第二十四条―第二十五条の八）</p> <p>第二目 会計監査人設置会社以外の相互会社における計算関係書類の監査（第二十六条―第二十六条の</p>	<p>目次</p> <p>第一編 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二編 保険会社、外国保険会社等及び少額短期保険業者</p> <p>第一章 通則（第四条―第十四条の二）</p> <p>第一章の二 電磁的記録及び電磁的方法等（第十四条の三―第十四条の十）</p> <p>第二章 保険業を営む株式会社及び相互会社</p> <p>第一節 保険業を営む株式会社の特例（第十五条―第十九条の四）</p> <p>第二節 相互会社</p> <p>第一款 機関等（第二十条―第二十三条の二十一）</p> <p>第二款 計算等</p> <p>第一目 計算書類等（第二十四条―第二十五条の八）</p> <p>第二目 会計監査人設置会社以外の相互会社における計算関係書類の監査（第二十六条―第二十六条の</p>

	四)
第三目	会計監査人設置会社における計算関係書類の監査(第二十七条―第二十七条の八)
第四目	事業報告等の監査(第二十八条―第二十八条の四)
第五目	計算書類等の提供等(第二十九条―第二十九条の八)
第六目	基金利息の支払、基金の償却及び剰余金の分配(第三十条―第三十条の八)
第七目	基金償却積立金及び損失てん補準備金(第三十条の九―第三十条の十五)
第三款	相互会社の社債を引き受ける者の募集(第三十一条―第三十一条の十七)
第四款	事業の譲渡等(第三十二条・第三十二条の二)
第五款	雑則(第三十三条―第三十五条の二)
第三節	組織変更
第一款	株式会社から相互会社への組織変更(第三十六条―第四十一条の三)
第二款	相互会社から株式会社への組織変更(第四十一条の四―第四十六条の四)
第三章	業務(第四十七条―第五十五条の二)
第四章	子会社等(第五十六条―第五十八条の七)
第五章	経理(第五十九条―第八十二条の三)

	四)
第三目	会計監査人設置会社における計算関係書類の監査(第二十七条―第二十七条の八)
第四目	事業報告等の監査(第二十八条―第二十八条の四)
第五目	計算書類等の提供等(第二十九条―第二十九条の八)
第六目	基金利息の支払、基金の償却及び剰余金の分配(第三十条―第三十条の八)
第七目	基金償却積立金及び損失てん補準備金(第三十条の九―第三十条の十五)
第三款	相互会社の社債を引き受ける者の募集(第三十一条―第三十一条の十七)
第四款	事業の譲渡等(第三十二条・第三十二条の二)
第五款	雑則(第三十三条―第三十五条の二)
第三節	組織変更
第一款	株式会社から相互会社への組織変更(第三十六条―第四十一条の三)
第二款	相互会社から株式会社への組織変更(第四十一条の四―第四十六条の四)
第三章	業務(第四十七条―第五十五条の二)
第四章	子会社等(第五十六条―第五十八条の六)
第五章	経理(第五十九条―第八十二条の三)

第六章 監督（第八十三条―第八十八条）

第七章 保険契約の移転、事業の譲渡又は譲受け並びに業務及び財産の管理の委託

第一節 保険契約の移転（第八十八条の二―第九十二条）

第二節 事業の譲渡又は譲受け（第九十三条・第九十四条）

第三節 業務及び財産の管理の委託（第九十五条―第九十七条）

第八章 解散、合併、会社分割及び清算

第一節 解散（第九十八条―第九十九条の三）

第二節 合併（第九十九条の三の二―第二百五条）

第二節の二 会社分割（第二百五条の二―第二百五条の八）

第三節 清算（第六十六条―第一百四十四条の八）

第九章 外国保険業者

第一節 通則（第一百五十五条―第一百三十三条の三）

第二節 業務、経理等（第一百三十三条の四―第一百六十条）

第三節 監督（第六十一条―第六十四条）

第四節 保険業の廃止等（第六十五条―第七十七条）

第五節 雑則（第七十七条の二・第七十八条）

第六節 特定法人に対する特則（第七十九条―第九十五条）

第十章 契約条件の変更（第九十六条―第二百四条）

第十一章 株主

第一節 保険主要株主（第二百五条―第二百十条の二）

第六章 監督（第八十三条―第八十八条）

第七章 保険契約の移転、事業の譲渡又は譲受け並びに業務及び財産の管理の委託

第一節 保険契約の移転（第八十八条の二―第九十二条）

第二節 事業の譲渡又は譲受け（第九十三条・第九十四条）

第三節 業務及び財産の管理の委託（第九十五条―第九十七条）

第八章 解散、合併、会社分割及び清算

第一節 解散（第九十八条―第九十九条の三）

第二節 合併（第九十九条の三の二―第二百五条）

第二節の二 会社分割（第二百五条の二―第二百五条の八）

第三節 清算（第六十六条―第一百四十四条の八）

第九章 外国保険業者

第一節 通則（第一百五十五条―第一百三十三条の三）

第二節 業務、経理等（第一百三十三条の四―第一百六十条）

第三節 監督（第六十一条―第六十四条）

第四節 保険業の廃止等（第六十五条―第七十七条）

第五節 雑則（第七十七条の二・第七十八条）

第六節 特定法人に対する特則（第七十九条―第九十五条）

第十章 契約条件の変更（第九十六条―第二百四条）

第十一章 株主

第一節 保険主要株主（第二百五条―第二百十条の二）

第二章	保險持株会社（第二百十條の三―第二百十條の十三）
第三節	雜則（第二百十條の十四―第二百十條の十五）
第十二章	少額短期保險業者の特例
第一節	通則（第二百十一條―第二百十一條の二十三）
第二節	業務等（第二百十一條の二十四―第二百十一條の三十五の二）
第三節	經理（第二百十一條の三十六―第二百十一條の五十二）
第四節	監督（第二百十一條の五十三―第二百十一條の六十一）
第五節	保險契約の移轉等（第二百十一條の六十一―第二百十一條の七十）
第六節	株主
第一款	少額短期保險主要株主（第二百十一條の七十一―第二百十一條の七十三の二）
第二款	少額短期保險持株会社（第二百十一條の七十四―第二百十一條の八十五）
第三款	雜則（第二百十一條の八十六・第二百十一條の八十七）
第三編	保險募集
第一章	通則（第二百十二條―第二百十二條の六の三）
第二章	保險募集人及び所屬保險会社等

第二章	保險持株会社（第二百十條の三―第二百十條の十三）
第三節	雜則（第二百十條の十四―第二百十條の十五）
第十二章	少額短期保險業者の特例
第一節	通則（第二百十一條―第二百十一條の二十三）
第二節	業務等（第二百十一條の二十四―第二百十一條の三十五）
第三節	經理（第二百十一條の三十六―第二百十一條の五十二）
第四節	監督（第二百十一條の五十三―第二百十一條の六十一）
第五節	保險契約の移轉等（第二百十一條の六十一―第二百十一條の七十）
第六節	株主
第一款	少額短期保險主要株主（第二百十一條の七十一―第二百十一條の七十三の二）
第二款	少額短期保險持株会社（第二百十一條の七十四―第二百十一條の八十五）
第三款	雜則（第二百十一條の八十六・第二百十一條の八十七）
第三編	保險募集
第一章	通則（第二百十二條―第二百十二條の六の三）
第二章	保險募集人及び所屬保險会社等

第一節 保険募集人（第二百十二条の七―第二百五条の二）

第二節 所属保険会社等（第二百十六条）

第三章 保険仲立人（第二百十七条―第二百二十七条）

第四章 業務（第二百二十七条の二―第二百三十五条の二）

第五章 監督（第二百三十六条―第二百三十九条）

第四編 指定紛争解決機関

第一章 通則（第二百三十九条の二―第二百三十九条の五）

第二章 業務（第二百三十九条の六―第二百三十九条の十三）

第三章 監督（第二百三十九条の十四・第二百三十九条の十五）

第五編 雑則（第二百四十条―第二百四十八条）

附則

（会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権）

第一条の三 法第二条第十五項（法第二条の二第二項、第七十七条第九項、第二百二十七条第二項、第二百七十一条の三第二項、第二百七十一条の四第五項、第二百七十一条の五第四項、第二百七十一条の三十二第三項、第二百七十二條の二十一第二項、第二百七十二條の三十一第五項、第二百七十二條の三十二第三項、第二百七十二條の三十三第二項、第二百七十二條の三十四第二項及び第二百五七十二條の四十二第三項並びに第四十六条第二項、第四十八條の二第二項、第五十六条第十八項、第五十六条の二第六項、第五

第一節 保険募集人（第二百十二条の七―第二百五条の二）

第二節 所属保険会社等（第二百十六条）

第三章 保険仲立人（第二百十七条―第二百二十七条）

第四章 業務（第二百二十七条の二―第二百三十五条の二）

第五章 監督（第二百三十六条―第二百三十九条）

第四編 指定紛争解決機関

第一章 通則（第二百三十九条の二―第二百三十九条の五）

第二章 業務（第二百三十九条の六―第二百三十九条の十三）

第三章 監督（第二百三十九条の十四・第二百三十九条の十五）

第五編 雑則（第二百四十条―第二百四十八条）

附則

（会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権）

第一条の三 法第二条第十五項（法第二条の二第二項、第七十七条第九項、第二百二十七条第二項、第二百七十一条の三第二項、第二百七十一条の四第五項、第二百七十一条の五第四項、第二百七十一条の三十二第三項、第二百七十二條の二十一第二項、第二百七十二條の三十一第五項、第二百七十二條の三十二第三項、第二百七十二條の三十三第二項、第二百七十二條の三十四第二項及び第二百五七十二條の四十二第三項並びに第四十六条第二項、第四十八條の二第二項、第五十六条第十一項、第五十八条第六項、第五十八

第十八条第十一項、第五十八条の二第五項、第五十八条の五第三項、第五十八条の七第五項、第八十五条第二項、第九十四条第四項、第一百五条第三項、第一百五条の六第三項、第一百八条第三項及び第二百十條の七第十五項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次の株式又は持分に係る議決権とする。

一 有価証券関連連業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第八項（定義）に規定する有価証券関連連業をいう。以下同じ。）を行う金融商品取引業者（同法第二条第九項（定義）に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。）及び外国の会社が業務として所有する株式又は持分

二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第六条（損失の補てん等を行う旨の信託契約の締結）の規定により元本の補填又は利益の補足の契約をしている金銭信託以外の信託に係る信託財産である株式又は持分（当該株式又は持分に係る議決権について、委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該議決権の保有者に指図を行うことができないものを除く。）

三 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項（定義）に規定する投資事業有限責任組合（以下この号、第五十六条第八項第一号、第五十八条の七第一項第一号及び第二百十條の七第七項第一号において「投資事業

条の二第五項、第五十八条の四第三項、第五十八条の六第二項、第八十五条第二項、第九十四条第四項、第一百五条第三項、第一百五条の六第三項、第一百八条第三項及び第二百十條の七第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次の株式又は持分に係る議決権とする。

一 有価証券関連連業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第八項（定義）に規定する有価証券関連連業をいう。以下同じ。）を行う金融商品取引業者（同法第二条第九項（定義）に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。）及び外国の会社が業務として所有する株式又は持分

二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第六条（損失の補てん等を行う旨の信託契約の締結）の規定により元本の補填又は利益の補足の契約をしている金銭信託以外の信託に係る信託財産である株式又は持分（当該株式又は持分に係る議決権について、委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該議決権の保有者に指図を行うことができないものを除く。）

三 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式又は持分（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合

有限責任組合」という。)の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式又は持分(有限責任組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合を除く。)

四 民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条第一項(組合契約)に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによって成立する組合(一人又は数人の組合員にその業務の執行を委任しているものに限る。)の組合員(業務の執行を委任された者を除く。以下この号において「非業務執行組合員」という。)となり、組合財産として取得し、又は所有する株式又は持分(非業務執行組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委任された者に指図を行うことができる場合を除く。)

五 前二号に準ずる株式又は持分として金融庁長官の承認を受け  
たもの

2 法第二条第十五項の規定により、信託財産である株式又は持分に係る議決権で、会社又は当該議決権の保有者が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるものから除かれる内閣府令で定める議決権は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第十条の規定により当該会社が投資信託委託会社(同法第二条第十一項

及び議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合を除く。)

四 民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条第一項(組合契約)に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによって成立する組合(一人又は数人の組合員にその業務の執行を委任しているものに限る。)の組合員(業務の執行を委任された者を除く。以下この号において「非業務執行組合員」という。)となり、組合財産として取得し、又は所有する株式又は持分(非業務執行組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委任された者に指図を行うことができる場合を除く。)

五 前二号に準ずる株式又は持分として金融庁長官の承認を受け  
たもの

2 法第二条第十五項の規定により、信託財産である株式又は持分に係る議決権で、会社又は当該議決権の保有者が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるものから除かれる内閣府令で定める議決権は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第十条の規定により当該会社が投資信託委託会社(同法第二条第十一項

に規定する投資信託委託会社をいう。以下同じ。）としてその行使について指図を行う株式又は持分に係る議決権及び同法第十条の規定に相当する外国の法令の規定により当該会社が同法に相当する外国の法令の規定により投資信託委託会社に相当する者としてその行使について指図を行う株式又は持分に係る議決権とする。

3 保険会社は、第一項第五号の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

4 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請に係る株式又は持分について、当該申請をした保険会社が議決権を行使し、又はその行使について指図を行うことができな

い。ないものであるかどうかを審査するものとする。

3 保険会社は、第一項第五号の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

4 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請に係る株式又は持分について、当該申請をした保険会社が議決権を行使し、又はその行使について指図を行うことができな

い。ないものであるかどうかを審査するものとする。

い。ないものであるかどうかを審査するものとする。

（事業方法書等の審査基準）  
第十一条 法第五条第一項第三号ホに規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げる基準とする。  
一 保険契約の内容が、保険契約者等（法第五条第一項第三号イに規定する保険契約者等をいう。以下同じ。）の需要及び利便に適合した妥当なものであること。  
二 次のイ及びロに掲げる手続に関する当該イ及びロに定める同意の方式について、書面による方式その他これに準じた方式が明瞭に定められていること。

（事業方法書等の審査基準）  
第十一条 法第五条第一項第三号ホに規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げる基準とする。  
一 保険契約の内容が、保険契約者等（法第五条第一項第三号イに規定する保険契約者等をいう。以下同じ。）の需要及び利便に適合した妥当なものであること。  
二 次のイ及びロに掲げる手続に関する当該イ及びロに定める同意の方式について、書面による方式その他これに準じた方式が明瞭に定められていること。



イ 保険契約の締結（被保険者の同意を必要とする契約の変更を含む。次号において同じ。） 保険法第三十八条又は第六十七条第一項の同意

ロ 保険法第四十三条第一項又は第七十二条第一項に規定する保険金受取人の変更 同法第四十五条又は第七十四条第一項の同意

二の二 電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器を利用して、保険契約の申込みその他の保険契約の締結の手続を行うものについては、保険契約の申込みをした者の本人確認、被保険者（当該保険契約の締結時において被保険者が特定できない場合を除く。）の身体の状態の確認、契約内容の説明、情報管理その他当該手続の遂行に必要な事項について、保険契約者等の保護及び業務的の確な運営が確保されるための適切な措置が講じられていること。

三 保険契約の解約による返戻金の開示方法が、保険契約者等の保護に欠けるおそれのない適正なものであり、かつ、明瞭に定められていること。

三の二 次に掲げる保険契約のうち、令第四十五条第一号から第四号までに掲げる場合のいずれかに該当するため法第三百九条第一項に規定する申込みの撤回等を行うことができないものにあつては、特定早期解約（保険契約の解約のうち、当該保険契約の成立の日又はこれに近接する日から起算して十日以上の一定の日数を経過するまでの間に限り、解約により保険契約者に

イ 保険契約の締結（被保険者の同意を必要とする契約の変更を含む。次号において同じ。） 保険法第三十八条又は第六十七条第一項の同意

ロ 保険法第四十三条第一項又は第七十二条第一項に規定する保険金受取人の変更 同法第四十五条又は第七十四条第一項の同意

二の二 電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器を利用して、保険契約の申込みその他の保険契約の締結の手続を行うものについては、保険契約の申込みをした者の本人確認、被保険者（当該保険契約の締結時において被保険者が特定できない場合を除く。）の身体の状態の確認、契約内容の説明、情報管理その他当該手続の遂行に必要な事項について、保険契約者等の保護及び業務的の確な運営が確保されるための適切な措置が講じられていること。

三 保険契約の解約による返戻金の開示方法が、保険契約者等の保護に欠けるおそれのない適正なものであり、かつ、明瞭に定められていること。

三の二 次に掲げる保険契約のうち、令第四十五条第一号から第四号までに掲げる場合のいずれかに該当するため法第三百九条第一項に規定する申込みの撤回等を行うことができないものにあつては、特定早期解約（保険契約の解約のうち、当該保険契約の成立の日又はこれに近接する日から起算して十日以上の一定の日数を経過するまでの間に限り、解約により保険契約者に

払い戻される返戻金の計算に際して、契約者価額から控除する金額を零とし、及び当該保険契約に係る費用として保険料から控除した金額の全額を契約者価額に加算するものをいう。第五十三条の十二において同じ。）を行うことができる旨の定めがあること。ただし、法第三百九条第一項第二号から第五号までに掲げる場合若しくは令第四十五条第五号から第八号までに掲げる場合のいずれかに該当するため当該申込みの撤回等を行うことができない場合、又は令第四十五条第一号から第四号までに掲げる場合のいずれかに該当する場合において当該保険会社が当該申込みの撤回等に応じる旨の定めがある場合は、この限りでない。

イ 第七十四条各号に掲げる保険契約

ロ 解約による返戻金の額が、金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）における相場その他の指標に係る変動により保険料の合計額を下回ることとなるおそれがある保険契約（イに掲げるものを除く。）

ハ 保険金、返戻金その他の給付金（以下「保険金等」という。）の額を外国通貨をもって表示する保険契約（イ又はロに掲げるものを除く。）

四 法第三条第四項第一号又は第二号に掲げる保険の引受けを行う場合においては、保険金の支払基準及び限度額が適正であること。

払い戻される返戻金の計算に際して、契約者価額から控除する金額を零とし、及び当該保険契約に係る費用として保険料から控除した金額の全額を契約者価額に加算するものをいう。第五十三条の十二において同じ。）を行うことができる旨の定めがあること。ただし、法第三百九条第一項第二号から第五号までに掲げる場合若しくは令第四十五条第五号から第八号までに掲げる場合のいずれかに該当するため当該申込みの撤回等を行うことができない場合、又は令第四十五条第一号から第四号までに掲げる場合のいずれかに該当する場合において当該保険会社が当該申込みの撤回等に応じる旨の定めがある場合は、この限りでない。

イ 第七十四条各号に掲げる保険契約

ロ 解約による返戻金の額が、金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）における相場その他の指標に係る変動により保険料の合計額を下回ることとなるおそれがある保険契約（イに掲げるものを除く。）

ハ 保険金、返戻金その他の給付金（以下「保険金等」という。）の額を外国通貨をもって表示する保険契約（イ又はロに掲げるものを除く。）

四 法第三条第四項第一号又は第二号に掲げる保険の引受けを行う場合においては、保険金の支払基準及び限度額が適正であること。

五 特別勘定又は積立勘定を設ける保険契約にあつては、それらに属する財産の運用に係る体制が適正であること。

六 保険契約者に対して、第二百二十七条の二第三項第六号から第九号まで及び第二百三十四条の二十一の二第一項第四号から第七号までに定める書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の第二百二十七条の二第四項及び第二百三十四条の二十一の二第二項に規定する電磁的方法による提供をした上で、当該保険契約者から当該書面を受領した旨の署名若しくは押印を得る措置又はこれに準ずる措置が明確に定められていること。

七 保険会社が保険料率その他の契約内容の全部又は一部を変更（保険契約の内容の追加又は削除及び保険契約の全部又は一部の解除を含む。）することができることを約した保険契約にあつては、次に掲げるいずれかの要件を満たすものであること。

イ 保険契約の内容が変更されることがある場合の要件、変更箇所、変更内容及び保険契約者に内容の変更を通知する時期が明確に定められていること。この場合において、第三分野の保険の保険契約で基礎率変更権（保険契約締結時の保険料計算の基礎となる保険事故発生率（以下「予定発生率」という。）について、実際の保険事故発生率（以下「実績発生率」

五 特別勘定又は積立勘定を設ける保険契約にあつては、それらに属する財産の運用に係る体制が適正であること。

六 保険契約者に対して、第二百二十七条の二第三項第六号から第九号まで及び第二百三十四条の二十一の二第一項第四号から第七号までに定める書面を交付（当該書面に記載すべき事項を第二百二十七条の二第四項及び第二百三十四条の二十一の二第二項に規定する電磁的方法による提供を含む。）した上で、当該保険契約者から当該書面を受領した旨の署名又は押印を得る措置（当該書面に記載すべき事項を第二百二十七条の二第四項及び第二百三十四条の二十一の二第二項に規定する電磁的方法により提供する場合にあつては当該保険契約者から当該書面に記載すべき事項を受領した旨の署名若しくは押印を得る措置又はこれに準ずる措置）が明確に定められていること。

七 保険会社が保険料率その他の契約内容の全部又は一部を変更（保険契約の内容の追加又は削除及び保険契約の全部又は一部の解除を含む。）することができることを約した保険契約にあつては、次に掲げるいずれかの要件を満たすものであること。

イ 保険契約の内容が変更されることがある場合の要件、変更箇所、変更内容及び保険契約者に内容の変更を通知する時期が明確に定められていること。この場合において、第三分野の保険の保険契約で基礎率変更権（保険契約締結時の保険料計算の基礎となる保険事故発生率（以下「予定発生率」という。）について、実際の保険事故発生率（以下「実績発生率」

という。)が保険契約締結時の予測と相違し又は今後明らかに相違することが予測されるため、予定発生率を変更して保険料又は保険金の額の変更を行う権利のことをいう。以下同じ。)に関する規定を法第四条第二項第三号に掲げる書類に記載する場合は、予定発生率に対する実績発生率の状況を示す指標を基に、当該基礎率変更権の行使に係る法第二百三十三条第一項の規定に基づく認可を申請することができる基準(第五十三条第一項第二号イからハまで、第二百二十七条の二第三項第十一号イ及び第二百三十四条の二十一の二第一項第九号イにおいて「基礎率変更権行使基準」という。)を明確に定めていること。

ロ 保険会社が保険契約者に対して、保険契約の内容の変更を通知した場合、当該保険契約者等が不利益を受けることなく当該保険契約を将来に向かって解除できるものであること。

(取締役等の兼職の認可の申請等)

第十四条の二 保険会社の常務に従事する取締役(指名委員会等設置会社にあつては、執行役。次項において同じ。)は、法第八条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付し、当該保険会社を経由して金融庁長官に提出しなければならない。ただし、常務に従事しようとする他の会社が保険会社又は外国保険会社等である場合においては、第五号に掲げる書類を添付することを要しない。

という。)が保険契約締結時の予測と相違し又は今後明らかに相違することが予測されるため、予定発生率を変更して保険料又は保険金の額の変更を行う権利のことをいう。以下同じ。)に関する規定を法第四条第二項第三号に掲げる書類に記載する場合は、予定発生率に対する実績発生率の状況を示す指標を基に、当該基礎率変更権の行使に係る法第二百三十三条第一項の規定に基づく認可を申請することができる基準(第五十三条第一項第二号イからハまで、第二百二十七条の二第三項第十一号イ及び第二百三十四条の二十一の二第一項第九号イにおいて「基礎率変更権行使基準」という。)を明確に定めていること。

ロ 保険会社が保険契約者に対して、保険契約の内容の変更を通知した場合、当該保険契約者等が不利益を受けることなく当該保険契約を将来に向かって解除できるものであること。

(取締役等の兼職の認可の申請等)

第十四条の二 保険会社の常務に従事する取締役(指名委員会等設置会社にあつては、執行役。次項において同じ。)は、法第八条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付し、当該保険会社を経由して金融庁長官に提出しなければならない。ただし、常務に従事しようとする他の会社が保険会社又は外国保険会社等である場合においては、第五号に掲げる書類を添付することを要しない。

- 一 理由書
  - 二 履歴書
  - 三 保険会社及び当該他の会社における常務の処理方法を記載した書面
  - 四 保険会社と当該他の会社との取引その他の関係を記載した書面
  - 五 当該他の会社の定款、最終の貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び株主資本等変動計算書（相互会社にあつては、剰余金の処分又は損失の処理に関する書面及び基金等変動計算書（関連する注記を含む。以下同じ。））（これらに類する書類を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面
  - 六 その他参考となるべき事項を記載した書類
- 2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、当該認可の申請に係る取締役が保険会社の常務に従事することに對し、当該認可の申請に係る兼職を行うことが何らの支障を及ぼすおそれのないものであるかどうかを審査するものとする。
- 3 第一項の規定による保険会社に対する認可申請書又は当該認可申請書に添付すべき書類（以下この項において「認可申請書等」という。）の提出については、当該認可申請書等が電磁的記録（法第四条第三項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）で作成されている場合には、電磁的方法（法第十六条第二項第四号に規定する電磁的方法をいう。第五十二条の十五、第五十二条の十

- 一 理由書
  - 二 履歴書
  - 三 保険会社及び当該他の会社における常務の処理方法を記載した書面
  - 四 保険会社と当該他の会社との取引その他の関係を記載した書面
  - 五 当該他の会社の定款（これに準ずるものを含む。）、最終の貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び株主資本等変動計算書（相互会社にあつては、剰余金の処分又は損失の処理に関する書面及び基金等変動計算書（関連する注記を含む。以下同じ。））その他最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面
  - 六 その他参考となるべき事項を記載した書類
- 2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、当該認可の申請に係る取締役が保険会社の常務に従事することに對し、当該認可の申請に係る兼職を行うことが何らの支障を及ぼすおそれのないものであるかどうかを審査するものとする。
- 〔項を加える。〕

七、第五十二条の十八、第五十二条の二十一第一項、第五十二条の二十四、第五十三条、第二百二十七条の二、第二百三十四条、第二百三十四条の二十一の二及び第二百三十四条の二十七を除き、以下同じ。)をもつて行うことができる。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第十四条の四 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一 法第十六条第二項第三号(法第五十七条第四項において準用する場合を含む。)

二 法第十七条の四第二項第三号(法第五十七条第四項において準用する場合を含む。)

三 法第二十六条第二項第三号

四 法第三十条の八第六項において準用する会社法第七十四条第七項第二号(議決権の代理行使)、第七十六条第五項(電磁的方法による議決権の行使)及び第八十一条第三項第二号(議事録)

五 法第三十二条の二第三項第二号

六 法第四十一条第一項において準用する会社法第三百十条第七項第二号(議決権の代理行使)、第三百十二条第五項(電磁的方法による議決権の行使)、第三百十八條第四項第二号(議事

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第十四条の四 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録(法第四条第三項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一 法第十六条第二項第三号(法第五十七条第四項において準用する場合を含む。)

二 法第十七条の四第二項第三号(法第五十七条第四項において準用する場合を含む。)

三 法第二十六条第二項第三号

四 法第三十条の八第六項において準用する会社法第七十四条第七項第二号(議決権の代理行使)、第七十六条第五項(電磁的方法による議決権の行使)及び第八十一条第三項第二号(議事録)

五 法第三十二条の二第三項第二号

六 法第四十一条第一項において準用する会社法第三百十条第七項第二号(議決権の代理行使)、第三百十二条第五項(電磁的方法による議決権の行使)、第三百十八條第四項第二号(議事

- 録)及び第三百十九条第三項第二号(株主総会の決議の省略)
- 七 法第四十四条の二第三項(法第七十七条第六項において準用する場合を含む。)において準用する会社法第三百十条第七項第二号(議決権の代理行使)
- 八 法第四十九条第一項において準用する会社法第三百十二条第四項(電磁的方法による議決権の行使)及び第三百十八条第四項第二号(議事録)
- 九 法第五十三条の十六において準用する会社法第三百七十一条第二項第二号(議事録等)
- 十 法第五十三条の十七において準用する会社法第三百七十四条第二項第二号(会計参与の権限)及び第三百七十八条第二項第三号(会計参与による計算書類等の備置き等)
- 十一 法第五十三条の二十一において準用する会社法第三百九十四条第二項第二号(議事録)(法第五十三条の二十一において準用する会社法第三百九十四条第三項において準用する場合を含む。)
- 十二 法第五十三条の二十二第二項第二号
- 十三 法第五十三条の二十三の二第六項において準用する会社法第三百九十九条の十一第二項第二号(議事録)(法第五十三条の二十三の二第六項において準用する会社法第三百九十九条の十一第三項において準用する場合を含む。)
- 十四 法第五十三条の二十八第六項において準用する会社法第四百十三条第二項第二号(議事録)

- 録)及び第三百十九条第三項第二号(株主総会の決議の省略)
- 七 法第四十四条の二第三項(法第七十七条第六項において準用する場合を含む。)において準用する会社法第三百十条第七項第二号(議決権の代理行使)
- 八 法第四十九条第一項において準用する会社法第三百十二条第四項(電磁的方法による議決権の行使)及び第三百十八条第四項第二号(議事録)
- 九 法第五十三条の十六において準用する会社法第三百七十一条第二項第二号(議事録等)
- 十 法第五十三条の十七において準用する会社法第三百七十四条第二項第二号(会計参与の権限)及び第三百七十八条第二項第三号(会計参与による計算書類等の備置き等)
- 十一 法第五十三条の二十一において準用する会社法第三百九十四条第二項第二号(議事録)(法第五十三条の二十一において準用する会社法第三百九十四条第三項において準用する場合を含む。)
- 十二 法第五十三条の二十二第二項第二号
- 十三 法第五十三条の二十三の二第六項において準用する会社法第三百九十九条の十一第二項第二号(議事録)(法第五十三条の二十三の二第六項において準用する会社法第三百九十九条の十一第三項において準用する場合を含む。)
- 十四 法第五十三条の二十八第六項において準用する会社法第四百十三条第二項第二号(議事録)

十五 法第五十四条の八第三項第三号  
十六 法第六十一条の五において準用する会社法第六百八十四条第二項第二号（社債原簿の備置き及び閲覧等）  
十七 法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百三十一条第三項第二号（議事録）  
十八 法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百三十五条の二第三項第二号（社債権者集会の決議の省略）  
十九 法第六十九条の二第三項第三号及び第五項第三号  
二十 法第七十四条第三項において準用する会社法第七十四条第七項第二号（議決権の代理行使）  
二十一 法第七十四条第三項（法第七十七条第六項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第七十六条第五項（電磁的方法による議決権の行使）及び第八十一条第三項第二号（議事録）  
二十二 法第八十二条第三項第三号（法第九十六条の十五において準用する場合を含む。）  
二十三 法第八十七条第三項第三号及び第五項第三号  
二十四 法第九十六条の五第三項において準用する会社法第七百九十一条第四項（吸収分割又は株式交換に関する書面等の備置き及び閲覧等）において準用する同条第三項第三号  
二十五 法第九十六条の五第三項において準用する会社法第七百九十四条第三項第三号（吸収合併契約等に関する書面等の備置き及び閲覧等）

十五 法第五十四条の八第三項第三号  
十六 法第六十一条の五において準用する会社法第六百八十四条第二項第二号（社債原簿の備置き及び閲覧等）  
十七 法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百三十一条第三項第二号（議事録）  
十八 法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百三十五条の二第三項第二号（社債権者集会の決議の省略）  
十九 法第六十九条の二第三項第三号及び第五項第三号  
二十 法第七十四条第三項において準用する会社法第七十四条第七項第二号（議決権の代理行使）  
二十一 法第七十四条第三項（法第七十七条第六項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第七十六条第五項（電磁的方法による議決権の行使）及び第八十一条第三項第二号（議事録）  
二十二 法第八十二条第三項第三号（法第九十六条の十五において準用する場合を含む。）  
二十三 法第八十七条第三項第三号及び第五項第三号  
二十四 法第九十六条の五第三項において準用する会社法第七百九十一条第四項（吸収分割又は株式交換に関する書面等の備置き及び閲覧等）において準用する同条第三項第三号  
二十五 法第九十六条の五第三項において準用する会社法第七百九十四条第三項第三号（吸収合併契約等に関する書面等の備置き及び閲覧等）



二十六 法第九十六条の五第三項において準用する会社法第八百一条第六項（吸収合併等に関する書面等の備置き及び閲覧等）において準用する同条第四項第三号

二十七 法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八百三条第三項第三号（新設合併契約等に関する書面等の備置き及び閲覧等）

二十八 法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八百十一条第四項（新設分割又は株式移転に関する書面等の備置き及び閲覧等）において準用する同条第三項第三号

二十九 法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八百十五条第六項（新設合併契約等に関する書面等の備置き及び閲覧等）において準用する同条第四項第三号

三十 法第五百五十六条の二第二項第三号

三十一 法第六百六十五条の二第二項第三号

三十二 法第六百六十五条の九第二項第三号

三十三 法第六百六十五条の十三第三項第三号（法第六百六十五条の十四第三項において準用する場合を含む。）

三十四 法第六百六十五条の十五第二項第三号

三十五 法第六百六十五条の十九第二項第三号

三十六 法第六百六十五条の二十一第三項第三号（法第六百六十五条の二十二第三項において準用する場合を含む。）

三十七 法第六百六十六条第三項第三号

三十八 法第八十条の十五において準用する会社法第三百七十

二十六 法第九十六条の五第三項において準用する会社法第八百一条第六項（吸収合併等に関する書面等の備置き及び閲覧等）において準用する同条第四項第三号

二十七 法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八百三条第三項第三号（新設合併契約等に関する書面等の備置き及び閲覧等）

二十八 法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八百十一条第四項（新設分割又は株式移転に関する書面等の備置き及び閲覧等）において準用する同条第三項第三号

二十九 法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八百十五条第六項（新設合併契約等に関する書面等の備置き及び閲覧等）において準用する同条第四項第三号

三十 法第五百五十六条の二第二項第三号

三十一 法第六百六十五条の二第二項第三号

三十二 法第六百六十五条の九第二項第三号

三十三 法第六百六十五条の十三第三項第三号（法第六百六十五条の十四第三項において準用する場合を含む。）

三十四 法第六百六十五条の十五第二項第三号

三十五 法第六百六十五条の十九第二項第三号

三十六 法第六百六十五条の二十一第三項第三号（法第六百六十五条の二十二第三項において準用する場合を含む。）

三十七 法第六百六十六条第三項第三号

三十八 法第八十条の十五において準用する会社法第三百七十

一条第二項第二号（議事録等）

三十九 法第八十条の十七において準用する会社法第四百九十六條第二項第三号（貸借対照表等の備置き及び閲覧等）

四十 法第九十六條第五項第三号

四十一 法第二百二十四條第三項第三号

四十二 法第二百四十條の七第二項第三号

四十三 法第三百三十三條第一項第六号

（検査役による電磁的記録に記録された事項の提供）

第十四条の八 次に掲げる規定（以下この条において「検査役提供規定」という。）に規定する内閣府令で定める方法は、電磁的方法のうち、検査役提供規定により当該検査役提供規定の電磁的記録に記録された事項の提供を受ける者が定めるものとする。

一 法第二十四条第二項において準用する会社法第三十三条第六項（定款の記載又は記録事項に関する検査役の選任）

二 法第四十条第二項及び第四十七条第二項において準用する会社法第三百六条第七項（株主総会の招集手続等に関する検査役の選任）

一条第二項第二号（議事録等）

三十九 法第八十条の十七において準用する会社法第四百九十六條第二項第三号（貸借対照表等の備置き及び閲覧等）

四十 法第九十六條第五項第三号

四十一 法第二百二十四條第三項第三号

四十二 法第二百四十條の七第二項第三号

四十三 法第三百三十三條第一項第六号

（検査役による電磁的記録に記録された事項の提供）

第十四条の八 次に掲げる規定（以下この条において「検査役提供規定」という。）に規定する内閣府令で定める方法は、電磁的方法（法第十六条第二項第四号に規定する電磁的方法をいう。第五十二条の十五、第五十二条の十七、第五十二条の十八、第五十二条の二十一、第五十二条の二十四、第五十三条、第二百二十七条の二、第二百三十四条、第二百三十四条の二十一の二及び第二百三十四条の二十七を除き、以下同じ。）のうち、検査役提供規定により当該検査役提供規定の電磁的記録に記録された事項の提供を受ける者が定めるものとする。

一 法第二十四条第二項において準用する会社法第三十三条第六項（定款の記載又は記録事項に関する検査役の選任）

二 法第四十条第二項及び第四十七条第二項において準用する会社法第三百六条第七項（株主総会の招集手続等に関する検査役の選任）

三 法第五十三条の十五において準用する会社法第三百五十八条第七項（業務の執行に関する検査役の選任）

四 法第九十六条の四において準用する会社法第二百七条第六項（金銭以外の財産の出資）

（相互会社から株式会社への組織変更の認可の申請）

第四十六条 相互会社は、法第九十六条の十第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 理由書

二 組織変更計画の内容を記載した書面

三 組織変更後株式会社の定款

四 社員総会又は総代会の議事録

五 貸借対照表

六 組織変更に必要な費用を記載した書面

七 法第八十八条第二項の規定による公告をしたことを証する書面

八 法第八十八条第四項の異議を述べた保険契約者その他の債権者があるときは、当該保険契約者その他の債権者に対し、弁済し、相当の担保を提供し、若しくは当該保険契約者その他の債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託したこと又は当該組織変更をしても当該保険契約者その他の債権者を害するおそれがないことを証する書面

三 法第五十三条の十五において準用する会社法第三百五十八条第七項（業務の執行に関する検査役の選任）

四 法第九十六条の四において準用する会社法第二百七条第六項（金銭以外の財産の出資）

（相互会社から株式会社への組織変更の認可の申請）

第四十六条 相互会社は、法第九十六条の十第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 理由書

二 組織変更計画の内容を記載した書面

三 組織変更後株式会社の定款

四 社員総会又は総代会の議事録

五 貸借対照表

六 組織変更に必要な費用を記載した書面

七 法第八十八条第二項の規定による公告をしたことを証する書面

八 法第八十八条第四項の異議を述べた保険契約者その他の債権者があるときは、当該保険契約者その他の債権者に対し、弁済し、相当の担保を提供し、若しくは当該保険契約者その他の債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託したこと又は当該組織変更をしても当該保険契約者その他の債権者を害するおそれがないことを証する書面

九 法第八十八条第六項の異議を述べた保険契約者の数が同項の保険契約者の総数の五分の一を超えなかったことを証する書面又はその者の第四十三条に規定する金額が同項の金額の総額の五分の一を超えなかったことを証する書面

十 組織変更後株式会社の取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）となるべき者が就任を承諾したことを証する書面並びにこれらの者の履歴書

十一 組織変更後株式会社が会計参与設置会社であるときは、組織変更後株式会社の会計参与となるべき者が就任を承諾したことを証する書面及び当該会計参与となるべき者の履歴書

十二 組織変更後株式会社が会計監査人設置会社であるときは、組織変更後株式会社の会計監査人となるべき者が就任を承諾したことを証する書面及び当該会計監査人となるべき者の履歴書

十三 法第九十二条の規定により組織変更の際して株式を発行することとしたときは、次に掲げる書面

イ 株式の引受けの申込みを証する書面

ロ 金銭を出資の目的とするときは、法第九十六条第一項の規定による払込みがあつたことを証する書面

ハ 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、次に掲げる書面

(1) 検査役が選任されたときは、検査役の調査報告を記載し

九 法第八十八条第六項の異議を述べた保険契約者の数が同項の保険契約者の総数の五分の一を超えなかったことを証する書面又はその者の第四十三条に規定する金額が同項の金額の総額の五分の一を超えなかったことを証する書面

十 組織変更後株式会社の取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）となるべき者が就任を承諾したことを証する書面並びにこれらの者の履歴書

十一 組織変更後株式会社が会計参与設置会社であるときは、組織変更後株式会社の会計参与となるべき者が就任を承諾したことを証する書面及び当該会計参与となるべき者の履歴書

十二 組織変更後株式会社が会計監査人設置会社であるときは、組織変更後株式会社の会計監査人となるべき者が就任を承諾したことを証する書面及び当該会計監査人となるべき者の履歴書

十三 法第九十二条の規定により組織変更の際して株式を発行することとしたときは、次に掲げる書面

イ 株式の引受けの申込みを証する書面

ロ 金銭を出資の目的とするときは、法第九十六条第一項の規定による払込みがあつたことを証する書面

ハ 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、次に掲げる書面

(1) 検査役が選任されたときは、検査役の調査報告を記載し

た書面及びその附属書類

(2) 法第九十六条の四において準用する会社法第二百七条第九項第三号（金銭以外の財産の出資）に掲げる場合には、有価証券の市場価格を証する書面

(3) 法第九十六条の四において準用する会社法第二百七条第九項第四号に掲げる場合には、同号に規定する証明を記載した書面及びその附属書類

(4) 法第九十六条の四において準用する会社法第二百七条第九項第五号に掲げる場合には、同号の金銭債権について記載された会計帳簿

ニ 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

十三 法第九十六条の九の二第一項の規定により組織変更に際して組織変更株式交付をすることとしたときは、次に掲げる書面

イ 組織変更株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みを証する書面

ロ 子会社対象会社（法第百六条第一項に規定する子会社対象会社をいい、同項第十六号に掲げる会社（第五十七条の二の

二に規定する会社を除く。以下「他業保険業高度化等会社」という。）を除く。第九十四条第一項第十号及び第百五条第一項第十九号において同じ。）を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第五十八条第一項第四号に掲げる書類

た書面及びその附属書類

(2) 法第九十六条の四において準用する会社法第二百七条第九項第三号（金銭以外の財産の出資）に掲げる場合には、有価証券の市場価格を証する書面

(3) 法第九十六条の四において準用する会社法第二百七条第九項第四号に掲げる場合には、同号に規定する証明を記載した書面及びその附属書類

(4) 法第九十六条の四において準用する会社法第二百七条第九項第五号に掲げる場合には、同号の金銭債権について記載された会計帳簿

ニ 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

十三 法第九十六条の九の二第一項の規定により組織変更に際して組織変更株式交付をすることとしたときは、次に掲げる書面

イ 組織変更株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みを証する書面

ロ 子会社対象会社（法第百六条第一項に規定する子会社対象会社をいい、同項第十三号の二に掲げる会社（以下この号、

第五十八条、第五十八条の二、第八十五条第一項、第九十四条第一項第十号の二、第百五条第一項第十九号の二、第百五条の六第一項第十八号の二並びに第二百四十六条第一項第九号から第九号の三までにおいて「保険業高度化等会社」という。）を除く。第九十四条第一項第十号及び第百五条第一項第十九号において同じ。）を子会社とする場合には、当該子

ハ 保険会社若しくはその子会社が他業保険業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数（法第一百七条第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この号、第五十八条、第五十八条の二、第五十八条の四、第五十八条の五、第五十八条の七第四項、第八十五条第一項、第九十四条第一項、第一百五条第一項、第一百五条の六第一項及び第二百十一条の三十五第一項第五号において同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該会社に関する第五十八条の二第一項第四号に掲げる書類

ニ 保険会社又はその子会社が国内の会社（法第一百七条第一項に規定する国内の会社をいう。第四章、第八十五条第一項第十二号、第七章、第八章並びに第二百十一条の三十五第一項第五号において同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十四 その他法第九十六条の十第二項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 法第二第十五項の規定は、前項第十三号ハ及びニに規定する議決権について準用する。

（法第九十七条の二第二項に規定する資産の運用額の制限）

第四十八条の三 法第九十七条の二第二項に規定する保険会社の同

会社対象会社に関する第五十八条第一項第四号に掲げる書類  
ハ 保険会社若しくはその子会社が保険業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数（法第一百七条第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この号、第五十八条から第五十八条の四まで、第八十五条第一項、第九十四条第一項、第一百五条第一項、第一百五条の六第一項及び第二百十一条の三十五第一項第五号において同じ。）を超えて保有すること又は外国の保険業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該会社に関する第五十八条の二第一項第四号に掲げる書類

ニ 保険会社又はその子会社が国内の会社（法第一百七条第一項に規定する国内の会社をいう。第四章、第八十五条第一項第七号及び第七号の三、第七章、第八章並びに第二百十一条の三十五第一項第五号において同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十四 その他法第九十六条の十第二項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 法第二第十五項の規定は、前項第十三号ハ及びニに規定する議決権について準用する。

（法第九十七条の二第二項に規定する資産の運用額の制限）

第四十八条の三 法第九十七条の二第二項に規定する保険会社の同

一人に対する内閣府令で定める資産の運用の額は、次に掲げる額とする。

一 総資産（特別勘定又は積立勘定（第三十条の三第一項（第六十三条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により設ける勘定をいう。以下この項及び第五十九条の二第一項第三号ロ(6)において同じ。）を設ける場合においては、当該特別勘定又は積立勘定に属するものとして経理された資産を除く。次項第一号及び第四十八条の五第二項において同じ。）のうち同一人に対する運用に係る次に掲げる資産の額（その他有価証券（財務諸表等規則第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。以下同じ。）にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。次号において同じ。）を合計した額

イ 当該同一人が発行する社債（短期社債（法第九十八条第六項第一号に掲げる短期社債及び同項第五号に掲げる短期社債をいう。第五十三条の二第二項、第五十三条の六の二第二項第三号及び第四百十条の三第一項第一号イにおいて同じ。）を除く。）及び株式（出資を含む。以下イにおいて同じ。）（当該同一人が当該保険会社の子会社である次に掲げる者である場合における当該同一人が発行する株式を除く。）

(1) 法第百六条第一項第一号から第二号の二まで及び第八号に掲げる者

(2) 保険持株会社、少額短期保険持株会社及び法第百六条第

一人に対する内閣府令で定める資産の運用の額は、次に掲げる額とする。

一 総資産（特別勘定又は積立勘定（第三十条の三第一項（第六十三条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により設ける勘定をいう。以下この項及び第五十九条の二第一項第三号ロ(6)において同じ。）を設ける場合においては、当該特別勘定又は積立勘定に属するものとして経理された資産を除く。次項第一号及び第四十八条の五第二項において同じ。）のうち同一人に対する運用に係る次に掲げる資産の額（その他有価証券（財務諸表等規則第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。以下同じ。）にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。次号において同じ。）を合計した額

イ 当該同一人が発行する社債（短期社債（法第九十八条第六項第一号に掲げる短期社債及び同項第五号に掲げる短期社債をいう。第五十三条の二第二項、第五十三条の六の二第二項第三号及び第四百十条の三第一項第一号イにおいて同じ。）を除く。）及び株式（出資を含む。以下イにおいて同じ。）（当該同一人が当該保険会社の子会社である次に掲げる者である場合における当該同一人が発行する株式を除く。）

(1) 法第百六条第一項第一号から第二号の二まで及び第八号に掲げる者

(2) 保険持株会社、少額短期保険持株会社及び法第百六条第

一項第十八号に掲げる会社（同項第八号に掲げる会社を子会社とする会社に限る。(i)において同じ。)であつて、各事業年度において、自己及びその子会社（次に掲げる会社に限る。）の収入金額の合計額を自己及びその子会社の収入金額の総額で除して得た割合が百分の九十を下回らないもの

(i) 法第六十六条第一項第一号から第二号の二まで、第八号及び第十八号に掲げる者、保険持株会社並びに少額短期保険持株会社

(ii) 第五十六条の二第一項各号に掲げる業務を専ら営む会社

(iii) 第五十六条の二第九項各号に掲げる業務を専ら営む会社

(iv) 第二百十条の七第二項各号に掲げる業務を専ら営む会社（(ii)に掲げるものを除く。）

(v) 第二百十一条の三十四第一項各号に掲げる業務を専ら営む会社（(ii)から(iv)までに掲げるものを除く。）

ロ 当該一人に対する貸付金（保険約款の規定による貸付金、コールローンその他金融庁長官が定めるものを除く。）及び貸付有価証券（現金を担保とする貸付有価証券のうち当該担保の額に相当する額を除く。）

ハ 当該一人に対する預金（当座預金及び普通預金を除く。）

一項第十五号に掲げる会社（同項第八号に掲げる会社を子会社とする会社に限る。(i)において同じ。)であつて、各事業年度において、自己及びその子会社（次に掲げる会社に限る。）の収入金額の合計額を自己及びその子会社の収入金額の総額で除して得た割合が百分の九十を下回らないもの

(i) 法第六十六条第一項第一号から第二号の二まで、第八号及び第十五号に掲げる者、保険持株会社並びに少額短期保険持株会社

(ii) 第五十六条の二第一項各号に掲げる業務を専ら営む会社

(iii) 第五十六条の二第九項各号に掲げる業務を専ら営む会社

(iv) 第二百十条の七第二項各号に掲げる業務を専ら営む会社（(ii)に掲げるものを除く。）

(v) 第二百十一条の三十四第一項各号に掲げる業務を専ら営む会社（(ii)から(iv)までに掲げるものを除く。）

ロ 当該一人に対する貸付金（保険約款の規定による貸付金、コールローンその他金融庁長官が定めるものを除く。）及び貸付有価証券（現金を担保とする貸付有価証券のうち当該担保の額に相当する額を除く。）

ハ 当該一人に対する預金（当座預金及び普通預金を除く。）



ニ 当該一人に対する債務の保証

ホ 当該一人に対するデリバティブ取引に係る運用資産として金融庁長官が定める基準に従い算出されるもの

ヘ 当該一人に対する法第九十八条第一項第十二号に掲げる業務に係る運用資産（貸借対照表のリース投資資産勘定に計上されるもの（同号イに規定するリース物件を使用させるために必要となる付随費用の額が当該リース投資資産勘定に計上されない場合にあつては、当該付随費用を含む。）に限る。）

二 積立勘定を設ける場合においては、当該積立勘定に属するものとして経理された資産（次項第二号において「積立勘定資産」という。）のうち前号イからへまでに掲げる資産の額を合計した額

2 法第九十七条の二第二項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる資産の額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、金融庁長官の承認を受けた場合は、この限りでない。

一 前項第一号に規定する資産の運用の額 次に掲げる資産の運用の額の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 同一人自身に対する運用に係るもの（ハに掲げるものを除く。） 総資産の額（その他有価証券にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。以下この号及び第四十八条の五第二項

ニ 当該一人に対する債務の保証

ホ 当該一人に対するデリバティブ取引に係る運用資産として金融庁長官が定める基準に従い算出されるもの

ヘ 当該一人に対する法第九十八条第一項第十二号に掲げる業務に係る運用資産（貸借対照表のリース投資資産勘定に計上されるもの（同号イに規定するリース物件を使用させるために必要となる付随費用の額が当該リース投資資産勘定に計上されない場合にあつては、当該付随費用を含む。）に限る。）

二 積立勘定を設ける場合においては、当該積立勘定に属するものとして経理された資産（次項第二号において「積立勘定資産」という。）のうち前号イからへまでに掲げる資産の額を合計した額

2 法第九十七条の二第二項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる資産の額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、金融庁長官の承認を受けた場合は、この限りでない。

一 前項第一号に規定する資産の運用の額 次に掲げる資産の運用の額の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 同一人自身に対する運用に係るもの（ハに掲げるものを除く。） 総資産の額（その他有価証券にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。以下この号及び第四十八条の五第二項

において同じ。)に百分の十を乗じて計算した額(前項第一号ロに規定する貸付金、同号ニに規定する債務の保証及び同号へに規定する法第九十八条第一項第十二号に掲げる業務に係る運用資産(以下この号及び第四十八条の五第二項において「貸付金等」という。))にあつては、総資産の額に百分の三を乗じて計算した額)

ロ 同一人に対する運用に係るもの(ニに掲げるものを除く。

一) 総資産の額に百分の十を乗じて計算した額(貸付金等にあつては、総資産の額に百分の三を乗じて計算した額)

ハ 当該保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する保険主要株主に対する運用に係るもの 総資産の額に百分の六を乗じて計算した額(貸付金等にあつては、総資産の額に百分の二を乗じて計算した額)

ニ 当該保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する保険主要株主が同一人自身である場合における当該保険主要株主に係る同一人に対する運用に係るもの 総資産の額に百分の六を乗じて計算した額(貸付金等にあつては、総資産の額に百分の二を乗じて計算した額)

二 前項第二号に規定する場合における資産の運用の額 次に掲げる資産の運用の額の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 同一人自身に対する運用に係るもの(ハに掲げるものを除く。)

イ 積立勘定資産の総額(その他有価証券にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合

において同じ。)に百分の十を乗じて計算した額(前項第一号ロに規定する貸付金、同号ニに規定する債務の保証及び同号へに規定する法第九十八条第一項第十二号に掲げる業務に係る運用資産(以下この号及び第四十八条の五第二項において「貸付金等」という。))にあつては、総資産の額に百分の三を乗じて計算した額)

ロ 同一人に対する運用に係るもの(ニに掲げるものを除く。

一) 総資産の額に百分の十を乗じて計算した額(貸付金等にあつては、総資産の額に百分の三を乗じて計算した額)

ハ 当該保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する保険主要株主に対する運用に係るもの 総資産の額に百分の六を乗じて計算した額(貸付金等にあつては、総資産の額に百分の二を乗じて計算した額)

ニ 当該保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する保険主要株主が同一人自身である場合における当該保険主要株主に係る同一人に対する運用に係るもの 総資産の額に百分の六を乗じて計算した額(貸付金等にあつては、総資産の額に百分の二を乗じて計算した額)

二 前項第二号に規定する場合における資産の運用の額 次に掲げる資産の運用の額の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 同一人自身に対する運用に係るもの(ハに掲げるものを除く。)

イ 積立勘定資産の総額(その他有価証券にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合

には帳簿価額の合計額とする。以下この号において同じ。）に百分の十を乗じて計算した額（金融庁長官が定める資産にあつては、金融庁長官が定める割合を乗じて計算した額）

ロ 同一人に対する運用に係るもの（二に掲げるものを除く。）

（） 積立勘定資産の総額に百分の十を乗じて計算した額（金融庁長官が定める資産にあつては、金融庁長官が定める割合を乗じて計算した額）

ハ 当該保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する保険主要株主に対する運用に係るもの 積立勘定資産の総額に百分の六を乗じて計算した額（金融庁長官が定める資産にあつては、金融庁長官が定める割合を乗じて計算した額）

ニ 当該保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する保険主要株主が同一人自身である場合における当該保険主要株主に係る同一人に対する運用に係るもの 積立勘定資産の総額に百分の六を乗じて計算した額（金融庁長官が定める資産にあつては、金融庁長官が定める割合を乗じて計算した額）

3 保険会社は、前項ただし書の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

（業務の代理又は事務の代行）

第五十一条 法第九十八条第一項第一号に規定する内閣府令で定め

には帳簿価額の合計額とする。以下この号において同じ。）に百分の十を乗じて計算した額（金融庁長官が定める資産にあつては、金融庁長官が定める割合を乗じて計算した額）

ロ 同一人に対する運用に係るもの（二に掲げるものを除く。）

（） 積立勘定資産の総額に百分の十を乗じて計算した額（金融庁長官が定める資産にあつては、金融庁長官が定める割合を乗じて計算した額）

ハ 当該保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する保険主要株主に対する運用に係るもの 積立勘定資産の総額に百分の六を乗じて計算した額（金融庁長官が定める資産にあつては、金融庁長官が定める割合を乗じて計算した額）

ニ 当該保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する保険主要株主が同一人自身である場合における当該保険主要株主に係る同一人に対する運用に係るもの 積立勘定資産の総額に百分の六を乗じて計算した額（金融庁長官が定める資産にあつては、金融庁長官が定める割合を乗じて計算した額）

3 保険会社は、前項ただし書の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

（業務の代理又は事務の代行）

第五十一条 法第九十八条第一項第一号に規定する内閣府令で定め

る業務の代理又は事務の代行は、次に掲げるものとする。

一 他の保険会社（外国保険業者を含む。）、少額短期保険業者又は船主相互保険組合（船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）第二条第一項（定義）に規定する船主相互保険組合をいう。以下同じ。）の次に掲げる事務の代行その他の保険業に係る事務の代行

イ 保険の引受けその他の業務に係る書類等の作成及び授受等

ロ 保険料の収納事務及び保険金等の支払事務

ハ 保険事故その他の保険契約に係る事項の調査

ニ 保険募集を行う者の教育及び管理

二 他の保険会社（外国保険業者を含む。）、少額短期保険業者又は船主相互保険組合の保険契約の締結の代理（媒介を含む。以下この条、第四百一条及び第二百一条の二十四において

同じ。）、損害査定代理その他の保険業に係る業務の代理であつて、保険会社が行うことが保険契約者等の利便の増進等の観点から合理的であるもの

三 銀行代理業等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する銀行代理業、長期信用銀行法第十六条の五第二項に規定する長期信用銀行代理業、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の二第二項に規定する信用金庫代理業、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の三第二項に規定する労働金庫代理業、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三

る業務の代理又は事務の代行は、次に掲げるものとする。

一 他の保険会社（外国保険業者を含む。）、少額短期保険業者又は船主相互保険組合（船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）第二条第一項（定義）に規定する船主相互保険組合をいう。以下同じ。）の次に掲げる事務の代行その他の保険業に係る事務の代行

イ 保険の引受けその他の業務に係る書類等の作成及び授受等

ロ 保険料の収納事務及び保険金等の支払事務

ハ 保険事故その他の保険契約に係る事項の調査

ニ 保険募集を行う者の教育及び管理

二 他の保険会社（外国保険業者を含む。）、少額短期保険業者又は船主相互保険組合の保険契約の締結の代理（媒介を含む。以下この条、第四百一条及び第二百一条の二十四において

同じ。）、損害査定代理その他の保険業に係る業務の代理であつて、保険会社が行うことが保険契約者等の利便の増進等の観点から合理的であるもの

三 銀行代理業等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する銀行代理業、長期信用銀行法第十六条の五第二項に規定する長期信用銀行代理業、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の二第二項に規定する信用金庫代理業、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の三第二項に規定する労働金庫代理業、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三

号) 第六条の三第二項に規定する信用協同組合代理業、農業協同組合法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法第百六条第二項に規定する特定信用事業代理業、農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十五条の二第二項に規定する農林中央金庫代理業及び預金等媒介業務(金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第百一号)第十一条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。第二十三十四条及び第二百三十四条の二十七第二項において同じ。)をいう。第四百四十一条第三号及び第二百三十四条第一項第十八号において同じ。)

三の二 資金移動業者(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第三項(定義)に規定する資金移動業者をいう。第五十六条の二第二項第三十四号の二において同じ。)が営む資金移動業(同法第二条第二項に規定する資金移動業をいう。同号において同じ。)の代理又は当該資金移動業に係る事務の代行

四 他の保険会社(外国保険業者を含む。)その他金融業を行う者の資金の貸付けの代理又は資金の貸付けに係る事務の代行(第三号に該当するものを除く。)

五 現金自動支払機又は現金自動預入払出兼用機による銀行等(法第二百七十五条第一項第一号に規定する銀行等をいう。第五十三条の三の三、第五十六条第六項第八号及び第九号並びに第七項第一号、第四百四十一条第五号、第二百十条の七第五項第二

号) 第六条の三第二項に規定する信用協同組合代理業、農業協同組合法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法第百六条第二項に規定する特定信用事業代理業、農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十五条の二第二項に規定する農林中央金庫代理業及び預金等媒介業務(金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第百一号)第十一条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。第二十三十四条及び第二百三十四条の二十七第二項において同じ。)をいう。第四百四十一条第三号及び第二百三十四条第一項第十八号において同じ。)

三の二 資金移動業者(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第三項(定義)に規定する資金移動業者をいう。第五十六条の二第二項第三十四号の二において同じ。)が営む資金移動業(同法第二条第二項に規定する資金移動業をいう。同号において同じ。)の代理又は当該資金移動業に係る事務の代行

四 他の保険会社(外国保険業者を含む。)その他金融業を行う者の資金の貸付けの代理又は資金の貸付けに係る事務の代行(第三号に該当するものを除く。)

五 現金自動支払機又は現金自動預入払出兼用機による銀行等(法第二百七十五条第一項第一号に規定する銀行等をいう。第五十三条の三の三、第四百四十一条第五号、第三編第一章、第二百三十四条及び第二百三十四条の二十七第一項第二号において同

号、第三編第一章、第二百三十四条及び第二百三十四条の二十七第一項第二号において同じ。)の預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務の代行(第三号に該当するものを除く。)

六 金融商品取引業者等(金融商品取引法第三十四条(特定投資家への告知義務)に規定する金融商品取引業者等をいう。第五十二条の二十一第一項第三号及び第四百四十一条第六号において同じ。)の投資顧問契約(同法第二条第八項第十一号(定義)に規定する投資顧問契約をいう。第四百四十一条第六号において同じ。)若しくは投資一任契約(同項第十二号に規定する投資一任契約をいう。第五十六条の二第二項第二十六号及び第四百四十一条第六号において同じ。)の締結の代理又はこれらの契約に係る事務の代行

七 信託会社等、外国信託会社(信託業法第二条第六項(定義)に規定する外国信託会社をいう。以下同じ。)若しくは保険金信託業務(法第九十九条第三項に規定する保険金信託業務をいう。以下同じ。)を行う生命保険会社等(令第十三条の三に規定する保険金信託業務を行う生命保険会社等をいう。以下同じ。)の次に掲げる業務の代理又はこれらの業務に係る事務の代行(法第九十九条第一項に規定する業務に該当するものを除く。)

イ 信託契約(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十一号)第三条第一号(金融機関が営

じ。)の預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務の代行(第三号に該当するものを除く。)

六 金融商品取引業者等(金融商品取引法第三十四条(特定投資家への告知義務)に規定する金融商品取引業者等をいう。第五十二条の二十一第一項第三号及び第四百四十一条第六号において同じ。)の投資顧問契約(同法第二条第八項第十一号(定義)に規定する投資顧問契約をいう。第四百四十一条第六号において同じ。)若しくは投資一任契約(同項第十二号に規定する投資一任契約をいう。第五十六条の二第二項第二十六号及び第四百四十一条第六号において同じ。)の締結の代理又はこれらの契約に係る事務の代行

七 信託会社等、外国信託会社(信託業法第二条第六項(定義)に規定する外国信託会社をいう。以下同じ。)若しくは保険金信託業務(法第九十九条第三項に規定する保険金信託業務をいう。以下同じ。)を行う生命保険会社等(令第十三条の三に規定する保険金信託業務を行う生命保険会社等をいう。以下同じ。)の次に掲げる業務の代理又はこれらの業務に係る事務の代行(法第九十九条第一項に規定する業務に該当するものを除く。)

イ 信託契約(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十一号)第三条第一号(金融機関が営

むことができない業務）及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第三条第一項第一号（金融機関が営むことができない業務）に規定する信託に係る信託契約を除く。第四百四十一条第七号イにおいて同じ。）の締結

ロ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項各号（兼営の認可）に掲げる業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条各号に掲げる業務を除く。第四百四十一条第七号ロにおいて同じ。）を受託する契約の締結

（地域の活性化等に資する業務）

第五十二条の三の三 法第九十八条第一項第十五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務（当該保険会社の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該保険会社の行う保険業に係る経営資源に加えて、当該業務の遂行のために新たに経営資源を取得する場合にあつては、需要の状況によりその相当部分が活用されないうちにおいて、当該保険会社の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないものに限る。）とする。

一 他の事業者等（法人その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。以下同じ。）の経営に関する相談の実施、当該事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な

情報の提供及び助言並びにこれらに関連する事務の受託（以下

むことができない業務）及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第三条第一項第一号（金融機関が営むことができない業務）に規定する信託に係る信託契約を除く。第四百四十一条第七号イにおいて同じ。）の締結

ロ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項各号（兼営の認可）に掲げる業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条各号に掲げる業務を除く。第四百四十一条第七号ロにおいて同じ。）を受託する契約の締結

〔条を加える。〕

---

「経営相談等業務」という。）

二 高度の専門的な能力を有する人材その他の当該保険会社の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号（用語の意義）に規定する労働者派遣事業（経営相談等業務その他の当該保険会社の行う業務に関連して行うものであって、その事業の派遣労働者（同条第二号に規定する派遣労働者をいい、業として行われる労働者派遣の対象となるものに限る。第五十七条の二の二第一項第三号において同じ。）が常時雇用される労働者でないものに限る。）

三 他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守（当該保険会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守（当該保険会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）を行う業務

四 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務

五 当該保険会社の利用者について定期的に又は随時通報を受け

---



て巡回訪問を行う業務

(信託契約の内容の説明を要しない場合)

第五十二条の十四 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 委託者が適格機関投資家等（金融商品取引法第二条第三項第一号（定義）に規定する適格機関投資家並びに信託会社、外国信託会社、信託契約代理店（信託業法第二条第九項（定義）に規定する信託契約代理店をいう。以下この条及び第五十二条の二十三第三項において同じ。）及び信託業法第五十条の二第一項（信託法第三条第三号に掲げる方法によってする信託についての特例）の登録を受けた者をいう。次条第一号、第五十二条の二十一第一項第一号及び第五十二条の二十四第五項第一号において同じ。）である場合（当該適格機関投資家等から法第十九条第八項において準用する信託業法第二十五条の規定による説明を求められた場合を除く。）

- 二 委託者との間で同一の内容の金銭の信託契約を締結したことがある場合（当該委託者から法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十五条の規定による説明を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。）

- 三 保険金信託業務を行う生命保険会社等の委託を受けた信託契約代理店が信託業法第七十六条において準用する同法第二十五

(信託契約の内容の説明を要しない場合)

第五十二条の十四 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 委託者が適格機関投資家等（金融商品取引法第二条第三項第一号（定義）に規定する適格機関投資家並びに信託会社、外国信託会社、信託契約代理店（信託業法第二条第九項（定義）に規定する信託契約代理店をいう。以下この条及び第五十二条の二十三第三項において同じ。）及び信託業法第五十条の二第一項（信託法第三条第三号に掲げる方法によってする信託についての特例）の登録を受けた者をいう。次条第一号、第五十二条の二十一第一号及び第五十二条の二十四第五項第一号において同じ。）である場合（当該適格機関投資家等から法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十五条の規定による説明を求められた場合を除く。）

- 二 委託者との間で同一の内容の金銭の信託契約を締結したことがある場合（当該委託者から法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十五条の規定による説明を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。）

- 三 保険金信託業務を行う生命保険会社等の委託を受けた信託契約代理店が信託業法第七十六条において準用する同法第二十五

条の規定により委託者に対して当該信託契約の内容について説明を行った場合

四 法第九十九条第八項において準用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定により元本の補てん又は利益の補足の契約をした金銭信託に係る信託契約（以下「元本補填付等信託契約」という。）による信託の引受けを行う場合（委託者から同項において準用する信託業法第二十五条の規定による説明を求められた場合を除く。）

（信託契約締結時の書面交付を要しない場合）

第五十二条の十五 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 委託者が適格機関投資家等であつて、書面又は第五十二条の十七第一項に規定する電磁的方法により当該委託者からあらかじめ法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項に規定する書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該委託者からの要請があつた場合に速やかに当該書面を交付できる体制が整備されている場合

二 委託者と同一の内容の金銭の信託契約を締結したことがあり、かつ、法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項の規定により当該委託者に当該信託契約に係る書面を交付したことがある場合（当該委託者から同項に規定する書

条の規定により委託者に対して当該信託契約の内容について説明を行った場合

四 法第九十九条第八項において準用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定により元本の補てん又は利益の補足の契約をした金銭信託に係る信託契約（以下「元本補てん付等信託契約」という。）による信託の引受けを行う場合（委託者から同項において準用する信託業法第二十五条の規定による説明を求められた場合を除く。）

（信託契約締結時の書面交付を要しない場合）

第五十二条の十五 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 委託者が適格機関投資家等であつて、書面又は第五十二条の十七第一項に規定する電磁的方法により当該委託者からあらかじめ法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項に規定する書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該委託者からの要請があつた場合に速やかに当該書面を交付できる体制が整備されている場合

二 委託者と同一の内容の金銭の信託契約を締結したことがあり、かつ、法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項の規定により当該委託者に当該信託契約に係る書面を交付したことがある場合（当該委託者から同項に規定する書

面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。）

三 元本補填付等信託契約による信託の引受けを行った場合において、委託者からの要請があった場合に速やかに法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項に規定する書面を交付できる体制が整備されている場合

（信託契約締結時の交付書面の記載事項）

第五十二条の十六 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項第四号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

- 一 当初取得する信託財産の種類及び価額又は数量
- 二 信託財産の権利の移転に関する事項（信託財産に属する財産の対抗要件の具備に関する事項を含む。）
- 三 第一号の信託財産の取得日以後において信託財産を取得する予定がある場合においては、取得予定日、信託財産の種類及び取得にあたっての条件

四 暗号資産等の信託にあつては、次に掲げる事項

- イ 暗号資産は本邦通貨又は外国通貨ではないこと。
- ロ 暗号資産の価値の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由
- ハ 暗号資産は、代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること。

ニ 取り扱う暗号資産（暗号資産関連金融指標及び暗号資産関

面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。）

三 元本補てん付等信託契約による信託の引受けを行った場合において、委託者からの要請があった場合に速やかに法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項に規定する書面を交付できる体制が整備されている場合

（信託契約締結時の交付書面の記載事項）

第五十二条の十六 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項第四号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

- 一 当初取得する信託財産の種類及び価額又は数量
- 二 信託財産の権利の移転に関する事項（信託財産に属する財産の対抗要件の具備に関する事項を含む。）
- 三 第一号の信託財産の取得日以後において信託財産を取得する予定がある場合においては、取得予定日、信託財産の種類及び取得にあたっての条件

四 暗号資産等の信託にあつては、次に掲げる事項

- イ 暗号資産は本邦通貨又は外国通貨ではないこと。
- ロ 暗号資産の価値の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由
- ハ 暗号資産は、代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること。

ニ 取り扱う暗号資産（暗号資産関連金融指標及び暗号資産関

連有価証券に関するものを含む。)の概要及び特性(当該暗号資産が、特定の者によりその価値を保証されていない場合にあつては、その旨又は特定の者によりその価値を保証されている場合にあつては、当該者の氏名、商号若しくは名称及び当該保証の内容を含む。)

2 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項第六号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

- 一 信託財産の管理又は処分(信託の目的の達成のために必要な行為を含む。第五十二条の二十一第一項及び第五十二条の二十三第一項第三号において同じ。)により取得する財産の種類
- 二 信託財産である金銭を固有財産又は他の信託財産である金銭と合同運用する場合は、その旨及び当該信託財産と固有財産又は他の信託財産との間の損益の分配に係る基準

3 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項第八号に規定する同法第二十九条第二項各号に掲げる取引の概要には、当該取引の態様及び条件を含むものとする。

4 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項第九号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

- 一 不特定又は未存在の受益者がいる場合は、その範囲、資格その他受益者となる者を確定するために必要な事項

連有価証券に関するものを含む。)の概要及び特性(当該暗号資産が、特定の者によりその価値を保証されていない場合にあつては、その旨又は特定の者によりその価値を保証されている場合にあつては、当該者の氏名、商号若しくは名称及び当該保証の内容を含む。)

2 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項第六号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

- 一 信託財産の管理又は処分(信託の目的の達成のために必要な行為を含む。第五十二条の二十一及び第五十二条の二十三第一項第三号において同じ。)により取得する財産の種類
- 二 信託財産である金銭を固有財産又は他の信託財産である金銭と合同運用する場合は、その旨及び当該信託財産と固有財産又は他の信託財産との間の損益の分配に係る基準

3 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項第八号に規定する同法第二十九条第二項各号に掲げる取引の概要には、当該取引の態様及び条件を含むものとする。

4 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項第九号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

- 一 不特定又は未存在の受益者がいる場合は、その範囲、資格その他受益者となる者を確定するために必要な事項

<p>二 信託法第二百二十三条第一項、第三百三十一条第一項又は第三百三十八条第一項の規定により信託管理人、信託監督人又は受益者代理人を指定する場合は、当該信託管理人、信託監督人又は受益者代理人に関する事項</p> <p>三 委託者が受益者を指定又は変更する権利を有する場合は、当該権利に関する事項</p> <p>四 受益権の取得につき受益者が信託の利益を享受する意思を表示することを要件とする場合は、その旨</p> <p>5 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項第十号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。</p> <p>一 受益者に交付する信託財産の種類</p> <p>二 信託財産を交付する時期及び方法</p> <p>三 前二号に掲げる事項につき受益者により異なる内容を定める場合は、その内容</p> <p>6 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項第十一号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。</p> <p>一 信託報酬の額又は計算方法</p> <p>二 信託報酬の支払の時期及び方法</p> <p>7 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項第十六号に規定する内閣府令で定める事項は、第五十二条の十三の二十三第一項第二号から第七号までに掲げる事項とする。</p>	<p>二 信託法第二百二十三条第一項、第三百三十一条第一項又は第三百三十八条第一項の規定により信託管理人、信託監督人又は受益者代理人を指定する場合は、当該信託管理人、信託監督人又は受益者代理人に関する事項</p> <p>三 委託者が受益者を指定又は変更する権利を有する場合は、当該権利に関する事項</p> <p>四 受益権の取得につき受益者が信託の利益を享受する意思を表示することを要件とする場合は、その旨</p> <p>5 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項第十号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。</p> <p>一 受益者に交付する信託財産の種類</p> <p>二 信託財産を交付する時期及び方法</p> <p>三 前二号に掲げる事項につき受益者により異なる内容を定める場合は、その内容</p> <p>6 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項第十一号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。</p> <p>一 信託報酬の額又は計算方法</p> <p>二 信託報酬の支払の時期及び方法</p> <p>7 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項第十六号に規定する内閣府令で定める事項は、第五十二条の十三の二十三第一項第二号から第七号までに掲げる事項とする。</p>
--	--

8 保険金信託業務を行う生命保険会社等が信託法第二条第十二項に規定する限定責任信託の引受けを行った場合にあっては、法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項第十六号に規定する内閣府令で定める事項は、前項各号に掲げるもののほか、第五十二条の十三の二十三第二項各号に掲げる事項とする。

(情報通信の技術を利用する方法)

第五十二条の十七 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第二項(同法第二十七条第二項及び同法第二十九条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法(次条、第五十二条の二十一第一項及び第五十二条の二十四において「電磁的方法」という。)とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの

イ 保険金信託業務を行う生命保険会社等(保険金信託業務を行う生命保険会社等との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを委託者若しくは保険金信託業務を行う生命保険会社等の用に供する者を含む。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機と委託者等(委託者又は委託者との契約により顧客ファイル(専ら当該委託者の用に供せられるファイルをいう。以下こ

8 保険金信託業務を行う生命保険会社等が信託法第二条第十二項に規定する限定責任信託の引受けを行った場合にあっては、法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第一項第十六号に規定する内閣府令で定める事項は、前項各号に掲げるもののほか、第五十二条の十三の二十三第二項各号に掲げる事項とする。

(情報通信の技術を利用する方法)

第五十二条の十七 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第二項(同法第二十七条第二項及び同法第二十九条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法(次条、第五十二条の二十一及び第五十二条の二十四において「電磁的方法」という。)とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの

イ 保険金信託業務を行う生命保険会社等(保険金信託業務を行う生命保険会社等との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを委託者若しくは保険金信託業務を行う生命保険会社等の用に供する者を含む。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機と委託者等(委託者又は委託者との契約により顧客ファイル(専ら当該委託者の用に供せられるファイルをいう。以下こ

の条において同じ。)を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を送信し、委託者等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法(法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第二項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

ロ 保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて委託者の閲覧に供し、委託者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該委託者の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法(法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第二項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

ハ 保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて委託者の閲覧に供する方法

の条において同じ。)を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を送信し、委託者等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法(法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第二項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

ロ 保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて委託者の閲覧に供し、委託者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該委託者の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法(法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第二項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

ハ 保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて委託者の閲覧に供する方法

ニ 閲覧ファイル（保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の委託者の閲覧に供するため当該記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて委託者の閲覧に供する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならない。

一 委託者が閲覧ファイル又は顧客ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号イ、ハ及びニに規定する方法（委託者の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を委託者に対し通知するものであること。ただし、委託者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三 前項第一号ニに規定する方法にあつては、委託者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録するものであること。

四 前項第一号ハ又はニに規定する方法にあつては、当該記載事

ニ 閲覧ファイル（保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の委託者の閲覧に供するため当該記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて委託者の閲覧に供する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならない。

一 委託者が閲覧ファイル又は顧客ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号イ、ハ及びニに規定する方法（委託者の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を委託者に対し通知するものであること。ただし、委託者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三 前項第一号ニに規定する方法にあつては、委託者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録するものであること。

四 前項第一号ハ又はニに規定する方法にあつては、当該記載事



項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があったときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、委託者の承諾（令第十三条の六第一項に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により交付する場合又は委託者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ 前項第一号ハに規定する方法については、顧客ファイルに記録された記載事項

ロ 前項第一号ニに規定する方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

五 前項第一号ニに規定する方法にあつては、前号に定める期間を経過するまでの間において、第三号の規定により委託者が閲覧ファイルを開覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた委託者が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合はこの限りでない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを

項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があったときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、委託者の承諾（令第十三条の六第一項に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により交付する場合又は委託者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ 前項第一号ハに規定する方法については、顧客ファイルに記録された記載事項

ロ 前項第一号ニに規定する方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

五 前項第一号ニに規定する方法にあつては、前号に定める期間を経過するまでの間において、第三号の規定により委託者が閲覧ファイルを開覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた委託者が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合はこの限りでない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを

備えた委託者等又は保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(計算期間の特例)

第五十二条の十九 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 計算期間が信託の設定後最初の計算期間であって二年未満である場合

二 計算期間の初日から一年を経過した日(次号及び第四号において「応当日」という。)が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日、一月二日、一月三日又は十二月二十九日から十二月三十一日までの日(次号及び第四号において「休日等」という。)である場合において、その翌日を当該計算期間の末日とする場合

三 応当日及びその翌日が休日等である場合において、応当日の翌々日を当該計算期間の末日とする場合

四 応当日からその翌々日までが休日等である場合において、応当日から起算して三日後の日を当該計算期間の末日とする場合

五 元本補填付等信託契約による信託の引受けを行った場合において、受益者(信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合)にあつては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。次条第

備えた委託者等又は保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(計算期間の特例)

第五十二条の十九 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 計算期間が信託の設定後最初の計算期間であって二年未満である場合

二 計算期間の初日から一年を経過した日(次号及び第四号において「応当日」という。)が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日、一月二日、一月三日又は十二月二十九日から十二月三十一日までの日(次号及び第四号において「休日等」という。)である場合において、その翌日を当該計算期間の末日とする場合

三 応当日及びその翌日が休日等である場合において、応当日の翌々日を当該計算期間の末日とする場合

四 応当日からその翌々日までが休日等である場合において、応当日から起算して三日後の日を当該計算期間の末日とする場合

五 元本補てん付等信託契約による信託の引受けを行った場合において、受益者(信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合)にあつては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。次条

一 項第五号、第七号及び第八号、第五十二条の二十一第一項第一号の二及び第五号から第七号まで、第五十二条の二十四第一項第三号、第三項第三号並びに第五項第一号の二、第四号及び第五号並びに第五十二条の二十六において同じ。)からの信託財産の状況に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

(信託財産状況報告書の記載事項等)

第五十二条の二十 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十七条第一項本文に規定する信託財産状況報告書(以下この条において「報告書」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 計算期間の末日(以下この条において「当期末」という。)現在における資産、負債及び元本の状況並びに当該計算期間中の収支の状況
- 二 株式につき、計算期間中における売買総数及び売買総額並びに銘柄(信託財産の二分の一を超える額を金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券(同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。)に投資することを目的とする信託であつて、当期末現在において信託財産の総額の百分の一を超える額を保有している場合における当該銘柄に限る。次号において同じ。)ごとに次に掲げる事項
- イ 信託財産の計算期間の直前の計算期間の末日現在における

第一項第五号、第七号及び第八号、第五十二条の二十一第一号の二及び第五号から第七号まで、第五十二条の二十四第一項第三号、第三項第三号並びに第五項第一号の二、第四号及び第五号並びに第五十二条の二十六において同じ。)からの信託財産の状況に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

(信託財産状況報告書の記載事項等)

第五十二条の二十 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十七条第一項本文に規定する信託財産状況報告書(以下この条において「報告書」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 計算期間の末日(以下この条において「当期末」という。)現在における資産、負債及び元本の状況並びに当該計算期間中の収支の状況
- 二 株式につき、計算期間中における売買総数及び売買総額並びに銘柄(信託財産の二分の一を超える額を金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券(同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。)に投資することを目的とする信託であつて、当期末現在において信託財産の総額の百分の一を超える額を保有している場合における当該銘柄に限る。次号において同じ。)ごとに次に掲げる事項
- イ 信託財産の計算期間の直前の計算期間の末日現在における

株式数

- ロ 当期末現在における株式数
- ハ 当該株式の売却を予定する信託の場合には、当期末現在における株式の時価総額
- 三 公社債（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第九号に掲げる公社債をいう。）につき、種類ごとに計算期間中における売買総額及び銘柄ごとに当期末現在における額面金額の総額（当該公社債の売却を予定する信託の場合には、時価総額を含む。）
- 四 デリバティブ取引が行われた場合には、取引の種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び計算期間中における取引契約金額若しくは取引金額
- 五 不動産、不動産の賃借権又は地上権につき、次に掲げる事項（ロ及びハに掲げる事項にあつては、受益者からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得た場合を除く。）
- イ 不動産の所在、地番その他の不動産を特定するために必要な事項
- ロ 不動産の売却を予定する信託の場合には、物件ごとに、当期末現在における価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、固定資産税評価額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十一条第一項又は第二項の規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている価格をいう。）その他の資料に基づき合理的に算出した額をいう。）

株式数

- ロ 当期末現在における株式数
- ハ 当該株式の売却を予定する信託の場合には、当期末現在における株式の時価総額
- 三 公社債（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第九号に掲げる公社債をいう。）につき、種類ごとに計算期間中における売買総額及び銘柄ごとに当期末現在における額面金額の総額（当該公社債の売却を予定する信託の場合には、時価総額を含む。）
- 四 デリバティブ取引が行われた場合には、取引の種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び計算期間中における取引契約金額若しくは取引金額
- 五 不動産、不動産の賃借権又は地上権につき、次に掲げる事項（ロ及びハに掲げる事項にあつては、受益者からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得た場合を除く。）
- イ 不動産の所在、地番その他の不動産を特定するために必要な事項
- ロ 不動産の売却を予定する信託の場合には、物件ごとに、当期末現在における価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、固定資産税評価額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十一条第一項又は第二項の規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている価格をいう。）その他の資料に基づき合理的に算出した額をいう。）

- ハ 不動産に関して賃貸借契約が締結された場合には、物件ごと  
とに、当期末現在における稼働率及び当該物件に関して賃貸  
借契約を締結した相手方の総数並びに計算期間中における全  
賃料収入（当該全賃料収入について、やむを得ない事情によ  
り記載できない場合には、その旨）
- ニ 当該不動産の売却が行われた場合には、計算期間中におけ  
る売買金額の総額
- 六 金銭債権につき、次に掲げる事項
- イ 当期末現在における債権の種類及び額（債権の種類ごとの  
総額で足りる。）その他の債権の内容に関する事項
- ロ 債権の売買が行われた場合には、計算期間中における債権  
の種類ごとの売買総額
- 七 知的財産権（知的財産基本法（平成十四年法律第二百二十二号  
）第二条第二項に規定する知的財産権をいう。以下同じ。）に  
つき、次に掲げる事項（ハに掲げる事項にあつては、受益者か  
らあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得た場合を除く。）
- イ 知的財産権の種類その他の知的財産権を特定するために必  
要な事項
- ロ 知的財産権に関して、設定行為により、実施権及び使用権  
その他の権利（以下この号において「実施権等」という。）  
が設定された場合には、知的財産権ごとに、実施権等の範囲  
その他の実施権等の設定行為の内容に関する事項
- ハ 知的財産権の売却を予定する信託の場合には、知的財産権

- ハ 不動産に関して賃貸借契約が締結された場合には、物件ごと  
とに、当期末現在における稼働率及び当該物件に関して賃貸  
借契約を締結した相手方の総数並びに計算期間中における全  
賃料収入（当該全賃料収入について、やむを得ない事情によ  
り記載できない場合には、その旨）
- ニ 当該不動産の売却が行われた場合には、計算期間中におけ  
る売買金額の総額
- 六 金銭債権につき、次に掲げる事項
- イ 当期末現在における債権の種類及び額（債権の種類ごとの  
総額で足りる。）その他の債権の内容に関する事項
- ロ 債権の売買が行われた場合には、計算期間中における債権  
の種類ごとの売買総額
- 七 知的財産権（知的財産基本法（平成十四年法律第二百二十二号  
）第二条第二項に規定する知的財産権をいう。以下同じ。）に  
つき、次に掲げる事項（ハに掲げる事項にあつては、受益者か  
らあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得た場合を除く。）
- イ 知的財産権の種類その他の知的財産権を特定するために必  
要な事項
- ロ 知的財産権に関して、設定行為により、実施権及び使用権  
その他の権利（以下この号において「実施権等」という。）  
が設定された場合には、知的財産権ごとに、実施権等の範囲  
その他の実施権等の設定行為の内容に関する事項
- ハ 知的財産権の売却を予定する信託の場合には、知的財産権

ごとに、当期末現在における評価額

ニ 知的財産権ごとに、計算期間中における取引の状況

七の二 暗号資産につき、計算期間中における売買総数及び売買総額並びに種類ごとに次に掲げる事項

イ 信託財産の計算期間の直前の計算期間の末日現在における数量

ロ 当期末現在における数量

ハ 当該暗号資産の売却を予定する信託の場合には、当期末現在における暗号資産の時価総額

七の三 電子記録移転有価証券表示権利等につき、計算期間中における売買総数及び売買総額並びに銘柄ごとに次に掲げる事項

イ 信託財産の計算期間の直前の計算期間の末日現在における数量

ロ 当期末現在における数量

ハ 当該電子記録移転有価証券表示権利等の売却を予定する信託の場合には、当期末現在における電子記録移転有価証券表示権利等の時価総額

八 第二号から前号までの財産以外の財産（次号に掲げる信託に係る受益権を除く。以下この号において「対象財産」という。

）につき、対象財産の種類ごとに、次に掲げる事項（ただし、ハに掲げる事項にあつては、受益者からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得た場合を除く。）

イ 当期末現在における対象財産の種類、権利者の氏名又は名

ごとに、当期末現在における評価額

ニ 知的財産権ごとに、計算期間中における取引の状況

七の二 暗号資産につき、計算期間中における売買総数及び売買総額並びに種類ごとに次に掲げる事項

イ 信託財産の計算期間の直前の計算期間の末日現在における数量

ロ 当期末現在における数量

ハ 当該暗号資産の売却を予定する信託の場合には、当期末現在における暗号資産の時価総額

七の三 電子記録移転有価証券表示権利等につき、計算期間中における売買総数及び売買総額並びに銘柄ごとに次に掲げる事項

イ 信託財産の計算期間の直前の計算期間の末日現在における数量

ロ 当期末現在における数量

ハ 当該電子記録移転有価証券表示権利等の売却を予定する信託の場合には、当期末現在における電子記録移転有価証券表示権利等の時価総額

八 第二号から前号までの財産以外の財産（次号に掲げる信託に係る受益権を除く。以下この号において「対象財産」という。

）につき、対象財産の種類ごとに、次に掲げる事項（ただし、ハに掲げる事項にあつては、受益者からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得た場合を除く。）

イ 当期末現在における対象財産の種類、権利者の氏名又は名

称その他の対象財産を特定するために必要な事項

ロ 対象財産に関して権利が設定された場合には、対象財産ごとに、当該権利の権利者の氏名又は名称その他の当該権利の内容に関する事項

ハ 対象財産の売却を予定する信託の場合には、対象財産ごとに、当期末現在における評価額

ニ 対象財産ごとに、計算期間中における取引の状況

九 受益権を他の信託の受託者に取得させることを目的とする信託に係る受益権につき、当該受益権に係る信託財産の種類ごとに、直前の計算期間に係る第二号から前号までに掲げる事項

十 信託事務を処理するために債務（信託事務処理に関し通常負担する債務を除く。）を負担している場合には、当該債務の総額及び契約ごとの債務の金額その他当該債務の内容に関する事項（当該債務が借入れである場合にあつては、総借入金額並びに契約ごとの借入先の属性、借入金額、返済期限、当期末残高、計算期間及び借入期間における利率、返済方法、担保の設定に関する事項並びに借入の目的及び使途を含む。）

十一 当該信託財産に係る法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十二條第三項各号に掲げる業務を除く保険金信託業務を第三者に委託する場合にあつては、委託先の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地、委託に係る報酬及び委託する業務の内容

2 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、前項第一号に掲げる

称その他の対象財産を特定するために必要な事項

ロ 対象財産に関して権利が設定された場合には、対象財産ごとに、当該権利の権利者の氏名又は名称その他の当該権利の内容に関する事項

ハ 対象財産の売却を予定する信託の場合には、対象財産ごとに、当期末現在における評価額

ニ 対象財産ごとに、計算期間中における取引の状況

九 受益権を他の信託の受託者に取得させることを目的とする信託に係る受益権につき、当該受益権に係る信託財産の種類ごとに、直前の計算期間に係る第二号から前号までに掲げる事項

十 信託事務を処理するために債務（信託事務処理に関し通常負担する債務を除く。）を負担している場合には、当該債務の総額及び契約ごとの債務の金額その他当該債務の内容に関する事項（当該債務が借入れである場合にあつては、総借入金額並びに契約ごとの借入先の属性、借入金額、返済期限、当期末残高、計算期間及び借入期間における利率、返済方法、担保の設定に関する事項並びに借入の目的及び使途を含む。）

十一 当該信託財産に係る法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十二條第三項各号に掲げる業務を除く保険金信託業務を第三者に委託する場合にあつては、委託先の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地、委託に係る報酬及び委託する業務の内容

2 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、前項第一号に掲げる

事項の記載に当たっては、当期末現在における資産、負債及び元本の状況については当期末現在における貸借対照表に、計算期間中の損益の状態については当該信託財産の計算期間中の収支計算書に代えることができる。

3 報告書は、信託財産の状況を正確に判断することができるよう明瞭に記載しなければならない。

4 第一項各号に掲げる事項の金額は、百万円単位をもって表示することができる。ただし、信託財産の状況を的確に判断することができなくなるおそれがあるときは、この限りでない。

5 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、信託財産の計算期間の終了後又は信託行為によって設定された期間の終了後、遅滞なく、当該信託財産に係る報告書を作成し、これを受益者に交付しなければならない。ただし、信託行為によって設定された期間の終了後に受益者に当該報告書を交付すべき場合において、次条第一項各号に該当するときは、この限りでない。

(信託財産状況報告書の交付を要しない場合)

第五十二条の二十一 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十七条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 受益者が適格機関投資家等であって、書面又は電磁的方法により当該受益者（受益者代理人が現に存する場合にあっては、当該受益者代理人を含む。以下この号において同じ。）からあ

事項の記載に当たっては、当期末現在における資産、負債及び元本の状況については当期末現在における貸借対照表に、計算期間中の損益の状態については当該信託財産の計算期間中の収支計算書に代えることができる。

3 報告書は、信託財産の状況を正確に判断することができるよう明瞭に記載しなければならない。

4 第一項各号に掲げる事項の金額は、百万円単位をもって表示することができる。ただし、信託財産の状況を的確に判断することができなくなるおそれがあるときは、この限りでない。

5 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、信託財産の計算期間の終了後又は信託行為によって設定された期間の終了後、遅滞なく、当該信託財産に係る報告書を作成し、これを受益者に交付しなければならない。ただし、信託行為によって設定された期間の終了後に受益者に当該報告書を交付すべき場合において、次条各号に該当するときは、この限りでない。

(信託財産状況報告書の交付を要しない場合)

第五十二条の二十一 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十七条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 受益者が適格機関投資家等であって、書面又は電磁的方法により当該受益者（受益者代理人が現に存する場合にあっては、当該受益者代理人を含む。以下この号において同じ。）からあ



らかじめ信託財産状況報告書の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該受益者からの信託財産の状況に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

一 の二 受益者が受益証券発行信託（信託法第八十五条第三項に規定する受益証券発行信託をいう。以下同じ。）の無記名受益権（同法第一百条第三項に規定する無記名受益権をいう。以下同じ。）の受益者であつて、当該受益者のうち、保険金信託業務を行う生命保険会社等に氏名又は名称及び住所の知れている者に対して信託財産状況報告書を交付し、かつ、その他の者からの要請があつた場合に速やかに信託財産状況報告書を交付できる体制が整備されている場合

二 信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合において、当該信託管理人又は受益者代理人に信託財産状況報告書を交付する場合

三 金融商品取引業者等（投資運用業（金融商品取引法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。以下同じ。）を行う者に限る。以下この号において同じ。）の指図により信託財産の管理又は処分を行う旨の信託契約による信託の引受けを行い、当該信託の受益者が当該金融商品取引業者等の顧客のみである場合において、当該金融商品取引業者等に対し、当該金融商品取引業者等が同法第四十二条の七第一項の運用報告書を作成するために必要な情報を提供している場合

四 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第四項に規定

らかじめ信託財産状況報告書の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該受益者からの信託財産の状況に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

一 の二 受益者が受益証券発行信託（信託法第八十五条第三項に規定する受益証券発行信託をいう。以下同じ。）の無記名受益権（同法第一百条第三項に規定する無記名受益権をいう。以下同じ。）の受益者であつて、当該受益者のうち、保険金信託業務を行う生命保険会社等に氏名又は名称及び住所の知れている者に対して信託財産状況報告書を交付し、かつ、その他の者からの要請があつた場合に速やかに信託財産状況報告書を交付できる体制が整備されている場合

二 信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合において、当該信託管理人又は受益者代理人に信託財産状況報告書を交付する場合

三 金融商品取引業者等（投資運用業（金融商品取引法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。以下同じ。）を行う者に限る。以下この号において同じ。）の指図により信託財産の管理又は処分を行う旨の信託契約による信託の引受けを行い、当該信託の受益者が当該金融商品取引業者等の顧客のみである場合において、当該金融商品取引業者等に対し、当該金融商品取引業者等が同法第四十二条の七第一項の運用報告書を作成するために必要な情報を提供している場合

四 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第四項に規定

する商品投資顧問業者の指図により信託財産の管理又は処分を行う旨の信託契約による信託の引受けを行い、当該信託の受益者が当該商品投資顧問業者の顧客のみである場合において、当該商品投資顧問業者に対し、当該商品投資顧問業者が同法第二十条の報告書を作成するために必要な情報を提供している場合

する商品投資顧問業者の指図により信託財産の管理又は処分を行う旨の信託契約による信託の引受けを行い、当該信託の受益者が当該商品投資顧問業者の顧客のみである場合において、当該商品投資顧問業者に対し、当該商品投資顧問業者が同法第二十条の報告書を作成するために必要な情報を提供している場合

五 元本補填付等信託契約による信託の引受けを行った場合において、受益者からの信託財産の状況に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

六 取引について当該取引ごとの内容を記載した書面を交付又は電磁的方法により提供することにより信託財産状況報告書の交付に代える旨の承諾を受益者からあらかじめ書面又は電磁的方法により得ている場合であつて、かつ、当該取引の内容が書面又は電磁的方法により受益者に提供される場合

五 元本補てん付等信託契約による信託の引受けを行った場合において、受益者からの信託財産の状況に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

六 取引について当該取引ごとの内容を記載した書面を交付又は電磁的方法により提供することにより信託財産状況報告書の交付に代える旨の承諾を受益者からあらかじめ書面又は電磁的方法により得ている場合であつて、かつ、当該取引の内容が書面又は電磁的方法により受益者に提供される場合

七 他の目的で作成された書類又は電磁的記録に前条第一項各号に掲げる事項が記載又は記録されている場合であつて、かつ、当該書類又は電磁的記録に記載又は記録された内容が書面又は電磁的方法により受益者に提供される場合

七 他の目的で作成された書類又は電磁的記録に前条第一項各号に掲げる事項が記載又は記録されている場合であつて、かつ、当該書類又は電磁的記録に記載又は記録された内容が書面又は電磁的方法により受益者に提供される場合

八 受益証券発行信託の引受けを行った場合であつて、次に掲げるすべての要件を満たす場合

八 受益証券発行信託の引受けを行った場合であつて、次に掲げるすべての要件を満たす場合

イ 当該受益証券発行信託に係る受益権が、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項（定義）に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されており、かつ、特定上場有価証券（同条第三十三項に規定する特定上場有価証券

イ 当該受益証券発行信託に係る受益権が、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項（定義）に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されており、かつ、特定上場有価証券（同条第三十三項に規定する特定上場有価証券

をいう。以下この号及び第五十二条の二十四第五項第九号において同じ。)に該当しないこと又は特定投資家向け有価証券(同法第四条第三項(募集又は売出しの届出)に規定する特定投資家向け有価証券をいう。以下この号及び第五十二条の二十四第五項第九号において同じ。)に該当すること。

ロ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(1)又は(2)に定める要件に該当すること。

(1) 当該受益権が金融商品取引所に上場されている場合(当該受益権が特定上場有価証券である場合を除く。) 信託財産状況報告書に記載すべき事項に係る情報が当該金融商品取引所の定める開示方法により正しく開示されること。

(2) 当該受益権が特定投資家向け有価証券に該当する場合 信託財産状況報告書に記載すべき事項に係る情報が金融商品取引法第二十七条の三十二第一項(発行者情報の提供又は公表)に規定する発行者情報として同項又は同条第二項の規定により提供され、又は公表されること。

ハ 受益者からの要請があった場合に速やかに信託財産状況報告書を交付できる体制が整備されていること。

ニ 当該受益証券発行信託の信託行為において、ロについての定め及び受益者からの要請がない限り信託財産状況報告書を交付しない旨の定めがあること。

2 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第二項の規定、令第十三条の六第一項及び第二項の規定並びに第五十

をいう。以下この号及び第五十二条の二十四第五項第九号において同じ。)に該当しないこと又は特定投資家向け有価証券(同法第四条第三項(募集又は売出しの届出)に規定する特定投資家向け有価証券をいう。以下この号及び第五十二条の二十四第五項第九号において同じ。)に該当すること。

ロ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(1)又は(2)に定める要件に該当すること。

(1) 当該受益権が金融商品取引所に上場されている場合(当該受益権が特定上場有価証券である場合を除く。) 信託財産状況報告書に記載すべき事項に係る情報が当該金融商品取引所の定める開示方法により正しく開示されること。

(2) 当該受益権が特定投資家向け有価証券に該当する場合 信託財産状況報告書に記載すべき事項に係る情報が金融商品取引法第二十七条の三十二第一項(発行者情報の提供又は公表)に規定する発行者情報として同項又は同条第二項の規定により提供され、又は公表されること。

ハ 受益者からの要請があった場合に速やかに信託財産状況報告書を交付できる体制が整備されていること。

ニ 当該受益証券発行信託の信託行為において、ロについての定め及び受益者からの要請がない限り信託財産状況報告書を交付しない旨の定めがあること。

〔項を加える。〕

二条の十七及び第五十二条の十八の規定は、前項第二号の規定による信託財産状況報告書の交付について準用する。

(信託財産に係る行為準則)

第五十二条の二十四 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第一項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる取引とする。

- 一 取引の相手方と新たな取引を行うことにより自己又は信託財産に係る受益者以外の者の営む業務による利益を得ることを専ら目的としているとは認められない取引
- 二 第三者が知り得る情報を利用して行う取引
- 三 当該信託財産に係る受益者に対し、当該取引に関する重要な事実を開示し、書面又は電磁的方法による同意を得て行う取引
- 四 その他信託財産に損害を与えるおそれがないと認められる取引

2 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 信託財産の売買その他の取引を行った後で、一部の受益者に対し不当に利益を与え又は不利益を及ぼす方法で当該取引に係る信託財産を特定すること。
- 二 他人から不当な制限又は拘束を受けて信託財産に関して取引を行うこと、又は行わないこと。

(信託財産に係る行為準則)

第五十二条の二十四 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第一項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる取引とする。

- 一 取引の相手方と新たな取引を行うことにより自己又は信託財産に係る受益者以外の者の営む業務による利益を得ることを専ら目的としているとは認められない取引
- 二 第三者が知り得る情報を利用して行う取引
- 三 当該信託財産に係る受益者に対し、当該取引に関する重要な事実を開示し、書面又は電磁的方法による同意を得て行う取引
- 四 その他信託財産に損害を与えるおそれがないと認められる取引

2 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 信託財産の売買その他の取引を行った後で、一部の受益者に対し不当に利益を与え又は不利益を及ぼす方法で当該取引に係る信託財産を特定すること。
- 二 他人から不当な制限又は拘束を受けて信託財産に関して取引を行うこと、又は行わないこと。

三 特定の資産について作為的に値付けを行うことを目的とした取引を行うこと。

四 信託財産に係る受益者（信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。）に対し、取引に関する重要な事実を開示し、書面又は電磁的方法による同意を得て行う場合を除き、通常の取引の条件と比べて受益者に不利益を与える条件で、信託財産に属する財産につき自己の固有財産に属する債務に係る債権を被担保債権とする担保権を設定することその他第三者との間において信託財産のためにする行為であつて受託者又は利害関係人と受益者との利益が相反することとなる取引を行うこと。

五 重要な信託の変更等（法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条の二第一項に規定する重要な信託の変更等をいう。以下同じ。）をすることを専ら目的として、受益者代理人を指定すること。

3 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 委託者若しくは委託者から指図の権限の委託を受けた者（これらの者が令第十三条の七第一項各号に掲げる者である場合を除く。）又は受益者若しくは受益者から指図の権限の委託を受けた者のみの指図により取引を行う場合

二 信託の目的に照らして合理的に必要と認められる場合であつて、次に掲げる取引の種類に応じ、それぞれ次に定める方法に

三 特定の資産について作為的に値付けを行うことを目的とした取引を行うこと。

四 信託財産に係る受益者（信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。）に対し、取引に関する重要な事実を開示し、書面又は電磁的方法による同意を得て行う場合を除き、通常の取引の条件と比べて受益者に不利益を与える条件で、信託財産に属する財産につき自己の固有財産に属する債務に係る債権を被担保債権とする担保権を設定することその他第三者との間において信託財産のためにする行為であつて受託者又は利害関係人と受益者との利益が相反することとなる取引を行うこと。

五 重要な信託の変更等（法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条の二第一項に規定する重要な信託の変更等をいう。以下同じ。）をすることを専ら目的として、受益者代理人を指定すること。

3 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 委託者若しくは委託者から指図の権限の委託を受けた者（これらの者が令第十三条の七第一項各号に掲げる者である場合を除く。）又は受益者若しくは受益者から指図の権限の委託を受けた者のみの指図により取引を行う場合

二 信託の目的に照らして合理的に必要と認められる場合であつて、次に掲げる取引の種類に応じ、それぞれ次に定める方法に

より取引を行う場合

イ 次に掲げる有価証券（金融商品取引法第二条第一項及び第二項（定義）に規定する有価証券をいい、有価証券に係る標準物（同法第二条第二十四項第五号に掲げるものをいい、以下単に「標準物」という。）並びに同条第一項第二十号に掲げる有価証券であつてこれらの有価証券に係る権利を表示するもの及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうちこれらの有価証券に表示されるべきものを含む。）の売買

- (1) 金融商品取引所に上場されている有価証券（標準物を除く。） 取引所金融商品市場（金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下この号において同じ。）において行うもの又は前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額若しくはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの
- (2) 店頭売買有価証券（金融商品取引法第二条第十号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。） 店頭売買有価証券市場（同法第六十七条第二項（認可協会の目的）に規定する店頭売買有価証券市場をいう。）において行うもの又は前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額若しくはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの

- (3) (1)及び(2)に掲げる有価証券以外の有価証券で、次に掲げ

より取引を行う場合

イ 次に掲げる有価証券（金融商品取引法第二条第一項及び第二項（定義）に規定する有価証券をいい、有価証券に係る標準物（同法第二条第二十四項第五号に掲げるものをいい、以下単に「標準物」という。）並びに同条第一項第二十号に掲げる有価証券であつてこれらの有価証券に係る権利を表示するもの及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうちこれらの有価証券に表示されるべきものを含む。）の売買

- (1) 金融商品取引所に上場されている有価証券（標準物を除く。） 取引所金融商品市場（金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下この号において同じ。）において行うもの又は前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額若しくはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの
- (2) 店頭売買有価証券（金融商品取引法第二条第十号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。） 店頭売買有価証券市場（同法第六十七条第二項（認可協会の目的）に規定する店頭売買有価証券市場をいう。）において行うもの又は前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額若しくはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの

- (3) (1)及び(2)に掲げる有価証券以外の有価証券で、次に掲げ

るもの 前日の公表されている最終価格に基づき算出した  
価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出  
した価額により行うもの

(i) 金融商品取引法第二条第一項第一号から第五号までに  
掲げる有価証券（同項第十七号に掲げる有価証券であ  
つて、これらの有価証券の性質を有するものを含む。  
(ii)において同じ。）

(ii) 金融商品取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券  
のうち、その価格が認可金融商品取引業協会（同条第十  
三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。(ii)に  
おいて同じ。）又は外国において設立されている認可金  
融商品取引業協会と類似の性質を有する団体の定める規  
則に基づいて公表されるもの

(iii) 金融商品取引法第二条第一項第十号及び第十一号に掲  
げる有価証券

ロ 市場デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十一項  
に規定する市場デリバティブ取引をいう。以下同じ。）及び  
外国市場デリバティブ取引（同条第二十三項に規定する外国  
市場デリバティブ取引をいう。以下同じ。） 取引所金融商  
品市場又は外国金融商品市場（金融商品取引法第二条第八項  
第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。）において行  
うもの

ハ 不動産の売買 不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調

るもの 前日の公表されている最終価格に基づき算出した  
価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出  
した価額により行うもの

(i) 金融商品取引法第二条第一項第一号から第五号までに  
掲げる有価証券（同項第十七号に掲げる有価証券であ  
つて、これらの有価証券の性質を有するものを含む。  
(ii)において同じ。）

(ii) 金融商品取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券  
のうち、その価格が認可金融商品取引業協会（同条第十  
三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。(ii)に  
おいて同じ。）又は外国において設立されている認可金  
融商品取引業協会と類似の性質を有する団体の定める規  
則に基づいて公表されるもの

(iii) 金融商品取引法第二条第一項第十号及び第十一号に掲  
げる有価証券

ロ 市場デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十一項  
に規定する市場デリバティブ取引をいう。以下同じ。）及び  
外国市場デリバティブ取引（同条第二十三項に規定する外国  
市場デリバティブ取引をいう。以下同じ。） 取引所金融商  
品市場又は外国金融商品市場（金融商品取引法第二条第八項  
第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。）において行  
うもの

ハ 不動産の売買 不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調

査した価格により行うもの

二 その他の取引 同種及び同量の取引を同様の状況の下で行った場合に成立することとなる通常の取引の条件と比べて、受益者に不利にならない条件で行うもの

三 個別の取引ごとに当該取引について重要な事実を開示し、信託財産に係る受益者の書面又は電磁的方法による同意を得て取引を行う場合

四 その他受益者の保護に支障を生ずることがないものとして金融庁長官の承認を受けて取引を行う場合

4 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第三項の規定により、信託財産の計算期間ごとに、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を記載した書面を作成し、受益者に交付しなければならない。

一 取引当事者が法人の場合にあつては商号又は名称及び営業所又は事務所の所在地、個人の場合にあつては個人である旨

二 信託財産との取引の相手方となつた者が保険金信託業務を行う生命保険会社等の利害関係人である場合には、当該利害関係人と保険金信託業務を行う生命保険会社等との関係（信託財産との取引の相手方となつた者が保険金信託業務を行う生命保険会社等から保険金信託業務（法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十二條第三項各号に掲げる業務を除く。）の委託を受けた者の利害関係人である場合にあつては、当該利害関係人と委託を受けた者との関係）

査した価格により行うもの

二 その他の取引 同種及び同量の取引を同様の状況の下で行った場合に成立することとなる通常の取引の条件と比べて、受益者に不利にならない条件で行うもの

三 個別の取引ごとに当該取引について重要な事実を開示し、信託財産に係る受益者の書面又は電磁的方法による同意を得て取引を行う場合

四 その他受益者の保護に支障を生ずることがないものとして金融庁長官の承認を受けて取引を行う場合

4 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第三項の規定により、信託財産の計算期間ごとに、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を記載した書面を作成し、受益者に交付しなければならない。

一 取引当事者が法人の場合にあつては商号又は名称及び営業所又は事務所の所在地、個人の場合にあつては個人である旨

二 信託財産との取引の相手方となつた者が保険金信託業務を行う生命保険会社等の利害関係人である場合には、当該利害関係人と保険金信託業務を行う生命保険会社等との関係（信託財産との取引の相手方となつた者が保険金信託業務を行う生命保険会社等から保険金信託業務（法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十二條第三項各号に掲げる業務を除く。）の委託を受けた者の利害関係人である場合にあつては、当該利害関係人と委託を受けた者との関係）



- 
- 三 取引の方法
  - 四 取引を行った年月日
  - 五 取引に係る信託財産の種類その他の当該信託財産の特定のために必要な事項
  - 六 取引の対象となる資産又は権利の種類、銘柄、その他の取引の目的物の特定のために必要な事項
  - 七 取引の目的物の数量（同一の当事者間における特定の継続的取引契約に基づき反復してなされた取引については、当該信託財産の計算期間における取引の数量）
  - 八 取引価格（同一の当事者間における特定の継続的取引契約に基づき反復してなされた取引については、当該信託の計算期間における当該価格の総額）
  - 九 取引を行った理由
  - 十 当該取引に関して保険金信託業務を行う生命保険会社等（当該保険金信託業務を行う生命保険会社等から法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十二条第三項各号に掲げる業務を除く保険金信託業務の委託を受けた者を含む。）又はその利害関係人が手数料その他の報酬を得た場合には、その金額
  - 十一 当該書面の交付年月日
  - 十二 その他参考となる事項
  - 5 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 
- 三 取引の方法
  - 四 取引を行った年月日
  - 五 取引に係る信託財産の種類その他の当該信託財産の特定のために必要な事項
  - 六 取引の対象となる資産又は権利の種類、銘柄、その他の取引の目的物の特定のために必要な事項
  - 七 取引の目的物の数量（同一の当事者間における特定の継続的取引契約に基づき反復してなされた取引については、当該信託財産の計算期間における取引の数量）
  - 八 取引価格（同一の当事者間における特定の継続的取引契約に基づき反復してなされた取引については、当該信託の計算期間における当該価格の総額）
  - 九 取引を行った理由
  - 十 当該取引に関して保険金信託業務を行う生命保険会社等（当該保険金信託業務を行う生命保険会社等から法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十二条第三項各号に掲げる業務を除く保険金信託業務の委託を受けた者を含む。）又はその利害関係人が手数料その他の報酬を得た場合には、その金額
  - 十一 当該書面の交付年月日
  - 十二 その他参考となる事項
  - 5 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
-

一 受益者が適格機関投資家等であつて、書面又は電磁的方法により受益者（受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該受益者代理人を含む。以下この号において同じ。）からあらかじめ書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該受益者からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

一の二 受益者が受益証券発行信託の無記名受益権の受益者であつて、当該受益者のうち、保険金信託業務を行う生命保険会社等に氏名又は名称及び住所の知れている者に対して書面を交付し、かつ、その他の者からの要請があつた場合に速やかに書面を交付できる体制が整備されている場合

二 委託者若しくは委託者から指図の権限の委託を受けた者（これらの者が令第十三条の七第一項各号に掲げる者である場合を除く。）又は受益者若しくは受益者から指図の権限の委託を受けた者のみの指図により法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第二項各号の取引が行われたものである場合であつて、書面又は電磁的方法により受益者（信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。以下この号において同じ。）からあらかじめ書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該受益者からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

三 信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合において、当

一 受益者が適格機関投資家等であつて、書面又は電磁的方法により受益者（受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該受益者代理人を含む。以下この号において同じ。）からあらかじめ書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該受益者からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

一の二 受益者が受益証券発行信託の無記名受益権の受益者であつて、当該受益者のうち、保険金信託業務を行う生命保険会社等に氏名又は名称及び住所の知れている者に対して書面を交付し、かつ、その他の者からの要請があつた場合に速やかに書面を交付できる体制が整備されている場合

二 委託者若しくは委託者から指図の権限の委託を受けた者（これらの者が令第十三条の七第一項各号に掲げる者である場合を除く。）又は受益者若しくは受益者から指図の権限の委託を受けた者のみの指図により法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第二項各号の取引が行われたものである場合であつて、書面又は電磁的方法により受益者（信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。以下この号において同じ。）からあらかじめ書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該受益者からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

三 信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合において、当

該信託管理人又は受益者代理人に書面を交付する場合

四 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第二項各号の取引について当該取引ごとの内容を書面又は電磁的方法により提供することにより同条第三項に規定する書面の交付に代える旨の承諾を受益者から書面又は電磁的方法によりあらかじめ得ている場合であつて、かつ、当該取引の内容が書面又は電磁的方法により受益者に提供される場合

五 元本補填付等信託契約による信託の引受けを行った場合において、受益者からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

六 第三項第二号イ及びロに掲げる取引を行う場合

七 金銭債権（コールローンに係るもの、譲渡性預金証書をもつて表示されるもの又は金融機関への預金若しくは貯金に係るものに限る。）の取得及び譲渡を行う場合

八 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条（損失の補てん等を行う旨の信託契約の締結）の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託の受益権の取得及び譲渡を行う場合

九 受益証券発行信託の引受けを行った場合であつて、次に掲げるすべての要件を満たす場合

イ 当該受益証券発行信託に係る受益権が、金融商品取引所に上場されており、かつ、特定上場有価証券に該当しないこと又は特定投資家向け有価証券に該当すること。

ロ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(1)

該信託管理人又は受益者代理人に書面を交付する場合

四 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第二項各号の取引について当該取引ごとの内容を書面又は電磁的方法により提供することにより同条第三項に規定する書面の交付に代える旨の承諾を受益者から書面又は電磁的方法によりあらかじめ得ている場合であつて、かつ、当該取引の内容が書面又は電磁的方法により受益者に提供される場合

五 元本補てん付等信託契約による信託の引受けを行った場合において、受益者からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

六 第三項第二号イ及びロに掲げる取引を行う場合

七 金銭債権（コールローンに係るもの、譲渡性預金証書をもつて表示されるもの又は金融機関への預金若しくは貯金に係るものに限る。）の取得及び譲渡を行う場合

八 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条（損失の補てん等を行う旨の信託契約の締結）の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託の受益権の取得及び譲渡を行う場合

九 受益証券発行信託の引受けを行った場合であつて、次に掲げるすべての要件を満たす場合

イ 当該受益証券発行信託に係る受益権が、金融商品取引所に上場されており、かつ、特定上場有価証券に該当しないこと又は特定投資家向け有価証券に該当すること。

ロ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(1)

又は(2)に定める要件に該当すること。

(1) 当該受益権が金融商品取引所に上場されている場合(当該受益権が特定上場有価証券である場合を除く。)  
書面に記載すべき事項に係る情報が当該金融商品取引所の定める開示方法により正しく開示されること。

(2) 当該受益権が特定投資家向け有価証券に該当する場合  
書面に記載すべき事項に係る情報が金融商品取引法第二十七条の三十二第一項(発行者情報の提供又は公表)に規定する発行者情報として同項又は同条第二項の規定により提供され、又は公表されること。

ハ 受益者からの要請があった場合に速やかに書面を交付できる体制が整備されていること。

ニ 当該受益証券発行信託の信託行為において、ロについての定め及び受益者からの要請がない限り書面を交付しない旨の定めがあること。

(業務運営に関する措置)

第五十三条 保険会社は、法第百条の二第一項の規定により、その業務に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 第七十四条第三号に掲げる保険契約(第八十三条第一号ロ及びニに掲げるものを除く。)  
ニ 生命保険募集人又は損害保険募集人が、対象期間ごとに、遅滞なく、当該保険契約に係る資産の運用状況を記載した書面(第五項において「運用状況

又は(2)に定める要件に該当すること。

(1) 当該受益権が金融商品取引所に上場されている場合(当該受益権が特定上場有価証券である場合を除く。)  
書面に記載すべき事項に係る情報が当該金融商品取引所の定める開示方法により正しく開示されること。

(2) 当該受益権が特定投資家向け有価証券に該当する場合  
書面に記載すべき事項に係る情報が金融商品取引法第二十七条の三十二第一項(発行者情報の提供又は公表)に規定する発行者情報として同項又は同条第二項の規定により提供され、又は公表されること。

ハ 受益者からの要請があった場合に速やかに書面を交付できる体制が整備されていること。

ニ 当該受益証券発行信託の信託行為において、ロについての定め及び受益者からの要請がない限り書面を交付しない旨の定めがあること。

(業務運営に関する措置)

第五十三条 保険会社は、法第百条の二の規定により、その業務に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 第七十四条第三号に掲げる保険契約(第八十三条第一号ロ及びニに掲げるものを除く。)  
ニ 生命保険募集人又は損害保険募集人が、対象期間ごとに、遅滞なく、当該保険契約に係る資産の運用状況を記載した書面(第五項において「運用状況

報告書」という。)を作成し、保険契約者に交付するための措置

二 基礎率変更権に関する条項を法第四条第二項第三号に掲げる書類に記載する第三分野保険の保険契約に関し、生命保険募集人又は損害保険募集人が、一年ごとに、保険契約者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付するための措置

イ 基礎率変更権行使基準に該当するかどうか。

ロ 基礎率変更権行使基準に規定する予定発生率に対する実績発生率の状況を示す指標の推移

ハ その他基礎率変更権行使基準に該当するかどうか参考となる事項

三 生命保険募集人又は損害保険募集人の公正な保険募集を行う能力の向上を図るための措置

四 保険契約の締結、保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集を行った団体保険(法第二百九十四条第一項に規定する団体保険をいう。以下別表を除き同じ。)に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為(当該団体保険に係る保険契約の保険募集を行った者以外の者が行う当該加入させるための行為を含み、当該団体保険に係る保険契約者又は第二百二十七条の二第一項に定める者が当該加入させるための行為を行う場合であって、同条第二項各号に掲げる場合における当該加入させるための行為を除く。第二百十一条の三十第四号及び第二百二十七条の二第三項第二

報告書」という。)を作成し、保険契約者に交付するための措置

二 基礎率変更権に関する条項を法第四条第二項第三号に掲げる書類に記載する第三分野保険の保険契約に関し、生命保険募集人又は損害保険募集人が、一年ごとに、保険契約者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付するための措置

イ 基礎率変更権行使基準に該当するかどうか。

ロ 基礎率変更権行使基準に規定する予定発生率に対する実績発生率の状況を示す指標の推移

ハ その他基礎率変更権行使基準に該当するかどうか参考となる事項

三 生命保険募集人又は損害保険募集人の公正な保険募集を行う能力の向上を図るための措置

四 保険契約の締結、保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集を行った団体保険(法第二百九十四条第一項に規定する団体保険をいう。以下別表を除き同じ。)に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為(当該団体保険に係る保険契約の保険募集を行った者以外の者が行う当該加入させるための行為を含み、当該団体保険に係る保険契約者又は第二百二十七条の二第一項に定める者が当該加入させるための行為を行う場合であって、同条第二項各号に掲げる場合における当該加入させるための行為を除く。第二百十一条の三十第四号及び第二百二十七条の二第三項第二

号において同じ。)に際して、保険会社、生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険契約者及び被保険者(第二百二十七条の二第九項第一号イからニまでの規定による被保険者を除く。第五十三条の十二の二、第二百十一条の三十四号及び第二百三十四条の二十一の二第一項において同じ。)に対し、保険契約の内容その他保険契約者等に参考となるべき情報につき、保険契約の内容のうち重要な事項を記載した書面の交付その他適切な方法により、説明を行うことを確保するための措置

五 第二百二十七条の二第二項各号の規定による加入させるための行為が行われる団体保険に係る保険契約に関し、当該団体保険に係る保険契約者から当該団体保険に係る保険契約に加入する者に対して必要な情報が適切に提供されること及び当該保険契約者による当該保険契約に加入する者の意向の適切な確認を確保するための措置

六 第八十三条第一号イに掲げる保険契約の引受けに関し、次に掲げる措置(当該保険契約の保険契約者から運用実績連動型保険契約(法第百条の五第一項に規定する運用実績連動型保険契約をいう。第五十四条の四及び第五十四条の六において同じ。)に該当する保険契約を引き受けている場合に限る。)

イ 存続厚生年金基金(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下この号及び第八十三条第一号において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。))附則第

号において同じ。)に際して、保険会社、生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険契約者及び被保険者(第二百二十七条の二第九項第一号イからニまでの規定による被保険者を除く。第五十三条の十二の二、第二百十一条の三十四号及び第二百三十四条の二十一の二第一項において同じ。)に対し、保険契約の内容その他保険契約者等に参考となるべき情報につき、保険契約の内容のうち重要な事項を記載した書面の交付その他適切な方法により、説明を行うことを確保するための措置

五 第二百二十七条の二第二項各号の規定による加入させるための行為が行われる団体保険に係る保険契約に関し、当該団体保険に係る保険契約者から当該団体保険に係る保険契約に加入する者に対して必要な情報が適切に提供されること及び当該保険契約者による当該保険契約に加入する者の意向の適切な確認を確保するための措置

六 第八十三条第一号イに掲げる保険契約の引受けに関し、次に掲げる措置(当該保険契約の保険契約者から運用実績連動型保険契約(法第百条の五第一項に規定する運用実績連動型保険契約をいう。第五十四条の四及び第五十四条の六において同じ。)に該当する保険契約を引き受けている場合に限る。)

イ 存続厚生年金基金(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下この号及び第八十三条第一号において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。))附則第

三条第十一号（定義）に規定する存続厚生年金基金をいう。  
以下この号及び第八十三条第一号イにおいて同じ。）が、公  
的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険  
法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政  
令（平成二十六年政令第七十四号）第三条第二項（存続厚生  
年金基金に関する読替え等）の規定によりなおその効力を有  
するものとされる公的年金制度の健全性及び信頼性の確保の  
ための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三  
号）第一条（厚生年金基金令の廃止）の規定による廃止前の  
厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第三十  
九条の十五第一項（年金給付等積立金の運用）の規定に違反  
するおそれがあることを知った場合において、当該存続厚生  
年金基金に対し、その旨を通知することを確保するための措  
置

ロ 存続厚生年金基金から平成二十五年厚生年金等改正法附則  
第五条第一項（存続厚生年金基金に係る改正前厚生年金保険  
法等の効力等）の規定によりなおその効力を有するものとさ  
れる平成二十五年厚生年金等改正法第一条（厚生年金保険法  
の一部改正）の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二  
十九年法律第百十五号。第八十三条第一号において「改正前  
厚生年金保険法」という。）第百三十六条の四第三項（年金  
給付等積立金の運用に関する基本方針等）の規定により同項

三条第十一号（定義）に規定する存続厚生年金基金をいう。  
以下この号及び第八十三条第一号イにおいて同じ。）が、公  
的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険  
法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政  
令（平成二十六年政令第七十四号）第三条第二項（存続厚生  
年金基金に関する読替え等）の規定によりなおその効力を有  
するものとされる公的年金制度の健全性及び信頼性の確保の  
ための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三  
号）第一条（厚生年金基金令の廃止）の規定による廃止前の  
厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第三十  
九条の十五第一項（年金給付等積立金の運用）の規定に違反  
するおそれがあることを知った場合において、当該存続厚生  
年金基金に対し、その旨を通知することを確保するための措  
置

ロ 存続厚生年金基金から平成二十五年厚生年金等改正法附則  
第五条第一項（存続厚生年金基金に係る改正前厚生年金保険  
法等の効力等）の規定によりなおその効力を有するものとさ  
れる平成二十五年厚生年金等改正法第一条（厚生年金保険法  
の一部改正）の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二  
十九年法律第百十五号。第八十三条第一号において「改正前  
厚生年金保険法」という。）第百三十六条の四第三項（年金  
給付等積立金の運用に関する基本方針等）の規定により同項

に規定する事項を示されたときに、当該存続厚生年金基金に  
対して、その示されたところに従って特別勘定に属する財産  
の運用を行うことによる利益の見込み及び損失の可能性につ  
いて、当該存続厚生年金基金の知識、経験、財産の状況及び  
保険契約を締結する目的に照らして適切に説明を行うことを  
確保するための措置

ハ 特別勘定に属する財産の運用に関して、存続厚生年金基金  
に対し、将来における金額が不確実な事項について、断定的  
判断を示さず、又は確実であると誤解させるおそれのあるこ  
とを告げないことを確保するための措置

2 生命保険募集人又は損害保険募集人は、前項第一号又は第二号  
の規定による書面の交付に代えて、次項に定めるところにより、  
当該保険契約者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁  
的方法により提供することができる。この場合において、当該生  
命保険募集人又は当該損害保険募集人は、当該交付をしたものと  
みなす。

3 生命保険募集人又は損害保険募集人は、前項の事項を電磁的方  
法により提供しようとするときは、あらかじめ、当該保険契約者  
に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し  
、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第七項において読み替えて準用する第五十四条の五第一項各  
号に掲げる方法のうち生命保険募集人又は損害保険募集人が使  
用するもの

に規定する事項を示されたときに、当該存続厚生年金基金に  
対して、その示されたところに従って特別勘定に属する財産  
の運用を行うことによる利益の見込み及び損失の可能性につ  
いて、当該存続厚生年金基金の知識、経験、財産の状況及び  
保険契約を締結する目的に照らして適切に説明を行うことを  
確保するための措置

ハ 特別勘定に属する財産の運用に関して、存続厚生年金基金  
に対し、将来における金額が不確実な事項について、断定的  
判断を示さず、又は確実であると誤解させるおそれのあるこ  
とを告げないことを確保するための措置

2 生命保険募集人又は損害保険募集人は、前項第一号又は第二号  
の規定による書面の交付に代えて、次項に定めるところにより、  
当該保険契約者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁  
的方法により提供することができる。この場合において、当該生  
命保険募集人又は当該損害保険募集人は、当該交付をしたものと  
みなす。

3 生命保険募集人又は損害保険募集人は、前項の事項を電磁的方  
法により提供しようとするときは、あらかじめ、当該保険契約者  
に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し  
、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第七項において読み替えて準用する第五十四条の五第一項各  
号に掲げる方法のうち生命保険募集人又は損害保険募集人が使  
用するもの



## 二 ファイルへの記録の方式

4 前項の規定による承諾を得た生命保険募集人又は損害保険募集人は、当該保険契約者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該保険契約者に対し、書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該保険契約者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

5 第一項第一号の「対象期間」とは、直前の基準日（運用状況報告書の作成の基準とした日をいう。以下この項及び次条において同じ。）の翌日（当該運用状況報告書が初めて作成するものである場合にあつては、特別勘定に属する財産の運用を開始した日）から当該運用状況報告書の基準日までの期間をいう。

6 第一項第一号の対象期間は、一年を超えてはならない。

7 第五十四条の五の規定は、第二項に規定する電磁的方法について準用する。この場合において、同条第一項第一号中「保険会社（法第百条の五第二項）とあるのは「生命保険募集人又は損害保険募集人（第五十三条第二項）」と、「当該保険会社」とあるのは「当該生命保険募集人又は損害保険募集人」と、「保険会社の使用」とあるのは「生命保険募集人又は損害保険募集人の使用」と、「方法（法第百条の五第二項）とあるのは「方法（第五十三条第二項）」と、同条第二項中「保険料として収受した金銭の運用を対象期間内において最後に行った日」とあるのは「設定日（第五十三条第一項第一号に規定する保険契約にあつては保険料として

## 二 ファイルへの記録の方式

4 前項の規定による承諾を得た生命保険募集人又は損害保険募集人は、当該保険契約者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該保険契約者に対し、書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該保険契約者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

5 第一項第一号の「対象期間」とは、直前の基準日（運用状況報告書の作成の基準とした日をいう。以下この項及び次条において同じ。）の翌日（当該運用状況報告書が初めて作成するものである場合にあつては、特別勘定に属する財産の運用を開始した日）から当該運用状況報告書の基準日までの期間をいう。

6 第一項第一号の対象期間は、一年を超えてはならない。

7 第五十四条の五の規定は、第二項に規定する電磁的方法について準用する。この場合において、同条第一項第一号中「保険会社（法第百条の五第二項）とあるのは「生命保険募集人又は損害保険募集人（第五十三条第二項）」と、「当該保険会社」とあるのは「当該生命保険募集人又は損害保険募集人」と、「保険会社の使用」とあるのは「生命保険募集人又は損害保険募集人の使用」と、「方法（法第百条の五第二項）とあるのは「方法（第五十三条第二項）」と、同条第二項中「保険料として収受した金銭の運用を対象期間内において最後に行った日」とあるのは「設定日（第五十三条第一項第一号に規定する保険契約にあつては保険料として

收受した金銭の運用を対象期間内において最後に行った日をいい、同項第二号に規定する保険契約にあつては同号に規定する事項の電磁的方法による提供を最後に行った日をいう。」と、「令第十四条の二第一項」とあるのは「第五十三条第三項」と、同条第三項中「保険会社の使用」とあるのは「生命保険募集人又は損害保険募集人の使用」と読み替えるものとする。

(銀行等に保険募集を行わせる際の業務運営に関する措置)

第五十三条の三の三 保険会社は銀行等である生命保険募集人又は損害保険代理店に保険募集を行わせるときは、当該銀行等の信用を背景とする過剰な保険募集により当該保険会社の業務の健全かつ適切な運営及び公正な保険募集が損なわれることのないよう、銀行等への委託（法第二百七十五条第三項の規定による再委託を含む。第五十三条の八及び第五十三条の十一第一項において同じ。）に関して方針を定めること、当該銀行等の保険募集の状況を的確に把握することその他の必要な措置を講じなければならない。

(特定関係者に該当する金融機関との共同訪問に係る誤認防止)

第五十三条の四 保険会社は、当該保険会社を所属保険会社等とする生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険募集に際して、当該保険会社の特定関係者に該当する金融機関の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、執行役（理事、監事

收受した金銭の運用を対象期間内において最後に行った日をいい、同項第二号に規定する保険契約にあつては同号に規定する事項の電磁的方法による提供を最後に行った日をいう。」と、「令第十四条の二第一項」とあるのは「第五十三条第三項」と、同条第三項中「保険会社の使用」とあるのは「生命保険募集人又は損害保険募集人の使用」と読み替えるものとする。

(銀行等に保険募集を行わせる際の業務運営に関する措置)

第五十三条の三の三 保険会社は銀行等である生命保険募集人又は損害保険代理店に保険募集を行わせるときは、当該銀行等の信用を背景とする過剰な保険募集により当該保険会社の業務の健全かつ適切な運営及び公正な保険募集が損なわれることのないよう、銀行等への委託（法第二百七十五条第三項の規定による再委託を含む。第五十三条の八及び第五十三条の十一において同じ。）に関して方針を定めること、当該銀行等の保険募集の状況を的確に把握することその他の必要な措置を講じなければならない。

(特定関係者に該当する金融機関との共同訪問に係る誤認防止)

第五十三条の四 保険会社は、当該保険会社を所属保険会社等とする生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険募集に際して、当該保険会社の特定関係者に該当する金融機関の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、執行役（理事、監事

その他これらに準ずる者を含む。第五十三条の六において同じ。  
（又は使用人とともに顧客を訪問する場合に、当該顧客に対して、当該保険会社と当該金融機関は別の法人であること等を記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置を講じなければならない。）

2 前項に規定する「特定関係者」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 当該保険会社の子会社
- 二 当該保険会社を子会社とする保険持株会社の子会社（当該保険会社及び前号に掲げる者を除く。）
- 三 当該保険会社の子法人等（前二号に掲げる者を除く。）
- 四 当該保険会社を子法人等とする親法人等（保険持株会社を除く。）
- 五 当該保険会社を子法人等とする親法人等の子法人等（当該保険会社及び前各号に掲げる者を除く。）
- 六 当該保険会社の関連法人等
- 七 当該保険会社が他の法人等の関連法人等である場合における当該他の法人等
- 八 当該保険会社を子法人等とする親法人等の関連法人等（第六号に掲げる者を除く。）
- 九 当該保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する保険主要株主のうちその保有する当該保険会社に係る議決権が当該保険会社の総株主の議決権の百分の五十を超えるもの（個人に限る。以下この号において「特定個人保険主要株主」とい

その他これらに準ずる者を含む。第五十三条の六において同じ。  
（又は使用人とともに顧客を訪問する場合に、当該顧客に対して、当該保険会社と当該金融機関は別の法人であること等を記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置を講じなければならない。）

2 前項に規定する「特定関係者」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 当該保険会社の子会社
- 二 当該保険会社を子会社とする保険持株会社の子会社（当該保険会社及び前号に掲げる者を除く。）
- 三 当該保険会社の子法人等（前二号に掲げる者を除く。）
- 四 当該保険会社を子法人等とする親法人等（保険持株会社を除く。）
- 五 当該保険会社を子法人等とする親法人等の子法人等（当該保険会社及び前各号に掲げる者を除く。）
- 六 当該保険会社の関連法人等
- 七 当該保険会社が他の法人等の関連法人等である場合における当該他の法人等
- 八 当該保険会社を子法人等とする親法人等の関連法人等（第六号に掲げる者を除く。）
- 九 当該保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する保険主要株主のうちその保有する当該保険会社に係る議決権が当該保険会社の総株主の議決権の百分の五十を超えるもの（個人に限る。以下この号において「特定個人保険主要株主」とい

う。)に係る次に掲げる法人等(当該保険会社を除く。)

イ 当該特定個人保険主要株主がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等(当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。)

ロ 当該特定個人保険主要株主がその総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等

3 第一項に規定する「金融機関」とは、次に掲げるものをいう。

一 銀行(銀行法第二条第一項(定義等)に規定する銀行をいう。以下同じ。)

二 長期信用銀行

三 銀行業を営む外国の者

四 信用金庫連合会

五 労働金庫連合会

六 中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号(協同組合連合会)の事業を行う協同組合連合会

4 生命保険募集人又は損害保険募集人は、第一項の規定による書面の交付に代えて、次項に定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該生命保険募集人又は当該損害保険募集人は、当該交付をしたものとみなす。

5 生命保険募集人又は損害保険募集人は、前項の事項を電磁的方法により提供しようとするときは、あらかじめ、当該顧客に対し、その用いる第十四条の十各号に掲げる電磁的方法の種類及び内

う。)に係る次に掲げる法人等(当該保険会社を除く。)

イ 当該特定個人保険主要株主がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等(当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。)

ロ 当該特定個人保険主要株主がその総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等

3 第一項に規定する「金融機関」とは、次に掲げるものをいう。

一 銀行(銀行法第二条第一項(定義等)に規定する銀行をいう。以下同じ。)

二 長期信用銀行

三 銀行業を営む外国の者

四 信用金庫連合会

五 労働金庫連合会

六 中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号(協同組合連合会)の事業を行う協同組合連合会

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。  
6 前項の規定による承諾を得た生命保険募集人又は損害保険募集人は、当該顧客から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該顧客に対し、書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該顧客が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(委託業務の的確な遂行を確保するための措置)

第五十三条の十一 保険会社は、その業務を第三者に委託する場合(次項の規定により当該保険会社の属する保険持株会社グループ(法第百条の二第二項第一号に規定する保険持株会社グループをいう。以下同じ。)に属する保険持株会社が当該業務の的確な遂行を確保するための措置を講ずる場合を除く。)には、当該業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置

二 当該業務の委託を受けた者(以下この項において「受託者」という。)における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認することにより、受託者が当該業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させることその他の受託者に対する必要かつ適切な監督を行うための措置

「項を加える。」

(委託業務の的確な遂行を確保するための措置)

第五十三条の十一 保険会社は、その業務を第三者に委託する場合には、当該業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置

二 当該業務の委託を受けた者(以下この条において「受託者」という。)における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、受託者が当該業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、受託者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置

三 受託者が行う当該業務に係る顧客からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置

四 受託者が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託することその他の保険契約者等の保護に支障が生じることを防止するための措置

五 保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要がある場合には、当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置

2 法第百条の二第二項第一号の規定により当該業務の的確な遂行を確保するための措置を講ずる保険持株会社は、次に掲げる内容の当該保険持株会社における経営管理に係る方針の策定及びその実施を確保するための措置を講じなければならない。

一 当該保険持株会社グループに属する会社であつて当該業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に当該業務を委託すること。

二 当該業務の委託を受けた者（以下この項において「受託者」という。）における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認することにより、受託者が当該業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じて改善させることその他の受託者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

三 受託者が行う当該業務に係る顧客からの苦情を適切かつ迅速

三 受託者が行う当該業務に係る顧客からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置

四 受託者が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託する等、保険契約者等の保護に支障が生じること等を防止するための措置

五 保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要がある場合には、当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置

「項を加える。」

に処理すること。

四 受託者が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、当該業務を委託した保険持株会社グループに属する二以上の会社に対し、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託することその他の当該業務に係る顧客の保護に支障が生じること防止するための措置を求めること。

五 当該業務を委託した保険持株会社グループに属する二以上の会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、当該業務に係る顧客の保護を図るため必要がある場合には、当該会社に対し、当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を求めること。

(特定関係者との間の取引等を行うやむを得ない理由等)

第五十四条 法第百条の三ただし書に規定する内閣府令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 当該保険会社が当該保険会社の取引の通常 conditions に照らして当該保険会社に不利益を与える取引又は行為を、当該保険会社の特定関係者（法第百条の三本文に規定する特定関係者をいう。以下この項、次条及び第五十四条の三において同じ。）に該当する特定保険会社（破綻保険会社（法第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社をいう。以下この号において同じ。）並びに破綻保険会社の権利義務の全部又は一部を承継する保険会社及び外国保険会社等をいう。）との間で行う場合において、

(特定関係者との間の取引等を行うやむを得ない理由)

第五十四条 法第百条の三ただし書に規定する内閣府令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 当該保険会社が当該保険会社の取引の通常 conditions に照らして当該保険会社に不利益を与える取引又は行為を、当該保険会社の特定関係者（法第百条の三本文に規定する特定関係者をいう。以下この条、次条及び第五十四条の三において同じ。）に該当する特定保険会社（破綻保険会社（法第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社をいう。以下この号において同じ。）並びに破綻保険会社の権利義務の全部又は一部を承継する保険会社及び外国保険会社等をいう。）との間で行う場合において、

当該取引又は行為を行わなければ当該特定保険会社の事業の継続に支障を生ずるおそれがあること。

二 当該保険会社が外国保険業者を当該保険会社の子法人等又は関連法人等として有する場合（当該外国保険業者が所在する国において当該保険会社が支店その他の営業所を設置することができないことについてやむを得ない事由があるときに限る。）において、当該保険会社が当該外国保険業者との間で当該保険会社の本店と支店その他の営業所との間で行う取引又は行為と同様の条件の取引又は行為を行わなければ当該外国保険業者の事業の継続に支障を生ずるおそれがあること。

三 当該保険会社の特定関係者の経営の状況の悪化により当該保険会社の経営の健全性を損なうおそれがある場合であつて、当該保険会社が、当該保険会社の取引の通常条件に照らして当該保険会社に不利益を与える取引又は行為を当該特定関係者との間で当該特定関係者の合理的な経営改善のための計画に基づき行う場合において、当該取引又は行為を行うことが当該特定関係者の経営の状況を改善する上で必要かつ不可欠であると見込まれること。

四 前三号に掲げるもののほか、当該保険会社がその特定関係者との間で当該保険会社の取引の通常条件に照らして当該保険会社に不利益を与える取引又は行為を行うことについて、金融庁長官が必要なものとしてあらかじめ定める場合に該当すること。

当該取引又は行為を行わなければ当該特定保険会社の事業の継続に支障を生ずるおそれがあること。

二 当該保険会社が外国保険業者を当該保険会社の子法人等又は関連法人等として有する場合（当該外国保険業者が所在する国において当該保険会社が支店その他の営業所を設置することができないことについてやむを得ない事由があるときに限る。）において、当該保険会社が当該外国保険業者との間で当該保険会社の本店と支店その他の営業所との間で行う取引又は行為と同様の条件の取引又は行為を行わなければ当該外国保険業者の事業の継続に支障を生ずるおそれがあること。

三 当該保険会社の特定関係者の経営の状況の悪化により当該保険会社の経営の健全性を損なうおそれがある場合であつて、当該保険会社が、当該保険会社の取引の通常条件に照らして当該保険会社に不利益を与える取引又は行為を当該特定関係者との間で当該特定関係者の合理的な経営改善のための計画に基づき行う場合において、当該取引又は行為を行うことが当該特定関係者の経営の状況を改善する上で必要かつ不可欠であると見込まれること。

四 前三号に掲げるもののほか、当該保険会社がその特定関係者との間で当該保険会社の取引の通常条件に照らして当該保険会社に不利益を与える取引又は行為を行うことについて、金融庁長官が必要なものとしてあらかじめ定める場合に該当すること。



2 法第百条の三ただし書に規定する内閣府令で定める要件は、当

該保険会社が当該保険会社を子会社とする保険持株会社（他の保険会社又は保険持株会社の子会社でないものに限る。）の子会社（当該保険会社以外の保険会社に限る。）との間で行う取引又は行為で、その条件が当該保険会社の取引の通常の場合に照らして当該保険会社に不利益を与えるもの（以下この項において「特定取引等」という。）に関し、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一 当該保険会社が特定取引等を行うことが当該保険会社の経営の健全性を損なうおそれがないこと。

二 当該保険会社が特定取引等の条件を明確に定めていること。

（特定関係者との間の取引等の承認の申請等）

第五十四条の三 保険会社は、法第百条の三ただし書の規定によるやむを得ない理由があることについての承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

2 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした保険会社が法第百条の三各号に掲げる取引又は行為をすることについて第五十四条第一項に掲げるやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

第五十四条の三の二 保険会社は、法第百条の三ただし書の規定に

「項を加える。」

（特定関係者との間の取引等の承認の申請等）

第五十四条の三 保険会社は、法第百条の三ただし書の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

2 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした保険会社が法第百条の三各号に掲げる取引又は行為をすることについて第五十四条に掲げるやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

「条を加える。」

よる要件を満たすことについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならぬ。

一 理由書

二 当該保険会社に関する次に掲げる書類

イ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書（当該保険会社が相互会社である場合には、剰余金の処分又は損失の処理に関する書面及び基金等変動計算書）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ロ 当該承認後における収支の見込みを記載した書類

三 第五十四条第二項第二号に規定する条件を記載した書類

四 第五十四条第二項第二号に規定する条件の決定が取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する取締役会の議事録

五 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書類

2 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした保険会社が第五十四条第二項に掲げる要件の全てに該当するかどうかを審査するものとする。

（専門子会社の業務等）

第五十六条 法第六十六条第一項第四号の二に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げるものとする。

一 次条第一項各号に掲げる業務であつて、当該保険会社、その

（専門子会社の業務等）

第五十六条 法第六十六条第一項第四号の二に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げるものとする。

一 次条第一項各号に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める

子会社（法第百六条第一項第一号から第二号の二まで及び第八号に掲げる会社に限る。）その他第四項各号に掲げる者（次項第二号及び第十七項第二号イにおいて「保険会社等集団」という。）の行う業務のために営むもの

二 次条第二項各号に掲げる業務（当該保険会社が銀行等会社（銀行、長期信用銀行又は銀行業を営む外国の会社をいう。以下同じ。）を子会社としていない場合にあつては次条第二項第三十四号の三及び第三十五号に掲げる業務を、当該保険会社が証券専門会社等（法第百六条第一項第五号に規定する証券専門会社（第五十八条の六において「証券専門会社」という。）、同項第六号に規定する証券仲介専門会社（第五十八条の六において「証券仲介専門会社」という。）又は有価証券関連業を行う外国の会社をいう。第十七項第二号ロ及び第二百十條の七第十四項第二号ロにおいて同じ。）を子会社としていない場合にあつては次条第二項第三十六号から第四十号までに掲げる業務を、当該保険会社が信託専門会社等（法第百六条第一項第十二号ロに規定する信託兼営銀行（以下「信託兼営銀行」という。）、同項第七号に規定する信託専門会社又は信託業（信託業法第二条第一項（定義）に規定する信託業をいう。第二百八条第二項第二号において同じ。）を営む外国の会社をいう。以下同じ。）を子会社としていない場合（当該保険会社が法第九十九条第七項の認可を受けて保険金信託業務を行う場合を除く。）にあつては次条第二項第四十一号から第四十五号までに掲げる業

基準により主として保険会社、その子会社又は第四項第一号の二から第四号までに掲げる者の行う業務のために営むもの

二 次条第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第三十四号の三及び第三十五号に掲げる業務については銀行子会社等（法第百六条第二項第六号に規定する銀行子会社等をいう。次項第三号及び第三項第五号において同じ。）を有する場合に限り、次条第二項第三十六号から第四十号までに掲げる業務については証券子会社等（法第百六条第二項第七号に規定する証券子会社等をいう。）を有する場合に限り、次条第二項第四十一号から第四十五号までに掲げる業務については信託子会社等（法第百六条第二項第八号に規定する信託子会社等をいう。以下同じ。）を有する場合に限る。

務を、それぞれ除く。)

2 法第六条第一項第五号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで、第十三号、第十六号及び第十七号(第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲)に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務(同項第一号に掲げる業務にあつては、第五十二条の三第一項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項(定義)に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第五十二条の三第一項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるものに限る。))のほか、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十一号から第十七号まで(定義)に掲げる行為(同項第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等(暗号資産の価値、暗号資産関連オプション(同法第八十五条の二十三第一項に規定する暗号資産関連オプションをいう。))の対価の額又は暗号資産関連金融指標の動向をいう。次項第一号並びに次条第二項第十七号及び第二十六号において同じ。))の分析に基づく投資判断(同法第二条第八項第十一号に規定する投資判断をいう。次項第一号並びに次条第二項第十七号及び第二十六号において同じ。))に基づいて財産の運用を行うものを除く

2 法第六条第一項第五号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで、第十三号及び第十六号(第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲)に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務(同項第一号に掲げる業務にあつては、第五十二条の三第一項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項(定義)に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第五十二条の三第一項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるものに限る。))のほか、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十一号から第十七号まで(定義)に掲げる行為(同項第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等(暗号資産の価値、暗号資産関連オプション(同法第八十五条の二十三第一項に規定する暗号資産関連オプションをいう。))の対価の額又は暗号資産関連金融指標の動向をいう。次項第一号並びに次条第二項第十七号及び第二十六号において同じ。))の分析に基づく投資判断(同法第二条第八項第十一号に規定する投資判断をいう。次項第一号並びに次条第二項第十七号及び第二十六号において同じ。))に基づいて財産の運用を行うものを除く

。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二各号（金融商品取引業となる行為）に掲げる行為を行う業務

二 次条第一項各号（第二十三号を除く。）に掲げる業務であつて、保険会社等集団の行う業務のために営むもの

三 次条第二項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除き、当該保険会社が銀行等会社を子会社としていない場合にあつては同項第三十四号の三及び第三十五号に掲げる業務を、当該保険会社が信託専門会社等を子会社としていない場合（当該保険会社が法第九十九条第七項の認可を受けて保険金信託業務を行う場合を除く。）にあつては次条第二項第四十一号から第四十五号までに掲げる業務を、それぞれ除く。）

3 法第六十六条第一項第六号及び第六号の二に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一 金融商品取引法第二条第八項第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為（同項第十二号及び第十四号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二第一号に掲げる行為を行う業務

二 累積投資契約（金融商品取引法第三十五条第一項第七号に規

。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二各号（金融商品取引業となる行為）に掲げる行為を行う業務

二 次条第一項各号（第二十三号を除く。）に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基準により主として保険会社、その子会社又は第四項第一号の二から第四号までに掲げる者の行う業務のために営むもの

三 次条第二項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）。ただし、同項第三十四号の三及び第三十五号に掲げる業務については銀行子会社等を有する場合に限り、同項第四十一号から第四十五号までに掲げる業務については信託子会社等を有する場合に限る。

3 法第六十六条第一項第六号及び第六号の二に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一 金融商品取引法第二条第八項第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為（同項第十二号及び第十四号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二第一号に掲げる行為を行う業務

二 累積投資契約（金融商品取引法第三十五条第一項第七号に規

定する累積投資契約をいう。)の締結の媒介

三 金融商品取引法第三十五条第一項第一号に規定する有価証券の貸借の媒介

四 前項第二号に掲げる業務

五 次条第二項各号に掲げる業務(第一号に掲げる業務に該当するものを除き、当該保険会社が銀行等会社を子会社としていない場合にあつては同項第三十四号の三及び第三十五号に掲げる業務を、当該保険会社が信託専門会社等を子会社としていない場合(当該保険会社が法第九十九条第七項の認可を受けて保険金信託業務を行う場合を除く。)にあつては次条第二項第四十一号から第四十五号までに掲げる業務を、それぞれ除く。)

4 法第六十六条第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該保険会社の子会社等(法第一百十条第二項に規定する子会社等をいい、当該保険会社の子会社(法第六十六条第一項第一号、第二号及び第八号に掲げる会社に限る。)を除く。)

〔号を削る。〕

定する累積投資契約をいう。)の締結の媒介

三 金融商品取引法第三十五条第一項第一号に規定する有価証券の貸借の媒介

四 前項第二号に掲げる業務

五 次条第二項各号に掲げる業務(第一号に掲げる業務に該当するものを除く。)。ただし、同項第三十四号の三及び第三十五号に掲げる業務については銀行子会社等を有する場合に限り、同項第四十一号から第四十五号までに掲げる業務については信託子会社等を有する場合に限る。

4 法第六十六条第一項第十二号及び第十一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該保険会社の子会社(法第六十六条第一項第二号の二に掲げる者に限る。)

二 当該保険会社の保険持株特定保険子会社(当該保険会社を子会社とする保険持株会社の子会社(法第二百七十一条の二十二第一項第一号から第二号の二まで又は第八号に掲げる会社に限り、当該保険会社及びその特定保険子会社(当該保険会社の子会社のうち、法第六十六条第一項第一号から第二号の二まで又は第八号に掲げる会社をいう。次号及び第四号において同じ)を除く。)をいう。第四号において同じ。)

二 当該保険会社を子会社とする保険持株会社

三 当該保険会社を子会社とする保険持株会社の子会社等（法第二百七十一条の二十四第一項に規定する子会社等をいい、当該保険会社及びその子会社等（法第一百十条第二項に規定する子会社等をいう。）を除く。）

〔号を削る。〕

5 法第六十六条第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿（金融商品取引法第六十七条の十一第一項（店頭売買有価証券登録原簿への登録）に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。以下同じ。）に登録されている株式の発行者である会社以外の新事業活動（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項及び第十項において同じ。）を行う中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十

二 当該保険会社の保険会社集団（当該保険会社及びその子会社の集団又は当該保険会社の特定保険子会社及び当該保険会社の特定保険子会社以外の子会社の集団をいう。第四号及び第二十条の七第一項第二号において同じ。）

三 当該保険会社の保険持株会社集団（当該保険会社を子会社とする保険持株会社の二以上の子会社の集団又は当該保険持株会社及びその子会社の集団のうち、法第二百七十一条の二十二第一項第一号から第二号の二まで又は第八号に掲げる会社を含むものに限り、前号に掲げるものを除いたものをいう。次号及び第二十条の七第一項第二号において同じ。）

四 当該保険会社又はその特定保険子会社、保険持株特定保険子会社、保険会社集団若しくは保険持株会社集団及び他の保険会社又はその保険会社集団若しくは保険持株会社集団

5 法第六十六条第一項第十三号及び第七十条第七項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項（店頭売買有価証券登録原簿への登録）の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

八号) 第二条第一項(定義)に規定する中小企業者をいう。第十項及び第十五項において同じ。)であつて、設立の日又は新事業活動開始日(会社が現に行っている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。)以後十年を経過していない会社とする。

「号を削る。」

「号を削る。」

一 中小企業者(中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第二条第一項(定義)に規定する中小企業者をいう。以下この項及び次項において同じ。)であつて、設立の日又は新事業活動(会社が現に行っている事業と異なる種類の事業であつて、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。次号及び第三号において同じ。)の開始の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの

イ 試験研究費その他新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出される費用の合計額

ロ 総収入金額から固定資産又は法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第二十一号(定義)に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額

二 中小企業者であつて、設立の日又は新事業活動の開始の日以



〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

後二年を経過しておらず、常勤の新事業活動従事者（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動に従事する者であつて、研究者に該当しない者に限る。以下この号において同じ。）の数が二人以上であり、かつ、当該新事業活動従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

三 中小企業者であつて、設立の日又は新事業活動の開始の日以後一年を経過しておらず、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

四 中小企業等経営強化法第十四条第一項（経営革新計画の承認）に規定する承認を受けている会社

五 民事再生法第七十四条第一項（再生計画の認可又は不認可の決定）の規定による再生計画認可の決定を受けている会社

六 会社更生法第九十九条第一項（更生計画認可の要件等）の規定による更生計画認可の決定を受けている会社

七 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項（再生支援決定）に規定する再生支援決定を受けている会社

八 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十九条第四項（支援決定）に規定する支援

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

決定を受けている会社

九 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項（産業競争力強化法との関係）に規定する産業復興機構による支援を受けている会社

十 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十三条第一項（事業再編計画の認定）又は第二十五条第一項（特別事業再編計画の認定）の認定を受けている会社

十一 合理的な経営改善のための計画（保険会社（外国保険会社等を含む。）、銀行等（法第二百七十五条第一項第一号に規定する銀行等をいう。）、保険持株会社、銀行持株会社（銀行法第二条第十三項（定義等）に規定する銀行持株会社をいう。次条第二項第三十五号において同じ。）若しくは長期信用銀行持株会社（長期信用銀行法第十六条の四第一項（長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等）に規定する長期信用銀行持株会社をいう。次条第二項第三十五号において同じ。）又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであって、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

イ 当該債務の全部又は一部を免除する措置

ロ 当該債務の全部又は一部を消滅させるために株式を取得する措置

6

法第六十六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

- 一 中小企業等経営強化法第十四条第一項（経営革新計画の承認）に規定する承認を受けている会社
- 二 民事再生法第七十四条第一項（再生計画の認可又は不認可の決定）の規定による再生計画認可の決定を受けている会社
- 三 会社更生法第九十九条第一項（更生計画認可の要件等）の規定による更生計画認可の決定を受けている会社
- 四 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項（再生支援決定）に規定する再生支援決定を受けている会社
- 五 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十九条第四項（支援決定）に規定する支援決定を受けている会社
- 六 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項（産業競争力強化法との関係）に規定する産業復興機構によ

ハ 当該債務に係る債権の全部又は一部が当該会社に対する他の債権に後れることとする措置（当該会社の財務指標が当該特定金融機関等及び当該会社の間であらかじめ定めた一定の基準を下回った場合に、当該会社が期限の利益を喪失する措置を併せて講じているものに限る。）

〔項を加える。〕

---

る支援を受けている会社

七 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十三条第一項（事業再編計画の認定）の認定を受けている会社

八 合理的な経営改善のための計画（保険会社、外国保険会社等、銀行等、保険持株会社、銀行持株会社（銀行法第二条第十三項（定義等）に規定する銀行持株会社をいう。次条第二項第三十五号において同じ。）若しくは長期信用銀行持株会社（長期信用銀行法第十六条の四第一項（長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等）に規定する長期信用銀行持株会社をいう。次条第二項第三十五号において同じ。）又はこれらの子会社（以下この号及び次号並びに第二百十条の七第五項第二号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであって、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

イ 当該債務の全部又は一部を免除する措置

ロ 当該債務の全部又は一部を消滅させるために株式を取得する措置

ハ 当該債務に係る債権の全部又は一部が当該会社に対する他の債権に後れることとする措置（当該会社の財務指標が当該特定金融機関等及び当該会社の間であらかじめ定めた一定の基準を下回った場合に、当該会社が期限の利益を喪失する措

---

置を併せて講じているものに限る。)

九 当該会社に対する金銭債権を有する保険会社及び銀行等(当該保険会社及び当該銀行等がない場合にあつては、保険会社又はその子会社が当該会社の議決権を取得するときにおける当該保険会社)並びに次のいずれかに該当するものが関与して策定された合理的な経営改善のための計画(特定金融機関等が当該会社に対してその事業に必要な資金を出資することを内容とするものであつて、当該出資により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。)を実施している会社

イ 官公署

ロ 商工会又は商工会議所

ハ イ又はロに準ずるもの

ニ 弁護士又は弁護士法人

ホ 公認会計士又は監査法人

ヘ 税理士又は税理士法人

ト 他の事業者等の経営に関する相談に応ずる業務を営む会社(当該保険会社の子会社等(法第百十条第二項に規定する子会社等をいう。)及び当該保険会社を子会社とする保険持株会社の子会社等(法第二百七十一条の二十四第一項に規定する子会社等をいう。))以外の会社に限る。)

十 代表者の死亡、高齢化その他の事由に起因して、その事業の承継のために支援の必要が生じた会社であつて、当該事業の承

繼に係る計画に基づく支援を受けている会社

7 法第百六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定める要件は、保険会社又はその子会社が前項に規定する会社（同項第十号に掲げる会社に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一 保険会社及び銀行等による人的な又は財政上の支援その他の当該保険会社及び当該銀行等が行う事業の再生のための支援をその内容を含む事業計画（法第百六条第一項第十四号の事業に係る計画をいう。）が作成されていること。

二 前号の事業計画について、前項第九号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定していること。

8 法第百六条第一項第十五号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号（業務の範囲）に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社

イ 当該保険会社又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となっているもの

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

ロ 当該株式会社に当該保険会社又はその子会社が出資しているもの

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、第六項第九号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画に基づき当該事業計画を実施している会社

9 第五項に規定する会社のほか、新興企業者等も、保険会社の特定子会社（第十六項に規定する会社をいう。以下この項、第十四項及び第十五項並びに第五十八条の七第三項において同じ。）が当該新興企業者等の出資者であり、かつ、第五項に規定する会社であつた会社が新興企業者等となつたときに、当該特定子会社が次に掲げるいずれかの要件に該当している場合には、当該特定子会社はその要件に該当している場合に限り、当該保険会社に係る法第百六条第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

一 当該特定子会社が、当該新興企業者等の出資者（個人を除く。）のうち、最大出資者であること。

二 当該特定子会社の役員、業務を執行する社員若しくは使用人

6

前項に規定する会社のほか、同項第一号から第三号までに掲げる会社であつた会社であつて、その事業の成長発展等により中小企業者でなくなり、かつ、中小企業者でなくなったとき以後においても同項第一号から第三号までの規定（中小企業者に係る部分を除く。）に該当するもの（以下この条において「新興企業者等」という。）も、保険会社の特定子会社（第九項に規定する会社をいう。以下この項及び第八項において同じ。）が当該新興企業者等の出資者であり、かつ、当該前項第一号から第三号までに掲げる会社であつた会社が新興企業者等となつたときに、当該特定子会社が次の各号に掲げるいずれかの要件に該当している場合には、当該特定子会社がその要件に該当している場合に限り、当該保険会社に係る法第百六条第一項第十三号及び第百七条第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

一 当該特定子会社が、当該新興企業者等の出資者（個人を除く。）のうち、最大出資者であること。

二 当該特定子会社の役員、業務を執行する社員若しくは使用人

、これらであった者又は当該特定子会社が選定した者が当該新興企業者等の代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

三 前二号に掲げるもののほか、当該特定子会社が当該新興企業者等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。

10 前項に規定する「新興企業者等」とは、中小企業者であった会社であつて、その事業の成長発展等により中小企業者でなくなり、かつ、中小企業者でなくなったとき以後においても次に掲げるいずれかの要件に該当しているものをいう。

一 設立の日又は新事業活動の開始の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの

イ 試験研究費その他新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出される費用の合計額

ロ 総収入金額から固定資産又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十一号（定義）に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額

二 設立の日又は新事業活動の開始の日以後二年を経過しておらず、常勤の新事業活動従事者（新事業活動に従事する者であつて、研究者に該当しない者に限る。）の数が二人以上であり、かつ、当該新事業活動従事者の数の常勤の役員及び従業員の数

、これらであった者又は当該特定子会社が選定した者が当該新興企業者等の代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

三 前二号に掲げるもののほか、当該特定子会社が当該新興企業者等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。

「項を加える。」



の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

三 設立の日又は新事業活動の開始の日以後一年を経過しておらず、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

11 第五項に規定する会社及び第九項の規定により法第百六条第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとされる会社のほか、会社であつて、その議決権を保険会社若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担保権の執行による株式若しくは持分の取得又は第五十七条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該保険会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあつては、当該保険会社若しくはその子会社の担保権の執行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第五項に規定する会社及び第九項の規定により法第百六条第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとされる会社に該当していたものも、その議決権が当該保険会社若しくはその子会社の担保権の執行による株式若しくは持分の取得又は第五十七条第一項第一号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該保険会社に係る法第百六条第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

7 第五項に規定する会社及び前項の規定により法第百六条第一項第十三号及び第百七条第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとされる会社のほか、会社であつて、その議決権を保険会社若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担保権の執行による株式若しくは持分の取得又は第五十七条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該保険会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、当該保険会社若しくはその子会社の担保権の執行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第五項に規定する会社及び前項の規定により法第百六条第一項第十三号及び第百七条第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとされる会社に該当していたものも、その議決権が当該保険会社若しくはその子会社の担保権の執行による株式若しくは持分の取得又は第五十七条第一項第一号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該保険会社に係る法第百六条第一項第十三号及び第百七条第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

12 第九項及び前項の規定は、第六項に規定する会社に該当しているものについて準用する。この場合において、第九項及び前項中「第百六条第一項第十三号」とあるのは、「第百六条第一項第十四号」と読み替えるものとする。

13 第九項及び第十一項の規定は、第八項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、第九項及び第十一項中「第百六条第一項第十三号」とあるのは、「第百六条第一項第十五号」と読み替えるものとする。

14 第五項から前項まで（第七項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した第五項、第九項若しくは第十一項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）の第六項に規定する会社若しくは第十二項において読み替えて準用する第十一項の内閣府令で定める会社に該当するもの（以下この章及び第八十五条第一項第六号において「事業再生会社」という。）又は第八項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第十一項に規定する内閣府令で定める会社に該当するもの（以下この項において「地域活性化事業会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社及び地域活性化事業会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第六項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取

「項を加える。」

「項を加える。」

8 前三項の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した次の各号に掲げる会社（以下この項、第五十八条の三第一項第九号及び第五十八条の六第一項において「新規事業分野開拓会社等」という。）の議決権を当該各号に規定する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社等は、処分基準日の翌日から当該保険会社に係る法第百六条第一項第十三号及び第百七条第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該保険会社又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社（法第百七条第一項に規定する国内の会社をいう。以下この章、第八十五条第一項第七号及び第七号の三、第七章、第八章並びに第二百一条の三十五第一項第五号において同じ。）の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主等の議

得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日)をいう。以下この項において同じ。)までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社、当該事業再生会社及び当該地域活性化事業会社(以下この項、第五十八条の四第一項第九号、第五十八条の七第四項並びに第八十五条第一項第六号、第六号の五及び第七号において「新規事業分野開拓会社等」という。)は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあつては当該保険会社に係る法第六十六条第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該保険会社に係る同項第十四号に規定する内閣府令で定める会社に、地域活性化事業会社にあつては当該保険会社に係る同項第十五号に規定する内閣府令で定める会社に、それぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該保険会社又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数(国内の会社及び事業再生会社(第七項に定める要件に該当する者に限る。次項、第五十八条の四第一項第九号、第五十八条の七第四項及び第八十五条第一項第六号の五において同じ。))の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。)を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該保険会社又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基

決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。)を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該保険会社又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

「号を削る。」

「号を削る。」

一 新規事業分野開拓会社（第五項第一号から第三号までに規定する会社、新興企業者等並びにこれらの会社のほか、会社であつて、その議決権を保険会社若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五十七条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該保険会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、当該保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第五項第一号から第三号までに規定する会社並びに第六項の規定により法第六十六条第一項第十三号及び第七号第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとされる会社に該当していたもの（その議決権が当該保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五十七条第一項第一号に掲げる事由によらずに新たに取得されない場合に限る。）をいう。）その議決権の取得の日から十五年を経過する日

二 事業再生会社（第五項第四号から第十一号までに規定する会社並びにこれらの会社のほか、会社であつて、その議決権を保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五十七条第一項第一号に掲げる事由によらず

15

第六項及び第十二項の規定にかかわらず、保険会社又はその特定子会社以外の子会社がその取得した事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から次の各号に掲げる議決権の区分に応じ、当該各号に定める期間を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該保険会社に係る法第百六条第一項第十号に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該保険会社又はその特定子会社以外の子会社が保有する当該事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数を下回ることとなる場合において、当

に取得されたとき（当該会社の議決権が当該保険会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、当該保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第五項第四号から第十一号までに規定する会社に該当していたもの（その議決権が当該保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同条第一項第一号に掲げる事由によらずに新たに取得されない場合に限る。）をいう。）その議決権の取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第五項第八号及び第九号の規定に該当する会社の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）

〔項を加える。〕

該保険会社又はその特定子会社以外の子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該保険会社又はその特定子会社以外の子会社の保有する当該事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

- 一 中小企業者の発行する株式又は持分に係る議決権 十年
- 二 中小企業者以外の会社の発行する株式又は持分に係る議決権 三年

16 法第百六条第一項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務及びこれらに附帯する業務を専ら営む会社とする。

- 一 次条第二項第二十四号に掲げる業務
- 二 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる株式会社に係るものに限る。）

17 法第百六条第一項第十七号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 次のいずれかに掲げる会社を子会社とする持株会社

9 法第百六条第一項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、次条第二項第二十四号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む会社とする。

「号を加える。」  
「号を加える。」

10 法第百六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が次条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあっては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として保険会社、その子会社又は第四項第一号の二から第四号までに掲げる者の行う業務のために営むものでなければならぬ。

- 一 法第百六条第一項第五号に規定する証券専門会社（以下「証

- イ 生命保険会社
- ロ 損害保険会社
- ハ 少額短期保険業者
- ニ 銀行
- ホ 長期信用銀行

二 前号に掲げるもののほか、当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次に掲げる業務を専ら営む持株会社

イ 次条第一項各号に掲げる業務であつて、保険会社等集団の行う業務のために営むもの

ロ 次条第二項各号に掲げる業務（当該持株会社が銀行等会社を子会社としていない場合にあつては同項第三十四号の三及び第三十五号に掲げる業務を、当該持株会社が証券専門会社等を子会社としていない場合にあつては同項第三十六号から第四十号までに掲げる業務を、当該持株会社が信託専門会社

券専門会社」という。）、「同項第六号に規定する証券仲介専門会社（以下「証券仲介専門会社」という。）又は同項第十号に規定する有価証券関連業を行う外国の会社（保険業を行う外国の会社に該当するものを除く。）及び同項第七号に規定する信託専門会社（以下「信託専門会社」という。）又は同項第十一号に規定する信託業を営む外国の会社（保険業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十四号の三及び第三十五号を除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第六条第一項第一号から第四号まで、第八号及び第九号に規定する会社を有しない場合に限る。次号及び第三号を除き、以下この条において同じ。）

二 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第六条第一項第十号に規定する有価証券関連業を行う外国の会社（保険業を行う外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十四号の三、第三十五号及び第四十一号から第四十五号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第六条第一項第一号から第四号まで、第七号から第九号まで及び第十一号に規定する会社を有しない場合に限る。）

等を子会社としていない場合（当該持株会社の議決権を保有する保険会社が法第九十九条第七項の認可を受けて保険金信託業務を行う場合（当該保険会社の子会社が当該議決権を保有する場合を含む。）を除く。）にあっては次条第二項第四十一号から第四十五号までに掲げる業務を、それぞれ除く。

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

三 信託専門会社又は法第六十六条第一項第十一号に規定する信託

業を営む外国の会社（保険業を行う外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十四号の三から第四十号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第六十六条第一項第一号から第四号まで、第五号、第六号及び第八号から第十号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

四 法第六十六条第一項第四号の二、第六号の二又は第十二号から第十三号の二までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十四号の三から第四十五号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

五 法第六十六条第二項第六号ハに規定する当該保険会社の子会社である銀行又は長期信用銀行の子会社のうち次条第六項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び



「号を削る。」

「号を削る。」

18 法第二条第十五項の規定は、第六項第九号、第七項、第十一項（第十二項及び第十三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十四項、第十五項及び前項第二号ロに規定する議決権について準用する。

（保険会社の子会社の範囲等）

第二項各号（第三十六号から第四十五号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

六 法百六条第二項第七号ハに規定する当該保険会社の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち次条第七項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十四号の三、第三十五号及び第四十一号から第四十五号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

七 法百六条第二項第八号ニに規定する当該保険会社の子会社である信託兼営銀行（同号イに規定する信託兼営銀行をいう。以下同じ。）又は信託専門会社の子会社のうち次条第八項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十六号から第四十号まで（当該持株会社が信託兼営銀行の子会社でない場合には第三十四号の三から第四十号まで）を除く。）に掲げる業務を営むもの

11 法第二条第十五項の規定は、第七項及び第八項に規定する議決権について準用する。

（保険会社の子会社の範囲等）

第五十六条の二 法第百六条第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 他の事業者等の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務

二 他の事業者等の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務

三 他の事業者等の事務に係る文書、証券その他の書類の印刷又は製本を行う業務

四 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務（第八号に掲げる業務に該当するものを除く。）

五 他の事業者等のための自動車の運行又は保守、点検その他の管理を行う業務

〔号を削る。〕

六 他の事業者等の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務

七 他の事業者等の業務に係る契約の締結についての勧誘又は当該契約の内容に係る説明を行う葉書又は封書の作成又は発送を行う業務

八 他の事業者等の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となつている財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務

第五十六条の二 法第百六条第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 他の事業者等の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務

二 他の事業者等の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務

三 他の事業者等の事務に係る文書、証券その他の書類の印刷又は製本を行う業務

四 他の事業者等の業務に関する広告又は宣伝を行う業務

五 他の事業者等のための自動車の運行又は保守、点検その他の管理を行う業務

六 他の事業者の業務に関し必要となる調査又は情報の提供を行う業務（第九号に該当するものを除く。）

七 他の事業者等の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務

八 他の事業者等の業務に係る契約の締結についての勧誘又は当該契約の内容に係る説明を行う葉書又は封書の作成又は発送を行う業務

九 他の事業者等の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となつている財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務

九 他の事業者等が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者等のために当該債権の担保の目的となっている財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務

十 他の事業者等が行う資金の貸付け（住宅の購入に必要な資金の貸付けその他の消費者に対する資金の貸付けに限る。）に關し相談に應ずる業務又は当該資金の貸付けに係る事務の取次ぎその他当該資金の貸付けに關し必要となる事務を行う業務

十一 他の事業者等が行う外国為替取引、信用状若しくは旅行小切手に関する業務又は輸出入その他の対外取引のため直接必要な資金に関する貸付け、手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受けに關し必要となる事務を行う業務

十二 他の事業者等の事務に係る計算を行う業務

十三 他の事業者等の事務に係る文書、証券その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務

十四 他の事業者等と当該他の事業者等の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務

十五 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第三号に規定する労働者派遣事業

十六 他の事業者等のために電子計算機に関する事務を行う業務（電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売（プログ

九の二 他の事業者が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者のために当該債権の担保の目的となっている財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務

十 他の事業者等が行う資金の貸付け（住宅の購入に必要な資金の貸付けその他の消費者に対する資金の貸付けに限る。）に關し相談に應ずる業務又は当該資金の貸付けに係る事務の取次ぎその他当該資金の貸付けに關し必要となる事務を行う業務

十一 他の事業者等が行う外国為替取引、信用状若しくは旅行小切手に関する業務又は輸出入その他の対外取引のため直接必要な資金に関する貸付け、手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受けに關し必要となる事務を行う業務

十二 他の事業者等の事務に係る計算を行う業務

十三 他の事業者等の事務に係る文書、証券その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務

十四 他の事業者と当該他の事業者の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務

十五 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業

十六 他の事業者等のために電子計算機に関する事務を行う業務（電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販

ラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。)若しくは保守を行う業務を含む。)

十七 他の事業者等の役員又は職員に対する教育又は研修を行う業務

十八 他の事業者等の所有する不動産(原則として、当該他の事業者等から取得した不動産を含む。以下この号において同じ。)の賃貸又は他の事業者の所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務

十九 他の事業者等の現金、小切手、手形又は有価証券の輸送を行う業務(次号及び第二十一号に掲げる業務に該当するものを除く。)

二十 他の事業者等の主要な取引先に対する現金、小切手、手形又は証券の集配を行う業務

二十一 他の事業者等の主要な取引先との間で当該他の事業者等の業務に係る有価証券の受渡しを行う業務

二十二 他の事業者等のために現金、小切手、手形又は有価証券を整理し、その金額若しくは枚数を確認し、又は一時的にその保管を行う業務

二十三 自らを子会社とする保険会社のために投資を行う業務

二十四 自らを子会社とする保険会社、その子会社である保険会社、銀行又は長期信用銀行(以下この号において「親保険会社等」という。)が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該親保険

売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。)若しくは保守を行う業務を含む。)

十七 他の事業者等の役員又は職員に対する教育又は研修を行う業務

十八 他の事業者等の所有する不動産(原則として、当該他の事業者等から取得した不動産を含む。以下この号において同じ。)の賃貸又は他の事業者の所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務

十九 他の事業者等の現金、小切手、手形又は有価証券の輸送を行う業務(次号及び第二十一号に該当するものを除く。)

二十 他の事業者等の主要な取引先に対する現金、小切手、手形又は証券の集配を行う業務

二十一 他の事業者等の主要な取引先との間で当該他の事業者等の業務に係る有価証券の受渡しを行う業務

二十二 他の事業者等のために現金、小切手、手形又は有価証券を整理し、その金額若しくは枚数を確認し、又は一時的にその保管を行う業務

二十三 自らを子会社とする保険会社のために投資を行う業務

二十四 自らを子会社とする保険会社、その子会社である保険会社、銀行又は長期信用銀行(以下この号において「親保険会社等」という。)が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該親保険

会社等のために当該債権の担保の目的となっている財産を適正な価格で購入し、並びに購入した財産の所有及び管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務

二十五 その他前各号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

二十六 前各号に掲げる業務に附帯する業務（当該各号に掲げる業務を営む者が営むものに限る。）

2 法第百六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 保険会社（外国保険業者を含む。）若しくは少額短期保険業者の保険業又は船主相互保険組合の損害保険事業に係る業務の代理（次号及び第二号の二に掲げる業務に該当するものを除く。）又は事務の代行

二 保険募集（法第二条第二十六項に規定する保険募集をいう。以下同じ。）

二の二 保険媒介業務（金融サービスの提供に関する法律第十一条第三項に規定する保険媒介業務をいう。以下同じ。）

三 保険事故その他の保険契約に係る事項の調査を行う業務

四 保険募集又は保険媒介業務を行う者の教育を行う業務

五 法第九十八条第一項に規定する業務（同項第一号、第十二号及び十五号に掲げる業務、有価証券関連業その他金融庁長官が定める業務に該当するものを除く。）

五の二 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百

会社等のために当該債権の担保の目的となっている財産を適正な価格で購入し、並びに購入した財産の所有及び管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務

二十五 その他前各号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

二十六 前各号に掲げる業務に附帯する業務（当該各号に掲げる業務を営む者が営むものに限る。）

2 法第百六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 保険会社（外国保険業者を含む。）若しくは少額短期保険業者の保険業又は船主相互保険組合の損害保険事業に係る業務の代理（次号及び第二号の二に掲げる業務に該当するものを除く。）又は事務の代行

二 保険募集（法第二条第二十六項に規定する保険募集をいう。以下同じ。）

二の二 保険媒介業務（金融サービスの提供に関する法律第十一条第三項に規定する保険媒介業務をいう。以下同じ。）

三 保険事故その他の保険契約に係る事項の調査を行う業務

四 保険募集又は保険媒介業務を行う者の教育を行う業務

五 法第九十八条第一項に規定する業務（同項第一号及び第十二号に掲げる業務、有価証券関連業その他金融庁長官が定める業務に該当するものを除く。）

五の二 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百

二十六号) 第二条第二項(定義)に規定する債権管理回収業及び同法第十二条各号(業務の範囲)に掲げる業務(同条第二号に規定する業務を行う場合にあつては、金融庁長官の定める基準を全て満たす場合に限る。)

五の三 確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第二条第七項(定義)に規定する確定拠出年金運営管理業又は同法第六十一条第一項各号に掲げる事務を行う業務

五の四 保険会社からの委託を受けて金融商品取引法施行令第十三条の二十一第二項各号(特定金融商品取引業務を行う者)に掲げる者(役員又は使用人として所屬している者に限る。)が行う金融商品取引法第三十三条の八第二項(信託業務を営む場合の特例等)に規定する特定金融商品取引業務を支援する業務

六 老人福祉施設等(老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号)第五条の三(定義)に規定する老人福祉施設及び同法第二十九条第一項(届出等)に規定する有料老人ホームをいう。)に関する役務その他老人、身体障害者等の福祉に関する役務の提供を行う業務

六の二 保育所等(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所若しくは同法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの(児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第四十九条の二各号に掲げるものを除く。)

二十六号) 第二条第二項(定義)に規定する債権管理回収業及び同法第十二条各号(業務の範囲)に掲げる業務(同条第二号に規定する業務を行う場合にあつては、金融庁長官の定める基準を全て満たす場合に限る。)

五の三 確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第二条第七項(定義)に規定する確定拠出年金運営管理業又は同法第六十一条第一項各号に掲げる事務を行う業務

五の四 保険会社からの委託を受けて金融商品取引法施行令第十三条の二十一第二項各号(特定金融商品取引業務を行う者)に掲げる者(役員又は使用人として所屬している者に限る。)が行う金融商品取引法第三十三条の八第二項(信託業務を営む場合の特例等)に規定する特定金融商品取引業務を支援する業務

六 老人福祉施設等(老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号)第五条の三(定義)に規定する老人福祉施設及び同法第二十九条第一項(届出等)に規定する有料老人ホームをいう。)に関する役務その他老人、身体障害者等の福祉に関する役務の提供を行う業務

六の二 保育所等(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所若しくは同法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの(児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第四十九条の二各号に掲げるものを除く。)

又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項（定義）に規定する認定こども園をいう。）に関する役務の提供を行う業務

七 健康の維持若しくは増進のための運動を行う施設又は温泉を利用して健康の維持若しくは増進を図るための施設の運営を行う業務

八 事故その他の危険の発生の防止若しくは危険の発生に伴う損害の防止若しくは軽減を図るため、又は危険の発生に伴う損害の規模等を評価するための調査、分析又は助言を行う業務

九 健康、福祉又は医療に関する調査、分析又は助言を行う業務

十 主として保険持株会社、子会社対象会社（法第六十六条第一項に規定する子会社対象会社をいう。第三十号及び第三十五号において同じ。）に該当する会社若しくは保険募集人の業務又は事業者等の財務に関する電子計算機のプログラムの設計、作成若しくは販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受託業務（同号に該当するものを除く。）

十一 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第一項（定義）に規定する確定給付企業年金その他これに準ずる年金に係る掛金又は給付金等の計算に関する業務及び書類等の作成又は授受に関する業務

十二 保険契約者からの保険事故に関する報告の取次ぎを行う業

又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項（定義）に規定する認定こども園をいう。）に関する役務の提供を行う業務

七 健康の維持若しくは増進のための運動を行う施設又は温泉を利用して健康の維持若しくは増進を図るための施設の運営を行う業務

八 事故その他の危険の発生の防止若しくは危険の発生に伴う損害の防止若しくは軽減を図るため、又は危険の発生に伴う損害の規模等を評価するための調査、分析又は助言を行う業務

九 健康、福祉又は医療に関する調査、分析又は助言を行う業務

十 主として保険持株会社、子会社対象会社（法第六十六条第一項に規定する子会社対象会社をいう。第三十号及び第三十五号において同じ。）に該当する会社若しくは保険募集人の業務又は事業者等の財務に関する電子計算機のプログラムの作成若しくは販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受託業務（同号に該当するものを除く。）

十一 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第一項（定義）に規定する確定給付企業年金その他これに準ずる年金に係る掛金又は給付金等の計算に関する業務及び書類等の作成又は授受に関する業務

十二 保険契約者からの保険事故に関する報告の取次ぎを行う業

務又は保険契約に関し相談に応ずる業務

十二 自動車修理業者等のあつせん又は紹介に関する業務

十二の二 古物営業法（昭和二十四年法律第八号）第二条第二項第三号（定義）に規定する古物競りあつせん業（自動車（その部分品を含む。）に係るものに限る。）

十三 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）であつて業として行うもの（第三十四号、第三十四号の二及び第三十四号の三に該当するものを除く。）

十三の二 金銭の貸付け以外の取引に係る業務であつて、金銭の貸付けと同視すべきもの（宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられており、かつ、当該取引が金銭の貸付け以外の取引であることにつき宗教上の規律について専門的な知見を有する者により構成される合議体の判定に基づき行われるものに限る。）

十三の三 電子決済等代行業（銀行法第二条第十七項に規定する電子決済等代行業をいう。）に係る業務

十四 有価証券の貸付け

十五 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託

十六 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い

十七 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五

務又は保険契約に関し相談に応ずる業務

十二 自動車修理業者等のあつせん又は紹介に関する業務

十二の二 古物営業法（昭和二十四年法律第八号）第二条第二項第三号（定義）に規定する古物競りあつせん業（自動車（その部分品を含む。）に係るものに限る。）

十三 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）であつて業として行うもの（第三十四号、第三十四号の二及び第三十四号の三に該当するものを除く。）

十三の二 金銭の貸付け以外の取引に係る業務であつて、金銭の貸付けと同視すべきもの（宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられており、かつ、当該取引が金銭の貸付け以外の取引であることにつき宗教上の規律について専門的な知見を有する者により構成される合議体の判定に基づき行われるものに限る。）

十三の三 電子決済等代行業（銀行法第二条第十七項に規定する電子決済等代行業をいう。）に係る業務

十四 有価証券の貸付け

十五 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託

十六 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い

十七 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五



号（定義）に掲げる行為（同号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）を行う業務

#### 十八 削除

十九 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第三項（定義）に規定する商品投資顧問業

二十 それを提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに特定の販売業者又は役務提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号（以下この号及び次号において「カード等」という。）をこれにより商品若しくは権利を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者（以下この号及び次号において「利用者」という。）に交付し又は付与し、当該利用者がそのカード等を提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに特定の販売業者又は役務提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けたときは、当該利用者から当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を受領し、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該金額の交付（当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じた当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。）をする業務

二十一 利用者がカード等を利用することなく特定の販売業者又は役務提供事業者からの商品若しくは権利の購入又は役務の提

号（定義）に掲げる行為（同号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）を行う業務

#### 十八 削除

十九 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第三項（定義）に規定する商品投資顧問業

二十 それを提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに特定の販売業者又は役務提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号（以下この号及び次号において「カード等」という。）をこれにより商品若しくは権利を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者（以下この号及び次号において「利用者」という。）に交付し又は付与し、当該利用者がそのカード等を提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに特定の販売業者又は役務提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けたときは、当該利用者から当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を受領し、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該金額の交付（当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じた当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。）をする業務

二十一 利用者がカード等を利用することなく特定の販売業者又は役務提供事業者からの商品若しくは権利の購入又は役務の提

供を条件として、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額の交付（当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じた当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。）をし、当該利用者から当該金額を受領する業務

二十二 資金決済に関する法律第三条第四項（定義）に規定する自家型前払式支払手段を発行する業務若しくは同条第五項に規定する第三者型前払式支払手段を発行する業務又はこれらの前払式支払手段を販売する業務

二十三 機械類その他の物件を使用させる業務（金融庁長官が定める基準により主として法第九十八条第一項第十二号に掲げる業務が行われる場合に限る。）

二十四 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ 当該会社に対し資金の貸付けを行うこと。

ロ 当該会社の発行する社債（法第九十八条第六項第一号に掲げる短期社債を除く。）を取得すること。

ハ 当該会社の発行する新株予約権を取得すること。

ニ 株式に係る配当を受け取ること又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。

ホ イからニまでに掲げるいずれかの行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項（組合契約）に規定する組合

供を条件として、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額の交付（当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じた当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。）をし、当該利用者から当該金額を受領する業務

二十二 資金決済に関する法律第三条第四項（定義）に規定する自家型前払式支払手段を発行する業務若しくは同条第五項に規定する第三者型前払式支払手段を発行する業務又はこれらの前払式支払手段を販売する業務

二十三 機械類その他の物件を使用させる業務（金融庁長官が定める基準により主として法第九十八条第一項第十二号に掲げる業務が行われる場合に限る。）

二十四 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ 当該会社に対し資金の貸付けを行うこと。

ロ 当該会社の発行する社債（法第九十八条第六項第一号に掲げる短期社債を除く。）を取得すること。

ハ 当該会社の発行する新株予約権を取得すること。

ニ 株式に係る配当を受け取ること又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。

ホ イからニまでに掲げるいずれかの行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項（組合契約）に規定する組合

契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項（投資事業有限責任組合契約）に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。

二十五 投資信託委託会社又は資産運用会社として行う業務（外国においてはこれらと同種類のもの。投資信託委託会社がその運用の指図を行う投資信託財産又は資産運用会社が資産の運用を行う投資法人の資産に属する不動産の管理を行う業務を含む。）

二十六 投資助言業務又は投資一任契約（暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるものを除く。）に係る業務

二十六の二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第三条第一号、第二号及び第六号から第八号まで（特定資産の範囲）に掲げる資産に対する投資として、他人のため金銭その他の財産の運用（その指図を含む。）を行う業務（第十七号及び前二号に該当するものを除く。）

二十六の三 他の事業者等の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務

二十七 経営相談等業務

二十八 金融その他経済に関する調査又は研究を行う業務

二十九 個人の財産形成に関する相談に応ずる業務

三十 主として保険持株会社又は子会社対象会社に該当する会社

契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項（投資事業有限責任組合契約）に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。

二十五 投資信託委託会社又は資産運用会社として行う業務（外国においてはこれらと同種類のもの。投資信託委託会社がその運用の指図を行う投資信託財産又は資産運用会社が資産の運用を行う投資法人の資産に属する不動産の管理を行う業務を含む。）

二十六 投資助言業務又は投資一任契約（暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるものを除く。）に係る業務

二十六の二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第三条第一号、第二号及び第六号から第八号まで（特定資産の範囲）に掲げる資産に対する投資として、他人のため金銭その他の財産の運用（その指図を含む。）を行う業務（第十七号及び前二号に該当するものを除く。）

二十六の三 他の事業者等の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務

二十七 他の事業者の経営に関する相談に応ずる業務

二十八 金融その他経済に関する調査又は研究を行う業務

二十九 個人の財産形成に関する相談に応ずる業務

三十 主として保険持株会社又は子会社対象会社に該当する会社

その他金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者等の財務に関するデータの処理を行う業務及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務

三十一 手形の引受け

三十二 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

三十三 両替

三十三の二 法第九十九条第二項第四号に掲げる業務

三十三の三 電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第五十

一条第一項（電子債権記録業を営む者の指定）に規定する電子

債権記録業

三十四 銀行、長期信用銀行又は信用金庫、信用協同組合若しくは労働金庫（これらの法人をもって組織する連合会を含む。）の業務（第四十一号に該当するものを除く。）の代理又は媒介

三十四の二 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項（事業）に規定する信用事業（第四十一号に該当するものを除く。）、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が行う水産業協同組合法第十一条の五第二項（信用事業規程）に規定する信用事業（同号に該当するものを除く。）又は農林中央金庫の業務（同号に該当するものを除く。）の代理又は媒介

三十四の二の二 資金移動業者が営む資金移動業の代理又は媒介

三十四の三 銀行業を営む外国の会社の業務の代理又は媒介（国

その他金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者等の財務に関するデータの処理を行う業務及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務

三十一 手形の引受け

三十二 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

三十三 両替

三十三の二 法第九十九条第二項第四号に掲げる業務

三十三の三 電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第五十

一条第一項（電子債権記録業を営む者の指定）に規定する電子

債権記録業

三十四 銀行、長期信用銀行又は信用金庫、信用協同組合若しくは労働金庫（これらの法人をもって組織する連合会を含む。）の業務（第四十一号に該当するものを除く。）の代理又は媒介

三十四の二 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項（事業）に規定する信用事業（第四十一号に該当するものを除く。）、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が行う水産業協同組合法第十一条の五第二項（信用事業規程）に規定する信用事業（同号に該当するものを除く。）又は農林中央金庫の業務（同号に該当するものを除く。）の代理又は媒介

三十四の二の二 資金移動業者が営む資金移動業の代理又は媒介

三十四の三 銀行業を営む外国の会社の業務の代理又は媒介（国

内において営む場合にあっては、有価証券の保護預り、顧客からの指図に基づく有価証券の取引に関する決済、当該保管している有価証券に係る利金等の授受、指図に基づく当該保管している有価証券の第三者への貸付け若しくは当該保管している有価証券の指図に基づく権利の行使又はこれらに附帯する業務の媒介に限る。）

三十五 主として銀行持株会社、長期信用銀行持株会社若しくは子会社対象会社に該当する会社（銀行等会社に限る。）の業務に関する電子計算機のプログラムの設計、作成又は販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受託業務

三十六 有価証券の所有者と発行者との間の当該有価証券に関する事務の取次ぎを行う業務

三十七 有価証券に関する顧客の代理

三十八 株式会社の株式の発行による事業資金の調達を容易にすることを目的として当該株式会社に係る広告、宣伝又は調査を行う業務その他当該株式会社に対する投資者の評価を高めることに資する業務

三十九 有価証券に関連する情報の提供又は助言（第三十六号及び前号に該当するものを除く。）

四十 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は商法第五百三十五条（匿名組合契約）に規定する匿名組合契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務（有価証券関連業に該当す

内において営む場合にあっては、有価証券の保護預り、顧客からの指図に基づく有価証券の取引に関する決済、当該保管している有価証券に係る利金等の授受、指図に基づく当該保管している有価証券の第三者への貸付け若しくは当該保管している有価証券の指図に基づく権利の行使又はこれらに附帯する業務の媒介に限る。）

三十五 主として銀行持株会社、長期信用銀行持株会社若しくは子会社対象会社に該当する会社（銀行、長期信用銀行又は銀行業を営む外国の会社に限る。）の業務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受託業務

三十六 有価証券の所有者と発行者との間の当該有価証券に関する事務の取次ぎを行う業務

三十七 有価証券に関する顧客の代理

三十八 株式会社の株式の発行による事業資金の調達を容易にすることを目的として当該株式会社に係る広告、宣伝又は調査を行う業務その他当該株式会社に対する投資者の評価を高めることに資する業務

三十九 有価証券に関連する情報の提供又は助言（第三十六号及び前号に該当するものを除く。）

四十 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は商法第五百三十五条（匿名組合契約）に規定する匿名組合契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務（有価証券関連業に該当す

るものを除く。)

四十一 信託業法第二条第八項(定義)に規定する信託契約代理業(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第二号(金融機関が営むことができない業務)及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第二号(金融機関が営むことができない業務)に掲げるものを除く。)

四十二 削除

四十三 財産の管理に関する業務(第五号に掲げる業務に該当するものを除き、当該業務を営む会社の議決権を保有する保険会社(当該保険会社が法第九十九条第七項の認可を受けて保険金信託業務を行う場合に限り、当該保険会社の子会社が当該議決権を保有する場合における当該保険会社を含む。)又は当該業務を営む会社の議決権を保有する保険会社若しくは保険持株会社(これらの子会社が当該議決権を保有する場合における当該保険会社若しくは当該保険持株会社を含む。)が子会社とする信託専門会社等が受託する信託財産と同じ種類の財産につき、業務方法書に規定する信託財産の管理の方法と同じ方法により管理を行うものに限る。)及び当該業務に係る代理事務

四十四 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第四号から第七号まで(兼営の認可)に掲げる業務(第十九号、前号、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に該当するも

るものを除く。)

四十一 信託業法第二条第八項(定義)に規定する信託契約代理業(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第二号(金融機関が営むことができない業務)及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第二号(金融機関が営むことができない業務)に掲げるものを除く。)

四十二 削除

四十三 財産の管理に関する業務(第五号に掲げる業務に該当するものを除き、当該業務を営む会社の議決権を保有する信託子会社等が受託する信託財産と同じ種類の財産につき、業務方法書に規定する信託財産の管理の方法と同じ方法により管理を行うものに限る。)及び当該業務に係る代理事務

四十四 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第四号から第七号まで(兼営の認可)に掲げる業務(第十九号、前号、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に該当するも

- のを除き、当該業務を行う会社の議決権を保有する保険会社又は保険持株会社（これらの子会社が当該議決権を保有する場合における当該保険会社又は当該保険持株会社を含む。）の子会社である信託専門会社等のうちに信託兼営銀行に相当するものがない場合（当該保険会社が法第九十九条第七項の認可を受けて保険金信託業務を行う場合を除く。）における当該業務の範囲については、当該信託専門会社等が信託業法第二十一条第二項（業務の範囲）の承認を受けた業務に係るものに限る。）
- 四十五 信託を引き受ける場合におけるその財産（不動産を除く。）の評価に関する業務
- 四十六 その他前各号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務
- 四十七 前各号に掲げる業務に附帯する業務（当該各号に掲げる業務を営む者が営むものに限る。）
- 3 法第六十二条第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 前項第三十四号の三及び第三十五号に掲げる業務
- 二 その他前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務
- 三 前項第四十七号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの
- 4 法第六十二条第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- のを除き、当該業務を行う会社を子会社とする保険会社又は当該業務を行う会社を子会社とする保険持株会社の子会社である保険会社の信託子会社等のうちに信託兼営銀行に相当するものがない場合における当該業務の範囲については、当該信託子会社等が信託業法第二十一条第二項（業務の範囲）の承認を受けた業務に係るものに限る。）
- 四十五 信託を引き受ける場合におけるその財産（不動産を除く。）の評価に関する業務
- 四十六 その他前各号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務
- 四十七 前各号に掲げる業務に附帯する業務（当該各号に掲げる業務を営む者が営むものに限る。）
- 3 法第六十二条第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 前項第三十四号の三及び第三十五号に掲げる業務
- 二 その他前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務
- 三 前項第四十七号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの
- 4 法第六十二条第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 第二項第三十六号から第四十号までに掲げる業務
  - 二 その他前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務
  - 三 第二項第四十七号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの
- 5 法第百六条第二項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 第二項第四十一号から第四十五号までに掲げる業務
  - 二 その他前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務
  - 三 第二項第四十七号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの
- 6 法第百六条第二項第六号ハに規定する内閣府令で定めるものは、当該保険会社の子会社である銀行又は長期信用銀行が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十四号に規定する持株会社とする。

〔項を削る。〕

〔項を削る。〕

- 一 第二項第三十六号から第四十号までに掲げる業務
  - 二 その他前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務
  - 三 第二項第四十七号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの
- 5 法第百六条第二項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 第二項第四十一号から第四十五号までに掲げる業務
  - 二 その他前号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務
  - 三 第二項第四十七号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの
- 6 法第百六条第二項第六号ハに規定する内閣府令で定めるものは、当該保険会社の子会社である銀行又は長期信用銀行が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十四号に規定する持株会社とする。
- 7 法第百六条第二項第七号ハに規定する内閣府令で定めるものは、当該保険会社の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十四号に規定する持株会社とする。
- 8 法第百六条第二項第八号ニに規定する内閣府令で定めるものは、当該保険会社の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する



「項を削る。」

「項を削る。」

(法第百六条第一項の規定等が適用されないこととなる事由)  
第五十七条 法第百六条第三項本文に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 保険会社又はその子会社の代物弁済の受領による株式又は持

同条第一項第十四号に規定する持株会社とする。

9 法第百六条第七項(同条第九項において準用する場合を含む。)

に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

- 一 第二項第一号から第三十四号の二の二までに掲げる業務
- 二 第二項第四十六号に掲げる業務(第三項第二号、第四項第二号及び第五項第二号に掲げる業務を除く。)
- 三 第二項第四十七号に掲げる業務(第三項第三号、第四項第三号及び第五項第三号に掲げる業務を除く。)

10 令第十三条の五の二第六項の規定は、第六項から第八項までの場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。この場合において、同条第六項中「第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項(これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条(第二号に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。」とあるのは「第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項」と、「株式又は出資」とあるのは「株式」と読み替えるものとする。

(法第百六条第一項の規定等が適用されないこととなる事由)  
第五十七条 法第百六条第三項本文に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 保険会社又はその子会社の代物弁済の受領による株式又は持

分の取得

二 保険会社又はその子会社が所有する議決権を行使することができない株式又は持分に係る議決権の取得（当該保険会社又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

三 保険会社又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換（当該株式がその発行会社に取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。以下同じ。）（当該保険会社又はその子会社の請求による場合を除く。）

四 保険会社又はその子会社が株式を所有する会社の株式の併合若しくは分割又は株式無償割当て（会社法第八十五条（株式無償割当て）に規定する株式無償割当てをいう。以下同じ。）

五 保険会社又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の定款の変更による株式又は持分に係る権利の内容又は一単元の株式の数の変更

六 保険会社又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の自己の株式又は持分の取得

七 保険会社の子会社である法第百六条第一項第十三号から第十号までに掲げる会社による株式又は持分の取得

2 法第百六条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める事由は、前項第七号に掲げる事由とする。

3 法第百六条第五項に規定する内閣府令で定める事由は、保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の

分の取得

二 保険会社又はその子会社が所有する議決権を行使することができない株式又は持分に係る議決権の取得（当該保険会社又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

三 保険会社又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換（当該株式がその発行会社に取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。以下同じ。）（当該保険会社又はその子会社の請求による場合を除く。）

四 保険会社又はその子会社が株式を所有する会社の株式の併合若しくは分割又は株式無償割当て（会社法第八十五条（株式無償割当て）に規定する株式無償割当てをいう。以下同じ。）

五 保険会社又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の定款の変更による株式又は持分に係る権利の内容又は一単元の株式の数の変更

六 保険会社又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の自己の株式又は持分の取得

七 保険会社の子会社である法第百六条第一項第十三号に掲げる会社による株式又は持分の取得

2 法第百六条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める事由は、前項第七号に掲げる事由とする。

3 法第百六条第八項に規定する内閣府令で定める事由は、保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の

取得又は第一項第一号から第六号までに掲げる事由とする。

4 法第百六条第十二項本文に規定する内閣府令で定める事由は、第一項各号に掲げる事由とする。

5 法第百六条第十二項ただし書に規定する内閣府令で定める事由は、第一項第七号に掲げる事由とする。

(子会社対象会社のうち子会社対象保険会社等から除かれるもの)

第五十七条の二 法第百六条第四項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一 第五十六条の二第二項第一号から第三十四号の二の二までに掲げる業務

二 第五十六条の二第二項第四十六号に掲げる業務（第五十六条の二第三項第二号、第四項第二号及び第五項第二号に掲げる業務を除く。）

三 第五十六条の二第二項第四十七号に掲げる業務（第五十六条の二第三項第三号、第四項第三号及び第五項第三号に掲げる業務を除く。）

(一定の保険業高度化等会社)

第五十七条の二の二 法第百六条第四項、第十三項及び第十六項に規定する内閣府令で定める会社は、次に掲げる業務を専ら営む会社又は障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第

取得又は第一項第一号から第六号までに掲げる事由とする。

「項を加える。」

「項を加える。」

「条を加える。」

「条を加える。」

- 
- 百二十三号。以下この条において「障害者雇用促進法」という。
- (第四十四条第一項(子会社に雇用される労働者に関する特例)、第四十五条第一項若しくは第四十五条の二第一項(関係子会社に雇用される労働者に関する特例)の認定に係る子会社、関係会社若しくは関係子会社(それぞれ障害者雇用促進法第四十四条第一項、第四十五条第一項又は第四十五条の二第一項に規定する子会社、関係会社又は関係子会社をいう。)とする。
- 一 専ら情報通信技術を活用した当該保険会社の行う保険業の高度化若しくは当該保険会社の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務(次号に掲げる業務を除く。)
- 二 特定の地域において生産され、若しくは提供される商品若しくは役務の販売又は提供を行う業務であつて、当該保険会社の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないもの
- 三 高度の専門的な能力を有する人材その他の当該保険会社の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第三号に規定する労働者派遣事業(経営相談等業務その他の当該保険会社の行う業務に関連して行うものであつて、その事業の派遣労働者が常時雇用される労働者でないものに限る。)
- 四 他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能
-

- 
- するシステムの設計、開発若しくは保守（当該保険会社若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守（当該保険会社若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）を行う業務（第一号に掲げる業務を除く。）
- 五 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務
- 六 他の事業者等の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務
- 七 成年後見制度に係る相談の実施、成年後見人等（成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）第二条第一項（定義）に規定する成年後見人等をいう。以下この号において同じ。）の事務の支援その他成年後見人等の事務を行う業務
- 八 前各号に掲げる業務に関し必要となる業務であつて、子会社対象会社（法第百六条第一項に規定する子会社対象会社をいい、同項第十三号から第十六号までに掲げる会社を除く。）が営むことができるもの
- 九 前各号に掲げる業務に附帯する業務
-

(外国特定金融関連業務会社)

第五十七条の二の三 法第六十六条第六項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、第五十六条の二第二項第十三号、第二十号、第二十一号及び第二十三号に掲げるもの並びにこれらに附帯する業務とする。

(子会社対象保険会社等を子会社とすることについての認可の申請等)

第五十八条 保険会社は、子会社対象保険会社等(法第六十四条第四項に規定する子会社対象保険会社等をいい、他業保険業高度化等会社を除く。以下この条において同じ。)を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 当該保険会社に関する次に掲げる書類
  - イ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書(当該保険会社が相互会社である場合には、剰余金の処分又は損失の処理に関する書面及び基金等変動計算書)その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
  - ロ 当該認可後における収支の見込みを記載した書類
  - ハ 株式交換(法第九十六条の五第一項に規定する組織変更株式交換を含む。)により子会社対象保険会社等を子会社とする

〔条を加える。〕

(子会社対象保険会社等を子会社とすることについての認可の申請等)

第五十八条 保険会社は、子会社対象保険会社等(法第六十七条第四項に規定する子会社対象保険会社等をいい、保険業高度化等会社を除く。以下この条において同じ。)を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 当該保険会社に関する次に掲げる書類
  - イ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書(当該保険会社が相互会社である場合には、剰余金の処分又は損失の処理に関する書面及び基金等変動計算書)その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
  - ロ 当該認可後における収支の見込みを記載した書類
  - ハ 株式交換(法第九十六条の五第一項に規定する組織変更株式交換を含む。)により子会社対象保険会社等を子会社とする

る場合には、次に掲げる書類

(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

(2) 株式交換契約（組織変更株式交換契約を含む。）の内容を記載した書面

(3) 株式交換費用を記載した書類

ニ 株式交付により子会社対象保険会社等の子会社とする場合には、次に掲げる書類

(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

(2) 株式交付計画の内容を記載した書面

(3) 株式交付費用を記載した書類

三 当該保険会社及びその子会社等（法第百十条第二項に規定する子会社等をいう。以下この条、次条第一項第三号並びに第二項第二号及び第四号において同じ。）に関する次に掲げる書類

イ 当該保険会社及びその子会社等につき連結して記載した最

終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（当該保険会社が相互会社である場合には、基金等変動計算書）

（これらに類する書類を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ロ 当該認可後における当該保険会社及びその子会社等（子会社等となる会社を含む。）の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第百三十条に規定する保険金等の

る場合には、次に掲げる書類

(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

(2) 株式交換契約（組織変更株式交換契約を含む。）の内容を記載した書面

(3) 株式交換費用を記載した書類

ニ 株式交付により子会社対象保険会社等の子会社とする場合には、次に掲げる書類

(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

(2) 株式交付計画の内容を記載した書面

(3) 株式交付費用を記載した書類

三 当該保険会社及びその子会社等（法第百十条第二項に規定する子会社等をいう。以下この号、次項第三号並びに次条第一項第三号並びに第二項第二号及び第四号において同じ。）に関する次に掲げる書類

イ 当該保険会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書（当該保険会社が相互会社である場合には、基金等変動計算書）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ロ 当該認可後における当該保険会社及びその子会社等（子会社等となる会社を含む。）の収支及び保険金等の支払能力の

支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（保険会社及びその子会社等に係る同条各号に掲げる額を用いて定められたものに限る。）に係る算式により得られる比率をいう。以下この章から第六章まで及び第九十四条第一項第八号において同じ。）の見込みを記載した書類

四 当該認可に係る子会社対象保険会社等（当該子会社対象保険会社等を子会社とする法第六十六条第六項第一号に規定する特例持株会社を含む。）に関する次に掲げる書類

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類

ロ 業務の内容を記載した書類

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書類を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ニ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書類

五 当該認可に係る子会社対象保険会社等を子会社とすることにより、当該保険会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を

充実の状況を示す比率（法第三十条に規定する保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（保険会社及びその子会社等に係る同条各号に掲げる額を用いて定められたものに限る。）に係る算式により得られる比率をいう。次項第三号、次条第一項第三号ロ及び第二項第四号、第五十九条の三第一項第二号ロ(7)、第八十六条の二第二項並びに第九十四条第一項第八号において同じ。）の見込みを記載した書類

四 当該認可に係る子会社対象保険会社等に関する次に掲げる書類

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類

ロ 業務の内容を記載した書類

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ニ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書類

五 当該認可に係る子会社対象保険会社等を子会社とすることにより、当該保険会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を



記載した書類

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請をした保険会社（以下この項において「申請保険会社」という。）の資本金の額又は基金の総額が当該申請に係る子会社対象保険会社等の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。

二 申請保険会社の最近における業務、財産及び損益の状況が良好であること。

三 当該申請の時に申請保険会社及びその子会社等の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が良好であり、当該認可に係る子会社対象保険会社等を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

四 申請保険会社が子会社対象保険会社等の業務の健全かつ適切な遂行を確保するための措置を講ずることができること。

五 当該認可に係る子会社対象保険会社等がその業務を的確かつ公正に遂行することができること。

3 前二項の規定は、法第百六条第五項ただし書の規定による認可

（保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった他業保険業高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有することに ついての認可を除く。）及び同条第七項において準用する同条第四項の規定による認可について準用する。

記載した書類

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請をした保険会社（以下この項において「申請保険会社」という。）の資本金の額又は基金の総額が当該申請に係る子会社対象保険会社等の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。

二 申請保険会社の最近における業務、財産及び損益の状況が良好であること。

三 当該申請の時に申請保険会社及びその子会社等の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が良好であり、当該認可に係る子会社対象保険会社等を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

四 申請保険会社が子会社対象保険会社等の業務の健全かつ適切な遂行を確保するための措置を講ずることができること。

五 当該認可に係る子会社対象保険会社等がその業務を的確かつ公正に遂行することができること。

3 保険会社は、法第百六条第五項の規定による子会社対象会社（

同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下この項において同じ。）以外の外国の会社を引き続き子会社とすることに ついての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

	<p>4 保険会社は、法第百六条第八項の規定による子会社対象会社（同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下この条において同じ。）以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 理由書</p> <p>二 当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社に関する次に掲げる書類</p> <p>イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類</p> <p>ロ 業務の内容を記載した書類</p>
	<p>二 当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社の議決権の保有に関する方針を記載した書面</p> <p>三 当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社に関する次に掲げる書類</p> <p>イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類</p> <p>ロ 業務の内容を記載した書類</p> <p>ハ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができきる書類</p> <p>ニ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書類</p> <p>四 その他法第百六条第五項の規定による承認に係る審査をするため参考となるべき事項を記載した書類</p> <p>4 第一項及び第二項の規定は、法第百六条第八項ただし書の規定による認可（保険会社若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなった保険業高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となった外国の保険業高度化等会社を引き続き子会社とすることについての認可を除く。）について準用する。</p>

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書  
(これらに類する書類を含む。)その他最近における業務、  
財産及び損益の状況を知ることができる書類

ニ 役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を  
含む。)の役職名及び氏名又は名称を記載した書類

三 その他法第百六条第八項の規定による承認に係る審査をする  
ために参考となるべき事項を記載した書類

5 保険会社は、法第百六条第十項の規定による同条第六項の期間  
又は同条第十項の規定により延長された期間の延長を申請しよ  
うとするときは、延長申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長  
官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該延長に係る子会社対象会社以外の外国の会社の議決権の  
保有に関する方針を記載した書類

三 当該延長に係る子会社対象会社以外の外国の会社に関する次  
に掲げる書類

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類

ロ 業務の内容を記載した書類

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書  
(これらに類する書類を含む。)その他最近における業務、  
財産及び損益の状況を知ることができる書類

ニ 役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を  
含む。)の役職名及び氏名又は名称を記載した書類

「項を加える。」

四 その他法第百六条第十項の規定による延長に係る審査をするために参考となるべき事項を記載した書類

6 保険会社は、法第百六条第十一項の規定による子会社対象会社

以外の外国の会社を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該保険会社に関する次に掲げる書類

イ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書（当該保険会社が相互会社である場合には、基金等変動計算書）（これらに類する書類を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ロ 当該認可後における収支の見込みを記載した書類

三 当該保険会社及びその子会社等に関する次に掲げる書類

イ 当該保険会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書類を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ロ 当該認可後における当該保険会社及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の見込みを記載した書類

四 当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社に関する次に掲げる書類

「項を加える。」

- 
- イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類
  - ロ 業務の内容を記載した書類
  - ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書類を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
  - ニ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書類
  - 五 当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることにより、当該保険会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類
  - 六 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類
- 7|| 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。
- 一 当該申請をした保険会社（以下この項において「申請保険会社」という。）の資本金の額又は基金の総額が当該申請に係る子会社対象会社以外の外国の会社の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。
  - 二 申請保険会社の最近における業務、財産及び損益の状況が良好であること。
  - 三 当該申請の時に申請保険会社及びその子会社等の収支
- 

「項を加える。」

及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が良好であり、当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

四 申請保険会社が子会社対象会社以外の外国の会社の業務の健全かつ適切な遂行を確保するための措置を講ずることができること。

五 当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社がその業務を的確かつ公正に遂行することができること。

六 申請保険会社が現に子会社としている子会社対象外国会社（法第百六条第九項第一号に規定する子会社対象外国会社をいう。ロにおいて同じ。）又は外国特定金融関連業務会社（同条第六項第一号に規定する外国特定金融関連業務会社をいう。以下この号において同じ。）の競争力（外国特定金融関連業務会社にあつては、当該外国特定金融関連業務会社の営む金融関連業務（同条第二項第二号に規定する金融関連業務をいう。）における競争力に限る。ロにおいて同じ。）の確保その他の事情に照らして、申請保険会社が子会社対象会社以外の外国の会社（外国特定金融関連業務会社を除く。）を子会社とすることが必要であると認められること。

8 前二項の規定は、法第百六条第十二項ただし書の規定による認可について準用する。

9 第一項及び第二項の規定は、法第百六条第十三項において準用する同条第四項の規定による認可（他業保険業高度化等会社に該

「項を加える。」

5 第一項及び第二項の規定は、法第百六条第九項において準用する同条第七項の規定による認可（保険会社がその子会社（保険業

当する子会社としようとする<sup>10</sup>ことについての認可を除く。）について準用する。

10 第四項の規定は、法第百六条第十四項の規定による承認について準用する。この場合において、第四項第三号中「第百六条第八項」とあるのは、「第百六条第十四項」と読み替えるものとする。

11 法第二条第十五項の規定は、第一項第五号（第三項及び第九項において準用する場合を含む。）、第二項第一号、第三項、第五項第二号、第六項第五号（第八項において準用する場合を含む。）、並びに第七項第一号及び第三号（第八項において準用する場合を含む。）に規定する議決権について準用する。

（他業保険業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得すること等についての認可の申請等）

第五十八条の二 保険会社は、当該保険会社又はその子会社が合算して他業保険業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 当該保険会社に関する次に掲げる書類
- イ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書（

高度化等会社を除く。）を保険業高度化等会社に該当する子会社とすることについての認可を除く。）について準用する。「項を加える。」

6 法第二条第十五項の規定は、第一項第五号（前二項において準用する場合を含む。）、第三項第二号及び第四項に規定する議決権について準用する。

（保険業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第五十八条の二 保険会社は、当該保険会社若しくはその子会社が合算して保険業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の保険業高度化等会社を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 当該保険会社に関する次に掲げる書類
- イ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書（

当該保険会社が相互会社である場合には、剰余金の処分又は損失の処理に関する書面及び基金等変動計算書）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ロ 当該認可後における収支の見込みを記載した書類

ハ 株式交換（法第九十六条の五第一項に規定する組織変更株式交換を含む。）により当該保険会社又はその子会社が合算して他業保険業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有しようとする場合には、次に掲げる書類

(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

(2) 株式交換契約（組織変更株式交換契約を含む。）の内容を記載した書面

(3) 株式交換費用を記載した書類

ニ 株式交付により当該保険会社又はその子会社が合算して他業保険業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有しようとする場合には、次に掲げる書類

(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

(2) 株式交付計画の内容を記載した書面

(3) 株式交付費用を記載した書類

三 当該保険会社及びその子会社等に関する次に掲げる書類

当該保険会社が相互会社である場合には、剰余金の処分又は損失の処理に関する書面及び基金等変動計算書）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ロ 当該認可後における収支の見込みを記載した書類

ハ 株式交換（法第九十六条の五第一項に規定する組織変更株式交換を含む。）により当該保険会社若しくはその子会社が合算して保険業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有する場合又は外国の保険業高度化等会社を子会社とする場合には、次に掲げる書類

(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

(2) 株式交換契約（組織変更株式交換契約を含む。）の内容を記載した書面

(3) 株式交換費用を記載した書類

ニ 株式交付により当該保険会社若しくはその子会社が合算して保険業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有する場合又は外国の保険業高度化等会社を子会社とする場合には、次に掲げる書類

(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

(2) 株式交付計画の内容を記載した書面

(3) 株式交付費用を記載した書類

三 当該保険会社及びその子会社等に関する次に掲げる書類



- イ 当該保険会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（当該保険会社が相互会社である場合には、基金等変動計算書）（これらに類する書類を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
- ロ 当該認可後における当該保険会社及びその子会社等（子会社等となる会社を含む。）の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の見込みを記載した書類
- 四 当該認可に係る他業保険業高度化等会社に関する次に掲げる書類
- イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類
- ロ 業務の内容及び当該業務を遂行する体制を記載した書類
- ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書類を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
- ニ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書類
- 五 当該保険会社又はその子会社が合算して当該認可に係る他業保険業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、当該保険会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

- イ 当該保険会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書（当該保険会社が相互会社である場合には、基金等変動計算書）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
- ロ 当該認可後における当該保険会社及びその子会社等（子会社等となる会社を含む。）の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の見込みを記載した書類
- 四 当該認可に係る保険業高度化等会社に関する次に掲げる書類
- イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類
- ロ 業務の内容及び当該業務を遂行する体制を記載した書類
- ハ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
- ニ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書類
- 五 当該認可に係る当該保険会社若しくはその子会社が合算して保険業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の保険業高度化等会社を子会社とすることにより、当該保険会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記

六 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請をした保険会社（以下この項において「申請保険会社」という。）の資本金の額又は基金の総額が当該申請に係る他業保険業高度化等会社の議決権を取得し、又は保有するに足る十分な額であること。

二 当該申請に係る他業保険業高度化等会社に対する出資が全額毀損した場合であっても、申請保険会社及びその子会社等（当該認可により子会社等となる会社を除く。）の財産及び損益の状況が良好であることが見込まれること。

三 申請保険会社の最近における業務、財産及び損益の状況が良好であること。

四 当該申請の時に申請保険会社及びその子会社等の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が良好であり、かつ、申請保険会社又はその子会社が合算して当該認可に係る他業保険業高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有した後も良好に推移することが見込まれること。

五 当該認可に係る他業保険業高度化等会社がその業務を的確か

載した書類

六 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請をした保険会社（以下この項において「申請保険会社」という。）の資本金の額又は基金の総額が当該申請に係る保険業高度化等会社の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。

二 当該申請に係る保険業高度化等会社に対する出資が全額毀損した場合であっても、申請保険会社及びその子会社等（当該認可により子会社等となる会社を除く。）の財産及び損益の状況が良好であることが見込まれること。

三 申請保険会社の最近における業務、財産及び損益の状況が良好であること。

四 当該申請の時に申請保険会社及びその子会社等の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が良好であり、かつ、申請保険会社若しくはその子会社が合算して当該認可に係る保険業高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得し、若しくは保有し、又は外国の保険業高度化等会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

五 当該認可に係る保険業高度化等会社がその業務を的確かつ公

つ公正に遂行することができること。

六 申請保険会社又はその子会社が合算して当該認可に係る他業保険業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、申請保険会社の行う保険業の高度化若しくは申請保険会社の利用者の利便の向上又は地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資すると見込まれること。

七 申請保険会社の業務の状況に照らし、申請保険会社又はその子会社が合算して当該認可に係る他業保険業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した後も、申請保険会社の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

八 申請保険会社又は当該認可に係る他業保険業高度化等会社の顧客に対し、申請保険会社の保険会社としての取引上の優越的地位又は当該他業保険業高度化等会社の業務における取引上の優越的地位を不当に利用して、申請保険会社の業務に係る取引の条件若しくは実施又は当該他業保険業高度化等会社の業務に係る取引の条件若しくは実施について不利益を与える行為が行われる著しいおそれがないと認められること。

九 申請保険会社又は当該認可に係る他業保険業高度化等会社が行う取引に伴い、申請保険会社又は当該他業保険業高度化等会社が行う業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれ

正に遂行することができること。

六 申請保険会社若しくはその子会社が合算して当該認可に係る保険業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の保険業高度化等会社を子会社とすることにより、申請保険会社の行う保険業の高度化又は申請保険会社の利用者の利便の向上に資すると見込まれること。

七 申請保険会社の業務の状況に照らし、申請保険会社若しくはその子会社が合算して当該認可に係る保険業高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得し、若しくは保有し、又は外国の保険業高度化等会社を子会社とした後も、申請保険会社の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

八 申請保険会社又は当該認可に係る保険業高度化等会社の顧客に対し、申請保険会社の保険会社としての取引上の優越的地位又は当該保険業高度化等会社の業務における取引上の優越的地位を不当に利用して、申請保険会社の業務に係る取引の条件若しくは実施又は当該保険業高度化等会社の業務に係る取引の条件若しくは実施について不利益を与える行為が行われる著しいおそれがないと認められること。

九 申請保険会社又は当該認可に係る保険業高度化等会社が行う取引に伴い、申請保険会社又は当該保険業高度化等会社が行う業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがないと

がないと認められること。

3 前二項の規定は、法第百六条第五項ただし書の規定による認可（保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった他業保険業高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可に限る。）について準用する。

4 第一項及び第二項の規定は、法第百六条第十三項において準用する同条第四項の規定による認可（他業保険業高度化等会社に該当する子会社としようとすることについての認可に限る。）及び同条第十六項の規定による認可（他業保険業高度化等会社について引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについての認可に限る。）について準用する。

5 法第二條第十五項の規定は、第一項並びに第二項第一号、第四号、第六号及び第七号（それぞれ前二項において準用する場合を含む。）並びに前二項に規定する議決権について準用する。

（保険会社による保険会社グループの経営管理の内容等）

第五十八条の三 法第百六条の二第二項第一号に規定する方針として内閣府令で定めるものは、次に掲げる方針とする。

一 保険会社グループ（法第百六条の二第一項に規定する保険会社グループをいう。以下同じ。）の収支、資本の分配又は基金の管理及び保険金等の支払能力の充実に係る方針その他のリス

認められること。

3 前二項の規定は、法第百六条第八項ただし書の規定による認可（保険会社若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなった保険業高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となった外国の保険業高度化等会社を引き続き子会社とすることについての認可に限る。）について準用する。

4 第一項及び第二項の規定は、法第百六条第九項において準用する同条第七項の規定による認可（保険会社がその子会社（保険業高度化等会社を除く。）を保険業高度化等会社に該当する子会社とすることについての認可に限る。）及び同条第十項の規定による認可について準用する。

5 法第二條第十五項の規定は、第一項（前二項において準用する場合を含む。）、第二項第四号、第六号及び第七号並びに第三項に規定する議決権について準用する。

〔条を加える。〕

ク管理に係る方針

二 災害その他の事象が発生した場合における保険会社グループの危機管理に係る体制の整備に係る方針

2 法第六六条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める体制は、当該保険会社における当該保険会社グループに属する会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制とする。

3 法第六六条の二第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、当該保険会社グループ（再建計画（業務の運営又は財産の状況に關し改善が必要な場合における保険会社グループの経営の再建のための計画をいう。以下この項において同じ。）の策定が必要なものとして金融庁長官が指定したものに限る。）の再建計画を策定し、その適正な実施を確保することとする。

（法第七七条第一項の規定が適用されないこととなる事由）

**第五十八條の四** 法第七七条第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 保険会社又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得

二 保険会社又はその子会社の代物弁済の受領による株式又は持分の取得

（法第七七条第一項の規定が適用されないこととなる事由）

**第五十八條の三** 法第七七条第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 保険会社又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得

二 保険会社又はその子会社の代物弁済の受領による株式又は持分の取得

三 保険会社又はその子会社の、その取引先である会社との間の合理的な経営改善のための計画に基づく株式又は持分の取得（当該保険会社又はその子会社に対する当該会社の債務を消滅させるために行うものであって、当該株式又は持分の取得によって相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）

四 保険会社又はその子会社が所有する議決権を行使することができない株式又は持分に係る議決権の取得（当該保険会社又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

五 保険会社又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換（当該保険会社又はその子会社の請求による場合を除く。）

六 保険会社又はその子会社が株式を所有する会社の株式の併合若しくは分割又は株式無償割当て

七 保険会社又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の定款の変更による株式又は持分に係る権利の内容又は一単元の株式の数の変更

八 保険会社又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の自己の株式又は持分の取得

九 新規事業分野開拓会社等の議決権について第五十六条第十四項の規定による処分を行うとき又は事業再生会社の議決権について同条第十五項の規定による処分を行うときとすることに、やむを得ないと認められる理由により当該議決権

三 保険会社又はその子会社の、その取引先である会社との間の合理的な経営改善のための計画に基づく株式又は持分の取得（当該保険会社又はその子会社に対する当該会社の債務を消滅させるために行うものであって、当該株式又は持分の取得によって相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）

四 保険会社又はその子会社が所有する議決権を行使することができない株式又は持分に係る議決権の取得（当該保険会社又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

五 保険会社又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換（当該保険会社又はその子会社の請求による場合を除く。）

六 保険会社又はその子会社が株式を所有する会社の株式の併合若しくは分割又は株式無償割当て

七 保険会社又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の定款の変更による株式又は持分に係る権利の内容又は一単元の株式の数の変更

八 保険会社又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の自己の株式又は持分の取得

九 第五十六条第八項の規定による新規事業分野開拓会社等の議決権の処分を行うときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十 保険会社又はその子会社の取引先である会社との間の合理的な経営改善のための計画に基づき取得した当該会社の発行する株式を当該会社の経営の状況の改善に伴い相当の期間内に処分するために必要な当該株式の転換（第五号に掲げる事由に該当するものを除く。）その他の合理的な理由があることについてあらかじめ金融庁長官の承認を受けた場合

2 前項第十号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該承認に係る国内の会社の商号及び業務の内容を記載した書面

三 当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書類

四 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

3 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした保険会社が基準議決権数を超えて議決権を所有し、又は保有することについて合理的な理由があるかどうか、及び提出される基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった部分の議決権の処分の方法に関する方針が妥当なものである

十 保険会社又はその子会社の取引先である会社との間の合理的な経営改善のための計画に基づき取得した当該会社の発行する株式を当該会社の経営の状況の改善に伴い相当の期間内に処分するために必要な当該株式の転換（第五号に掲げる事由に該当するものを除く。）その他の合理的な理由があることについてあらかじめ金融庁長官の承認を受けた場合

2 前項第十号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該承認に係る国内の会社の商号及び業務の内容を記載した書面

三 当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書類

四 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

3 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした保険会社が基準議決権数を超えて議決権を所有し、又は保有することについて合理的な理由があるかどうか、及び提出される基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった部分の議決権の処分の方法に関する方針が妥当なものである

かどうかを審査するものとする。

(基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請)

第五十八条の五 保険会社は、法第七十二条第二項ただし書の規定による基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該承認に係る国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

三 当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書類

四 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした保険会社又はその子会社が基準議決権数を超えて議決権を保有することについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

3 法第二十五条第十五項の規定は、第一項第三号に規定する議決権について準用する。

かどうかを審査するものとする。

(基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請)

第五十八条の四 保険会社は、法第七十二条第二項ただし書の規定による基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該承認に係る国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

三 当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書類

四 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした保険会社又はその子会社が基準議決権数を超えて議決権を保有することについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

3 法第二十五条第十五項の規定は、第一項第三号に規定する議決権について準用する。



(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第五十八条の六 法第七百七条第四項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、当該保険会社が法第九十六条の十第一項の認可を受けて組織変更株式交付をしたことにより他の保険会社、銀行、長期信用銀行、証券専門会社又は証券仲介専門会社を子会社とした場合とする。

2 法第七百七条第四項第二号に規定する内閣府令で定める場合は、当該保険会社が法第六百六条第四項の認可を受けて他の保険会社、銀行、長期信用銀行、証券専門会社又は証券仲介専門会社を子会社とした場合とする。

3 法第七百七条第四項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該保険会社が法第四百二十二条の認可を受けて他の保険会社の事業の譲受けをした場合

二 当該保険会社が法第四百二十二条の認可を受けて事業の譲受けをしたことにより他の保険会社、銀行、長期信用銀行、証券専門会社又は証券仲介専門会社を子会社とした場合（前号に掲げる場合を除く。）

4 法第七百七条第四項第五号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該保険会社が法第七百七十三条の六第一項の認可を受けて吸収分割により他の保険会社の事業を承継した場合

二 当該保険会社が法第七百七十三条の六第一項の認可を受けて吸

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第五十八条の五 法第七百七条第四項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、当該保険会社が法第九十六条の十第一項の認可を受けて組織変更株式交付をしたことにより他の保険会社、銀行、長期信用銀行、証券専門会社又は証券仲介専門会社を子会社とした場合とする。

2 法第七百七条第四項第二号に規定する内閣府令で定める場合は、当該保険会社が法第六百六条第七項の認可を受けて他の保険会社、銀行、長期信用銀行、証券専門会社又は証券仲介専門会社を子会社とした場合とする。

3 法第七百七条第四項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該保険会社が法第四百二十二条の認可を受けて他の保険会社の事業の譲受けをした場合

二 当該保険会社が法第四百二十二条の認可を受けて事業の譲受けをしたことにより他の保険会社、銀行、長期信用銀行、証券専門会社又は証券仲介専門会社を子会社とした場合（前号に掲げる場合を除く。）

4 法第七百七条第四項第五号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該保険会社が法第七百七十三条の六第一項の認可を受けて吸収分割により他の保険会社の事業を承継した場合

二 当該保険会社が法第七百七十三条の六第一項の認可を受けて吸

収分割により事業を承継したことにより他の保険会社、銀行、長期信用銀行、証券専門会社又は証券仲介専門会社を子会社とした場合（前号に掲げる場合を除く。）

（特例対象会社）

第五十八条の七

「①」法第七十条第八項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（保険会社の子法人等に該当しないものに限る。第三項及び第八十五条第一項第七号において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号（業務の範囲）に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、次いずれかに該当するものから出資を受けている会社

イ 当該保険会社又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となっているもの

ロ 当該株式会社に当該保険会社又はその子会社が出資しているもの

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、第五十六条第六項第九号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画に基づき当該

収分割により事業を承継したことにより他の保険会社、銀行、長期信用銀行、証券専門会社又は証券仲介専門会社を子会社とした場合（前号に掲げる場合を除く。）

（特例対象会社）

第五十八条の六

「項を加える。」

事業計画を実施している会社

2|| 前項に規定する会社のほか、会社（保険会社の子法人等に該当しないものに限る。）であつて、その議決権を保険会社若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の第五十八条の四第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該保険会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあつては、当該事由によらずに最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該事由によらずに新たに取得されない限り、当該保険会社に係る法第七十八条第八項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

3|| 第一項の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該保険会社に係る法第七十八条第八項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該保険会社又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（その総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該保険会社又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

4 法第七十七条第八項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社がその議決権を基準議決権数を超えて保有する会社（当該保険会社又はその子会社である新規事業分野開拓会社等若しくは事業再生会社以外の子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。）とする。

5 法第二第十五項の規定は、前三項に規定する議決権について準用する。

（業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等）

第五十九条の二 法百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 保険会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ 経営の組織

ロ 株式会社にあつては、持株数の多い順に十以上の株主に関する次に掲げる事項

(1) 氏名（株主が法人その他の団体である場合には、その名称）

(2) 各株主の持株数

(3) 発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合

ハ 相互会社にあつては、基金拠出額の多い順に五以上の基金

〔①〕 法第七十七条第八項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社等の子会社等（子法人等及び関連法人等をいう。）であつて、当該会社の議決権を、保険会社又はその子会社である新規事業分野開拓会社等以外の子会社が、合算して、当該会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数を超えて保有していないものとする。

2 法第二第十五項の規定は、前項に規定する議決権について準用する。

（業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等）

第五十九条の二 法百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 保険会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ 経営の組織

ロ 株式会社にあつては、持株数の多い順に十以上の株主に関する次に掲げる事項

(1) 氏名（株主が法人その他の団体である場合には、その名称）

(2) 各株主の持株数

(3) 発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合

ハ 相互会社にあつては、基金拠出額の多い順に五以上の基金

拠出者に関する次に掲げる事項

(1) 氏名（基金拠出者が法人その他の団体である場合には、その名称）

(2) 各基金拠出者の基金拠出額

(3) 基金の総額に占める各基金拠出額の割合

二 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の氏名及び役職名

ホ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称

ヘ 会計監査人の氏名又は名称

二 保険会社の主要な業務の内容（保険金信託業務を行う場合にあつては、当該保険金信託業務の内容を含む。）

三 保険会社の主要な業務に関する次に掲げる事項

イ 直近の事業年度における事業の概況

ロ 直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項（15から20までに掲げる事項については、保険金信託業務を行う場合に限る。）

(1) 経常収益

(2) 経常利益又は経常損失

(3) 当期純利益又は当期純損失（相互会社にあつては当期純剰余又は当期純損失）

(4) 資本金の額及び発行済株式の総数（相互会社にあつては、基金（法第五十六条の基金償却積立金を含む。）の総額

拠出者に関する次に掲げる事項

(1) 氏名（基金拠出者が法人その他の団体である場合には、その名称）

(2) 各基金拠出者の基金拠出額

(3) 基金の総額に占める各基金拠出額の割合

二 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の氏名及び役職名

ホ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称

ヘ 会計監査人の氏名又は名称

二 保険会社の主要な業務の内容（保険金信託業務を行う場合にあつては、当該保険金信託業務の内容を含む。）

三 保険会社の主要な業務に関する次に掲げる事項

イ 直近の事業年度における事業の概況

ロ 直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項（15から20までに掲げる事項については、保険金信託業務を行う場合に限る。）

(1) 経常収益

(2) 経常利益又は経常損失

(3) 当期純利益又は当期純損失（相互会社にあつては当期純剰余又は当期純損失）

(4) 資本金の額及び発行済株式の総数（相互会社にあつては、基金（法第五十六条の基金償却積立金を含む。）の総額

- (5) 純資産額（株式会社である損害保険会社に限る。）
- (6) 総資産額及び特別勘定又は積立勘定として経理された資産額
- (7) 責任準備金残高
- (8) 貸付金残高
- (9) 有価証券残高
- (10) 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第百三十条の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（保険会社に係る同条各号に掲げる額を用いて定めたものに限る。）に係る算式により得られる比率をいう。第八十六条第二項において同じ。）及び次条第一項第二号ロ(7)に規定する比率（保険会社及びその子会社等に係る法第百三十条各号に掲げる額が存在する場合であつて、法第百十一条第二項に規定する説明書類を作成していない場合に限る。）
- (11) 配当性向（株式会社である損害保険会社に限る。）
- (12) 相互会社にあつては、第三十条の四の規定により計算した額に占める第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金及び同項第二号の社員配当平衡積立金に積み立てる額の合計額の割合
- (13) 従業員数
- (14) 保有契約高（損害保険会社にあつては、正味収入保険料

- (5) 純資産額（株式会社である損害保険会社に限る。）
- (6) 総資産額及び特別勘定又は積立勘定として経理された資産額
- (7) 責任準備金残高
- (8) 貸付金残高
- (9) 有価証券残高
- (10) 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第百三十条の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（保険会社に係る同条各号に掲げる額を用いて定めたものに限る。）に係る算式により得られる比率をいう。第八十六条第二項において同じ。）及び次条第一項第二号ロ(7)に規定する比率（保険会社及びその子会社等に係る法第百三十条各号に掲げる額が存在する場合であつて、法第百十一条第二項に規定する説明書類を作成していない場合に限る。）
- (11) 配当性向（株式会社である損害保険会社に限る。）
- (12) 相互会社にあつては、第三十条の四の規定により計算した額に占める第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金及び同項第二号の社員配当平衡積立金に積み立てる額の合計額の割合
- (13) 従業員数
- (14) 保有契約高（損害保険会社にあつては、正味収入保険料

- の額)
- (15) 信託報酬
  - (16) 信託勘定貸出金残高
  - (17) 信託勘定有価証券残高 (19)に掲げる事項を除く。)
  - (18) 信託勘定暗号資産残高及び履行保証暗号資産残高
  - (19) 信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等残高
  - (20) 信託財産額
- ハ 直近の二事業年度における業務の状況を示す指標等として別表に掲げる事項
- ニ 責任準備金の残高として別表に掲げる事項
- ホ 損害保険会社にあつては、直近の五事業年度における次に掲げる事項
- (1) 当該事業年度の前事業年度に積み立てた支払備金から前事業年度以前に発生した保険事故に係る当該事業年度に計上した支払保険金及び当該事業年度に積み立てた支払備金の合計額を差し引いた金額 (自動車損害賠償保障法第五条 (責任保険又は責任共済の契約の締結強制) の自動車損害賠償責任保険の契約及び地震保険に関する法律第二条第二項 (定義) に規定する地震保険契約に係るものを除く。)
- (2) 保険事故発生年度別又は保険引受年度別の保険事故に係る直近事業年度までの各事業年度における支払備金及び累計支払保険金の合計額 (平均支払期間が長い保険契約の種類に限る。)

- の額)
- (15) 信託報酬
  - (16) 信託勘定貸出金残高
  - (17) 信託勘定有価証券残高 (19)に掲げる事項を除く。)
  - (18) 信託勘定暗号資産残高及び履行保証暗号資産残高
  - (19) 信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等残高
  - (20) 信託財産額
- ハ 直近の二事業年度における業務の状況を示す指標等として別表に掲げる事項
- ニ 責任準備金の残高として別表に掲げる事項
- ホ 損害保険会社にあつては、直近の五事業年度における次に掲げる事項
- (1) 当該事業年度の前事業年度に積み立てた支払備金から前事業年度以前に発生した保険事故に係る当該事業年度に計上した支払保険金及び当該事業年度に積み立てた支払備金の合計額を差し引いた金額 (自動車損害賠償保障法第五条 (責任保険又は責任共済の契約の締結強制) の自動車損害賠償責任保険の契約及び地震保険に関する法律第二条第二項 (定義) に規定する地震保険契約に係るものを除く。)
- (2) 保険事故発生年度別又は保険引受年度別の保険事故に係る直近事業年度までの各事業年度における支払備金及び累計支払保険金の合計額 (平均支払期間が長い保険契約の種類に限る。)

四 保険会社の運営に関する次に掲げる事項

イ リスク管理の体制

ロ 法令遵守の体制

ハ 法第二百一十一条第一項第一号の確認（第三分野保険に係るものに限る。）の合理性及び妥当性

ニ 生命保険会社にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1) 指定生命保険業務紛争解決機関（法第百五条の二第一項第一号に規定する指定生命保険業務紛争解決機関をいう。

ニにおいて同じ。）が存在する場合 当該生命保険会社が同号に定める生命保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定生命保険業務紛争解決機関の商号又は名称

(2) 指定生命保険業務紛争解決機関が存在しない場合 当該生命保険会社の法第百五条の二第一項第二号に定める生命保険業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

ホ 損害保険会社にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1) 指定損害保険業務紛争解決機関（法第百五条の三第一項第一号に規定する指定損害保険業務紛争解決機関をいう。

ホにおいて同じ。）が存在する場合 当該損害保険会社が同号に定める損害保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指

四 保険会社の運営に関する次に掲げる事項

イ リスク管理の体制

ロ 法令遵守の体制

ハ 法第二百一十一条第一項第一号の確認（第三分野保険に係るものに限る。）の合理性及び妥当性

ニ 生命保険会社にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1) 指定生命保険業務紛争解決機関（法第百五条の二第一項第一号に規定する指定生命保険業務紛争解決機関をいう。

ニにおいて同じ。）が存在する場合 当該生命保険会社が同号に定める生命保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定生命保険業務紛争解決機関の商号又は名称

(2) 指定生命保険業務紛争解決機関が存在しない場合 当該生命保険会社の法第百五条の二第一項第二号に定める生命保険業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

ホ 損害保険会社にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1) 指定損害保険業務紛争解決機関（法第百五条の三第一項第一号に規定する指定損害保険業務紛争解決機関をいう。

ホにおいて同じ。）が存在する場合 当該損害保険会社が同号に定める損害保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指



定損害保険業務紛争解決機関の商号又は名称

- (2) 指定損害保険業務紛争解決機関が存在しない場合 当該損害保険会社の法第五十五条の三第一項第二号に定める損害保険業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

五 保険会社の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項（ハ及びへ(8)に掲げる事項については、保険金信託業務を行う場合に限る。）

イ 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成しない場合に限る。）及び株主資本等変動計算書（相互会社にあつては剰余金処分又は損失処理に関する書面及び基金等変動計算書）

ロ 貸付金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

- (1) 破綻先債権（元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第九十六条第一項第三号イからホまで（貸倒引当金勘定への繰入限度額）に掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じているものをいう。以下同じ。）に該当する貸付金

(2) 延滞債権（未収利息不計上貸付金であつて、(1)に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的とし

定損害保険業務紛争解決機関の商号又は名称

- (2) 指定損害保険業務紛争解決機関が存在しない場合 当該損害保険会社の法第五十五条の三第一項第二号に定める損害保険業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

五 保険会社の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項（ハ及びへ(8)に掲げる事項については、保険金信託業務を行う場合に限る。）

イ 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成しない場合に限る。）及び株主資本等変動計算書（相互会社にあつては剰余金処分又は損失処理に関する書面及び基金等変動計算書）

ロ 貸付金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

- (1) 破綻先債権（元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第九十六条第一項第三号イからホまで（貸倒引当金勘定への繰入限度額）に掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じているものをいう。以下同じ。）に該当する貸付金

(2) 延滞債権（未収利息不計上貸付金であつて、(1)に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的とし

て利息の支払を猶予したものの以外のものをいう。以下同じ。  
。）に該当する貸付金

(3) 三カ月以上延滞債権（元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金（1）及び（2）に掲げる貸付金に該当するものを除く。）をいう。以下同じ。）に該当する貸付金

(4) 貸付条件緩和債権（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（1）、（2）及び（3）に掲げる貸付金に該当するものを除く。）をいう。以下同じ。）に該当する貸付金

ハ 元本補填契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、三カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額

ニ 債権（その価額が別紙様式第七号又は別紙様式第十二号中の貸借対照表の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第二条第三項（定義）に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸付金、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記される有価証券の貸付けに限る。）について、債務者の財政状

て利息の支払を猶予したものの以外のものをいう。以下同じ。  
。）に該当する貸付金

(3) 三カ月以上延滞債権（元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金（1）及び（2）に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）に該当する貸付金

(4) 貸付条件緩和債権（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（1）、（2）及び（3）に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）に該当する貸付金

ハ 元本補填契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、三カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額

ニ 債権（その価額が別紙様式第七号又は別紙様式第十二号中の貸借対照表の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第二条第三項（定義）に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸付金、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記される有価証券の貸付けに限る。）について、債務者の財政状

態及び経営成績等を基礎として次に掲げるものに区分することにより得られる各々に関し貸借対照表に計上された金額

(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権（破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。）

(2) 危険債権（債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。）

(3) 要管理債権（三か月以上延滞貸付金（元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金（(1)及び(2)に掲げる債権を除く。）をいう。以下同じ。）及び条件緩和貸付金（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（(1)及び(2)に掲げる債権並びに三か月以上延滞貸付金を除く。）をいう。）をいう。）

(4) 正常債権（債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、(1)から(3)までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。）

ホ 保険金等の支払能力の充実の状況（保険会社に係る法第百三十条各号に掲げる額を用いて定めたもの）に限り、当該各号

態及び経営成績等を基礎として次に掲げるものに区分することにより得られる各々に関し貸借対照表に計上された金額

(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権（破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。）

(2) 危険債権（債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。）

(3) 要管理債権（三か月以上延滞貸付金（元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金（(1)及び(2)に掲げる債権を除く。）をいう。以下同じ。）及び条件緩和貸付金（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（(1)及び(2)に掲げる債権並びに三か月以上延滞貸付金を除く。）をいう。）をいう。）

(4) 正常債権（債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、(1)から(3)までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。）

ホ 保険金等の支払能力の充実の状況（保険会社に係る法第百三十条各号に掲げる額を用いて定めたもの）に限り、当該各号

に掲げる額に係る細目として別表に掲げる額並びに第八十七条第二号の二に規定する額の算出方法及びその計算の基礎となる係数を含む。)及び次条第一項第三号ハに規定する保険金等の支払能力の充実の状況(保険会社及びその子会社等に係る法第百三十条各号に掲げる額が存在する場合であつて、法第百十一条第二項に規定する説明書類を作成していない場合に限り。)

へ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

- (1) 有価証券
- (2) 金銭の信託
- (3) デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)
- (4) 法第九十八条第一項第八号に規定する金融等デリバティブ取引
- (5) 先物外国為替取引
- (6) 有価証券関連デリバティブ取引(7)に掲げるものを除く。)
- (7) 金融商品取引法第二十八条第八項第三号イ若しくは第四号イに掲げる取引又は外国金融商品市場における同項第三号イに掲げる取引と類似の取引(国債証券等及び同法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するものに限る。)

に掲げる額に係る細目として別表に掲げる額並びに第八十七条第二号の二に規定する額の算出方法及びその計算の基礎となる係数を含む。)及び次条第一項第三号ハに規定する保険金等の支払能力の充実の状況(保険会社及びその子会社等に係る法第百三十条各号に掲げる額が存在する場合であつて、法第百十一条第二項に規定する説明書類を作成していない場合に限り。)

へ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

- (1) 有価証券
- (2) 金銭の信託
- (3) デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)
- (4) 法第九十八条第一項第八号に規定する金融等デリバティブ取引
- (5) 先物外国為替取引
- (6) 有価証券関連デリバティブ取引(7)に掲げるものを除く。)
- (7) 金融商品取引法第二十八条第八項第三号イ若しくは第四号イに掲げる取引又は外国金融商品市場における同項第三号イに掲げる取引と類似の取引(国債証券等及び同法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するものに限る。)

(8) 暗号資産

ト 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

チ 貸付金償却の額

リ 法第百十一条第一項の規定により公衆の縦覧に供する書類について会社法（相互会社にあつては、法）による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨

又 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（相互会社にあつては、剰余金処分計算書又は損失処理計算書及び基金等変動計算書）について金融商品取引法第百九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

六 事業年度の末日において、当該保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下この号及び次条第一項第四号において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

2 法第百十一条第一項に規定する内閣府令で定める場所は、保険会社の営業所又は事務所（本店又は主たる事務所、支店又は従たる事務所及び外国に所在する営業所又は事務所を除く。）とする。

(8) 暗号資産

ト 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

チ 貸付金償却の額

リ 法第百十一条第一項の規定により公衆の縦覧に供する書類について会社法（相互会社にあつては、法）による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨

又 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（相互会社にあつては、剰余金処分計算書又は損失処理計算書及び基金等変動計算書）について金融商品取引法第百九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

六 事業年度の末日において、当該保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下この号及び次条第一項第四号において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

2 法第百十一条第一項に規定する内閣府令で定める場所は、保険会社の営業所又は事務所（本店又は主たる事務所、支店又は従たる事務所及び外国に所在する営業所又は事務所を除く。）とする。

(届出事項等)

第八十五条 法第二百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 保険会社である株式会社が新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合

二 保険会社を代表する取締役、保険会社の常務に従事する取締役又は監査役(監査等委員会設置会社にあつては保険会社を代表する取締役、保険会社の常務に従事する取締役又は監査等委員(保険会社の常務に従事する取締役を除く。)、指名委員会等設置会社にあつては保険会社の常務に従事する取締役、代表取締役、執行役又は監査委員(保険会社の常務に従事する取締役を除く。))。以下この号及び次号において「役員等」という。を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合(次号に掲げる場合を除く。)

二の二 役員等の選任又は退任(以下「選退任」という。)があった場合(役員等の選退任の前に、役員等を選任しようとする旨又は役員等が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。)

二の三 会計参与を選任しようとする場合又は会計参与が退任しようとする場合(次号に掲げる場合を除く。)

二の四 会計参与の選退任があつた場合(会計参与の選退任の前に、会計参与を選任しようとする旨又は会計参与が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得

(届出事項等)

第八十五条 法第二百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 保険会社である株式会社が新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合

二 保険会社を代表する取締役、保険会社の常務に従事する取締役又は監査役(監査等委員会設置会社にあつては保険会社を代表する取締役、保険会社の常務に従事する取締役又は監査等委員(保険会社の常務に従事する取締役を除く。)、指名委員会等設置会社にあつては保険会社の常務に従事する取締役、代表取締役、執行役又は監査委員(保険会社の常務に従事する取締役を除く。))。以下この号及び次号において「役員等」という。を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合(次号に掲げる場合を除く。)

二の二 役員等の選任又は退任(以下「選退任」という。)があった場合(役員等の選退任の前に、役員等を選任しようとする旨又は役員等が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。)

二の三 会計参与を選任しようとする場合又は会計参与が退任しようとする場合(次号に掲げる場合を除く。)

二の四 会計参与の選退任があつた場合(会計参与の選退任の前に、会計参与を選任しようとする旨又は会計参与が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得

ない事情がある場合に限る。)

二の五 会計監査人を選任しようとする場合又は会計監査人が退任しようとする場合(次号に掲げる場合を除く。)

二の六 会計監査人の選退任があつた場合(会社法第三百三十八条第二項(会計監査人の任期)(法第五十三条の七において準用する場合を含む。))の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選退任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。)

二の七 特定取引勘定を設けようとする場合

二の八 特定取引勘定を廃止しようとする場合

### 三 削除

四 保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五十七条第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社(他業保険業高度化等会社)にあつては、当該保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。第六号及び第七号において同じ。)とした場合(法第二百二十七条第一項第二号の規定及び第四号の三の規定により届出をしななければならない場合を除く。)

四の二 法第百六条第四項の規定による認可を受けて保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する他業保険業高度化等会社の議決権を取得し、又は保有し

ない事情がある場合に限る。)

二の五 会計監査人を選任しようとする場合又は会計監査人が退任しようとする場合(次号に掲げる場合を除く。)

二の六 会計監査人の選退任があつた場合(会社法第三百三十八条第二項(会計監査人の任期)(法第五十三条の七において準用する場合を含む。))の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選退任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。)

二の七 特定取引勘定を設けようとする場合

二の八 特定取引勘定を廃止しようとする場合

### 三 削除

四 保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五十七条第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社(保険業高度化等会社)にあつては、当該保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社)とした場合(法第二百二十七条第一項第二号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしななければならない場合を除く。)

「号を加える。」

た場合（前号及び第九号に該当する場合を除く。）

四の三 子会社対象会社（法第百六条第一項に規定する子会社対象会社をいう。第十三号並びに第二百四十六条第一項第十二号及び第十三号において同じ。）以外の外国の会社（法第百六条第六項第一号に規定する特例持株会社を含む。以下この号及び次号において同じ。）を子会社としようとする場合（法第百六条第七項において準用する同条第四項又は同条第十一項の規定による認可を受けて子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としようとする場合及び法第百二十七条第一項第三号に該当する場合を除く。）

四の四 子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とした場合（法第百二十七条第一項第三号に該当する場合及び第四号に該当する場合を除く。）

「号を削る。」

五 保険会社を子会社とする者に変更があつた場合

六 その子会社（新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子会社を除く。）が名称若しくは主な業務の内容若しくは本店の所在地の変更（変更前の位置に復することが明らかな場合を除く。）、合併、解散又は業務の全部の廃止を行った場合（法第百二十七条第一項第三号及び第七号に該当する場合を除く。）

「号を削る。」

四の二 法第百六条第四項の規定に基づき子会社対象会社（同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。第七号の二及び第二百四十六条第一項第八号の二において同じ。）以外の外国の会社を子会社としようとする場合

「号を加える。」

四の三 その子会社の議決権を取得し、又は保有した場合

五 保険会社を子会社とする者に変更があつた場合

六 その子会社が名称若しくは主な業務の内容を変更し、合併し、解散し、又は業務の全部を廃止することとなった場合（法第百二十七条第一項第三号の規定により子会社でなくなったこと又は子会社対象保険会社等（法第百六条第七項に規定する子会社対象保険会社等をいう。）に該当しない子会社となったことについて同号の届出をしなければならいとされるものを除く。）

六の二 その子会社が本店の所在地を変更した場合



七 保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有する他業保険業高度化等会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合  
〔号を削る。〕

八 法第百六条第十四項の規定による承認を受けた事項を履行した場合（法第百二十七条第一項第三号に該当する場合を除く。）

九 第四十八条の四各号又は第五十九条第三項各号のいずれかに掲げる者に該当する者（子会社及び新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社（保険会社の子会社であるものに限る。）の子法人等又は関連法人等を除く。以下この項において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合（新たに有することとなった特殊関係者が法第百六条第四項の規定による認可を受けて保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する他業保険業高度化等会社である場合を除く。）

十 その特殊関係者が特殊関係者でなくなった場合

十一 保険会社又はその子会社が、他の会社（外国の会社、新規事業分野開拓会社等、事業再生会社、他業保険業高度化等会社及び特例事業再生会社を除く。）の議決権を合算してその基準

六の三 保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有する保険業高度化等会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合

六の四 保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する保険業高度化等会社が名称若しくは本店の所在地を変更し、合併し、解散し、又は業務の全部を廃止した場合（前三号に掲げる場合を除く。）

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

七 保険会社又はその子会社が、第五十八条の三第一項各号に掲げる事由により、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合

議決権数を超えて取得し、又は保有した場合（当該他の会社が当該保険会社の子会社又は特殊関係者となった場合を除く。）  
「号を削る。」

十二 保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなった国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合

七の二 保険会社又はその子会社が国内の子会社対象会社（保険業高度化等会社を除く。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合（法第九十六条の十第一項の規定により認可を受けている場合（第四十六条第一項第十三号ロに掲げる書類を提出している場合に限る。））、当該子会社対象会社を子会社とすることについて法第六十六条第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定により認可を受けている場合、法第二百二十七条第一項第二号の規定により届出をしなければならない場合、法第四百二十二条の規定により認可を受けている場合（第九十四条第一項第十号又は第十一号に掲げる書類を提出している場合に限る。）、法第六百六十七条第一項の規定により認可を受けている場合（第五十条第一項第十九号又は第二十一号に掲げる書類を提出している場合に限る。）、法第七十三条の六第一項の規定により認可を受けている場合（第二百五条の六第一項第十八号又は第二十一号に掲げる書類を提出している場合に限る。）及び第七号の四に掲げる場合を除く。）

七の三 保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなった国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合（第七号の五に掲げる場合を除く。）

「号を削る。」

「号を削る。」

十三 保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する子会社対象会社（当該保険会社の子会社及び外国の会社を除く。）又は保険会社の特殊関係者（子会社対象会社に限る。）が当該子会社対象会社以外の子会社対象保険会社等（法第百六条第四項に規定する子会社対象保険会社等）をいう。次号において同じ。）に該当する会社となったことを知った場合

十四 保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する子会社対象保険会社等（当該保険会社の子会社及び外国の会社を除く。）又は保険会社の特殊関係者（子会社対象保険会社等に限る。）が当該子会社対象保険会社等に該当しない会社となったことを知った場合（前号に該当する場合を除く。）

十五 保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する法第百六条第一項第十六号に掲げる会社

七の四 第四十八条の四各号又は第五十九条第三項各号のいずれかに掲げる者に該当する者（子会社を除く。以下この号、次号及び第七号の六において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合（新たに有することとなった特殊関係者が法第百六条第七項の規定による認可に伴い保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する保険業高度化等会社であるときを除く。）

七の五 その特殊関係者が特殊関係者でなくなった場合

七の六 保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する会社（当該保険会社の子会社及び外国の会社を除く。）又は保険会社の特殊関係者がその業務の内容を変更することとなったことを知った場合

「号を加える。」

「号を加える。」

(当該保険会社の子会社及び他業保険業高度化会社を除く。)  
又は保険会社の特殊関係者(同号に掲げる会社(他業保険業高度化等会社を除く。))に限る。)が他業保険業高度化等会社となつたことを知つた場合

十六 外国において支店若しくは従たる事務所又は駐在員事務所を廃止した場合

十七 第六十九条第一項第三号の危険準備金について同条第七項に規定する金融庁長官が定める積立てに関する基準によらない積立てを行おうとする場合又は取崩しを行おうとする場合

十八 損害保険会社が第七十条第四項の規定により責任準備金の額の計算をするに際し金融庁長官に届け出なければならない場合として金融庁長官が定める場合

十九 第七十条第一項第二号の二の危険準備金について同条第六項に規定する金融庁長官が定める積立てに関する基準によらない積立てを行おうとする場合又は取崩しを行おうとする場合

二十 第七十一条第二項に規定する金融庁長官が定める再保険の契約を締結しようとし、又は当該契約を契約期間の終了前に解約しようとする場合

二十一 劣後特約付金銭消費貸借(元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であつて、保険会社の保険金等の支払能力の充実に資するものとして金融庁長官が定める金銭の消費貸借に該当するものをいう。以下この条、第六十六条及び第九十二条において同じ。)による借入れ

八 外国において支店若しくは従たる事務所又は駐在員事務所を廃止した場合

九 第六十九条第一項第三号の危険準備金について同条第七項に規定する金融庁長官が定める積立てに関する基準によらない積立てを行おうとする場合又は取崩しを行おうとする場合

十 損害保険会社が第七十条第四項の規定により責任準備金の額の計算をするに際し金融庁長官に届け出なければならない場合として金融庁長官が定める場合

十一 第七十条第一項第二号の二の危険準備金について同条第六項に規定する金融庁長官が定める積立てに関する基準によらない積立てを行おうとする場合又は取崩しを行おうとする場合

十二 第七十一条第二項に規定する金融庁長官が定める再保険の契約を締結しようとし、又は当該契約を契約期間の終了前に解約しようとする場合

十二 劣後特約付金銭消費貸借(元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であつて、保険会社の保険金等の支払能力の充実に資するものとして金融庁長官が定める金銭の消費貸借に該当するものをいう。以下この条、第六十六条及び第九十二条において同じ。)による借入れ

をしようとする場合又は劣後特約付社債（元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された社債であって、保険会社の保険金等の支払能力の充実に資するものとして金融庁長官が定める社債に該当するものをいう。以下この条、第六十六條及び第九十二條において同じ。）を発行しようとする場合

二十二 劣後特約付金銭消費貸借に係る債務について期限前弁済をしようとする場合又は劣後特約付社債について期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて弁済又は償還をしようとする場合を含む。）

二十三 第八十七條第二号の二又は第八十八條第一号若しくは第五号に掲げる額を算出するため、金融庁長官の定める算出方法を用いようとする場合

二十四 前号に規定する算出方法の使用を中断し、又は当該算出方法に重大な変更を加えた場合

二十五 特定取引勘定設置会社において、特定取引として経理しようとする取引の種類その他第三項各号に定める書類に係る事項を変更しようとする場合（軽微な変更をしようとする場合を除く。）

「号を削る。」

二十六 会社法第五十六條第一項（株式の取得に関する事項の決定）（同法第六十五條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による株主総会又は取締役会の決議により自己の株式を取得しようとする場合

をしようとする場合又は劣後特約付社債（元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された社債であって、保険会社の保険金等の支払能力の充実に資するものとして金融庁長官が定める社債に該当するものをいう。以下この条、第六十六條及び第九十二條において同じ。）を発行しようとする場合

十三 劣後特約付金銭消費貸借について期限前弁済をしようとする場合又は劣後特約付社債について期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて弁済又は償還をしようとする場合を含む。）

十三の二 第八十七條第二号の二又は第八十八條第一号若しくは第五号に掲げる額を算出するため、金融庁長官の定める算出方法を用いようとする場合

十三の三 前号に規定する算出方法の使用を中断し、又は当該算出方法に重大な変更を加えた場合

十四 特定取引勘定設置会社において、特定取引として経理しようとする取引の種類その他第三項各号に定める書類に係る事項を変更しようとする場合（軽微な変更をしようとする場合を除く。）

十五 削除

十六 会社法第五十六條第一項（株式の取得に関する事項の決定）（同法第六十五條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による株主総会又は取締役会の決議により自己の株式を取得しようとする場合

二十七 保険会社、その子会社又は業務の委託先において不祥事件（業務の委託先にあつては、当該保険会社が委託する業務に係るものに限る。）が発生したことを知った場合

二十八 第二百十二条の六の三第二項各号に掲げる書類に定めた事項を変更しようとする場合

2 法第二条第十五項の規定は、前項第四号、第四号の二、第七号、第九号及び第十一号から第十五号までに規定する議決権について準用する。

3 保険会社は、法第二百二十七条第一項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類（第一項第二号の七に掲げる場合にあつては、次の各号に掲げる書類）を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 特定取引として経理しようとする取引の種類及び当該取引を行う部署の名称を記載した書類

二 時価等の算定（特定取引に係る利益若しくは損失又は当該取引の対象となる財産の価格を算定することをいう。）を行う部署の名称を記載した書類

三 特定取引及びその対象となる財産とその他の取引及び財産との区別に関する経理の方針（特定取引勘定を設ける前に行った取引及びその対象となる財産についての区別に関する経理の方針を含む。）を記載した書類

四 内部取引（一の保険会社において、特定取引勘定とその他の

十七 保険会社、その子会社又は業務の委託先において不祥事件（業務の委託先にあつては、当該保険会社が委託する業務に係るものに限る。）が発生したことを知った場合

十八 第二百十二条の六の三第二項各号に掲げる書類に定めた事項を変更しようとする場合

2 法第二条第十五項の規定は、前項第四号、第六号の三から第七号の四まで及び第七号の六に規定する議決権について準用する。

3 保険会社は、法第二百二十七条第一項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類（第一項第二号の七に掲げる場合にあつては、次の各号に掲げる書類）を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 特定取引として経理しようとする取引の種類及び当該取引を行う部署の名称を記載した書類

二 時価等の算定（特定取引に係る利益若しくは損失又は当該取引の対象となる財産の価格を算定することをいう。）を行う部署の名称を記載した書類

三 特定取引及びその対象となる財産とその他の取引及び財産との区別に関する経理の方針（特定取引勘定を設ける前に行った取引及びその対象となる財産についての区別に関する経理の方針を含む。）を記載した書類

四 内部取引（一の保険会社において、特定取引勘定とその他の

勘定との間で行う第五十三条の六の二第二項第五号から第十四号までに掲げる取引（当該取引に類似し、又は密接に関連する取引として同項第十六号の規定により特定取引とされる取引を含む。）をいう。）を行う場合（当該内部取引を解約する場合を含む。）の取扱いに関する事項を記載した書類

五 勘定間振替（第五十三条の六の二第三項各号に掲げる行為（同条第四項に規定する取引を含む。）をいう。）を行う場合の取扱いに関する事項を記載した書類

4 第一項第四号の二、第四号の四、第十一号又は第十二号に該当する場合の届出は、半期ごとに一括して行うことができる。

5 第一項第十二号に掲げる場合において、法第百六条第一項第十三号から第十五号までに掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同項第十三号に規定する特定子会社は、保険会社の子会社に該当しないものとみなす。

6 第一項第十一号から第十五号までに掲げる場合において、第五十六条第十四項に規定する新規事業分野開拓会社等又は同項に規定する事業再生会社（同条第七項に定める要件に該当するものに限る。）による他の会社の議決権の取得又は保有については、当該新規事業分野開拓会社等又は当該事業再生会社は、保険会社の子会社に該当しないものとみなす。

7 第一項第十七号又は第十九号に該当するときの届出は、計算書類の作成後、速やかに、当該計算書類を添付して行うものとする。

勘定との間で行う第五十三条の六の二第二項第五号から第十四号までに掲げる取引（当該取引に類似し、又は密接に関連する取引として同項第十六号の規定により特定取引とされる取引を含む。）をいう。）を行う場合（当該内部取引を解約する場合を含む。）の取扱いに関する事項を記載した書類

五 勘定間振替（第五十三条の六の二第三項各号に掲げる行為（同条第四項に規定する取引を含む。）をいう。）を行う場合の取扱いに関する事項を記載した書類

「項を加える。」

「項を加える。」

「項を加える。」

4 第一項第九号又は第十号の二に該当するときの届出は、計算書類の作成後、速やかに、当該計算書類を添付して行うものとする。

8

第一項第二十七号に規定する不祥事件とは、保険会社、その子会社若しくは業務の委託先、保険会社、その子会社若しくは業務の委託先の役員若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）、保険会社若しくはその子会社の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一 保険会社の業務を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為

二 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）に違反する行為

三 法第二百九十四条第一項、第二百九十四条の二若しくは第三百条第一項の規定、法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第六号まで若しくは第九号若しくは第三十九条第一項の規定若しくは第二百三十四条の二十一の二第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

四 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。以下同じ。）のうち、保険会社の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、当該業務の管理上重大な紛失と認められるもの

五 海外で発生した前各号に掲げる行為又はこれに準ずるもので、発生地を監督当局に報告したもの

六 その他保険会社の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行

5

第一項第十七号に規定する不祥事件とは、保険会社、その子会社若しくは業務の委託先、保険会社、その子会社若しくは業務の委託先の役員若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）、保険会社若しくはその子会社の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一 保険会社の業務を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為

二 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）に違反する行為

三 法第二百九十四条第一項、第二百九十四条の二若しくは第三百条第一項の規定、法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第六号まで若しくは第九号若しくは第三十九条第一項の規定若しくは第二百三十四条の二十一の二第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

四 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。以下同じ。）のうち、保険会社の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、当該業務の管理上重大な紛失と認められるもの

五 海外で発生した前各号に掲げる行為又はこれに準ずるもので、発生地を監督当局に報告したもの

六 その他保険会社の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行



為又はそのおそれのある行為であつて前各号に掲げる行為に準ずるもの

9 第一項第二十七号に該当するときの届出は、不祥事件の発生を  
保険会社を知った日から三十日以内に行わなければならない。

(事業譲渡等の認可の申請)

第九十四条 保険会社（外国保険会社等を含む。以下この条において同じ。）は、法第百四十二条（法第二百十一条において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 事業の譲渡又は譲受け（次項及び第三項において「事業譲渡等」という。）に係る契約の内容を記載した書面

三 当事者である保険会社（外国保険会社等を除く。）の株主總會等の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

四 当事者である保険会社の貸借対照表（外国保険会社等の場合にあつては、日本における保険業の貸借対照表）

五 譲渡しようとする事業又は譲り受けようとする事業に係る損益の状況を記載した書面

六 法第百四十三条第一項に規定する保険金信託業務に係る事業の譲渡の認可の申請の場合にあつては、同項の規定による公告をしたことを証する書面

為又はそのおそれのある行為であつて前各号に掲げる行為に準ずるもの

6 第一項第十七号に該当するときの届出は、不祥事件の発生を  
保険会社を知った日から三十日以内に行わなければならない。

(事業譲渡等の認可の申請)

第九十四条 保険会社（外国保険会社等を含む。以下この条において同じ。）は、法第百四十二条（法第二百十一条において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 事業の譲渡又は譲受け（次項及び第三項において「事業譲渡等」という。）に係る契約の内容を記載した書面

三 当事者である保険会社（外国保険会社等を除く。）の株主總會等の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

四 当事者である保険会社の貸借対照表（外国保険会社等の場合にあつては、日本における保険業の貸借対照表）

五 譲渡しようとする事業又は譲り受けようとする事業に係る損益の状況を記載した書面

六 法第百四十三条第一項に規定する保険金信託業務に係る事業の譲渡の認可の申請の場合にあつては、同項の規定による公告をしたことを証する書面

七 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）第十六条第二項の規定による届出を要する場合には、当該届出をしたことを証する書類

八 当該事業譲渡等を行った後における保険会社が子会社等（法第九十七条の二第三項前段に規定する子会社等をいう。以下この号、第五十五条第一項第二十号及び第五十五条の六第一項第十九号において同じ。）を有する場合には、当該保険会社及び当該子会社等の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の見込みを記載した書類

九 当該事業の譲渡により当該保険会社の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書類

十 当該事業の譲受けにより子会社対象会社（法第六十六条第一項に規定する子会社対象会社をいい、他業保険業高度化等会社を除く。第五十五条第一項第十九号において同じ。）を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第五十八条第一項第四号に掲げる書類

十の二 当該事業の譲受けにより保険会社若しくはその子会社が他業保険業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該会社に関する第五十八条の二第一項第四号に掲げる書類

十一 当該事業の譲受けにより保険会社又はその子会社が国内の

七 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）第十六条第二項の規定による届出を要する場合には、当該届出をしたことを証する書類

八 当該事業譲渡等を行った後における保険会社が子会社等（法第九十七条の二第三項前段に規定する子会社等をいう。以下この号、第五十五条第一項第二十号及び第五十五条の六第一項第十九号において同じ。）を有する場合には、当該保険会社及び当該子会社等の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の見込みを記載した書類

九 当該事業の譲渡により当該保険会社の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書類

十 当該事業の譲受けにより子会社対象会社を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第五十八条第一項第四号に掲げる書類

十の二 当該事業の譲受けにより保険会社若しくはその子会社が保険業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の保険業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該会社に関する第五十八条の二第一項第四号に掲げる書類

十一 当該事業の譲受けにより保険会社又はその子会社が国内の

会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合（第十号に規定する場合を除く。）には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十二 その他参考となるべき事項を記載した書類

2 前項の認可申請書は、保険会社を全部の当事者とする事業譲渡等の場合にあつては、当事者である保険会社の連名で提出しなければならぬ。ただし、外国保険会社等を全部又は一部の当事者とする日本における事業以外の事業のみに係る事業譲渡等の場合にあつては、この限りでない。

3 第一項の認可申請書は、少額短期保険業者を一部の当事者とする事業譲渡等の場合にあつては、第二百十一条の六十七第一項の認可申請書とあわせて提出しなければならない。

4 法第二条第十五項の規定は、第一項第十号の二及び第十一号に規定する議決権について準用する。

（合併の認可の申請）

第一百五条 保険会社等は、法第六十七条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 理由書

二 合併契約の内容を記載した書面

三 当事者である保険会社等の株主総会等の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合（第十号に規定する場合を除く。）には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十二 その他参考となるべき事項を記載した書類

2 前項の認可申請書は、保険会社を全部の当事者とする事業譲渡等の場合にあつては、当事者である保険会社の連名で提出しなければならぬ。ただし、外国保険会社等を全部又は一部の当事者とする日本における事業以外の事業のみに係る事業譲渡等の場合にあつては、この限りでない。

3 第一項の認可申請書は、少額短期保険業者を一部の当事者とする事業譲渡等の場合にあつては、第二百十一条の六十七第一項の認可申請書とあわせて提出しなければならない。

4 法第二条第十五項の規定は、第一項第十号の二及び第十一号に規定する議決権について準用する。

（合併の認可の申請）

第一百五条 保険会社等は、法第六十七条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 理由書

二 合併契約の内容を記載した書面

三 当事者である保険会社等の株主総会等の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

四 各当事者の財産目録並びに貸借対照表及び損益計算書

五 当事者である保険会社等を保険者とする保険契約について、その種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金の額を記載した書面

六 合併後存続する保険会社等又は合併により設立される保険会社等の合併後における収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第三十条（法第二百七十二条の二十八において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（保険会社等に係る法第三十条各号に掲げる額を用いて定められたものに限る。）に係る算式により得られる比率をいう。第二百五条の三第一項第二号口及び第二百五条の六第一項第七号において同じ。）の見込みを記載した書面

七 合併費用を記載した書面

八 法第六十五条の三の二若しくは第六十五条の十一の二の規定による請求をした株主があるとき又は法第六十五条の十六の二（法第六十五条の二十において準用する場合を含む。）の規定による請求をした社員があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面

八の二 法第六十五条の七第二項（法第六十五条の十二において準用する場合を含む。）、法第六十五条の十七第二項（法第六十五条の二十において準用する場合を含む。）、又は法第六十五条の二十四第二項の規定による公告をしたこと及び

四 各当事者の財産目録並びに貸借対照表及び損益計算書

五 当事者である保険会社等を保険者とする保険契約について、その種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金の額を記載した書面

六 合併後存続する保険会社等又は合併により設立される保険会社等の合併後における収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第三十条（法第二百七十二条の二十八において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（保険会社等に係る法第三十条各号に掲げる額を用いて定められたものに限る。）に係る算式により得られる比率をいう。第二百五条の三第一項第二号口及び第二百五条の六第一項第七号において同じ。）の見込みを記載した書面

七 合併費用を記載した書面

八 法第六十五条の三の二若しくは第六十五条の十一の二の規定による請求をした株主があるとき又は法第六十五条の十六の二（法第六十五条の二十において準用する場合を含む。）の規定による請求をした社員があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面

八の二 法第六十五条の七第二項（法第六十五条の十二において準用する場合を含む。）、法第六十五条の十七第二項（法第六十五条の二十において準用する場合を含む。）、又は法第六十五条の二十四第二項の規定による公告をしたこと及び

異議を述べた保険契約者（これらの規定による公告の時に  
おいて既に保険金請求権等が生じている保険契約（当該保険金請求  
権等に係る支払により消滅することとなるものに限る。）に係  
る保険契約者に限る。）その他の債権者があるときは、その者  
に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと  
又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書  
面

九 次のイからハまでに掲げる会社の区分に応じ、当該イからハ  
までに定める割合を超えなかったことを証する書面

イ 消滅株式会社又は吸収合併存続株式会社 法第六十五条  
の七第二項第四号（法第六十五条の十二において準用する  
場合を含む。）の期間内に異議を述べた保険契約者の数が法  
第六十五条の七第四項（法第六十五条の十二において準  
用する場合を含む。以下イにおいて同じ。）において準用す  
る法第七十条第六項（法第二百五十五条第二項の規定により  
読み替えて適用する場合（以下イにおいて単に「法第二百五  
十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合」という  
。）を含む。以下イにおいて同じ。）の保険契約者の総数の  
五分の一（法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて  
適用する場合にあつては、十分の一）を超えなかったことを  
証する書面又はその者の第百一条の二の四又は第百一条の二  
の十で定める金額が法第六十五条の七第四項において準用  
する法第七十条第六項の金額の総額の五分の一（法第二百五

異議を述べた保険契約者（これらの規定による公告の時に  
おいて既に保険金請求権等が生じている保険契約（当該保険金請求  
権等に係る支払により消滅することとなるものに限る。）に係  
る保険契約者に限る。）その他の債権者があるときは、その者  
に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと  
又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書  
面

九 次のイからハまでに掲げる会社の区分に応じ、当該イからハ  
までに定める割合を超えなかったことを証する書面

イ 消滅株式会社又は吸収合併存続株式会社 法第六十五条  
の七第二項第四号（法第六十五条の十二において準用する  
場合を含む。）の期間内に異議を述べた保険契約者の数が法  
第六十五条の七第四項（法第六十五条の十二において準  
用する場合を含む。以下イにおいて同じ。）において準用す  
る法第七十条第六項（法第二百五十五条第二項の規定により  
読み替えて適用する場合（以下イにおいて単に「法第二百五  
十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合」という  
。）を含む。以下イにおいて同じ。）の保険契約者の総数の  
五分の一（法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて  
適用する場合にあつては、十分の一）を超えなかったことを  
証する書面又はその者の第百一条の二の四又は第百一条の二  
の十で定める金額が法第六十五条の七第四項において準用  
する法第七十条第六項の金額の総額の五分の一（法第二百五

十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合にあっては、十分の一）を超えなかったことを証する書面

ロ 消滅相互会社又は吸収合併存続相互会社 法第六十五条の十七第二項第三号（法第六十五条の二十において準用する場合を含む。）の期間内に異議を述べた保険契約者の数が法第六十五条の十七第四項（法第六十五条の二十において準用する場合を含む。以下ロにおいて同じ。）において準用する法第八十八条第六項（法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合（以下ロにおいて単に「法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合」という。）を含む。以下ロにおいて同じ。）の保険契約者の総数の五分の一（法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合にあっては、十分の一）を超えなかったことを証する書面又はその者の第一百一条の十五又は第一百一条の二十八で定める金額が法第六十五条の十七第四項において準用する法第八十八条第六項の金額の総額の五分の一（法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合にあっては、十分の一）を超えなかったことを証する書面

ハ 会社法合併会社 法第六十五条の二十四第二項第四号の期間内に異議を述べた保険契約者の数が同条第六項（法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合（以下ハにおいて単に「法第二百五十五条第二項の規定により読

十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合にあっては、十分の一）を超えなかったことを証する書面

ロ 消滅相互会社又は吸収合併存続相互会社 法第六十五条の十七第二項第三号（法第六十五条の二十において準用する場合を含む。）の期間内に異議を述べた保険契約者の数が法第六十五条の十七第四項（法第六十五条の二十において準用する場合を含む。以下ロにおいて同じ。）において準用する法第八十八条第六項（法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合（以下ロにおいて単に「法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合」という。）を含む。以下ロにおいて同じ。）の保険契約者の総数の五分の一（法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合にあっては、十分の一）を超えなかったことを証する書面又はその者の第一百一条の十五又は第一百一条の二十八で定める金額が法第六十五条の十七第四項において準用する法第八十八条第六項の金額の総額の五分の一（法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合にあっては、十分の一）を超えなかったことを証する書面

ハ 会社法合併会社 法第六十五条の二十四第二項第四号の期間内に異議を述べた保険契約者の数が同条第六項（法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合（以下ハにおいて単に「法第二百五十五条第二項の規定により読

み替えて適用する場合」という。)を含む。以下八において同じ。)の保険契約者の総数の五分の一(法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、十分の一)を超えなかったことを証する書面又はその者の第一百条で定める金額が法第六十五条の二十四第六項の金額の総額の五分の一(法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、十分の一)を超えなかったことを証する書面

十 法第六十五条の四第一項又は第二項(法第六十五条の十二において準用する場合を含む。)並びに会社法第七百八十三条第五項又は第六項(吸収合併契約等の承認等)、第七百八十五条第三項又は第四項(反対株主の株式買取請求)、第七百八十七条第三項又は第四項(新株予約権買取請求)、第七百九十七条第三項又は第四項(反対株主の株式買取請求)、第八百四十一条第四項又は第五項(新設合併契約等の承認)、第八百六条第三項又は第四項(反対株主の株式買取請求)及び第八百八条第三項又は第四項(新株予約権買取請求)の規定による通知又は公告をしたことを証する書面

十一 会社法第二百十九条第一項(株券の提出に関する公告等)(第六号に係る部分に限る。)及び第二百九十三条第一項(新株予約権証券の提出に関する公告等)(第三号に係る部分に限る。)(これらの規定を法第六十五条の四において準用する場合を含む。)の公告及び通知をしたことを証する書面

み替えて適用する場合」という。)を含む。以下八において同じ。)の保険契約者の総数の五分の一(法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、十分の一)を超えなかったことを証する書面又はその者の第一百条で定める金額が法第六十五条の二十四第六項の金額の総額の五分の一(法第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、十分の一)を超えなかったことを証する書面

十 法第六十五条の四第一項又は第二項(法第六十五条の十二において準用する場合を含む。)並びに会社法第七百八十三条第五項又は第六項(吸収合併契約等の承認等)、第七百八十五条第三項又は第四項(反対株主の株式買取請求)、第七百八十七条第三項又は第四項(新株予約権買取請求)、第七百九十七条第三項又は第四項(反対株主の株式買取請求)、第八百四十一条第四項又は第五項(新設合併契約等の承認)、第八百六条第三項又は第四項(反対株主の株式買取請求)及び第八百八条第三項又は第四項(新株予約権買取請求)の規定による通知又は公告をしたことを証する書面

十一 会社法第二百十九条第一項(株券の提出に関する公告等)(第六号に係る部分に限る。)及び第二百九十三条第一項(新株予約権証券の提出に関する公告等)(第三号に係る部分に限る。)(これらの規定を法第六十五条の四において準用する場合を含む。)の公告及び通知をしたことを証する書面

十二 法第六百六十五条の八第二項、第六百六十五条の十八第二項又は会社法第七百九十条第二項の規定による公告をしたときは、これを証する書面

十三 法第二百五十四条第三項の規定による公告をしたときは、これを証する書面

十四 独占禁止法第十五条第二項（会社合併の事前届出）の規定による届出をしたことを証する書面

十五 当事者（保険会社を除く。）の従前の定款

十六 合併に際して就任する取締役、執行役又は監査役があるときは、就任を承諾したことを証する書面及びこれらの者の履歴書

十七 合併に際して就任する会計参与があるときは、就任を承諾したことを証する書面及び会計参与の履歴書

十八 合併後存続する保険会社又は合併により設立される保険会社の会計監査人の履歴書

十九 合併後存続する保険会社等又は合併により設立される保険会社等が当該合併により子会社対象会社等（保険会社にあつては子会社対象会社、少額短期保険業者にあつては少額短期保険子会社対象会社（法第二百七十二条の十四第一項に規定する内閣府令で定める業務を専ら営む会社をいう。以下同じ。）をいう。以下この号及び第二百五条の六第一項第十八号において同じ。）を子会社とする場合には、当該子会社対象会社等に関する第五十八条第一項第四号又は第二百十一条の三十五第一項第四

十二 法第六百六十五条の八第二項、第六百六十五条の十八第二項又は会社法第七百九十条第二項の規定による公告をしたときは、これを証する書面

十三 法第二百五十四条第三項の規定による公告をしたときは、これを証する書面

十四 独占禁止法第十五条第二項（会社合併の事前届出）の規定による届出をしたことを証する書面

十五 当事者（保険会社を除く。）の従前の定款

十六 合併に際して就任する取締役、執行役又は監査役があるときは、就任を承諾したことを証する書面及びこれらの者の履歴書

十七 合併に際して就任する会計参与があるときは、就任を承諾したことを証する書面及び会計参与の履歴書

十八 合併後存続する保険会社又は合併により設立される保険会社の会計監査人の履歴書

十九 合併後存続する保険会社等又は合併により設立される保険会社等が当該合併により子会社対象会社等（保険会社にあつては子会社対象会社、少額短期保険業者にあつては少額短期保険子会社対象会社（法第二百七十二条の十四第一項に規定する内閣府令で定める業務を専ら営む会社をいう。以下同じ。）をいう。以下この号及び第二百五条の六第一項第十八号において同じ。）を子会社とする場合には、当該子会社対象会社等に関する第五十八条第一項第四号又は第二百十一条の三十五第一項第四



号に掲げる書類

十九の二 合併後存続する保険会社若しくは合併により設立される保険会社若しくはその子会社が、当該合併により他業保険業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該会社に関する第五十八条の二第一項第四号に掲げる書類

二十 合併後存続する保険会社等又は合併により設立される保険会社等が子会社等を有する場合には、当該保険会社及び当該子会社等の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第三十条（法第二百七十二条の二十八において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（保険会社等及びその子会社等に係る法第三十条各号に掲げる額を用いて定められたものに限る。）に係る算式により得られる比率をいう。第二百五条の六第一項第十九号において同じ。）の見込みを記載した書類

二十一 合併後存続する保険会社等若しくは合併により設立される保険会社等又はその子会社が、当該合併により国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合（第十九号に規定する場合を除く。）には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

二十二 その他法第六十七条第二項の規定による審査をするた

号に掲げる書類

十九の二 合併後存続する保険会社若しくは合併により設立される保険会社若しくはその子会社が、当該合併により保険業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の保険業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該会社に関する第五十八条の二第一項第四号に掲げる書類

二十 合併後存続する保険会社等又は合併により設立される保険会社等が子会社等を有する場合には、当該保険会社及び当該子会社等の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第三十条（法第二百七十二条の二十八において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（保険会社等及びその子会社等に係る法第三十条各号に掲げる額を用いて定められたものに限る。）に係る算式により得られる比率をいう。第二百五条の六第一項第十九号において同じ。）の見込みを記載した書類

二十一 合併後存続する保険会社等若しくは合併により設立される保険会社等又はその子会社が、当該合併により国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合（第十九号に規定する場合を除く。）には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

二十二 その他法第六十七条第二項の規定による審査をするた

め参考となるべき事項を記載した書類

2 前項の認可申請書は、保険会社等を全部の当事者とする合併の場合にあつては、当事者である保険会社等の連名で提出しなければならない。

3 法第二条第十五項の規定は、第一項第十九号の二及び第二十一号に規定する議決権について準用する。

(会社分割の認可の申請)

第二百五条の六 保険会社等は、法第七十三条の六第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 理由書

二 吸収分割契約又は新設分割計画の内容を記載した書面

三 当事者である保険会社等の株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

四 当事者である保険会社等の財産目録並びに貸借対照表及び損益計算書

五 会社分割により承継しようとする事業又は会社分割により承継させようとする事業に係る損益の状況を記載した書面

六 会社分割により保険契約を承継させる場合においては、次に掲げる書類

イ 分割対象契約の選定基準及び対象範囲を記載した書面

ロ 会社分割により保険契約を承継させる保険会社等（以下こ

め参考となるべき事項を記載した書類

2 前項の認可申請書は、保険会社等を全部の当事者とする合併の場合にあつては、当事者である保険会社等の連名で提出しなければならない。

3 法第二条第十五項の規定は、第一項第十九号の二及び第二十一号に規定する議決権について準用する。

(会社分割の認可の申請)

第二百五条の六 保険会社等は、法第七十三条の六第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 理由書

二 吸収分割契約又は新設分割計画の内容を記載した書面

三 当事者である保険会社等の株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

四 当事者である保険会社等の財産目録並びに貸借対照表及び損益計算書

五 会社分割により承継しようとする事業又は会社分割により承継させようとする事業に係る損益の状況を記載した書面

六 会社分割により保険契約を承継させる場合においては、次に掲げる書類

イ 分割対象契約の選定基準及び対象範囲を記載した書面

ロ 会社分割により保険契約を承継させる保険会社等（以下こ

の号及び次条において「分割会社等」という。)を保険者とする保険契約について、次に掲げる事項を記載した書面

(1) 当該保険契約の種類ごとに会社分割前及び会社分割後における保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金その他の準備金の額

(2) 当該保険契約の種類ごとに会社分割前における分割対象契約に係る責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算定の適切性

(3) 会社分割後における責任準備金その他の準備金の算定の適切性

ハ 会社分割により保険契約を承継する会社(以下この号及び次条において「承継会社」という。)を保険者とする保険契約について、次に掲げる事項を記載した書面

(1) 当該保険契約の種類ごとに会社分割前及び会社分割後における保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金その他の準備金の額

(2) 当該保険契約の種類ごとに会社分割後における分割対象契約に係る責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算定の適切性

(3) 会社分割後における責任準備金その他の準備金の算定の適切性

ニ 法第七十三条の四第六項の異議を述べた保険契約者の異議の理由及び当該異議に対する分割会社等又は承継会社の対

の号及び次条において「分割会社等」という。)を保険者とする保険契約について、次に掲げる事項を記載した書面

(1) 当該保険契約の種類ごとに会社分割前及び会社分割後における保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金その他の準備金の額

(2) 当該保険契約の種類ごとに会社分割前における分割対象契約に係る責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算定の適切性

(3) 会社分割後における責任準備金その他の準備金の算定の適切性

ハ 会社分割により保険契約を承継する会社(以下この号及び次条において「承継会社」という。)を保険者とする保険契約について、次に掲げる事項を記載した書面

(1) 当該保険契約の種類ごとに会社分割前及び会社分割後における保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金その他の準備金の額

(2) 当該保険契約の種類ごとに会社分割後における分割対象契約に係る責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算定の適切性

(3) 会社分割後における責任準備金その他の準備金の算定の適切性

ニ 法第七十三条の四第六項の異議を述べた保険契約者の異議の理由及び当該異議に対する分割会社等又は承継会社の対

応を記載した書面

ホ 承継会社の分割対象契約に係る業務の実施体制及びサービスの内容を記載した書面

ヘ 保険契約の種類ごとに法第七十三條の四第八項に規定する場合において解約する旨を申し入れた保険契約者の数並びに同項の規定により吸収分割会社又は新設分割会社（保険契約の全部を承継させる分割を行うものを除く。）が払い戻すべき金額及びその算出方法を記載した書面

七 当事者である保険会社等の直近の事業年度における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率及び会社分割の日に見込まれる保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率を記載した書面

八 会社分割費用を記載した書面

九 法第七十三條の四第二項の規定による公告又は催告をしたことを証する書面

十 会社法第七百八十四條の二（吸収合併等をやめることの請求）、第七百九十六條の二（吸収合併等をやめることの請求）又は第八百五條の二（新設合併等をやめることの請求）の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面

十一 法第七十三條の四第四項の異議を述べた保険契約者その他の債権者があるときは、当該保険契約者その他の債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該保

応を記載した書面

ホ 承継会社の分割対象契約に係る業務の実施体制及びサービスの内容を記載した書面

ヘ 保険契約の種類ごとに法第七十三條の四第八項に規定する場合において解約する旨を申し入れた保険契約者の数並びに同項の規定により吸収分割会社又は新設分割会社（保険契約の全部を承継させる分割を行うものを除く。）が払い戻すべき金額及びその算出方法を記載した書面

七 当事者である保険会社等の直近の事業年度における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率及び会社分割の日に見込まれる保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率を記載した書面

八 会社分割費用を記載した書面

九 法第七十三條の四第二項の規定による公告又は催告をしたことを証する書面

十 会社法第七百八十四條の二（吸収合併等をやめることの請求）、第七百九十六條の二（吸収合併等をやめることの請求）又は第八百五條の二（新設合併等をやめることの請求）の規定による請求をした株主があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面

十一 法第七十三條の四第四項の異議を述べた保険契約者その他の債権者があるときは、当該保険契約者その他の債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該保

除契約者その他の債権者に弁済を受けさせることを目的として  
信託会社等に相当の財産を信託したこと又は当該会社分割をし  
ても当該保険契約者その他の債権者を害するおそれがないこと  
を証する書面

十一 法第七十三條の四第六項の異議を述べた保険契約者の数  
が同項の保険契約者の総数の十分の一（保険契約の全部を承継  
させる分割である場合にあつては、五分の一）を超えなかつた  
ことを証する書面又はその者の第五條の四で定める金額が法  
第七十三條の四第六項の金額の十分の一（保険契約の  
全部を承継させる分割である場合にあつては、五分の一）を超  
えなかつたことを証する書面

十二 会社法第二百九十三條第一項（新株予約権証券の提出に関  
する公告等）（第四号及び第五号に係る部分に限る。）の規定  
による公告及び通知をしたことを証する書面

十三 独占禁止法第十五條の二第二項又は第三項（会社分割の事  
前届出）の規定による届出を要する場合においては、当該届出  
をしたことを証する書面

十四 当事者（保険会社を除く。）の従前の定款

十五 会社分割に際して就任する取締役、執行役又は監査役があ  
るときは、就任を承諾したことを証する書面及びこれらの者の  
履歴書

十六 会社分割に際して就任する会計参与があるときは、就任を  
承諾したことを証する書面及び会計参与の履歴書

除契約者その他の債権者に弁済を受けさせることを目的として  
信託会社等に相当の財産を信託したこと又は当該会社分割をし  
ても当該保険契約者その他の債権者を害するおそれがないこと  
を証する書面

十一 法第七十三條の四第六項の異議を述べた保険契約者の数  
が同項の保険契約者の総数の十分の一（保険契約の全部を承継  
させる分割である場合にあつては、五分の一）を超えなかつた  
ことを証する書面又はその者の第五條の四で定める金額が法  
第七十三條の四第六項の金額の十分の一（保険契約の  
全部を承継させる分割である場合にあつては、五分の一）を超  
えなかつたことを証する書面

十二 会社法第二百九十三條第一項（新株予約権証券の提出に関  
する公告等）（第四号及び第五号に係る部分に限る。）の規定  
による公告及び通知をしたことを証する書面

十三 独占禁止法第十五條の二第二項又は第三項（会社分割の事  
前届出）の規定による届出を要する場合においては、当該届出  
をしたことを証する書面

十四 当事者（保険会社を除く。）の従前の定款

十五 会社分割に際して就任する取締役、執行役又は監査役があ  
るときは、就任を承諾したことを証する書面及びこれらの者の  
履歴書

十六 会社分割に際して就任する会計参与があるときは、就任を  
承諾したことを証する書面及び会計参与の履歴書

十七 当該会社分割を行った後における保険会社の会計監査人の履歴書

十八 当該会社分割により子会社対象会社等を子会社とする場合には、当該子会社対象会社等に関する第五十八条第一項第四号又は第二百十一条の三十五第一項第四号に掲げる書類

十八の二 当該会社分割により保険会社若しくはその子会社が業保険業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該会社に関する第五十八条の二第一項第四号に掲げる書類

十九 当該会社分割を行った後における保険会社等が子会社等を有する場合には、当該保険会社等及び当該子会社等の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の見込みを記載した書類

二十 当該会社分割により当該保険会社等の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書類

二十一 当該会社分割により保険会社等又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合（第十八号に規定する場合を除く。）には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

二十二 その他法第七十三条の六第二項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 前項の認可申請書は、保険会社等を全部の当事者とする会社分

十七 当該会社分割を行った後における保険会社の会計監査人の履歴書

十八 当該会社分割により子会社対象会社等を子会社とする場合には、当該子会社対象会社等に関する第五十八条第一項第四号又は第二百十一条の三十五第一項第四号に掲げる書類

十八の二 当該会社分割により保険会社若しくはその子会社が業保険業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の保険業高度化等会社を子会社として保有することとなる場合には、当該会社に関する第五十八条の二第一項第四号に掲げる書類

十九 当該会社分割を行った後における保険会社等が子会社等を有する場合には、当該保険会社等及び当該子会社等の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の見込みを記載した書類

二十 当該会社分割により当該保険会社等の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書類

二十一 当該会社分割により保険会社等又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合（第十八号に規定する場合を除く。）には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

二十二 その他法第七十三条の六第二項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 前項の認可申請書は、保険会社等を全部の当事者とする会社分

割の場合にあつては、当事者である保険会社等の連名で提出しなければならぬ。

3 法第二条第十五項の規定は、第一項第十八号の二及び第二十一号に規定する議決権について準用する。

4 第一項第六号ロ(1)及び(2)並びに同号ハ(1)及び(2)に掲げる書面(算定の適切性に係るものを除く。)については、金融庁長官が定める様式並びにその記入及び算出の方法によるものとする。

(日本における代表者の兼職の認可の申請等)

第三百三十三条 外国保険会社等の日本における代表者は、法第九十二条第五項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付し、当該外国保険会社等を経由して金融庁長官に提出しなければならない。ただし、常務に従事しようとする他の会社が保険会社又は外国保険会社等である場合においては、第四号に掲げる書類を添付することを要しない。

一 理由書

二 当該他の会社における常務の処理方法を記載した書面

三 外国保険会社等と当該他の会社との取引その他の関係を記載した書面

四 当該他の会社の定款、最終の貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び株主資本等変動計算書(相互会社にあつては、剰余金の処分又は損失の処理に関する書面及び基金等変動計算書)

(これらに類する書類を含む。)その他最近における業務、財

割の場合にあつては、当事者である保険会社等の連名で提出しなければならぬ。

3 法第二条第十五項の規定は、第一項第十八号の二及び第二十一号に規定する議決権について準用する。

4 第一項第六号ロ(1)及び(2)並びに同号ハ(1)及び(2)に掲げる書面(算定の適切性に係るものを除く。)については、金融庁長官が定める様式並びにその記入及び算出の方法によるものとする。

(日本における代表者の兼職の認可の申請等)

第三百三十三条 外国保険会社等の日本における代表者は、法第九十二条第五項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付し、当該外国保険会社等を経由して金融庁長官に提出しなければならない。ただし、常務に従事しようとする他の会社が保険会社又は外国保険会社等である場合においては、第四号に掲げる書類を添付することを要しない。

一 理由書

二 当該他の会社における常務の処理方法を記載した書面

三 外国保険会社等と当該他の会社との取引その他の関係を記載した書面

四 当該他の会社の定款(これに準ずるものを含む。)、最終の貸借対照表、損益計算書、事業報告書、株主資本等変動計算書(相互会社にあつては、剰余金の処分又は損失の処理に関する書面及び基金等変動計算書)その他最近における業務、財産及

産及び損益の状況に関する事項を記載した書面

五 その他参考となるべき事項を記載した書類

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があったときは、当該認可の申請に係る日本における代表者が外国保険会社等の常務に従事することに対し、当該認可の申請に係る兼職を行うことが何らの支障を及ぼすおそれのないものであるかどうかを審査するものとする。

3 第一項の規定による外国保険会社に対する認可申請書又は当該認可申請書に添付すべき書類（以下この項において「認可申請書等」という。）の提出については、当該認可申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法をもつて行うことができる。

（業務、経理に関する規定の準用）

第六十条 第四十九条、第五十条、第五十二条の五から第五十三条の三の三まで、第五十三条の四（第二項を除く。）、第五十三条の六から第五十三条の十二の二まで、第五十四条の四から第五十四条の七まで及び第五十九条の六の規定は外国保険会社等について、第六十二条の規定は外国保険会社等が契約者配当を行う場合について、第六十三条の規定は外国保険会社等が公正かつ衡平な契約者配当を行うために日本において設ける勘定について、第六十六条の規定は外国保険会社等が日本において積み立てる法第百九十九条において準用する法第百十五条第一項の価格変動準備

び損益の状況に関する事項を記載した書面

五 その他参考となるべき事項を記載した書類

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があったときは、当該認可の申請に係る日本における代表者が外国保険会社等の常務に従事することに対し、当該認可の申請に係る兼職を行うことが何らの支障を及ぼすおそれのないものであるかどうかを審査するものとする。

「項を加える。」

（業務、経理に関する規定の準用）

第六十条 第四十九条、第五十条、第五十二条の五から第五十三条の三の三まで、第五十三条の四（第二項を除く。）、第五十三条の六から第五十三条の十二の二まで、第五十四条の四から第五十四条の七まで及び第五十九条の六の規定は外国保険会社等について、第六十二条の規定は外国保険会社等が契約者配当を行う場合について、第六十三条の規定は外国保険会社等が公正かつ衡平な契約者配当を行うために日本において設ける勘定について、第六十六条の規定は外国保険会社等が日本において積み立てる法第百九十九条において準用する法第百十五条第一項の価格変動準備



金について、第七十一条の規定は外国保険会社等が日本における保険契約を再保険に付した場合について、第七十三条の規定は外国保険会社等が日本における事業年度に係る毎決算期に積み立てなければならぬ支払備金について、第七十九条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人について、第八十二条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人が当該外国保険会社等の日本における代表者に提出する意見書について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九条中「第四十七条、第四十八条の三及び第四十八条の五」とあるのは「第三十九条及び第四百零三条の三」と、第五十条中「第四十七条、第四十八条の三、第四十八条の五及び前条」とあるのは「第三十九条及び第四百零三条の三並びに第六十条において準用する第四十九条」と、第五十三条中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、同条第一項中「法第百条の二第一項」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第百条の二第一項」と、同項第一号中「第七十四条第三号」とあるのは「第五十三号」と、第五十三条の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第一項第一号中「法第九十八条」とあるのは「法第九十九条において準用する法第九十八条」と、同条第三項中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等（法第八十五条第一項に規定する支店等をいう。以下同じ。）」と、第五十三条の三中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「顧客」とある

金について、第七十一条の規定は外国保険会社等が日本における保険契約を再保険に付した場合について、第七十三条の規定は外国保険会社等が日本における事業年度に係る毎決算期に積み立てなければならぬ支払備金について、第七十九条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人について、第八十二条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人が当該外国保険会社等の日本における代表者に提出する意見書について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九条中「第四十七条、第四十八条の三及び第四十八条の五」とあるのは「第三十九条及び第四百零三条の三」と、第五十条中「第四十七条、第四十八条の三、第四十八条の五及び前条」とあるのは「第三十九条及び第四百零三条の三並びに第六十条において準用する第四十九条」と、第五十三条中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、同条第一項中「法第百条の二」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第百条の二」と、同項第一号中「第七十四条第三号」とあるのは「第五十三号」と、第五十三条の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第一項第一号中「法第九十八条」とあるのは「法第九十九条において準用する法第九十八条」と、同条第三項中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等（法第八十五条第一項に規定する支店等をいう。以下同じ。）」と、第五十三条の三中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「顧客」とあるのは「日本に

のは「日本における顧客」と、第五十三条の三の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の三の三中「業務」とあるのは「日本における業務」と、第五十三条の四中「特定関係者」とあるのは「日本における業務」と、第五十三条の六中「特定関係者（第五十三条の四第二項に規定する特定関係者をいう。）」とあるのは「特定関係者」と、「同条第三項」とあるのは「第五十三条の四第三項」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の七第一項中「法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」とあるのは「法第九十九条において準用する法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」と、「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第二項中「保険であつて」とあるのは「日本における保険業に係る保険であつて」と、第五十三条の八中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の九中「資金需要者」とあるのは「日本における資金需要者」と、第五十三条の十中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の十一中「業務」とあるのは「日本における業務」と、同条第三号中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第四号及び第五号中「保険契約者等」とあるのは「日本における保険契約者等」と、第五十三条の十一の二及び第五十三条の

における顧客」と、第五十三条の三の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の三の三中「業務」とあるのは「日本における業務」と、第五十三条の四中「特定関係者」とあるのは「特定関係者（法第九十四条第一項に規定する特定関係者をいう。以下同じ。）」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の六中「特定関係者（第五十三条の四第二項に規定する特定関係者をいう。）」とあるのは「特定関係者」と、「同条第三項」とあるのは「第五十三条の四第三項」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の七第一項中「法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」とあるのは「法第九十九条において準用する法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」と、「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第二項中「保険であつて」とあるのは「日本における保険業に係る保険であつて」と、第五十三条の八中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の九中「資金需要者」とあるのは「日本における資金需要者」と、第五十三条の十中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の十一中「業務」とあるのは「日本における業務」と、同条第三号中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第四号及び第五号中「保険契約者等」とあるのは「日本における保険契約者等」と、第五十三条の十一の二及び第五十三条の十一の三中「

十一の三中「業務のうち」とあるのは「日本における業務のうち」と、第五十三条の十二の二中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第五十四条の四から第五十四条の六までの規定中「法第百条の五」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第百条の五」と、「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第五十九条の六中「法第百十一条第六項」とあるのは「法第百九十九条において読み替えて準用する法第百十一条第六項」と、「当該外国保険会社及びその子会社等の業務」とあるのは「当該外国保険会社等の日本における業務」と、第六十二条本文中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、同条第一号中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第六十三条において準用する第三十条の三第三項中「法第四条第二項第二号」とあるのは「法第百八十七条第三項第二号」と、第六十六条中「毎決算期において保有する資産」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期において日本における資産」と、「帳簿価額」とあるのは「日本における事業年度に係る決算期の帳簿価額」と、第七十一条第二項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、第七十三条第一項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「保険金等」とあるのは「保険金、返戻金その他の給付金」と、「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「前条」とあるのは「第百五十二条」と、同条第二項中「法第四条第二項第四号」とあるのは「法第百八十七条第三項第四号」と、

業務のうち」とあるのは「日本における業務のうち」と、第五十三条の十二の二中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第五十四条の四から第五十四条の六までの規定中「法第百条の五」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第百条の五」と、「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第五十九条の六中「法第百十一条第六項」とあるのは「法第百九十九条において読み替えて準用する法第百十一条第六項」と、「当該外国保険会社及びその子会社等の業務」とあるのは「当該外国保険会社等の日本における業務」と、第六十二条本文中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、同条第一号中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第六十三条において準用する第三十条の三第三項中「法第四条第二項第二号」とあるのは「法第百八十七条第三項第二号」と、第六十六条中「毎決算期において保有する資産」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期において日本における資産」と、「帳簿価額」とあるのは「日本における事業年度に係る決算期の帳簿価額」と、第七十一条第二項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、第七十三条第一項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「保険金等」とあるのは「保険金、返戻金その他の給付金」と、「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「前条」とあるのは「第百五十二条」と、同条第二項中「法第四条第二項第四号」とあるのは「法第百八十七条第三項第四号」と、第七十九条第

第七十九条第一項中「前条」とあるのは「第百五十七条」と、第八十二条第一項中「計算書類を承認する取締役会に」とあるのは「業務報告書の提出期限の三週間前までに」と、同項第一号中「商号又は名称」とあるのは「商号、名称又は氏名」と、同項第三号中「前条」とあるのは「第百五十九条」と、同項第四号中「又は社員に対する剰余金の分配に関する事項」とあるのは「に関する事項」と、同項第五号中「第六十四条第一項の契約者配当準備金又は第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金」とあるのは「第百四十六条第一項の契約者配当準備金」と、同項第六号中「第七十九条の二」とあるのは「第百五十七条の二」と、同条第二項中「取締役会」とあるのは「外国保険会社等の日本における代表者」と読み替えるものとする。

(特例対象議決権に係る保険議決権保有届出書の提出等)

第二百八条 法第二百七十一条の五第一項の規定により保険議決権保有届出書を提出すべき者又は同条第二項の規定により変更報告書を提出すべき者は、別紙様式第十三号の二により当該保険議決権保有届出書又は当該変更報告書を作成し、金融庁長官等に提出しなければならない。

2 法第二百七十一条の五第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 銀行、長期信用銀行、株式会社商工組合中央金庫、金融商品取引業者（有価証券関連業（金融商品取引法第二十九条の四の

一項中「前条」とあるのは「第百五十七条」と、第八十二条第一項中「計算書類を承認する取締役会に」とあるのは「業務報告書の提出期限の三週間前までに」と、同項第一号中「商号又は名称」とあるのは「商号、名称又は氏名」と、同項第三号中「前条」とあるのは「第百五十九条」と、同項第四号中「又は社員に対する剰余金の分配に関する事項」とあるのは「に関する事項」と、同項第五号中「第六十四条第一項の契約者配当準備金又は第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金」とあるのは「第百四十六条第一項の契約者配当準備金」と、同項第六号中「第七十九条の二」とあるのは「第百五十七条の二」と、同条第二項中「取締役会」とあるのは「外国保険会社等の日本における代表者」と読み替えるものとする。

(特例対象議決権に係る保険議決権保有届出書の提出等)

第二百八条 法第二百七十一条の五第一項の規定により保険議決権保有届出書を提出すべき者又は同条第二項の規定により変更報告書を提出すべき者は、別紙様式第十三号の二により当該保険議決権保有届出書又は当該変更報告書を作成し、金融庁長官等に提出しなければならない。

2 法第二百七十一条の五第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 銀行、長期信用銀行、株式会社商工組合中央金庫、金融商品取引業者（有価証券関連業（金融商品取引法第二十九条の四の

<p>二第十項（第一種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例）に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び同法第二十九条の四の三第四項（第二種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例）に規定する第二種少額電子募集取扱業務を除く。次号において同じ。）又は投資運用業を行う者に限る。）、信託会社及び外国信託会社（信託業法第三条（免許）又は第五十三条第一項（免許）の免許を受けたものに限る。）、保険会社、農林中央金庫並びに独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構</p> <p>二 外国の法令に準拠して外国において銀行業、有価証券関連業、投資運用業、信託業又は保険業を営む者であつて前号に掲げる者以外の者</p> <p>三 前二号に掲げる者（以下この号及び第四項において「銀行等」という。）を共同保有者とする者であつて銀行等以外の者</p> <p>3 法第二百七十一条の五第一項に規定する内閣府令で定める数は、百分の十とする。</p> <p>4 法第二百七十一条の五第一項に規定する内閣府令で定める場合は、銀行等に銀行等でない共同保有者がいる場合において、当該共同保有者に銀行等である共同保有者がいないものとみなして計算した当該共同保有者の議決権保有割合が百分の一を超える場合とする。</p> <p>5 法第二百七十一条の五第二項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、議決権保有割合が同条第一項の規定により提出され、</p>	<p>二第十項（第一種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例）に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び同法第二十九条の四の三第四項（第二種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例）に規定する第二種少額電子募集取扱業務を除く。次号において同じ。）又は投資運用業を行う者に限る。）、信託会社及び外国信託会社（信託業法第三条（免許）又は第五十三条第一項（免許）の免許を受けたものに限る。）、保険会社、農林中央金庫並びに独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構</p> <p>二 外国の法令に準拠して外国において銀行業、有価証券関連業、投資運用業、信託業又は保険業を営む者であつて前号に掲げる者以外の者</p> <p>三 前二号に掲げる者（以下この号及び第四項において「銀行等」という。）を共同保有者とする者であつて銀行等以外の者</p> <p>3 法第二百七十一条の五第一項に規定する内閣府令で定める数は、百分の十とする。</p> <p>4 法第二百七十一条の五第一項に規定する内閣府令で定める場合は、銀行等に銀行等でない共同保有者がいる場合において、当該共同保有者に銀行等である共同保有者がいないものとみなして計算した当該共同保有者の議決権保有割合が百分の一を超える場合とする。</p> <p>5 法第二百七十一条の五第二項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、議決権保有割合が同条第一項の規定により提出され、</p>
---	---

又は提出されるべき保険議決権保有届出書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少したことをとする。

6 法第二百七十一条の五第二項第四号に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる場合及びその区分に応じ当該各号に定める日とする。

一 変更報告書に係る基準日（法第二百七十一条の五第三項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）の属する月の後の月の末日における議決権保有割合が当該変更報告書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合 当該末日の属する月の翌月十五日

二 変更報告書に記載された議決権保有割合が基準日以外の月の末日におけるものである場合において、その月の後の基準日における議決権保有割合が当該変更報告書に記載された議決権保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の保険議決権保有届出書に記載すべき重要な事項の変更があった場合 当該後の基準日の属する月の翌月十五日

三 変更報告書に記載された議決権保有割合が基準日以外の月の末日におけるものである場合において、その月の後の基準日以外の月の末日における議決権保有割合が当該変更報告書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合 当該後の基準日以外の月の末日の属する月の翌月十五日

四 法第二百七十一条の四第一項の規定により提出され、又は提

又は提出されるべき保険議決権保有届出書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少したことをとする。

6 法第二百七十一条の五第二項第四号に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる場合及びその区分に応じ当該各号に定める日とする。

一 変更報告書に係る基準日（法第二百七十一条の五第三項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）の属する月の後の月の末日における議決権保有割合が当該変更報告書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合 当該末日の属する月の翌月十五日

二 変更報告書に記載された議決権保有割合が基準日以外の月の末日におけるものである場合において、その月の後の基準日における議決権保有割合が当該変更報告書に記載された議決権保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の保険議決権保有届出書に記載すべき重要な事項の変更があった場合 当該後の基準日の属する月の翌月十五日

三 変更報告書に記載された議決権保有割合が基準日以外の月の末日におけるものである場合において、その月の後の基準日以外の月の末日における議決権保有割合が当該変更報告書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合 当該後の基準日以外の月の末日の属する月の翌月十五日

四 法第二百七十一条の四第一項の規定により提出され、又は提

出されるべき変更報告書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となった日の後の基準日における議決権保有割合が当該変更報告書に記載された議決権保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の保険議決権保有届出書に記載すべき重要な事項の変更があつた場合 当該基準日の属する月の翌月十五日

五 法第二百七十一条の四第一項の規定により提出され、又は提出されるべき変更報告書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となった日の後の基準日以外の月の末日における議決権保有割合が当該変更報告書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合 当該末日の属する月の翌月十五日

六 法第二百七十一条の三第一項の規定により提出され、又は提出されるべき保険議決権保有届出書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となった日の後の基準日における議決権保有割合が当該保険議決権保有届出書に記載された議決権保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の保険議決権保有届出書に記載すべき重要な事項の変更があつた場合 当該基準日の属する月の翌月十五日

七 法第二百七十一条の三第一項の規定により提出され、又は提出されるべき保険議決権保有届出書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となった日の後の基準日以外の月の末日における議決権保有割合が当該保険議決権保有届出書に記載された議

出されるべき変更報告書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となった日の後の基準日における議決権保有割合が当該変更報告書に記載された議決権保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の保険議決権保有届出書に記載すべき重要な事項の変更があつた場合 当該基準日の属する月の翌月十五日

五 法第二百七十一条の四第一項の規定により提出され、又は提出されるべき変更報告書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となった日の後の基準日以外の月の末日における議決権保有割合が当該変更報告書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合 当該末日の属する月の翌月十五日

六 法第二百七十一条の三第一項の規定により提出され、又は提出されるべき保険議決権保有届出書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となった日の後の基準日における議決権保有割合が当該保険議決権保有届出書に記載された議決権保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の保険議決権保有届出書に記載すべき重要な事項の変更があつた場合 当該基準日の属する月の翌月十五日

七 法第二百七十一条の三第一項の規定により提出され、又は提出されるべき保険議決権保有届出書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となった日の後の基準日以外の月の末日における議決権保有割合が当該保険議決権保有届出書に記載された議

決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合  
当該末日の属する月の翌月十五日

7 基準日の届出又は当該基準日の変更をしようとする者は、別紙様式第十三号の三により届出書を作成し、金融庁長官等に提出しなければならない。

(保険会社を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等)

第二百十条の三 法第二百七十一条の十八第一項各号に掲げる取引又は行為により保険会社を子会社とする持株会社になろうとする会社は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該会社に関する次に掲げる書類(当該会社が外国の会社であることその他の理由により次に掲げる書類の一部がない場合には、当該書類に類する書類)

イ 定款

ロ 会社の登記事項証明書

ハ 取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役)の履歴書

ニ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書

決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合  
当該末日の属する月の翌月十五日

7 基準日の届出又は当該基準日の変更をしようとする者は、別紙様式第十三号の三により届出書を作成し、金融庁長官等に提出しなければならない。

(保険会社を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等)

第二百十条の三 法第二百七十一条の十八第一項各号に掲げる取引又は行為により保険会社を子会社とする持株会社になろうとする会社は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該会社に関する次に掲げる書類

イ 定款

ロ 会社の登記事項証明書

ハ 取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役)の履歴書

ニ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書



ホ 会計監査人の履歴書

ヘ 主要な株主の商号、名称又は氏名及びその保有する議決権の数を記載した書面

ト 当該認可に係る法第二百七十一条の十八第一項各号に掲げる取引又は行為が株主総会又は取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会の議事録、取締役会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

チ 主たる事務所の所在地を記載した書類

リ 業務の内容を記載した書類

ヌ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他当該会社の最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面

ル 当該会社が行う子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の経営管理に係る体制を記載した書類  
ロ 保険会社の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類

三 当該会社の子会社に関する次に掲げる書類

イ 商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地を記載した書類

ロ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書類

ハ 業務の内容を記載した書類

ニ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

ホ 会計監査人の履歴書

ヘ 主要な株主の商号、名称又は氏名及びその保有する議決権の数を記載した書面

ト 当該認可に係る法第二百七十一条の十八第一項各号に掲げる取引又は行為が株主総会又は取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会の議事録、取締役会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

チ 主たる事務所の所在地を記載した書類

リ 業務の内容を記載した書類

ヌ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他当該会社の最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面

ル 当該会社が行う子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の経営管理に係る体制を記載した書類  
ロ 保険会社の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類

三 当該会社の子会社に関する次に掲げる書類

イ 商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地を記載した書類

ロ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書類

ハ 前号リ及び又に掲げる書類

「号の細分を加える。」

(これらに類する書類を含む。)その他当該会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

四 当該認可後五事業年度における当該会社及びその子会社の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率(法第二百七十一条の二十八の二に規定する保険持株会社の子会社である保険会社における保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。以下この節において同じ。)の見込みを記載した書類

五 その他法第二百七十一条の十九第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 法第二百七十一条の十八第一項各号に掲げる取引又は行為により保険会社を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該認可を受けて設立される会社(以下この項において「設立会社」という。)に関する次に掲げる書類(当該設立会社が外国の会社であることその他の理由により次に掲げる書類の一

四 当該認可後五事業年度における当該会社及びその子会社の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率(法第二百七十一条の二十八の二に規定する保険持株会社の子会社である保険会社における保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。次項第四号及び第三項第二号、第二百十条の八第二項第二号、第二百十条の十の二第一項第三号ロ(ニ)、第二百十条の十一の三第二項、第二百十条の十二第一項第十号、第二百十条の十二の三第一項第九号並びに第二百十条の十三第一項第六号において同じ。)の見込みを記載した書類

五 その他法第二百七十一条の十九第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 法第二百七十一条の十八第一項各号に掲げる取引又は行為により保険会社を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該認可を受けて設立される会社(以下この項において「設立会社」という。)に関する次に掲げる書類

部がない場合には、当該書類に類する書類)

イ 定款

ロ 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の履歴書

ハ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書

ニ 会計監査人の履歴書

ホ 主要な株主の商号、名称又は氏名及びその保有する議決権の数を記載した書面

ヘ 当該設立が創立総会の決議を要するものである場合には、これに関する創立総会の議事録（当該設立会社が株式移転、合併又は会社分割により設立される場合にあつては、これに関する株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面）

ト 主たる事務所の所在地を記載した書類

チ 業務の内容を記載した書類

リ 資本金の額その他の当該設立後における財産の状況を知ることができる書類

ヌ 当該設立会社が行う子会社（子会社となる会社を含む。以下この項及び次項において同じ。）の経営管理に係る体制を記載した書類

ル 保険会社の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類

イ 定款

ロ 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の履歴書

ハ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書

ニ 会計監査人の履歴書

ホ 主要な株主の商号、名称又は氏名及びその保有する議決権の数を記載した書面

ヘ 当該設立が創立総会の決議を要するものである場合には、これに関する創立総会の議事録（当該設立会社が株式移転、合併又は会社分割により設立される場合にあつては、これに関する株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面）

ト 主たる事務所の所在地を記載した書類

チ 業務の内容を記載した書類

リ 資本金の額その他の当該設立後における財産の状況を知ることができる書類

ヌ 当該設立会社が行う子会社（子会社となる会社を含む。以下この項及び次項において同じ。）の経営管理に係る体制を記載した書類

ル 保険会社の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類

三 当該設立会社の子会社に関する次に掲げる書類

イ 商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地を記載した書類

ロ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書類

ハ 業務の内容を記載した書類

ニ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書類を含む。）その他当該会社の最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面

四 当該設立後五事業年度における設立会社及びその子会社の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の見込みを記載した書類

五 その他法第二百七十一条の十九第一項に規定する審査をするために参考となるべき事項を記載した書類

3 内閣総理大臣は、前二項の規定による認可の申請に係る法第二百七十一条の十九第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 当該認可の申請をした会社又は当該認可を受けて設立される会社（以下この項において「申請者等」という。）及びその子会社の収支が当該認可後又は設立後五事業年度において良好に推移することが見込まれること。

二 申請者等及びその子会社等の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が当該認可後又は設立後五事業年度において適正

三 当該設立会社の子会社に関する次に掲げる書類

イ 商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地を記載した書類

ロ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書類

ハ 業務の内容を記載した書類

ニ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他当該会社の最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面

四 当該設立後五事業年度における設立会社及びその子会社の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の見込みを記載した書類

五 その他法第二百七十一条の十九第一項に規定する審査をするために参考となるべき事項を記載した書類

3 内閣総理大臣は、前二項の規定による認可の申請に係る法第二百七十一条の十九第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 当該認可の申請をした会社又は当該認可を受けて設立される会社（以下この項において「申請者等」という。）及びその子会社の収支が当該認可後又は設立後五事業年度において良好に推移することが見込まれること。

二 申請者等及びその子会社等の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が当該認可後又は設立後五事業年度において適正

な水準となることが見込まれること。

三 保険会社の業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は従業員の確保の状況、子会社の経営管理に係る体制等に照らし、申請者等が、その子会社であり、又はその子会社となる保険会社の経営管理を的確かつ公正に遂行することができ、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

4 法第二百七十一条の十八第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 担保権の実行による株式の取得

二 代物弁済の受領による株式の取得

三 有価証券関連業を行う金融商品取引業者が業務として株式を取得する場合におけるその業務の実施

四 当該保険会社の議決権を行使することができない株式に係る議決権の取得によるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加（当該保険会社の議決権の保有者になろうとする者の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

五 当該保険会社が株式の転換を行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加（当該保険会社の議決権の保有者になろうとする者の請求による場合を除く。）

六 当該保険会社が株式の併合若しくは分割又は株式無償割当てを行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加

な水準となることが見込まれること。

三 保険会社の業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は従業員の確保の状況、子会社の経営管理に係る体制等に照らし、申請者等が、その子会社であり、又はその子会社となる保険会社の経営管理を的確かつ公正に遂行することができ、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

4 法第二百七十一条の十八第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 担保権の実行による株式の取得

二 代物弁済の受領による株式の取得

三 有価証券関連業を行う金融商品取引業者が業務として株式を取得する場合におけるその業務の実施

四 当該保険会社の議決権を行使することができない株式に係る議決権の取得によるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加（当該保険会社の議決権の保有者になろうとする者の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

五 当該保険会社が株式の転換を行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加（当該保険会社の議決権の保有者になろうとする者の請求による場合を除く。）

六 当該保険会社が株式の併合若しくは分割又は株式無償割当てを行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加

- 七 当該保険会社が定款の変更による株式に係る権利の内容又は一単元の株式の数を変更したことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加
- 八 当該保険会社が自己の株式の取得を行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加
- 5 前項の規定は、令第三十七条の五の六第一号に規定する内閣府令で定める事由について準用する。

(保険持株会社による保険持株会社グループの経営管理の内容等)

第二百十條の六の三 法第二百七十一條の二十一第四項第一号に規定する方針として内閣府令で定めるものは、次に掲げる方針とする。

- 一 保険持株会社グループの収支、資本又は基金の管理及び保険金等の支払能力の充実に係る方針その他のリスク管理に係る方針
- 二 災害その他の事象が発生した場合における保険持株会社グループの危機管理に係る体制の整備に係る方針
- 2 法第二百七十一條の二十一第四項第三号に規定する内閣府令で定める体制は、当該保険持株会社における当該保険持株会社グループに属する会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八條第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人の職務の執行が法令に適合することを確保

- 七 当該保険会社が定款の変更による株式に係る権利の内容又は一単元の株式の数を変更したことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加
- 八 当該保険会社が自己の株式の取得を行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加
- 5 前項の規定は、令第三十七条の五の六第一号に規定する内閣府令で定める事由について準用する。

「条を加える。」

するための体制とする。

3 法第二百七十一条の二十一第四項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、当該保険持株会社グループ（再建計画（業務の運営又は財産の状況に関し改善が必要な場合における保険持株会社グループの経営の再建のための計画をいう。以下この項において同じ。）の策定が必要なものとして金融庁長官が指定したものに限る。）の再建計画を策定し、その適正な実施を確保することとする。

（保険持株会社が行うことができるグループに属する会社の業務）

第二百十條の六の四 法第二百七十一条の二十一の二第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一 当該保険持株会社グループに属する生命保険会社、損害保険会社、少額短期保険業者及び保険業を行う外国の会社の資産の運用に係る業務

二 当該保険持株会社グループに属する会社のために事業の譲渡若しくは譲受け、合併、会社の分割、株式交換、株式移転、株式交付又は株式若しくは持分の譲渡若しくは取得に関する交渉を行う業務

三 当該保険持株会社グループに属する会社が信用供与を行おうとする場合における当該信用供与の判断の前提となる審査を行う業務

「条を加える。」

- 
- 四 当該保険持株会社グループに属する会社のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発、運用若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守を行う業務
  - 五 当該保険持株会社グループに属する会社に対する不動産（原則として、事業用不動産に限る。）の賃貸又は当該会社が所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務
  - 六 当該保険持株会社グループに属する会社の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務
  - 七 当該保険持株会社グループに属する会社の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務
  - 八 当該保険持株会社グループに属する会社の事務に係る文書、証票その他の書類の印刷又は製本を行う業務
  - 九 当該保険持株会社グループに属する会社に機械類その他の物件を使用させる業務
  - 十 当該保険持株会社グループに属する生命保険会社、損害保険会社及び保険業を行う外国の会社の顧客である事業者等の経営に関する相談に応ずる業務
  - 十一 当該保険持株会社グループに属する生命保険会社、損害保険会社及び保険業を行う外国の会社の顧客である個人の財産形成に関する相談に応ずる業務
-



- 
- 十二 当該保険持株会社グループに属する会社の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務（当該保険持株会社グループに属する会社の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となっている財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務を除く。）
- 十三 法第九十七条及び第九十八条の規定により行う業務に係る商品の開発を行う業務（法第四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類に定める事項に係るものを除く。）
- 十四 当該保険持株会社グループに属する会社の事務に係る計算を行う業務
- 十五 当該保険持株会社グループに属する会社の事務に係る文書、証券その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務
- 十六 当該保険持株会社グループに属する会社と当該会社の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務
- 十七 当該保険持株会社グループに属する会社の役員若しくは職員に対する教育又は研修を行う業務
- 十八 前各号に掲げる業務に附帯する業務
- 2 法第二百七十一条の二十一の二第二項ただし書に規定する内閣府令で定める軽易な業務は、前項第六号から第九号まで、第十二号及び第十四号から第十七号までに掲げる業務（当該業務に附帯する業務を含み、当該保険持株会社グループに属する外国の会社
-

に係る業務を除く。)とする。

(グループに属する会社に共通する業務を行うことについての認可の申請等)

第二百十條の六の五 保険持株会社は、法第二百七十一條の二十一の二第二項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該保険持株会社及びその子会社等（法第二百七十一條の二十四第一項に規定する子会社等をいう。第四号において同じ。

）につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書類を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができきる書類

三 当該認可後における当該認可に係る業務の収支の見込みを記載した書類

四 当該認可後における当該保険持株会社及びその子会社等の収支の見込みを記載した書類

五 当該認可に係る業務の内容及び当該業務を遂行する体制について記載した書類

六 当該認可に係る業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類

「条を加える。」

七 その他審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 申請をした保険持株会社が当該認可に係る業務を行うことにより、当該保険持株会社グループの業務の一体的かつ効率的な運営が促進されると見込まれること。

二 申請をした保険持株会社が、子会社の経営管理に係る体制等に照らし、当該認可に係る業務を開始した後も、当該保険持株会社の属する保険持株会社グループの経営管理を的確かつ公正に遂行することができること。

三 申請をした保険持株会社が、その人的構成に照らし、当該認可に係る業務を的確かつ公正に遂行することができること。

(顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲)

第二百十條の六の六 法第二百七十一條の二十一の三第一項に規定する内閣府令で定める業務は、保険関連業務とする。

(顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置)

第二百十條の六の七 保険持株会社は、その子会社である保険会社又は当該保険持株会社の親金融機関等(法第二百七十一條の二十一の三第二項に規定する親金融機関等をいう。以下この条において同じ。)若しくは子金融機関等(同条第三項に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。)が行う取引に伴い、

(顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲)

第二百十條の六の三 法第二百七十一條の二十一の二第一項に規定する内閣府令で定める業務は、保険関連業務とする。

(顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置)

第二百十條の六の四 保険持株会社は、その子会社である保険会社又は当該保険持株会社の親金融機関等(法第二百七十一條の二十一の二第二項に規定する親金融機関等をいう。以下この条において同じ。)若しくは子金融機関等(同条第三項に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。)が行う取引に伴い、

<p>当該保険持株会社の子会社である保険会社又は当該保険持株会社の子金融機関等が行う保険関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 対象取引を適切な方法により特定するための体制の整備</li> <li>二 次に掲げる方法その他の方法により当該顧客の保護を適正に確保するための体制の整備</li> <li>イ 対象取引を行う部門と当該顧客との取引を行う部門を分離する方法</li> <li>ロ 対象取引又は当該顧客との取引の条件又は方法を変更する方法</li> <li>ハ 対象取引又は当該顧客との取引を中止する方法</li> <li>ニ 対象取引に伴い、当該顧客の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該顧客に適切に開示する方法</li> <li>三 前二号に掲げる措置の実施の方針の策定及びその概要の適切な方法による公表</li> <li>四 次に掲げる記録の保存 <ol style="list-style-type: none"> <li>イ 第一号の体制の下で実施した対象取引の特定に係る記録</li> <li>ロ 第二号の体制の下で実施した顧客の保護を適正に確保するための措置に係る記録</li> </ol> </li> </ol> <p>2 前項第四号に規定する記録は、その作成の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>3 第一項の「対象取引」とは、保険持株会社の子会社である保険</p>	<p>当該保険持株会社の子会社である保険会社又は当該保険持株会社の子金融機関等が行う保険関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 対象取引を適切な方法により特定するための体制の整備</li> <li>二 次に掲げる方法その他の方法により当該顧客の保護を適正に確保するための体制の整備</li> <li>イ 対象取引を行う部門と当該顧客との取引を行う部門を分離する方法</li> <li>ロ 対象取引又は当該顧客との取引の条件又は方法を変更する方法</li> <li>ハ 対象取引又は当該顧客との取引を中止する方法</li> <li>ニ 対象取引に伴い、当該顧客の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該顧客に適切に開示する方法</li> <li>三 前二号に掲げる措置の実施の方針の策定及びその概要の適切な方法による公表</li> <li>四 次に掲げる記録の保存 <ol style="list-style-type: none"> <li>イ 第一号の体制の下で実施した対象取引の特定に係る記録</li> <li>ロ 第二号の体制の下で実施した顧客の保護を適正に確保するための措置に係る記録</li> </ol> </li> </ol> <p>2 前項第四号に規定する記録は、その作成の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>3 第一項の「対象取引」とは、保険持株会社の子会社である保険</p>
--	--

会社又は当該保険持株会社の親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該保険持株会社の子会社である保険会社又は当該保険持株会社の子金融機関等が行う保険関連業務に係る顧客の利益が不当に害されるおそれがある場合における当該取引をいう。

(保険持株会社の子会社の範囲等)

第二百十条の七 法第二百七十一条の二十二第一項第十二号柱書に規定する内閣府令で定めるものは、当該保険持株会社の子会社等(法第二百七十一条の二十四第一項に規定する子会社等をいい、当該保険持株会社の子会社(法第二百七十一条の二十二第一項第一号、第二号及び第八号に掲げる会社に限る。)を除く。)とする。

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

会社又は当該保険持株会社の親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該保険持株会社の子会社である保険会社又は当該保険持株会社の子金融機関等が行う保険関連業務に係る顧客の利益が不当に害されるおそれがある場合における当該取引をいう。

(保険持株会社の子会社の範囲等)

第二百十条の七 法第二百七十一条の二十二第一項第十二号及び第五項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該保険持株会社の子会社(法第二百七十一条の二十二第一項第二号の二に掲げる者に限る。)

二 当該保険持株会社の保険持株会社集団(当該保険持株会社の二以上の子会社の集団又は当該保険持株会社及びその子会社の集団のうち、法第二百七十一条の二十二第一項第一号から第二号の二まで又は第八号に掲げる会社を含むものをいう。次号において同じ。)

三 当該保険持株会社の保険持株会社集団及び保険会社(当該保険持株会社の子会社である保険会社を除く。)若しくはその保険会社集団若しくは保険持株会社集団又は他の保険持株会社の

2 法第二百七十一条の二十二第一項第十二号イに規定する内閣府

令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一 他の事業者等の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務

二 他の事業者等の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務

三 他の事業者等の事務に係る文書、証券その他の書類の印刷又は製本を行う業務

四 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務（第八号に掲げる業務に該当するものを除く。）

五 他の事業者等のための自動車の運行又は保守、点検その他の管理を行う業務

〔号を削る。〕

六 他の事業者等の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務

七 他の事業者等の業務に係る契約の締結についての勧誘又は当該契約の内容に係る説明を行う葉書又は封書の作成又は発送を行う業務

八 他の事業者等の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となつてい

保険持株会社集団

2 法第二百七十一条の二十二第一項第十二号イに規定する内閣府

令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一 他の事業者等の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務

二 他の事業者等の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務

三 他の事業者等の事務に係る文書、証券その他の書類の印刷又は製本を行う業務

四 他の事業者等の業務に関する広告又は宣伝を行う業務

五 他の事業者等のための自動車の運行又は保守、点検その他の管理を行う業務

六 他の事業者の業務に関し必要となる調査又は情報の提供を行う業務（第九号に該当するものを除く。）

七 他の事業者の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務

八 他の事業者の業務に係る契約の締結についての勧誘又は当該契約の内容に係る説明を行う葉書又は封書の作成又は発送を行う業務

九 他の事業者の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となつてい

る財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務  
九 他の事業者等が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者等のために当該債権の担保の目的となっている財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務

十 他の事業者等の行う資金の貸付け（住宅の購入に必要な資金の貸付けその他の消費者に対する資金の貸付けに限る。）に關し相談に應ずる業務又は当該資金の貸付けに係る事務の取次ぎその他当該資金の貸付けに關し必要となる事務を行う業務

十一 他の事業者等の行う外国為替取引、信用状若しくは旅行小切手に関する業務又は輸出入その他の対外取引のため直接必要な資金に関する貸付け、手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受けに關し必要となる事務を行う業務

十二 他の事業者等の事務に係る計算を行う業務

十三 他の事業者等の事務に係る文書、証券その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務

十四 他の事業者等と当該他の事業者等の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務

十五 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第三号に規定する労働者派遣事業

十六 他の事業者等のために電子計算機に関する事務を行う業務（電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売（プログ

財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務

九の二 他の事業者が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者のために当該債権の担保の目的となっている財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務

十 他の事業者の行う資金の貸付け（住宅の購入に必要な資金の貸付けその他の消費者に対する資金の貸付けに限る。）に關し相談に應ずる業務又は当該資金の貸付けに係る事務の取次ぎその他当該資金の貸付けに關し必要となる事務を行う業務

十一 他の事業者の行う外国為替取引、信用状若しくは旅行小切手に関する業務又は輸出入その他の対外取引のため直接必要な資金に関する貸付け、手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受けに關し必要となる事務を行う業務

十二 他の事業者の事務に係る計算を行う業務

十三 他の事業者の事務に係る文書、証券その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務

十四 他の事業者と当該他の事業者の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務

十五 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第三号に規定する労働者派遣事業

十六 他の事業者のために電子計算機に関する事務を行う業務（電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販

ラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。)若しくは保守を行う業務を含む。)

十七 他の事業者等の役員又は職員に対する教育又は研修を行う業務

十八 他の事業者等の所有する不動産(原則として、当該他の事業者等から取得した不動産を含む。以下この号において同じ。)の賃貸又は他の事業者等の所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務

十九 他の事業者等の現金、小切手、手形又は有価証券の輸送を行う業務(次号及び第二十一号に掲げる業務に該当するものを除く。)

二十 他の事業者等の主要な取引先に対する現金、小切手、手形又は証券の集配を行う業務

二十一 他の事業者等の主要な取引先との間で当該他の事業者等の業務に係る有価証券の受渡しを行う業務

二十二 他の事業者等のために現金、小切手、手形又は有価証券を整理し、その金額若しくは枚数を確認し、又は一時的にその保管を行う業務

二十三 自らを子会社とする保険会社のために投資を行う業務

二十四 自らを子会社とする保険持株会社の子会社である保険会社、銀行又は長期信用銀行(以下この号において「兄弟保険会社等」という。)が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該兄弟

売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。)若しくは保守を行う業務を含む。)

十七 他の事業者等の役員又は職員に対する教育又は研修を行う業務

十八 他の事業者等の所有する不動産(原則として、当該他の事業者等から取得した不動産を含む。以下この号において同じ。)の賃貸又は他の事業者等の所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務

十九 他の事業者等の現金、小切手、手形又は有価証券の輸送を行う業務(次号及び第二十一号に該当するものを除く。)

二十 他の事業者等の主要な取引先に対する現金、小切手、手形又は証券の集配を行う業務

二十一 他の事業者等の主要な取引先との間で当該他の事業者等の業務に係る有価証券の受渡しを行う業務

二十二 他の事業者等のために現金、小切手、手形又は有価証券を整理し、その金額若しくは枚数を確認し、又は一時的にその保管を行う業務

二十三 自らを子会社とする保険会社のために投資を行う業務

二十四 自らを子会社とする保険持株会社の子会社である保険会社、銀行又は長期信用銀行(以下この号において「兄弟保険会社等」という。)が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該兄弟



保険会社等のために当該債権の担保の目的となっている財産を適正な価格で購入し、並びに購入した財産の所有及び管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務

二十五 その他前各号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

二十六 前各号に掲げる業務に附帯する業務（当該各号に掲げる業務を営む者が営むものに限る。）

3 第五十六条の二第二項第一号に掲げる業務を営む会社が、当該業務を営むことが保険契約者等の利便の増進等の観点から合理的でない場合には、当該会社は、法第二百七十一条の二十二第一項第十二号に掲げる会社には該当しない。

4 法第二百七十一条の二十二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社は、第五十六条第五項に規定する会社とする。

5 法第二百七十一条の二十二第一項第十四号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

一 第五十六条第六項第一号から第十号までに掲げる会社（同項第九号に掲げる会社にあつては、当該保険持株会社の子会社である保険会社又は当該保険会社の子会社が当該会社の議決権を取得する場合に限る。）

二 前号に掲げる会社のほか、当該会社に対する金銭債権を有する保険会社又は銀行等（当該保険会社又は当該銀行等がない場

保険会社等のために当該債権の担保の目的となっている財産を適正な価格で購入し、並びに購入した財産の所有及び管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務

二十五 その他前各号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

二十六 前各号に掲げる業務に附帯する業務（当該各号に掲げる業務を営む者が営むものに限る。）

3 第五十六条の二第二項第一号に掲げる業務を営む会社が、当該業務を営むことが保険契約者等の利便の増進等の観点から合理的でない場合には、当該会社は、法第二百七十一条の二十二第一項第十二号に掲げる会社には該当しない。

4 法第二百七十一条の二十二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社は、第五十六条第五項に規定する会社とする。

〔項を加える。〕

合にあつては、保険持株会社又はその子会社が当該会社の議決権を取得するときにおける当該保険持株会社）及び次のいずれかに該当するものが関与して策定された合理的な経営改善のための計画（特定金融機関等が当該会社に対してその事業に必要な資金を出資することを内容とするものであつて、当該出資により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

イ 官公署

ロ 商工会又は商工会議所

ハ イ又はロに準ずるもの

ニ 弁護士又は弁護士法人

ホ 公認会計士又は監査法人

ヘ 税理士又は税理士法人

ト 他の事業者等の経営に関する相談に応ずる業務を営む会社（当該保険持株会社の子会社等（法第二百七十一条の二十四第一項に規定する子会社等をいう。）以外の会社に限る。）

## 6

法第二百七十一条の二十二第一項第十四号に規定する内閣府令で定める要件は、保険持株会社又はその子会社が前項に規定する会社（第五十六条第六項第十号に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一 保険会社又は銀行等による人的な又は財政上の支援その他の当該保険会社又は当該銀行等が行う事業の再生のための支援を

「項を加える。」

その内容を含む事業計画（法第二百七十一条の二十二第一項第十四号の事業に係る計画をいう。）が作成されていること。

二 前号の事業計画について、前項第二号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定していること。

7||

法第二百七十一条の二十二第一項第十五号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社

イ 当該保険持株会社又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となっているもの

ロ 当該株式会社に当該保険持株会社又はその子会社が出資しているもの

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、第五項第二号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画に基づき当該事業計画を実施している会社

「項を加える。」

8 第四項に規定する会社のほか、会社であつて、その議決権を保険持株会社又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第二百十条の九第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該保険持株会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあつては、当該保険持株会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第四項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該保険持株会社又はその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第二百十条の九第一項第一号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該保険持株会社に係る法第二百七十一条の二十二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

9 前項の規定は、第五項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、前項中「第二百七十一条の二十二第一項第十三号」とあるのは、「第二百七十一条の二十二第一項第十四号」と読み替えるものとする。

10 第八項の規定は、第七項に規定する会社に該当していたものについて準用する。この場合において、第八項中「第二百七十一条の二十二第一項第十三号」とあるのは、「第二百七十一条の二十二第一項第十五号」と読み替えるものとする。

11 第四項から前項まで（第六項を除く。）の規定にかかわらず、

5 前項に規定する会社のほか、会社であつて、その議決権を保険持株会社又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により取得されたとき（当該会社の議決権が当該保険持株会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該保険持株会社又はその子会社により新たに取得されない限り、当該保険持株会社に係る法第二百七十一条の二十二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

「項を加える。」

「項を加える。」

6 前二項の規定にかかわらず、第五十六条の二第二項第二十四号

特定子会社（第十三項に規定する会社をいう。次項において同じ。）がその取得した第四項若しくは第八項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）、第五項に規定する会社若しくは第九項において読み替えて準用する第八項の内閣府令で定める会社に該当するもの（以下この節並びに第二百十條の十四第二項第六号において「事業再生会社」という。）又は第七項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第八項の内閣府令で定める会社に該当するもの（以下この項において「地域活性化事業会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社及び地域活性化事業会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第五十六條第六項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社、当該事業再生会社及び当該地域活性化事業会社（以下この項並びに第二百十條の十四第二項第六号において「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日から新規事業分野開拓会社にあつては当該保険持株会社に係る法第二百七十一條の二十二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該保険持株会社に係る同項第十四号に

に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む保険持株会社の子会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した次の各号に掲げる会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社等」という。）の議決権を当該各号に規定する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社等は、処分基準日の翌日からは当該保険持株会社に係る法第二百七十一條の二十二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該保険持株会社又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権数（総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回るこゝとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該保険持株会社又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

一 新規事業分野開拓会社（第五十六條第五項第一号から第三号までに規定する会社並びにこれらの会社のほか、会社であつて、その議決権を保険持株会社又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により取得されたとき（当該会社の議決権が当該保険持株会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、最後に取得され

規定する内閣府令で定める会社に、地域活性化事業会社にあつては当該保険持株会社に係る同項第十五号に規定する内閣府令で定める会社に、それぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該保険持株会社又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社及び事業再生会社（第六項に定める要件に該当するものに限る。次項において同じ。）の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該保険持株会社又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

12 第五項及び第九項の規定にかかわらず、保険持株会社又はその特定子会社以外の子会社がその取得した事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から第五十六第十五項各号に掲げる議決権の区分に応じ、当該各号に定める期間を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該保険持株会社に係る法第二百七十一条の二十二第一項第十四号に規定する内閣府令で

たとき）に同項第一号から第三号までに規定する会社に該当していたもの（その議決権が当該保険持株会社又はその子会社により新たに取得されない場合に限り、）をいう。）その議決権の取得の日から十五年を経過する日

二 事業再生会社（第五十六条第五項第四号から第十一号までに規定する会社及びこれらの会社のほか、会社であつて、その議決権を保険持株会社又はその子会社により取得されたとき（当該会社の議決権が当該保険持株会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、最後に取得されたとき）に同項第四号から第十一号までに規定する会社に該当していたもの（その議決権が当該保険持株会社又はその子会社により新たに取得されない場合に限り、）をいう。）その議決権の取得の日から十年を経過する日（当該議決権が同項第八号及び第九号の規定に該当する会社の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるとときは、当該支援が終了する日）

〔項を加える。〕

める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該保険持株会社又はその特定子会社以外の子会社が保有する当該事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数を下回ることとなる場合において、当該保険持株会社又はその特定子会社以外の子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該保険持株会社又はその特定子会社以外の子会社の保有する当該事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

〔項を削る。〕

13 法第二百七十一条の二十二第二項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、第五十六条第十六項各号に掲げる業務及びこれらに附帯する業務を専ら営む会社とする。

14 法第二百七十一条の二十二第二項第十六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 次のいずれかに掲げる会社を子会社とする持株会社
  - イ 生命保険会社
  - ロ 損害保険会社

7 法第二百七十一条の二十二第二項第十三号に規定する内閣府令で定める割合は、百分の三十五とする。

8 法第二百七十一条の二十二第二項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、第五十六条の二第二項第二十四号に掲げる業務及び当該業務に附帯する業務を専ら営む会社とする。

9 法第二百七十一条の二十二第二項第十四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第五十六条の二第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として保険会社、その子会社又は第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならぬ。

一 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第二百七十一条の二十二第二項第十号に規定する有価証券関連業を行う外国の会社（保険業を行う外国の会社に該当するものを除く。）及び信託

ハ 少額短期保険業者

ニ 銀行

ホ 長期信用銀行

二 前号に掲げるもののほか、当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次に掲げる業務を専ら営む持株会社

イ 第五十六条の二第一項各号に掲げる業務であつて、当該保険持株会社、その子会社（法第二百七十一条の二十二第一項第一号、第二号及び第八号に掲げる会社に限る。）その他第一項に規定する者の営む業務のために営むもの

ロ 第五十六条の二第二項各号に掲げる業務（当該持株会社が銀行等会社を子会社としていない場合にあつては同項第三十四号の三及び第三十五号に掲げる業務を、当該持株会社が証券専門会社等を子会社としていない場合にあつては同項第三十六号から第四十号までに掲げる業務を、当該持株会社が信託専門会社等を子会社としていない場合にあつては同項第四十一号から第四十五号までに掲げる業務を、それぞれ除く。

専門会社又は同項第十一号に規定する信託業を営む外国の会社（保険業を行う外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第五十六条の二第一項各号及び第二項各号（第三十四号の三及び第三十五号を除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第百六条第一項第一号から第四号まで、第八号及び第九号に規定する会社を有しない場合に限る。次号及び第三号を除き、以下この条において同じ。）

二 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第二百七十一条の二十二第一項第十号に規定する有価証券関連業を行う外国の会社（保険業を行う外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第五十六条の二第一項各号及び第二項各号（第三十四号の三、第三十五号及び第四十一号から第四十五号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第百六条第一項第一号から第四号まで、第七号から第九号まで及び第十一号に規定する会社を有しない場合に限る。）



「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

三 信託専門会社又は法第二百七十一条の二十二第一項第十一号に規定する信託業を営む外国の会社（保険業を行う外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第五十六条の二第一項各号及び第二項各号（第三十四号の三から第四十号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第百六条第一項第一号から第四号まで、第五号、第六号及び第八号から第十号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

四 法第二百七十一条の二十二第一項第四号の二、第六号の二、第十二号又は第十三号に規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第五十六条の二第一項各号及び第二項各号（第三十四号の三から第四十五号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

五 法第百六条第二項第六号ハに規定する当該保険会社の子会社である銀行又は長期信用銀行の子会社のうち第五十六条の二第六項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第五十六条の二第一項各号及び第二項各号（第三十六号から第四十五号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

六 法第百六条第二項第七号ハに規定する当該保険会社の子会社

「号を削る。」

15 法第二条第十五項の規定は、第五項、第六項、第八項、第九項又は第十項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十一項及び第十二項に規定する議決権について準用する。

(保険持株会社の子会社に係る承認の申請)

第二百十條の八 法第二百七十一條の二十二第二項に規定する内閣府令で定める事項は、当該承認の申請に係る会社に関する次に掲げる事項とする。

一 商号又は名称

である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち第五十六條の二第七項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第五十六條の二第一項各号及び第二項各号（第三十四號の三、第三十五號及び第四十一號から第四十五號までを除く。）に掲げる業務を営むもの

七 法第六條第二項第八号ニに規定する当該保険会社の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち第五十六條の二第八項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第五十六條の二第一項各号及び第二項各号（第三十六號から第四十號まで（当該持株会社が信託兼営銀行の子会社でない場合には第三十四號の三から第四十號まで）を除く。）に掲げる業務を営むもの

10 法第二条第十五項の規定は、第六項に規定する議決権について準用する。

(保険持株会社の子会社に係る承認の申請)

第二百十條の八 法第二百七十一條の二十二第二項に規定する内閣府令で定める事項は、当該承認の申請に係る会社に関する次に掲げる事項とする。

一 商号又は名称

	<p>二 資本金の額</p> <p>三 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の氏名</p> <p>四 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称</p> <p>五 主たる営業所又は事務所の所在地</p> <p>六 業務の内容</p> <p>2 法第二百七十一条の二十二第二項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 理由書</p> <p>二 当該保険持株会社及びその子会社に関する次に掲げる書類</p> <p>イ 当該保険持株会社及びその子会社につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書類を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面</p> <p>ロ 当該承認後における当該保険持株会社及びその子会社（子会社となる会社を含む。）の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の見込みを記載した書類</p> <p>ハ 株式交換（法第九十六条の五第一項に規定する組織変更株式交換を含む。）により法第二百七十一条の二十二第一項各号に掲げる会社以外の会社を子会社とする場合には、次に掲げる書類</p> <p>(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面</p>
--	---

	<p>二 資本金の額</p> <p>三 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の氏名</p> <p>四 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称</p> <p>五 主たる営業所又は事務所の所在地</p> <p>六 業務の内容</p> <p>2 法第二百七十一条の二十二第二項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 理由書</p> <p>二 当該保険持株会社及びその子会社に関する次に掲げる書類</p> <p>イ 当該保険持株会社及びその子会社につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面</p> <p>ロ 当該承認後における当該保険持株会社及びその子会社（子会社となる会社を含む。）の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の見込みを記載した書類</p> <p>ハ 株式交換（法第九十六条の五第一項に規定する組織変更株式交換を含む。）により法第二百七十一条の二十二第一項各号に掲げる会社以外の会社を子会社とする場合には、次に掲げる書類</p> <p>(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面</p>
--	---

<p>(2) 株式交換契約（組織変更株式交換契約を含む。）の内容を記載した書面</p> <p>(3) 株式交換費用を記載した書類</p> <p>ニ 株式交付により法第二百七十一条の二十二第一項各号に掲げる会社以外の会社を子会社とする場合には、次に掲げる書類</p> <p>(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面</p> <p>(2) 株式交付計画の内容を記載した書面</p> <p>(3) 株式交付費用を記載した書類</p> <p>三 当該承認の申請に係る会社の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書類を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面</p> <p>四 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書類</p> <p>3 前二項の規定は、法第二百七十一条の二十二第四項ただし書の規定による承認について準用する。</p> <p>(保険持株会社の子会社に係る承認の例外)</p> <p>第二百十條の九 法第二百七十一条の二十二第四項本文に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>一 保険持株会社又はその子会社の代物弁済の受領による株式又は持分の取得</p>
---

<p>(2) 株式交換契約（組織変更株式交換契約を含む。）の内容を記載した書面</p> <p>(3) 株式交換費用を記載した書類</p> <p>ニ 株式交付により法第二百七十一条の二十二第一項各号に掲げる会社以外の会社を子会社とする場合には、次に掲げる書類</p> <p>(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面</p> <p>(2) 株式交付計画の内容を記載した書面</p> <p>(3) 株式交付費用を記載した書類</p> <p>三 当該承認の申請に係る会社の最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面</p> <p>四 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書類</p> <p>3 前二項の規定は、法第二百七十一条の二十二第四項ただし書の規定による承認について準用する。</p> <p>(保険持株会社の子会社に係る承認の例外)</p> <p>第二百十條の九 法第二百七十一条の二十二第四項本文に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>一 保険持株会社又はその子会社の代物弁済の受領による株式又は持分の取得</p>
---

二 保険持株会社又はその子会社が所有する議決権を行使することができない株式又は持分に係る議決権の取得（当該保険持株会社又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

三 保険持株会社又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換（当該保険持株会社又はその子会社の請求による場合を除く。）

四 保険持株会社又はその子会社が株式を所有する会社の株式の併合若しくは分割又は株式無償割当て

五 保険持株会社又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の定款の変更による株式又は持分に係る権利の内容又は一単元の株式の数の変更

六 保険持株会社又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の自己の株式又は持分の取得

七 保険持株会社の子会社である法第二百七十一条の二十二第一項第十三号から第十五号までに掲げる会社による株式又は持分の取得

2 法第二百七十一条の二十二第四項ただし書に規定する内閣府令で定める事由は、前項第七号に掲げる事由とする。

（保険持株会社に係る合併の認可の申請）

第二百十条の十二 保険持株会社は、法第二百七十一条の三十一第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請

二 保険持株会社又はその子会社が所有する議決権を行使することができない株式又は持分に係る議決権の取得（当該保険持株会社又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

三 保険持株会社又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換（当該保険持株会社又はその子会社の請求による場合を除く。）

四 保険持株会社又はその子会社が株式を所有する会社の株式の併合若しくは分割又は株式無償割当て

五 保険持株会社又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の定款の変更による株式又は持分に係る権利の内容又は一単元の株式の数の変更

六 保険持株会社又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の自己の株式又は持分の取得

七 保険持株会社の子会社である法第二百七十一条の二十二第一項第十三号に掲げる会社による株式又は持分の取得

2 法第二百七十一条の二十二第四項ただし書に規定する内閣府令で定める事由は、前項第七号に掲げる事由とする。

（保険持株会社に係る合併の認可の申請）

第二百十条の十二 保険持株会社は、法第二百七十一条の三十一第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請

書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

三 前号に規定する場合において、合併後存続する保険持株会社が、合併により消滅する会社の株主又は社員に対して交付すべき金銭等（金銭その他の財産をいう。）の額を定めたときは、最終の貸借対照表

四 合併契約の内容を記載した書面

五 合併費用を記載した書類

六 当該保険持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書類を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

七 会社法第七百八十九条第二項（債権者の異議）若しくは第七百九十九条第二項（債権者の異議）又は第八百十條第二項（債権者の異議）の規定による公告及び催告（同法第七百八十九条第三項若しくは第七百九十九条第三項又は第八百十條第三項の規定による公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあっては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し

書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

三 前号に規定する場合において、合併後存続する保険持株会社が、合併により消滅する会社の株主又は社員に対して交付すべき金銭等（金銭その他の財産をいう。）の額を定めたときは、最終の貸借対照表

四 合併契約の内容を記載した書面

五 合併費用を記載した書類

六 当該保険持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

七 会社法第七百八十九条第二項（債権者の異議）若しくは第七百九十九条第二項（債権者の異議）又は第八百十條第二項（債権者の異議）の規定による公告及び催告（同法第七百八十九条第三項若しくは第七百九十九条第三項又は第八百十條第三項の規定による公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあっては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し

、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相  
当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害  
するおそれがないことを証する書面

八 合併により消滅する会社又は株式の併合をする会社が株券発  
行会社であるときは、会社法第二百十九条第一項本文（株券の  
提出に関する公告等）の規定による公告をしたことを証する書  
面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証  
する書面

八の二 合併により消滅する会社が新株予約権を発行している  
ときは、会社法第二百九十三条第一項（新株予約権証券の提出に  
関する公告等）の規定による公告をしたことを証する書面又は  
同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する  
書面

九 独占禁止法第十五条第二項（合併の制限）の規定による届出  
をしたことを証明する書類

十 合併後存続する保険持株会社の定款、取締役及び監査役（監  
査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社  
にあつては取締役及び執行役）の履歴書並びに事務所の所在地  
を記載した書類並びに合併後における保険持株会社及びその子  
会社等の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率  
の見込みを記載した書類

十一 合併後存続する保険持株会社が会計参与設置会社である場  
合には、会計参与の履歴書

、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相  
当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害  
するおそれがないことを証する書面

八 合併により消滅する会社又は株式の併合をする会社が株券発  
行会社であるときは、会社法第二百十九条第一項本文（株券の  
提出に関する公告等）の規定による公告をしたことを証する書  
面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証  
する書面

八の二 合併により消滅する会社が新株予約権を発行している  
ときは、会社法第二百九十三条第一項（新株予約権証券の提出に  
関する公告等）の規定による公告をしたことを証する書面又は  
同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する  
書面

九 独占禁止法第十五条第二項（合併の制限）の規定による届出  
をしたことを証明する書類

十 合併後存続する保険持株会社の定款、取締役及び監査役（監  
査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社  
にあつては取締役及び執行役）の履歴書並びに事務所の所在地  
を記載した書類並びに合併後における保険持株会社及びその子  
会社等の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率  
の見込みを記載した書類

十一 合併後存続する保険持株会社が会計参与設置会社である場  
合には、会計参与の履歴書

十二 合併後存続する保険持株会社の会計監査人の履歴書

十三 合併の当事者の一部が保険持株会社でない場合には、当該保険持株会社でない当事者の従前の定款並びに最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

十四 合併後存続する保険持株会社が行う子会社の経営管理に係る体制を記載した書類

十五 保険会社の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類

十六 合併後存続する保険持株会社が当該合併により法第二百七十一条の二十二第一項の承認を受けなければ子会社とすることができない会社を子会社とする場合には、当該会社に関する第二百十条の八第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第三号に掲げる書類

十七 その他法第二百七十一条の三十一第四項において準用する法第二百七十一条の十九第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 第二百十条の三第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第二百七十一条の三十一第四項において準用する法第二百七十一条の十九第一項に規定する審査について準用する。

(保険持株会社に係る会社分割の認可の申請)

第二百十条の十二の三 保険持株会社は、法第二百七十一条の三十

十二 合併後存続する保険持株会社の会計監査人の履歴書

十三 合併の当事者の一部が保険持株会社でない場合には、当該保険持株会社でない当事者の従前の定款並びに最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

十四 合併後存続する保険持株会社が行う子会社の経営管理に係る体制を記載した書類

十五 保険会社の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類

十六 合併後存続する保険持株会社が当該合併により法第二百七十一条の二十二第一項の承認を受けなければ子会社とすることができない会社を子会社とする場合には、当該会社に関する第二百十条の八第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第三号に掲げる書類

十七 その他法第二百七十一条の三十一第四項において準用する法第二百七十一条の十九第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 第二百十条の三第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第二百七十一条の三十一第四項において準用する法第二百七十一条の十九第一項に規定する審査について準用する。

(保険持株会社に係る会社分割の認可の申請)

第二百十条の十二の三 保険持株会社は、法第二百七十一条の三十



一 第二項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなればならない。

一 理由書

二 株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

三 吸収分割契約又は新設分割計画の内容を記載した書面

四 会社分割費用を記載した書類

五 当該保険持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書類を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

六 会社法第七百八十九条第二項（債権者の異議）若しくは第七百九十九条第二項（債権者の異議）又は第八十条第二項（債権者の異議）の規定による公告及び催告（同法第七百八十九条第三項若しくは第七百九十九条第三項又は第八十条第三項の規定による公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあっては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該会社分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

一 第二項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなればならない。

一 理由書

二 株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

三 吸収分割契約又は新設分割計画の内容を記載した書面

四 会社分割費用を記載した書類

五 当該保険持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

六 会社法第七百八十九条第二項（債権者の異議）若しくは第七百九十九条第二項（債権者の異議）又は第八十条第二項（債権者の異議）の規定による公告及び催告（同法第七百八十九条第三項若しくは第七百九十九条第三項又は第八十条第三項の規定による公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあっては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該会社分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

七 株券発行会社が株式の併合をする場合には、会社法第二百九十九条第一項本文（株券の提出に関する公告等）の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

七の二 会社分割をする会社が新株予約権を発行している場合であつて、会社法第七百五十八条第五号又は第七百六十三条第十号に規定する場合には、同法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面

八 独占禁止法第十五条の二第二項又は第三項（分割の制限）の規定による届出を要する場合には、当該届出をしたことを証明する書類

九 当該会社分割を行った後における保険持株会社及びその子会社の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の見込みを記載した書類

九の二 当該会社分割を行った後における保険持株会社が会計参与と設置会社である場合には、当該保険持株会社の会計参与の履歴書

九の三 当該会社分割を行った後における保険持株会社の会計監査人の履歴書

十 会社分割の当事者の一部が保険持株会社でない場合には、当該保険持株会社でない当事者の従前の定款並びに最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における

七 株券発行会社が株式の併合をする場合には、会社法第二百九十九条第一項本文（株券の提出に関する公告等）の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

七の二 会社分割をする会社が新株予約権を発行している場合であつて、会社法第七百五十八条第五号又は第七百六十三条第十号に規定する場合には、同法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面

八 独占禁止法第十五条の二第二項又は第三項（分割の制限）の規定による届出を要する場合には、当該届出をしたことを証明する書類

九 当該会社分割を行った後における保険持株会社及びその子会社の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の見込みを記載した書類

九の二 当該会社分割を行った後における保険持株会社が会計参与と設置会社である場合には、当該保険持株会社の会計参与の履歴書

九の三 当該会社分割を行った後における保険持株会社の会計監査人の履歴書

十 会社分割の当事者の一部が保険持株会社でない場合には、当該保険持株会社でない当事者の従前の定款並びに最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における

る業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

十一 当該会社分割の当事者である保険持株会社が行う子会社の経営管理に係る体制を記載した書類

十二 保険会社の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類

十三 当該会社分割により当該保険持株会社の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書類

十四 吸収分割により資本金の額を増加するとき又は新設分割により株式会社を設立するときは、会社法第四百四十五条第五項

(資本金の額及び準備金の額)に規定する額を証する書面

十五 当該分割により法第二百七十一条の二十二第一項の承認を受けなければ子会社とすることができない会社を子会社とする場合には、当該会社に関する第二百十条の八第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第三号に掲げる書類

十六 その他法第二百七十一条の三十一第四項において準用する法第二百七十一条の十九第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 第二百十条の三第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第二百七十一条の三十一第四項において準用する法第二百七十一条の十九第一項に規定する審査について準用する。

(保険持株会社に係る事業譲渡等の認可の申請)

第二百十条の十三 保険持株会社は、法第二百七十一条の三十一第

る業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

十一 当該会社分割の当事者である保険持株会社が行う子会社の経営管理に係る体制を記載した書類

十二 保険会社の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類

十三 当該会社分割により当該保険持株会社の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書類

十四 吸収分割により資本金の額を増加するとき又は新設分割により株式会社を設立するときは、会社法第四百四十五条第五項

(資本金の額及び準備金の額)に規定する額を証する書面

十五 当該分割により法第二百七十一条の二十二第一項の承認を受けなければ子会社とすることができない会社を子会社とする場合には、当該会社に関する第二百十条の八第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第三号に掲げる書類

十六 その他法第二百七十一条の三十一第四項において準用する法第二百七十一条の十九第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 第二百十条の三第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第二百七十一条の三十一第四項において準用する法第二百七十一条の十九第一項に規定する審査について準用する。

(保険持株会社に係る事業譲渡等の認可の申請)

第二百十条の十三 保険持株会社は、法第二百七十一条の三十一第

三項の規定による事業の譲渡又は譲受け（以下この条において「事業譲渡等」という。）の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

三 事業譲渡等の契約の内容を記載した書面

四 当該保険持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書類を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

五 独占禁止法第十六条第二項（営業の譲受け等の制限）の規定による届出を要する場合には、当該届出をしたことを証明する書類

六 当該事業譲渡等を行った後における保険持株会社及びその子会社の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の見込みを記載した書類

七 当該保険持株会社が行う子会社の経営管理に係る体制を記載した書類

八 保険会社の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類

九 当該営業の譲渡により当該保険持株会社の子会社が子会社で

三項の規定による事業の譲渡又は譲受け（以下この条において「事業譲渡等」という。）の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

三 事業譲渡等の契約の内容を記載した書面

四 当該保険持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

五 独占禁止法第十六条第二項（営業の譲受け等の制限）の規定による届出を要する場合には、当該届出をしたことを証明する書類

六 当該事業譲渡等を行った後における保険持株会社及びその子会社の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の見込みを記載した書類

七 当該保険持株会社が行う子会社の経営管理に係る体制を記載した書類

八 保険会社の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類

九 当該営業の譲渡により当該保険持株会社の子会社が子会社で

なくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書類

十 当該営業の譲受けにより法第二百七十一条の二十二第一項の承認を必要とする会社を子会社とする場合には、当該会社に関する第二百十条の八第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び第二項第三号に掲げる書類

十一 その他法第二百七十一条の三十一第四項において準用する法第二百七十一条の十九第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 第二百十条の三第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第二百七十一条の三十一第四項において準用する法第二百七十一条の十九第一項に規定する審査について準用する。

(届出事項)

第二百十条の十四 法第二百七十一条の三十二第一項第七号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合

二 氏名若しくは名称を変更し、又は住所、居所、主たる営業所若しくは事務所の設置、位置の変更若しくは廃止をした場合

2 法第二百七十一条の三十二第二項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 定款（外国所在保険持株会社にあつては定款又はこれに準ずる定め）を変更した場合

二 新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合

なくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書類

十 当該営業の譲受けにより法第二百七十一条の二十二第一項の承認を必要とする会社を子会社とする場合には、当該会社に関する第二百十条の八第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び第二項第三号に掲げる書類

十一 その他法第二百七十一条の三十一第四項において準用する法第二百七十一条の十九第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 第二百十条の三第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第二百七十一条の三十一第四項において準用する法第二百七十一条の十九第一項に規定する審査について準用する。

(届出事項)

第二百十条の十四 法第二百七十一条の三十二第一項第七号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合

二 氏名若しくは名称を変更し、又は住所、居所、主たる営業所若しくは事務所の設置、位置の変更若しくは廃止をした場合

2 法第二百七十一条の三十二第二項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 定款（外国所在保険持株会社にあつては定款又はこれに準ずる定め）を変更した場合

二 新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合

三 保険持株会社を代表する取締役、保険持株会社の常務に従事する取締役又は監査役（監査等委員会設置会社にあつては保険持株会社を代表する取締役、保険持株会社の常務に従事する取締役又は監査等委員（保険持株会社の常務に従事する取締役を除く。））、指名委員会等設置会社にあつては保険持株会社の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（保険持株会社の常務に従事する取締役を除く。））。以下この号及び次号において「役員等」という。）を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）。

三の二 役員等の選退任があつた場合（役員等の選退任の前に、役員等を選任しようとする旨又は役員等が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）。

三の三 外国所在保険持株会社を代表する取締役若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者若しくは当該外国所在保険持株会社の常務に従事する取締役若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者（以下この号及び次号において「外国所在保険持株会社の役員等」という。）を選任しようとする場合又は外国所在保険持株会社の役員等が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）。

三の四 外国所在保険持株会社の役員等の選退任があつた場合（外国所在保険持株会社の役員等の選退任の前に、外国所在保険

三 保険持株会社を代表する取締役、保険持株会社の常務に従事する取締役又は監査役（監査等委員会設置会社にあつては保険持株会社を代表する取締役、保険持株会社の常務に従事する取締役又は監査等委員（保険持株会社の常務に従事する取締役を除く。））、指名委員会等設置会社にあつては保険持株会社の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（保険持株会社の常務に従事する取締役を除く。））。以下この号及び次号において「役員等」という。）を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）。

三の二 役員等の選退任があつた場合（役員等の選退任の前に、役員等を選任しようとする旨又は役員等が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）。

三の三 外国所在保険持株会社を代表する取締役若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者若しくは当該外国所在保険持株会社の常務に従事する取締役若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者（以下この号及び次号において「外国所在保険持株会社の役員等」という。）を選任しようとする場合又は外国所在保険持株会社の役員等が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）。

三の四 外国所在保険持株会社の役員等の選退任があつた場合（外国所在保険持株会社の役員等の選退任の前に、外国所在保険

持株会社の役員等を選任しようとする旨又は外国所在保険持株会社の役員等が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

三の五 会計参与を選任しようとする場合又は会計参与が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の六 会計参与の選退任があつた場合（会計参与の選退任の前に、会計参与を選任しようとする旨又は会計参与が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

三の七 会計監査人を選任しようとする場合又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の八 会計監査人の選退任があつた場合（会社法第三百三十八条第二項（会計監査人の任期）の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選退任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

四 事務所の設置、所在地の変更又は廃止をしようとする場合

四の二 第二百十条の六の四第二項に規定する業務を行おうとする場合

五 保険持株会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第二百十条の九第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社とした場合（法第二百七十一条の三

持株会社の役員等を選任しようとする旨又は外国所在保険持株会社の役員等が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

三の五 会計参与を選任しようとする場合又は会計参与が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の六 会計参与の選退任があつた場合（会計参与の選退任の前に、会計参与を選任しようとする旨又は会計参与が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

三の七 会計監査人を選任しようとする場合又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の八 会計監査人の選退任があつた場合（会社法第三百三十八条第二項（会計監査人の任期）の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選退任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

四 事務所の設置、所在地の変更又は廃止をしようとする場合  
〔号を加える。〕

五 保険持株会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第二百十条の九第一項各号に掲げる事由により他の会社（法第二百七十一条の三十二第二項第三号の

十二第二項第三号の規定により届出をしなければならぬとされるものを除く。)

六 その子会社(新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子会社を除く。)が商号若しくは名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の所在地の変更(変更前の位置に復すること  
が明らかな場合を除く。)、合併、解散又は業務の全部の廃止  
を行った場合(法第二百七十一条の三十二第二項第二号及び第  
四号の場合を除く。)

〔号を削る。〕

七 保険持株会社が会社法第四百三十五条第二項(計算書類等の  
作成及び保存)の規定により作成する事業報告及びその附属明  
細書を定時株主総会に提出した場合

八 削除

九 第二百十条の十一の四第一号又は第五号に掲げる額を算出す  
るため、金融庁長官の定める算出方法を用いようとする場合

十 前号に規定する保険持株会社の子会社等の定める算出方法の  
使用を中断し、又は当該算出方法に重大な変更を加えた場合

3 保険持株会社(保険持株会社であつた会社を含む。)は、法第  
二百七十一条の三十二第二項の規定による届出をしようとする  
ときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類  
(次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める書類)を  
添付して金融庁長官に提出しなければならない。

規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければ  
ならないとされるものを除く。)を子会社とした場合

六 その子会社が商号若しくは名称を変更し、合併し、解散し、  
又は業務の全部を廃止することとなった場合(法第二百七十一  
条の三十二第二項第二号及び第四号の場合を除く。)

六の二 その子会社が本店、主たる営業所又は事務所の所在地を  
変更した場合

七 保険持株会社が会社法第四百三十五条第二項(計算書類等の  
作成及び保存)の規定により作成する事業報告及びその附属明  
細書を定時株主総会に提出した場合

八 削除

九 第二百十条の十一の四第一号又は第五号に掲げる額を算出す  
るため、金融庁長官の定める算出方法を用いようとする場合

十 前号に規定する保険持株会社の子会社等の定める算出方法の  
使用を中断し、又は当該算出方法に重大な変更を加えた場合

3 保険持株会社(保険持株会社であつた会社を含む。)は、法第  
二百七十一条の三十二第二項の規定による届出をしようとする  
ときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類  
(前項第七号に掲げる場合にあっては同号に規定する事業報告及  
びその附属明細書)を添付して金融庁長官に提出しなければならない



一 前項第四号の二に掲げる場合 行おうとする業務の内容及び当該業務を遂行する体制について記載した書類

二 前項第七号に掲げる場合 同号に規定する事業報告及び附属明細書

(取締役等の兼職の承認の申請等)

第二百十一条の二十三 少額短期保険業者の常務に従事する取締役(指名委員会等設置会社にあつては、執行役。次項において同じ。)は、法第二百七十二条の十第一項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付し、当該少額短期保険業者を経由して金融庁長官等に提出しなければならぬ。

一 理由書

二 履歴書

三 少額短期保険業者及び当該他の会社における常務の処理方法を記載した書面

四 少額短期保険業者と当該他の会社との取引その他の関係を記載した書面

五 当該他の会社の定款、最終の貸借対照表、損益計算書、事業報告書、株主資本等変動計算書(相互会社にあつては、剰余金の処分又は損失の処理に関する書面及び基金等変動計算書)(これらに類する書類を含む。)その他最近における業務、財産

ない。

「号を加える。」

「号を加える。」

(取締役等の兼職の承認の申請等)

第二百十一条の二十三 少額短期保険業者の常務に従事する取締役(指名委員会等設置会社にあつては、執行役。次項において同じ。)は、法第二百七十二条の十第一項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付し、当該少額短期保険業者を経由して金融庁長官等に提出しなければならぬ。

一 理由書

二 履歴書

三 少額短期保険業者及び当該他の会社における常務の処理方法を記載した書面

四 少額短期保険業者と当該他の会社との取引その他の関係を記載した書面

五 当該他の会社の定款(これに準ずるものを含む。)、最終の貸借対照表、損益計算書、事業報告書、株主資本等変動計算書(相互会社にあつては、剰余金の処分又は損失の処理に関する書面及び基金等変動計算書)その他最近における業務、財産及

及び損益の状況に関する事項を記載した書面

六 その他参考となるべき事項を記載した書類

2 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該承認の申請に係る取締役が少額短期保険業者の常務に従事することに對し、当該承認の申請に係る兼職を行うことが何らの支障を及ぼすおそれのないものであるかどうかを審査するものとする。

3 第一項の規定による少額短期保険業者に対する承認申請書又は当該承認申請書に添付すべき書類（以下この項において「承認申請書等」という。）の提出については、当該承認申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法をもって行うことができる。

（業務運営に関する措置）

第二百十一条の三十 少額短期保険業者は、法第二百七十二條の十三第二項において準用する法第百條の二第一項の規定により、その業務に關し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 保険契約者に対して、第二百二十七條の二第三項第十三号から第十五号までに定める書面を交付又は当該書面に記載すべき事項の第二百二十七條の二第四項に規定する電磁的方法による提供をした上で、当該保険契約者から当該書面を受領した旨の署名若しくは押印を得るための措置又はこれに準ずる措置

二 電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器を利

び損益の状況に関する事項を記載した書面

六 その他参考となるべき事項を記載した書類

2 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該承認の申請に係る取締役が少額短期保険業者の常務に従事することに對し、当該承認の申請に係る兼職を行うことが何らの支障を及ぼすおそれのないものであるかどうかを審査するものとする。

「項を加える。」

（業務運営に関する措置）

第二百十一条の三十 少額短期保険業者は、法第二百七十二條の十三第二項において準用する法第百條の二の規定により、その業務に關し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 保険契約者に対して、第二百二十七條の二第三項第十三号から第十五号までに定める書面を交付した上で、当該保険契約者から当該書面を受領した旨の署名若しくは押印を得るための措置又はこれに準ずる措置

二 電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器を利

用して、保険契約の申込みその他の保険契約の締結の手續を行うものについては、保険契約の申込みをした者の本人確認、被保険者（当該保険契約の締結時において被保険者が特定できない場合を除く。）の身体の状況の確認、契約内容の説明、情報管理その他当該手續の遂行に必要な事項について、保険契約者等の保護及び業務の的確な運営を確保するための措置

三 少額短期保険募集人の公正な保険募集を行う能力の向上を図るための措置

四 保険契約の締結、保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為に際して、少額短期保険業者及び少額短期保険募集人が、保険契約者及び被保険者に対し、保険契約の内容その他保険契約者等に参加すべき情報につき、保険契約の内容のうち重要な事項を記載した書面の交付その他適切な方法により、説明を行うことを確保するための措置

五 第二百二十七条の二第二項各号の規定による加入させるための行為が行われる団体保険に係る保険契約に関し、当該団体保険に係る保険契約者から当該団体保険に係る保険契約に加入する者に対して必要な情報が適切に提供されること及び当該保険契約者による当該保険契約に加入する者の意向の適切な確認を確保するための措置

法第二百七十二条の十三第三項第一号の規定により当該業務の

用して、保険契約の申込みその他の保険契約の締結の手續を行うものについては、保険契約の申込みをした者の本人確認、被保険者（当該保険契約の締結時において被保険者が特定できない場合を除く。）の身体の状況の確認、契約内容の説明、情報管理その他当該手續の遂行に必要な事項について、保険契約者等の保護及び業務の的確な運営を確保するための措置

三 少額短期保険募集人の公正な保険募集を行う能力の向上を図るための措置

四 保険契約の締結、保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為に際して、少額短期保険業者及び少額短期保険募集人が、保険契約者及び被保険者に対し、保険契約の内容その他保険契約者等に参加すべき情報につき、保険契約の内容のうち重要な事項を記載した書面の交付その他適切な方法により、説明を行うことを確保するための措置

五 第二百二十七条の二第二項各号の規定による加入させるための行為が行われる団体保険に係る保険契約に関し、当該団体保険に係る保険契約者から当該団体保険に係る保険契約に加入する者に対して必要な情報が適切に提供されること及び当該保険契約者による当該保険契約に加入する者の意向の適切な確認を確保するための措置

「項を加える。」

---

的確な遂行を確保するための措置を講ずる少額短期保険持株会社は、次に掲げる内容の当該少額短期保険持株会社における経営管理に係る方針の策定及びその実施を確保するための措置を講じなければならぬ。

一 当該少額短期保険持株会社グループ（法第二百七十二条の十三第三項第一号に規定する少額短期保険持株会社グループをいう。以下同じ。）に属する会社であつて当該業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に当該業務を委託すること。

二 当該業務の委託を受けた者（以下この項において「受託者」という。）における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認することにより、受託者が当該業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させることその他の受託者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

三 受託者が行う当該業務に係る顧客からの苦情を適切かつ迅速に処理すること。

四 受託者が当該業務を適切に行うことができなない事態が生じた場合には、当該業務を委託した少額短期保険持株会社グループに属する二以上の会社に対し、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託することその他の当該業務に係る顧客の保護に支障が生じることを防止するための措置を求めること。

五 当該業務を委託した少額短期保険持株会社グループに属する二以上の会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、当該業

---

務に係る顧客の保護を図るため必要がある場合には、当該会社に対し、当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を求めること。

(業務運営に関する措置に関する規定の準用等)

第二百十一条の三十三 第五十三条の三から第五十三条の三の三まで、第五十三条の四(第二項を除く。)、第五十三条の六、第五十三条の七、第五十三条の八、第五十三条の十、第五十三条の十一、第五十三条の十二の二、第五十四条(第一項第一号を除く。)及び第五十四条の二から第五十四条の三の二までの規定は、少額短期保険業者について準用する。この場合において、第五十三条の四中「特定関係者」とあるのは「特定関係者(令第三十八条の十各号(第二号及び第三号を除く。))に掲げる者及び当該少額短期保険業者が他の法人等の関連法人等である場合における当該他の法人等をいう。第二百十一条の三十三において準用する第五十三条の六において同じ。」と、第五十三条の六中「特定関係者(第五十三条の四第二項に規定する特定関係者をいう。)(一)とあるのは「特定関係者」と、「同条第三項」とあるのは「第五十三条の四第三項」と、第五十三条の七第一項中「法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」とあるのは「法第二百七十二条の十一」と、第五十四条第一項中「法第百条の三」とあるのは「法第二百七十二条の十三において準用する法第百条の三」と、同項第三号中「特定関係者」とあるのは「特定関係者(令第三十

(業務運営に関する措置に関する規定の準用等)

第二百十一条の三十三 第五十三条の三から第五十三条の三の三まで、第五十三条の四(第二項を除く。)、第五十三条の六、第五十三条の七、第五十三条の八、第五十三条の十、第五十三条の十一、第五十三条の十二の二、第五十四条(第一号を除く。)、第五十四条の二及び第五十四条の三の規定は少額短期保険業者について準用する。この場合において、第五十三条の四中「特定関係者」とあるのは「特定関係者(令第三十八条の十各号(第二号及び第三号を除く。))に掲げる者及び当該少額短期保険業者が他の法人等の関連法人等である場合における当該他の法人等をいう。第二百十一条の三十三において準用する第五十三条の六において同じ。」と、第五十三条の六中「特定関係者(第五十三条の四第二項に規定する特定関係者をいう。)(一)とあるのは「特定関係者」と、「同条第三項」とあるのは「第五十三条の四第三項」と、第五十三条の七第一項中「法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」とあるのは「法第二百七十二条の十一」と、第五十四条中「法第百条の三」とあるのは「法第二百七十二条の十三において準用する法第百条の三」と、同条第三号中「特定関係者」とあるのは「特定関係者(令第三十八条の十各号に掲げる者をいう。

八条の十各号に掲げる者をいう。以下この条及び第二百十一条の三十三において準用する第五十四条の二において同じ。）」と、同項第四号中「前三号」とあるのは「前二号」と、同条第二項中「保険持株会社」とあるのは「少額短期保険持株会社」と、第五十四条の二中「法第百条の三」とあるのは「法第二百七十二條の十三第二項において準用する法第百条の三」と、第五十四条の三中「法第百条の三」とあるのは「法第二百七十二條の十三において準用する法第百条の三」と、「金融庁長官」とあるのは「金融庁長官等」と、同条第二項中「第五十四条」とあるのは「第二百十一条の三十三において準用する第五十四条第一項」と、第五十四条の三の二中「金融庁長官」とあるのは「金融庁長官等」と、「第五十四条第二項」とあるのは「第二百十一条の三十三において準用する第五十四条第二項」と、同条第一項中「法第百条の三」とあるのは「法第二百七十二條の十三第二項において準用する法第百条の三」と読み替えるものとする。

(少額短期保険業者による少額短期保険業者グループの経営管理の内容等)

第二百十一条の三十五の二 法第二百七十二條の十四の二第二項第一号に規定する方針として内閣府令で定めるものは、次に掲げる方針とする。

- 一 少額短期保険業者グループ（法第二百七十二條の二第一項に規定する少額短期保険業者グループをいう。以下この条におい

以下この条及び第二百十一条の三十三において準用する第五十四条の二において同じ。）」と、同条第四号中「前三号」とあるのは「前二号」と、第五十四条の二中「法第百条の三」とあるのは「法第二百七十二條の十三第二項において準用する法第百条の三」と、第五十四条の三中「法第百条の三」とあるのは「法第二百七十二條の十三において準用する法第百条の三」と、「金融庁長官」とあるのは「金融庁長官等」と、同条第二項中「第五十四条」とあるのは「第二百十一条の三十三において準用する第五十四条」と読み替えるものとする。

「条を加える。」

て同じ。)の収支、資本又は基金の分配及び保険金等の支払能力の充実に係る方針その他のリスク管理に係る方針

二 災害その他の事象が発生した場合における少額短期保険業者グループの危機管理に係る体制の整備に係る方針

2 法第二百七十二条の十四の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める体制は、当該少額短期保険業者における当該少額短期保険業者グループに属する会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制とする。

3 法第二百七十二条の十四の二第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、当該少額短期保険業者グループ（再建計画（業務の運営又は財産の状況に関し改善が必要な場合における少額短期保険業者グループの経営の再建のための計画をいう。以下この項において同じ。）の策定が必要なものとして金融庁長官が指定したものに限り。）の再建計画を策定し、その適正な実施を確保することとする。

（少額短期保険持株会社による少額短期保険持株会社グループの  
経営管理の内容等）

第二百十一条の七十七の二 法第二百七十二条の三十八第四項第一号に規定する方針として内閣府令で定めるものは、次に掲げる方針とする。

「条を加える。」

一 少額短期保険持株会社グループの収支、資本又は基金の分配及び保険金等の支払能力の充実に係る方針その他のリスク管理に係る方針

二 災害その他の事象が発生した場合における少額短期保険持株会社グループの危機管理に係る体制の整備に係る方針

2 法第二百七十二条の三十八第四項第三号に規定する内閣府令で定める体制は、当該少額短期保険持株会社における当該少額短期保険持株会社グループに属する会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制とする。

3 法第二百七十二条の三十八第四項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、当該少額短期保険持株会社グループ（再建計画（業務の運営又は財産の状況に関し改善が必要な場合における少額短期保険持株会社グループの経営の再建のための計画をいう。以下この項において同じ。）の策定が必要なものとして金融庁長官が指定したものに限り。）の再建計画を策定し、その適正な実施を確保することとする。

（少額短期保険持株会社が行うことができるグループに属する会社の業務）

第二百十一條の七十七の三 法第二百七十二條の三十八の二第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

「条を加える。」



- 
- 一 当該少額短期保険持株会社グループに属する少額短期保険業者の資産の運用に係る業務（法第二百七十二条の十二各号に掲げる方法に係るものに限る。）
  - 二 当該少額短期保険持株会社グループに属する会社のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発、運用若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守を行う業務
  - 三 当該少額短期保険持株会社グループに属する会社の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務
  - 四 当該少額短期保険持株会社グループに属する会社の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務
  - 五 当該少額短期保険持株会社グループに属する会社の事務に係る文書、証券その他の書類の印刷又は製本を行う業務
  - 六 当該少額短期保険持株会社グループに属する会社の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務（少額短期保険業及びこれに付随する業務並びに第二百十一條の二十四に掲げるものに係るものに限る。）
  - 七 当該少額短期保険持株会社グループに属する会社の事務に係る計算を行う業務
  - 八 当該少額短期保険持株会社グループに属する会社の事務に係る文書、証券その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務
-

- 九 当該少額短期保険持株会社グループに属する会社と当該会社の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務
- 十 当該少額短期持株会社グループに属する会社の役員若しくは職員に対する教育又は研修を行う業務
- 十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務
- 2 法第二百七十一条の三十八の二第二項ただし書に規定する内閣府令で定める軽易な業務は、前項第三号から第十号までに掲げる業務（当該業務に附帯する業務を含み、当該少額短期保険持株会社グループに属する外国の会社に係る業務を除く。）とする。

（グループに属する会社に共通する業務を行うことについての承認の申請等）

第二百七十一条の七十七の四 少額短期保険持株会社は、法第二百七十二條の三十八の二第二項本文の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類を添付して財務局長等に提出しなければならない。

2 財務局長等は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請に係る事項がその子会社である少額短期保険業者の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないかどうかを審査するものとする。

（届出事項）

第二百七十一条の八十六 法第二百七十二條の四十二第一項第八号に

「条を加える。」

（届出事項）

第二百七十一条の八十六 法第二百七十二條の四十二第一項第八号に

規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合

二 氏名若しくは名称を変更し、又は住所、居所、主たる営業所若しくは事務所の設置、位置の変更若しくは廃止をした場合

2 法第二百七十二条の四十二第二項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 定款（外国所在少額短期保険持株会社にあつては定款又はこれに準ずる定め）を変更した場合

二 新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合

三 少額短期保険持株会社を代表する取締役、少額短期保険持株会社の常務に従事する取締役又は監査役（監査等委員会設置会社にあつては少額短期保険持株会社を代表する取締役、少額短期保険持株会社の常務に従事する取締役又は監査等委員（少額短期保険持株会社の常務に従事する取締役を除く。）、指名委員会等設置会社にあつては少額短期保険持株会社の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（少額短期保険持株会社の常務に従事する取締役を除く。）。以下この号及び次号において「役員等」という。）を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の二 役員等の選退任があつた場合（役員等の選退任の前に、役員等を選任しようとする旨又は役員等が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情

規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合

二 氏名若しくは名称を変更し、又は住所、居所、主たる営業所若しくは事務所の設置、位置の変更若しくは廃止をした場合

2 法第二百七十二条の四十二第二項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 定款（外国所在少額短期保険持株会社にあつては定款又はこれに準ずる定め）を変更した場合

二 新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合

三 少額短期保険持株会社を代表する取締役、少額短期保険持株会社の常務に従事する取締役又は監査役（監査等委員会設置会社にあつては少額短期保険持株会社を代表する取締役、少額短期保険持株会社の常務に従事する取締役又は監査等委員（少額短期保険持株会社の常務に従事する取締役を除く。）、指名委員会等設置会社にあつては少額短期保険持株会社の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（少額短期保険持株会社の常務に従事する取締役を除く。）。以下この号及び次号において「役員等」という。）を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の二 役員等の選退任があつた場合（役員等の選退任の前に、役員等を選任しようとする旨又は役員等が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情

がある場合に限る。)

三の三 外国所在少額短期保険持株会社を代表する取締役若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者又は当該外国所在少額短期保険持株会社の常務に従事する取締役若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者(以下この号及び次号において「外国所在少額短期保険持株会社の役員等」という。)を選任しようとする場合又は外国所在少額短期保険持株会社の役員等が退任しようとする場合(次号に該当する場合を除く。)

三の四 外国所在少額短期保険持株会社の役員等の選任があった場合(外国所在少額短期保険持株会社の役員等の選任の前に、外国所在少額短期保険持株会社の役員等を選任しようとする旨又は外国所在少額短期保険持株会社の役員等が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。)

三の五 会計参与を選任しようとする場合又は会計参与が退任しようとする場合(次号に該当する場合を除く。)

三の六 会計参与の選退任があった場合(会計参与の選退任の前に、会計参与を選任しようとする旨又は会計参与が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。)

三の七 会計監査人を選任しようとする場合又は会計監査人が退任しようとする場合(次号に該当する場合を除く。)

三の八 会計監査人の選退任があった場合(会社法第三百三十八

がある場合に限る。)

三の三 外国所在少額短期保険持株会社を代表する取締役若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者又は当該外国所在少額短期保険持株会社の常務に従事する取締役若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者(以下この号及び次号において「外国所在少額短期保険持株会社の役員等」という。)を選任しようとする場合又は外国所在少額短期保険持株会社の役員等が退任しようとする場合(次号に該当する場合を除く。)

三の四 外国所在少額短期保険持株会社の役員等の選任があった場合(外国所在少額短期保険持株会社の役員等の選任の前に、外国所在少額短期保険持株会社の役員等を選任しようとする旨又は外国所在少額短期保険持株会社の役員等が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。)

三の五 会計参与を選任しようとする場合又は会計参与が退任しようとする場合(次号に該当する場合を除く。)

三の六 会計参与の選退任があった場合(会計参与の選退任の前に、会計参与を選任しようとする旨又は会計参与が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。)

三の七 会計監査人を選任しようとする場合又は会計監査人が退任しようとする場合(次号に該当する場合を除く。)

三の八 会計監査人の選退任があった場合(会社法第三百三十八

条第二項（会計監査人の任期）の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

四 事務所の設置、所在地の変更又は廃止をしようとする場合

四の二 少額短期保険持株会社が第二十一条の七十七の三第二項に規定する業務を行おうとする場合

五 第二十一条の八十各号に掲げる事由により他の会社（法第二百七十二條の四十二第二項第三号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならぬとされるものを除く。）を子会社とした場合

六 その子会社が商号若しくは名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の所在地の変更（変更前の位置に復することが明らかなる場合を除く。）、合併、解散又は業務の全部の廃止を行った場合（法第二百七十二條の四十二第二項第二号及び第四号の場合を除く。）

「号を削る。」

七 少額短期保険持株会社が会社法第四百三十五條第二項（計算書類等の作成及び保存）の規定により作成する事業報告及びその附属明細書を定時株主総会に提出した場合

3 少額短期保険持株会社（少額短期保険持株会社であった会社を

条第二項（会計監査人の任期）の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

四 事務所の設置、所在地の変更又は廃止をしようとする場合

「号を加える。」

五 第二十一条の八十各号に掲げる事由により他の会社（法第二百七十二條の四十二第二項第三号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならぬとされるものを除く。）を子会社とした場合

六 その子会社が商号若しくは名称を変更し、合併し、解散し、又は業務の全部を廃止することとなった場合（法第二百七十二條の四十二第二項第二号及び第四号の場合を除く。）

六の二 その子会社が本店、主たる営業所又は事務所の所在地を変更した場合

七 少額短期保険持株会社が会社法第四百三十五條第二項（計算書類等の作成及び保存）の規定により作成する事業報告及びその附属明細書を定時株主総会に提出した場合

3 少額短期保険持株会社（少額短期保険持株会社であった会社を

含む。)は、法第二百七十三條の四十二第二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類(次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める書類)を添付して財務局長等に提出しなければならない。

一 前項第四号の二に掲げる場合 行おうとする業務の内容及び当該業務を遂行する体制について記載した書類

二 前項第七号に掲げる場合 同号に規定する事業報告及び附属明細書

(保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為)

第二百三十四條 法第三百條第一項第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 何らの名義によつてするかを問わず、法第三百條第一項第五号に規定する行為の同項の規定による禁止を免れる行為
- 二 法人である生命保険募集人、少額短期保険募集人又は保険仲立人が、その役員又は使用人その他当該生命保険募集人、少額短期保険募集人又は保険仲立人と密接な関係を有する者として金融庁長官が定める者に対して、金融庁長官が定める保険以外の保険について、生命保険会社、外国生命保険会社等、法第二百十九條第四項の免許を受けた免許特定法人の引受社員又は少額短期保険業者を保険者とする保険契約の申込みをさせる行為その他の保険契約者又は被保険者に対して、威迫し、又は業務

含む。)は、法第二百七十二條の四十二第二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類(前項第七号に掲げる場合にあっては同号に規定する事業報告及びその附属明細書)を添付して財務局長等に提出しなければならない。

「号を加える。」

「号を加える。」

(保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為)

第二百三十四條 法第三百條第一項第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 何らの名義によつてするかを問わず、法第三百條第一項第五号に規定する行為の同項の規定による禁止を免れる行為
- 二 法人である生命保険募集人、少額短期保険募集人又は保険仲立人が、その役員又は使用人その他当該生命保険募集人、少額短期保険募集人又は保険仲立人と密接な関係を有する者として金融庁長官が定める者に対して、金融庁長官が定める保険以外の保険について、生命保険会社、外国生命保険会社等、法第二百十九條第四項の免許を受けた免許特定法人の引受社員又は少額短期保険業者を保険者とする保険契約の申込みをさせる行為その他の保険契約者又は被保険者に対して、威迫し、又は業務

上の地位等を不当に利用して保険契約の申込みをさせ、又は既に成立している保険契約を消滅させる行為

三 保険会社等又は外国保険会社等との間で保険契約を締結することを条件として当該保険会社等又は外国保険会社等の特定関係者（法第百条の三（法第二百七十二条の十三第二項において準用する場合を含む。）に規定する特定関係者及び法第九十四条に規定する特殊関係者をいう。）が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対して信用を供与し、又は信用の供与を約していることを知りながら、当該保険契約者に対して当該保険契約の申込みをさせる行為

四 保険契約者若しくは被保険者又は不特定の者に対して、保険契約等に関する事項であつてその判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、誤解させるおそれのあることを告げ、又は表示する行為

五 保険契約者に対して、保険契約に係る保険の種類又は保険会社等又は外国保険会社等の商号若しくは名称を他のものと誤解させるおそれのあることを告げる行為

六 保険料を一時に払い込むことを内容とする保険契約の締結の代理又は媒介を行う際に、その顧客が行う当該保険契約の申込みが法第三百九条第一項に規定する保険契約の申込みの撤回等を行うことができない場合（同項第一号から第五号まで及び令第四十五条第七号に掲げる場合並びに当該保険契約の引受けを行う保険会社等又は外国保険会社等が当該申込みの撤回等に応

上の地位等を不当に利用して保険契約の申込みをさせ、又は既に成立している保険契約を消滅させる行為

三 保険会社等又は外国保険会社等との間で保険契約を締結することを条件として当該保険会社等又は外国保険会社等の特定関係者（法第百条の三（法第二百七十二条の十三第二項において準用する場合を含む。）に規定する特定関係者及び法第九十四条に規定する特殊関係者をいう。）が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対して信用を供与し、又は信用の供与を約していることを知りながら、当該保険契約者に対して当該保険契約の申込みをさせる行為

四 保険契約者若しくは被保険者又は不特定の者に対して、保険契約等に関する事項であつてその判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、誤解させるおそれのあることを告げ、又は表示する行為

五 保険契約者に対して、保険契約に係る保険の種類又は保険会社等又は外国保険会社等の商号若しくは名称を他のものと誤解させるおそれのあることを告げる行為

六 保険料を一時に払い込むことを内容とする保険契約の締結の代理又は媒介を行う際に、その顧客が行う当該保険契約の申込みが法第三百九条第一項に規定する保険契約の申込みの撤回等を行うことができない場合（同項第一号から第五号まで及び令第四十五条第七号に掲げる場合並びに当該保険契約の引受けを行う保険会社等又は外国保険会社等が当該申込みの撤回等に応

じることとしている場合を除く。)に該当する場合において、当該顧客に対しその旨の説明を書面の交付により行わず、又は当該顧客から当該書面を受領した旨の確認を署名若しくは押印を得ること又はこれに準ずる措置により行わずに当該保険契約の申込みをさせる行為

七 特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が、当該銀行等が行う信用供与の条件として保険募集をする行為その他の当該銀行等の取引上の優越的な地位を不当に利用して保険募集をする行為

八 特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が、あらかじめ、顧客に対し、当該保険契約の締結の代理又は媒介に係る取引が当該銀行等の当該顧客に関する業務に影響を与えない旨の説明を書面の交付により行わずに保険募集をする行為

九 特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が、あらかじめ、顧客に対し、銀行等保険募集制限先等(銀行等生命保険募集制限先、銀行等損害保険募集制限先、銀行等少額短期保険募集制限先又は銀行等保険募集制限先をいう。第十四号において同じ。)に該当するかどうかを確認する業務に関する説明を書面の交付により行わずに第二百

じることとしている場合を除く。)に該当する場合において、当該顧客に対しその旨の説明を書面の交付により行わず、又は当該顧客から当該書面を受領した旨の確認を署名若しくは押印を得ること(当該書面に記載すべき事項を第四項に規定する電磁的方法により提供する場合にあつては当該顧客から当該書面に記載すべき事項を受領した旨の署名若しくは押印を得ること又はこれに準ずる措置)により行わずに当該保険契約の申込みをさせる行為

七 特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が、当該銀行等が行う信用供与の条件として保険募集をする行為その他の当該銀行等の取引上の優越的な地位を不当に利用して保険募集をする行為

八 特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が、あらかじめ、顧客に対し、当該保険契約の締結の代理又は媒介に係る取引が当該銀行等の当該顧客に関する業務に影響を与えない旨の説明を書面の交付により行わずに保険募集をする行為

九 特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が、あらかじめ、顧客に対し、銀行等保険募集制限先等(銀行等生命保険募集制限先、銀行等損害保険募集制限先、銀行等少額短期保険募集制限先又は銀行等保険募集制限先をいう。第十四号において同じ。)に該当するかどうかを確認する業務に関する説明を書面の交付により行わずに第二百



十二条第一項第六号、第二百十二条の二第一項第六号若しくは第八号又は第二百十二条の四第一項第五号若しくは第六号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う行為

十 特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が、顧客が当該銀行等に対し資金の貸付け（当該顧客又はその密接関係者（当該顧客が法人である場合の当該法人の代表者又は当該顧客が法人の代表者である場合の当該法人をいう。以下この号及び第十五号において同じ。）の事業に必要な資金の貸付けに限る。第十五号において同じ。）の申込みを行っていることを知りながら、当該顧客又はその密接関係者（当該銀行等が協同組織金融機関である場合にあつては、当該協同組織金融機関の会員又は組合員である顧客又はその密接関係者を除く。）に対し、第二百十二条第一項第六号、第二百十二条の二第一項第六号若しくは第八号又は第二百十二条の四第一項第五号若しくは第六号に掲げる保険契約（金銭消費貸借契約、賃貸借契約その他の契約（事業に必要な資金に係るものを除く。）に係る債務の履行を担保するための保険契約及び既に締結されている保険契約（その締結の代理又は媒介を当該銀行等の役員又は使用人が手数料その他の報酬を得て行ったものに限る。）の更新又は更改に係る保険契約を除く。）の締結の代理又は媒介を行う行為

十一 生命保険募集人、少額短期保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が、第二百十二条第

十二条第一項第六号、第二百十二条の二第一項第六号若しくは第八号又は第二百十二条の四第一項第五号若しくは第六号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う行為

十 特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が、顧客が当該銀行等に対し資金の貸付け（当該顧客又はその密接関係者（当該顧客が法人である場合の当該法人の代表者又は当該顧客が法人の代表者である場合の当該法人をいう。以下この号及び第十五号において同じ。）の事業に必要な資金の貸付けに限る。第十五号において同じ。）の申込みを行っていることを知りながら、当該顧客又はその密接関係者（当該銀行等が協同組織金融機関である場合にあつては、当該協同組織金融機関の会員又は組合員である顧客又はその密接関係者を除く。）に対し、第二百十二条第一項第六号、第二百十二条の二第一項第六号若しくは第八号又は第二百十二条の四第一項第五号若しくは第六号に掲げる保険契約（金銭消費貸借契約、賃貸借契約その他の契約（事業に必要な資金に係るものを除く。）に係る債務の履行を担保するための保険契約及び既に締結されている保険契約（その締結の代理又は媒介を当該銀行等の役員又は使用人が手数料その他の報酬を得て行ったものに限る。）の更新又は更改に係る保険契約を除く。）の締結の代理又は媒介を行う行為

十一 生命保険募集人、少額短期保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が、第二百十二条第

一項第一号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う際に、保険契約者に対し、当該保険契約者が当該保険契約に係る保険金が充てられるべき債務の返済に困窮した場合の当該銀行等における相談窓口及びその他の相談窓口の説明を書面の交付により行わずに当該保険契約の申込みをさせる行為

十二 銀行等の特定関係者に該当する保険会社等若しくは外国保険会社等又はこれらの者の役員若しくは使用人が、保険契約者又は被保険者に対し、当該銀行等の取引上の優越的地位を不当に利用して、保険契約の申込みをさせ、又は既に成立している保険契約を消滅させる行為

十三 特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等の特定関係者又はその役員若しくは使用人が、自己との間で保険契約の締結の代理又は媒介を行うことを条件として当該銀行等が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対して信用を供与し、又は信用の供与を約していることその他の取引上の優越的地位を不当に利用していることを知りながら保険募集をする行為

十四 特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等の特定関係者又はその役員若しくは使用人が、その保険契約者又は被保険者が当該銀行等に係る銀行等保険募集制限先等に該当することを知りながら、保険契約（第二百十二条第一号から第五号まで及び第二百十二条の二第一項第一号から第四号の二までに掲げる保険契約（当該保険契約に保険特約が付される場合にあ

一項第一号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う際に、保険契約者に対し、当該保険契約者が当該保険契約に係る保険金が充てられるべき債務の返済に困窮した場合の当該銀行等における相談窓口及びその他の相談窓口の説明を書面の交付により行わずに当該保険契約の申込みをさせる行為

十二 銀行等の特定関係者に該当する保険会社等若しくは外国保険会社等又はこれらの者の役員若しくは使用人が、保険契約者又は被保険者に対し、当該銀行等の取引上の優越的地位を不当に利用して、保険契約の申込みをさせ、又は既に成立している保険契約を消滅させる行為

十三 特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等の特定関係者又はその役員若しくは使用人が、自己との間で保険契約の締結の代理又は媒介を行うことを条件として当該銀行等が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対して信用を供与し、又は信用の供与を約していることその他の取引上の優越的地位を不当に利用していることを知りながら保険募集をする行為

十四 特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等の特定関係者又はその役員若しくは使用人が、その保険契約者又は被保険者が当該銀行等に係る銀行等保険募集制限先等に該当することを知りながら、保険契約（第二百十二条第一号から第五号まで及び第二百十二条の二第一項第一号から第四号の二までに掲げる保険契約（当該保険契約に保険特約が付される場合にあ

つては、当該保険特約が当該保険契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金額が当該保険契約に係る保険料及び保険金額と比して妥当なものに限る。次号において同じ。)を除く。)の締結の代理又は媒介を行う行為

十五 特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等の特定関係者又はその役員若しくは使用人が、顧客が当該銀行等に対し資金の貸付けの申込みをしていることを知りながら、当該顧客又はその密接関係者(当該銀行等が協同組織金融機関である場合にあつては、当該協同組織金融機関の会員又は組合員である者を除く。)に対し、保険契約(第二百二十二条第一項第一号から第五号まで及び第二百二十二条の二第一項第一号から第五号の四まで並びに第二百二十二条の四第一項第一号から第四号の二までに掲げる保険契約を除く。)の締結の代理又は媒介を行う行為

#### 十六及び十七 削除

十八 保険会社(外国保険会社等を含み、特定保険募集人である保険会社を除く。以下この条において同じ。)、特定保険募集人又は保険仲立人である銀行代理業者等(金融サービス仲介業者(預金等媒介業務を行う者に限る。)を含む。以下この条において同じ。)が、次に掲げる措置を怠ること。

イ その銀行代理業務(再編強化法代理業務(預金、貯金若しくは定期積金の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を内容とする契約の締結の代理に限る。))に係る

つては、当該保険特約が当該保険契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金額が当該保険契約に係る保険料及び保険金額と比して妥当なものに限る。次号において同じ。)を除く。)の締結の代理又は媒介を行う行為

十五 特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等の特定関係者又はその役員若しくは使用人が、顧客が当該銀行等に対し資金の貸付けの申込みをしていることを知りながら、当該顧客又はその密接関係者(当該銀行等が協同組織金融機関である場合にあつては、当該協同組織金融機関の会員又は組合員である者を除く。)に対し、保険契約(第二百二十二条第一項第一号から第五号まで及び第二百二十二条の二第一項第一号から第五号の四まで並びに第二百二十二条の四第一項第一号から第四号の二までに掲げる保険契約を除く。)の締結の代理又は媒介を行う行為

#### 十六及び十七 削除

十八 保険会社(外国保険会社等を含み、特定保険募集人である保険会社を除く。以下この条において同じ。)、特定保険募集人又は保険仲立人である銀行代理業者等(金融サービス仲介業者(預金等媒介業務を行う者に限る。)を含む。以下この条において同じ。)が、次に掲げる措置を怠ること。

イ その銀行代理業務(再編強化法代理業務(預金、貯金若しくは定期積金の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を内容とする契約の締結の代理に限る。))に係る

事業を含む。ロにおいて同じ。）において取り扱う顧客に関する非公開金融情報を、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく保険募集に係る業務に利用しないことを確保するための措置

ロ その保険募集に係る業務において取り扱う顧客に関する非公開保険情報を、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく銀行代理業等及び銀行代理業等に付随する業務に利用しないことを確保するための措置

十九 保険会社、特定保険募集人又は保険仲立人である銀行代理業者等が、保険募集に係る法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分、当該銀行代理業者等の内部規則その他これらに準ずるものをいう。以下この号において同じ。）の遵守を確保する業務に係る責任者を保険募集に係る業務を行う営業所又は事務所（他の法令等の遵守を確保する業務が複数の営業所又は事務所を一つの単位（保険募集に係る業務を行う営業所又は事務所を含むものに限る。）として行われている場合にあつては当該単位）ごとに、当該責任者を指揮し保険募集に係る法令等の遵守を確保する業務を統括管理する統括責任者を本店又は主たる事務所に、それぞれ配置するために必要かつ適切な措置を怠ること。

2 前項（第七号に係る部分に限る。）の規定は、保険会社である銀行代理業者等の役員（代表権を有する役員及び監査役を除く。以下この項において同じ。）若しくは使用人若しくはこれらの使

事業を含む。ロにおいて同じ。）において取り扱う顧客に関する非公開金融情報を、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく保険募集に係る業務に利用しないことを確保するための措置

ロ その保険募集に係る業務において取り扱う顧客に関する非公開保険情報を、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく銀行代理業等及び銀行代理業等に付随する業務に利用しないことを確保するための措置

十九 保険会社、特定保険募集人又は保険仲立人である銀行代理業者等が、保険募集に係る法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分、当該銀行代理業者等の内部規則その他これらに準ずるものをいう。以下この号において同じ。）の遵守を確保する業務に係る責任者を保険募集に係る業務を行う営業所又は事務所（他の法令等の遵守を確保する業務が複数の営業所又は事務所を一つの単位（保険募集に係る業務を行う営業所又は事務所を含むものに限る。）として行われている場合にあつては当該単位）ごとに、当該責任者を指揮し保険募集に係る法令等の遵守を確保する業務を統括管理する統括責任者を本店又は主たる事務所に、それぞれ配置するために必要かつ適切な措置を怠ること。

2 前項（第七号に係る部分に限る。）の規定は、保険会社である銀行代理業者等の役員（代表権を有する役員及び監査役を除く。以下この項において同じ。）若しくは使用人若しくはこれらの使

用人又は特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行代理業者等若しくはその役員若しくは使用人について、同項（第十一号に係る部分に限る。）の規定は、生命保険会社（外国生命保険会社等を含み、生命保険募集人又は少額短期保険募集人である生命保険会社を除く。）である銀行代理業者等の役員若しくは使用人若しくはこれらの使用人又は生命保険募集人、少額短期保険募集人若しくは保険仲立人である銀行代理業者等若しくはその役員若しくは使用人若しくは使用人について、それぞれ準用する。この場合において、同項第七号中「特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人」とあるのは「保険会社である銀行代理業者等（金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。第十一号において同じ。）を含む。以下この号及び第十一号において同じ。）の役員（代表権を有する役員及び監査役を除く。以下この号及び第十一号において同じ。）若しくは使用人若しくはこれらの使用人又は特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行代理業者等若しくはその役員若しくは使用人」と、「当該銀行等」とあるのは「当該銀行代理業者等」と、「信用供与」とあるのは「資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介」と、同項第十一号中「生命保険募集人、少額短期保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人」とあるのは「生命保険会社（外国生命保険会社等を含み、生命保険募集人又は少額短期保険募集人である生命保険会社を除く。）である銀行代理業者等の役員若しくは使用人若しく

用人又は特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行代理業者等若しくはその役員若しくは使用人について、同項（第十一号に係る部分に限る。）の規定は、生命保険会社（外国生命保険会社等を含み、生命保険募集人又は少額短期保険募集人である生命保険会社を除く。）である銀行代理業者等の役員若しくは使用人若しくはこれらの使用人又は生命保険募集人、少額短期保険募集人若しくは保険仲立人である銀行代理業者等若しくはその役員若しくは使用人若しくは使用人について、それぞれ準用する。この場合において、同項第七号中「特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人」とあるのは「保険会社である銀行代理業者等（金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。第十一号において同じ。）を含む。以下この号及び第十一号において同じ。）の役員（代表権を有する役員及び監査役を除く。以下この号及び第十一号において同じ。）若しくは使用人若しくはこれらの使用人又は特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行代理業者等若しくはその役員若しくは使用人」と、「当該銀行等」とあるのは「当該銀行代理業者等」と、「信用供与」とあるのは「資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介」と、同項第十一号中「生命保険募集人、少額短期保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人」とあるのは「生命保険会社（外国生命保険会社等を含み、生命保険募集人又は少額短期保険募集人である生命保険会社を除く。）である銀行代理業者等の役員若しくは使用人若しく

はこれらの使用人又は生命保険募集人、少額短期保険募集人若しくは保険仲立人である銀行代理業者等若しくはその役員若しくは使用人と、「当該銀行等」とあるのは「当該銀行代理業者等及びその所属銀行等（銀行法第二条第十六項に規定する所属銀行、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する所属長期信用銀行、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する所属信用金庫、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する所属労働金庫、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する所属組合、水産業協同組合法第百六条第三項に規定する所属組合、農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（以下この項において「再編強化法」という。）第四十二条第三項の認可を受けたものを除く。）、同項の認可を受けた農林中央金庫又は再編強化法第二条第二項に規定する信用農水産業協同組合及び金融サービス仲介業者が行う預金等媒介業務により当該保険契約者が締結する資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の相手方をいう。）」と読み替えるものとする。

3 第一項（第十三号に係る部分に限る。）の規定は、保険会社、特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行代理業者等の特定関係者（銀行法施行令第四条の二第一項第十一号から第十三号まで（第十一号にあつては、同号に規定する銀行代理業者を除き、

はこれらの使用人又は生命保険募集人、少額短期保険募集人若しくは保険仲立人である銀行代理業者等若しくはその役員若しくは使用人と、「当該銀行等」とあるのは「当該銀行代理業者等及びその所属銀行等（銀行法第二条第十六項に規定する所属銀行、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する所属長期信用銀行、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する所属信用金庫、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する所属労働金庫、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する所属組合、水産業協同組合法第百六条第三項に規定する所属組合、農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（以下この項において「再編強化法」という。）第四十二条第三項の認可を受けたものを除く。）、同項の認可を受けた農林中央金庫又は再編強化法第二条第二項に規定する信用農水産業協同組合及び金融サービス仲介業者が行う預金等媒介業務により当該保険契約者が締結する資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の相手方をいう。）」と読み替えるものとする。

3 第一項（第十三号に係る部分に限る。）の規定は、保険会社、特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行代理業者等の特定関係者（銀行法施行令第四条の二第一項第十一号から第十三号まで（第十一号にあつては、同号に規定する銀行代理業者を除き、

これらの規定を長期信用銀行法施行令第六条第一項において準用する場合を含む。）、株式会社商工組合中央金庫法施行令第七条第一項第三号（同号に規定する代理組合等を除く。）及び第四号、信用金庫法施行令第十一条の二第一項第二号から第四号まで（第二号にあつては、同号に規定する信用金庫代理業者を除く。）、労働金庫法施行令第五条の二第一項第二号から第四号まで（第二号にあつては、同号に規定する労働金庫代理業者を除く。）、協同組合による金融事業に関する法律施行令第三条の二第一項第二号から第四号まで（第二号にあつては、同号に規定する信用協同組合代理業者を除く。）、水産業協同組合法施行令第九条第一項第二号から第五号まで（第二号にあつては同号に規定する特定信用事業代理業者を、第五号にあつては同号に規定する漁業協同組合及び水産加工業協同組合を除く。）、農林中央金庫法施行令第八条第一項第二号から第五号まで（第二号にあつては同号に規定する農林中央金庫代理業者を、第五号にあつては同号に規定する農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合を除く。）、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十条第一項第二号から第五号まで（第二号にあつては同号に規定する特定信用事業代理業者を、第五号にあつては同号に規定する農業協同組合を除く。）並びに金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（令和三年内閣府令第三十五号）第五十一条第一項各号に規定する者をいう。）又はその役員若しくは使用人について準用する。この場合において、第一項第十三号中「特定保険募

これらの規定を長期信用銀行法施行令第六条第一項において準用する場合を含む。）、株式会社商工組合中央金庫法施行令第七条第一項第三号（同号に規定する代理組合等を除く。）及び第四号、信用金庫法施行令第十一条の二第一項第二号から第四号まで（第二号にあつては、同号に規定する信用金庫代理業者を除く。）、労働金庫法施行令第五条の二第一項第二号から第四号まで（第二号にあつては、同号に規定する労働金庫代理業者を除く。）、協同組合による金融事業に関する法律施行令第三条の二第一項第二号から第四号まで（第二号にあつては、同号に規定する信用協同組合代理業者を除く。）、水産業協同組合法施行令第九条第一項第二号から第五号まで（第二号にあつては同号に規定する特定信用事業代理業者を、第五号にあつては同号に規定する漁業協同組合及び水産加工業協同組合を除く。）、農林中央金庫法施行令第八条第一項第二号から第五号まで（第二号にあつては同号に規定する農林中央金庫代理業者を、第五号にあつては同号に規定する農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合を除く。）、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十条第一項第二号から第五号まで（第二号にあつては同号に規定する特定信用事業代理業者を、第五号にあつては同号に規定する農業協同組合を除く。）並びに金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（令和三年内閣府令第三十五号）第五十一条第一項各号に規定する者をいう。）又はその役員若しくは使用人について準用する。この場合において、第一項第十三号中「特定保険募

集人若しくは保険仲立人である銀行等の特定関係者又はその役員若しくは使用人」とあるのは「保険会社、特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行代理業者等（金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。）を含む。）の第三項に規定する特定関係者又はその役員若しくは使用人」と、「当該銀行等が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対して信用を供与し、又は信用の供与を約していること」とあるのは、「当該銀行代理業者等が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対してその所属銀行等（次項において読み替えて準用する第十一号に規定する所属銀行等をいう。）が行う資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結を代理若しくは媒介し、又は当該代理若しくは媒介を約していること」と読み替えるものとする。

4 保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人（第一項第八号及び第九号の規定にあつては特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人に限り、同項第十一号の規定にあつては生命保険募集人、少額短期保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人に限る。以下この条において同じ。）は、第一項第六号、第八号、第九号及び第十一号の規定による書面の交付に代えて、次項で定めるところにより、当該顧客（第一項第十一号の規定にあつては保険契約者に限る。以下この条において同じ。）の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方

集人若しくは保険仲立人である銀行等の特定関係者又はその役員若しくは使用人」とあるのは「保険会社、特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行代理業者等（金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。）を含む。）の第三項に規定する特定関係者又はその役員若しくは使用人」と、「当該銀行等が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対して信用を供与し、又は信用の供与を約していること」とあるのは、「当該銀行代理業者等が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対してその所属銀行等（次項において読み替えて準用する第十一号に規定する所属銀行等をいう。）が行う資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結を代理若しくは媒介し、又は当該代理若しくは媒介を約していること」と読み替えるものとする。

4 保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人（第一項第八号及び第九号の規定にあつては特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人に限り、同項第十一号の規定にあつては生命保険募集人、少額短期保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人に限る。以下この条において同じ。）は、第一項第六号、第八号、第九号及び第十一号の規定による書面の交付に代えて、次項で定めるところにより、当該顧客（第一項第十一号の規定にあつては保険契約者に限る。以下この条において同じ。）の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方



法により提供することができる。この場合において、当該保険会社等若しくは当該外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、当該保険募集人又は当該保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、当該書面の交付をしたものとみなす。

5 保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、前項の規定により同項に規定する事項を電磁的方法により提供しようとするときは、あらかじめ、当該顧客に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第七項において読み替えて準用する第二百二十七条の四第一項各号に規定する方法のうち保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、当該顧客から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該顧客に対し、書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該顧客

法により提供することができる。この場合において、当該保険会社等若しくは当該外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、当該保険募集人又は当該保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、当該書面の交付をしたものとみなす。

5 保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、前項の規定により同項に規定する事項を電磁的方法により提供しようとするときは、あらかじめ、当該顧客に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第七項において読み替えて準用する第二百二十七条の四第一項各号に規定する方法のうち保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、当該顧客から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該顧客に対し、書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該顧客

が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

7 第二百二十七条の四第一項、第二項及び第四項の規定は、第四項に規定する電磁的方法について準用する。この場合において、同条第一項第一号中「保険仲立人（法第二百九十四条第五項）とあるのは「保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）」、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人（第二百三十四条第四項）と、「保険仲立人との」とあるのは「保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）」、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人との」と、「当該保険仲立人」とあるのは「当該保険会社等若しくは当該外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）」、当該保険募集人又は当該保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人」と、「方法（法第二百九十四条第五項）とあるのは「方法（第二百三十四条第四項）」と、「保険仲立人の使用」とあるのは「保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）」、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人の使用」と、同条第二項第三号中「保険契約が消滅した日」とあるのは「設定日（第二百三十四条第一項第六号、第八号又は第九号の保険契約にあつては当該保険契約を締結した日をいい、同項第十一号の保険契約にあつては当該保険契約に係る保険期間が終了した日をいう。）」と、「令第四十四条の二第一項」とあるのは「第二百三十四条第五項」と、同条第四項中「保

が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

7 第二百二十七条の四第一項、第二項及び第四項の規定は、第四項に規定する電磁的方法について準用する。この場合において、同条第一項第一号中「保険仲立人（法第二百九十四条第五項）とあるのは「保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）」、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人（第二百三十四条第四項）と、「保険仲立人との」とあるのは「保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）」、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人との」と、「当該保険仲立人」とあるのは「当該保険会社等若しくは当該外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）」、当該保険募集人又は当該保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人」と、「方法（法第二百九十四条第五項）とあるのは「方法（第二百三十四条第四項）」と、「保険仲立人の使用」とあるのは「保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）」、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人の使用」と、同条第二項第三号中「保険契約が消滅した日」とあるのは「設定日（第二百三十四条第一項第六号、第八号又は第九号の保険契約にあつては当該保険契約を締結した日をいい、同項第十一号の保険契約にあつては当該保険契約に係る保険期間が終了した日をいう。）」と、「令第四十四条の二第一項」とあるのは「第二百三十四条第五項」と、同条第四項中「保

「保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）」、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人」と読み替えるものとする。

8 第四項から前項までの規定は、第二項（同項において準用する第一項第十一号に係る部分に限る。）の規定の適用について準用する。

（特定保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為）

第二百三十四条の二十七 準用金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 第二百三十四条第一項各号に掲げる行為
- 二 生命保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が、第七十四条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約（第八十三条第一号ロ及びニに掲げるものを除く。）又は第二百五十三条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う際に、保険契約者に対し、当該保険契約者が信用供与を受けて当該保険契約に基づく保険料の支払に充てる場合は、当該保険契約に基づく将来における保険金の額及び保険契約の解約による返戻金の額が資産の運用実績に基づいて変動することにより、その額が信用供与を受けた額及び当該信用供与の額に係る利子の合計額を下回り、信用供与を受けた額の返済に困窮するおそれがある旨の説明を書面の交付により

「保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）」、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人」と読み替えるものとする。

〔項を加える。〕

（特定保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為）

第二百三十四条の二十七 準用金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 第二百三十四条第一項各号に掲げる行為
- 二 生命保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が、第七十四条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約（第八十三条第一号ロ及びニに掲げるものを除く。）又は第二百五十三条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う際に、保険契約者に対し、当該保険契約者が信用供与を受けて当該保険契約に基づく保険料の支払に充てる場合は、当該保険契約に基づく将来における保険金の額及び保険契約の解約による返戻金の額が資産の運用実績に基づいて変動することにより、その額が信用供与を受けた額及び当該信用供与の額に係る利子の合計額を下回り、信用供与を受けた額の返済に困窮するおそれがある旨の説明を書面の交付により

行わず、又は当該保険契約者から当該書面を受領した旨の確認を署名若しくは押印を得ること又はこれに準ずる措置により行わずに当該保険契約の申込みをさせる行為

三 契約締結前交付書面又は契約変更書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（契約変更書を交付する場合にあつては、当該契約変更書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定保険契約等を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介をする行為

四 特定保険契約の締結又は解約に関し、顧客（個人に限る。）に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する

行わず、又は当該保険契約者から当該書面を受領した旨の確認を署名若しくは押印を得ること（当該書面に記載すべき事項を第四項に規定する電磁的方法により提供する場合にあつては当該保険契約者から当該書面に記載すべき事項を受領した旨の署名若しくは押印を得ること又はこれに準ずる措置）により行わずに当該保険契約の申込みをさせる行為

三 契約締結前交付書面又は契約変更書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（契約変更書を交付する場合にあつては、当該契約変更書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定保険契約等を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介をする行為

四 特定保険契約の締結又は解約に関し、顧客（個人に限る。）に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する

行為

2 前項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、生命保険会社（外国生命保険会社等を含み、生命保険募集人である生命保険会社を除く。）である銀行代理業者等（金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。）を含む。以下この項において同じ。）の役員若しくは使用人若しくはこれらの使用人又は生命保険募集人若しくは保険仲立人である銀行代理業者等若しくはその役員若しくは使用人について準用する。

3 第二百三十四条第二項から第八項までの規定は、第一項第一号の規定の適用について準用する。

4 生命保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人は、第一項第二号の規定による書面の交付に代えて、次項に定めるところにより、当該保険契約者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該生命保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人は、当該交付をしたものとみなす。

5 生命保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人は、前項の事項を電磁的方法により提供しようとするときは、あらかじめ、当該保険契約者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第七項において読み替えて準用する第五十四条の五第一項各

行為

2 前項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、生命保険会社（外国生命保険会社等を含み、生命保険募集人である生命保険会社を除く。）である銀行代理業者等（金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。）を含む。以下この項において同じ。）の役員若しくは使用人若しくはこれらの使用人又は生命保険募集人若しくは保険仲立人である銀行代理業者等若しくはその役員若しくは使用人について準用する。

3 第二百三十四条第二項から第七項までの規定は、第一項第一号の規定の適用について準用する。

4 生命保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人は、第一項第二号の規定による書面の交付に代えて、次項に定めるところにより、当該保険契約者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該生命保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人は、当該交付をしたものとみなす。

5 生命保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人は、前項の事項を電磁的方法により提供しようとするときは、あらかじめ、当該保険契約者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第七項において読み替えて準用する第五十四条の五第一項各

号に掲げる方法のうち生命保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た生命保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人は、当該保険契約者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該保険契約者に対し、書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該保険契約者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

7 第五十四条の五の規定は、第四項に規定する電磁的方法について準用する。この場合において、同条第一項第一号中「保険会社（法第百条の五第二項」とあるのは「生命保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人（第二百三十四条の二十七第四項」と、「保険会社との」とあるのは「生命保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人との」と、「当該保険会社」とあるのは「当該生命保険募集人若しくは当該保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人」と、「保険会社の使用」とあるのは「生命保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人の使用」と、「方法（法第百条の五第二項」とあるのは「方法（第二百三十四条の二十七第四項」と、同条第二項中「保険料として収受した金銭の運用を対象期間内において最後に行った日」とある

号に掲げる方法のうち生命保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た生命保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人は、当該保険契約者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該保険契約者に対し、書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該保険契約者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

7 第五十四条の五の規定は、第四項に規定する電磁的方法について準用する。この場合において、同条第一項第一号中「保険会社（法第百条の五第二項」とあるのは「生命保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人（第二百三十四条の二十七第四項」と、「保険会社との」とあるのは「生命保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人との」と、「当該保険会社」とあるのは「当該生命保険募集人若しくは当該保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人」と、「保険会社の使用」とあるのは「生命保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人の使用」と、「方法（法第百条の五第二項」とあるのは「方法（第二百三十四条の二十七第四項」と、同条第二項中「保険料として収受した金銭の運用を対象期間内において最後に行った日」とある

のは「保険契約の保険期間の終了の日」と、「令第十四条の二第一項」とあるのは「第二百三十四条の二十七第五項」と、同条第三項中「保険会社の使用」とあるのは「生命保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人の使用」と読み替えるものとする。

8 第四項から前項までの規定は、第二項（同項において準用する第一項第二号に係る部分に限る。）の規定の適用について準用する。

（保険業関係業者に対する意見聴取等）

第二百三十九条の三 法第三百八条の二第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、保険業関係業者に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一 説明会を開催する日時及び場所は、全ての保険業関係業者の参集の便を考慮して定めること。

二 当該申請をしようとする者は、全ての保険業関係業者に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（第四項、次条及び第二百三十九条の五第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は

のは「保険契約の保険期間の終了の日」と、「令第十四条の二第一項」とあるのは「第二百三十四条の二十七第五項」と、同条第三項中「保険会社の使用」とあるのは「生命保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人の使用」と読み替えるものとする。

〔項を加える。〕

（保険業関係業者に対する意見聴取等）

第二百三十九条の三 法第三百八条の二第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、保険業関係業者に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一 説明会を開催する日時及び場所は、全ての保険業関係業者の参集の便を考慮して定めること。

二 当該申請をしようとする者は、全ての保険業関係業者に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（次条及び第二百三十九条の五第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付する

送付すること。

- イ 当該申請をしようとする者の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先
- ロ 説明会の開催年月日時及び場所
- ハ 保険業関係業者は当該申請をしようとする者に対し説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最後の説明会の開催日）から一定の期間内に意見書を提出しなければならぬ旨
- 三 前号ハの一定の期間が、二週間を下らないものであること。
- 2 法第三百八条の二第二項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項の全てを記載しなければならない。
  - 一 全ての説明会の開催年月日時及び場所
  - 二 全ての保険業関係業者の説明会への出席の有無
  - 三 全ての保険業関係業者の意見書の提出の有無
  - 四 提出を受けた意見書における異議の記載の有無
  - 五 提出を受けた意見書に法第三百八条の二第一項第八号に規定する異議に該当しない異議の記載がある場合には、その旨及び同号に規定する異議に該当しないと判断した理由
- 3 前項の書類には、保険業関係業者から提出を受けた全ての意見書を添付するものとする。
- 4 業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は意見書が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法をもって行うことができる。

こと。

- イ 当該申請をしようとする者の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先
  - ロ 説明会の開催年月日時及び場所
  - ハ 保険業関係業者は当該申請をしようとする者に対し説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最後の説明会の開催日）から一定の期間内に意見書を提出しなければならぬ旨
  - 三 前号ハの一定の期間が、二週間を下らないものであること。
  - 2 法第三百八条の二第二項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項の全てを記載しなければならない。
    - 一 全ての説明会の開催年月日時及び場所
    - 二 全ての保険業関係業者の説明会への出席の有無
    - 三 全ての保険業関係業者の意見書の提出の有無
    - 四 提出を受けた意見書における異議の記載の有無
    - 五 提出を受けた意見書に法第三百八条の二第一項第八号に規定する異議に該当しない異議の記載がある場合には、その旨及び同号に規定する異議に該当しないと判断した理由
  - 3 前項の書類には、保険業関係業者から提出を受けた全ての意見書を添付するものとする。
- 「項を加える。」



(標準処理期間)

第二百四十六条 内閣総理大臣等は、法、令又はこの府令の規定による次の各号に掲げる免許、許可、認可、承認若しくは指定又は登録に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達したときは、当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

一 法第三条第一項の規定による保険業の免許 百二十日

二 法第八条第一項の規定による取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役）の兼職の認可 三十日

三 法第十七条の二第三項の規定による資本金の額の減少の認可 六十日

四 法第五十五条の二第五項の規定による社員配当準備金等の積立の例外に係る定款の定め認可 三十日

五 第四十八条の三第二項ただし書及び第四十八条の五第二項ただし書の規定による資産の運用額の制限の承認 三十日

六 法第九十八条第二項の規定による業務の代理又は事務の代行の認可 六十日

七 法第九十九条第四項の規定による金融商品取引法第三十三条第二項各号（金融機関の有価証券関連業の禁止等）に定める行為を行う業務の認可 六十日

八 法第九十九条第五項の規定による同条第二項各号に掲げる業務の認可 六十日

(標準処理期間)

第二百四十六条 内閣総理大臣等は、法、令又はこの府令の規定による次の各号に掲げる免許、許可、認可、承認若しくは指定又は登録に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達したときは、当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

一 法第三条第一項の規定による保険業の免許 百二十日

二 法第八条第一項の規定による取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役）の兼職の認可 三十日

三 法第十七条の二第三項の規定による資本金の額の減少の認可 六十日

四 法第五十五条の二第五項の規定による社員配当準備金等の積立の例外に係る定款の定め認可 三十日

五 第四十八条の三第二項ただし書及び第四十八条の五第二項ただし書の規定による資産の運用額の制限の承認 三十日

六 法第九十八条第二項の規定による業務の代理又は事務の代行の認可 六十日

七 法第九十九条第四項の規定による金融商品取引法第三十三条第二項各号（金融機関の有価証券関連業の禁止等）に定める行為を行う業務の認可 六十日

八 法第九十九条第五項の規定による同条第二項各号に掲げる業務の認可 六十日

九 法第百条の三ただし書の規定による特定関係者との間の取引等又は保険会社の経営の健全性を損なうおそれがないことの承認 三十日

十 法第百六条第四項（同条第七項及び第十三項において準用する場合を含む。）の規定による子会社又は他業保険業高度化等会社の認可 九十日

十一 法第百六条第五項ただし書の規定による保険会社の子会社となった子会社対象保険会社等を引き続き子会社とすることについての認可 九十日

十二 法第百六条第八項及び第十四項（同条第十五項において準用する場合を含む。）の規定による保険会社の子会社となった子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについての承認 三十日

十三 法第百六条第十一項及び第十二項ただし書の規定による保険会社の子会社となった子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることの認可 九十日

十四 法第百六条第十六項の規定による他業保険業高度化等会社の認可 九十日

十五 法第百七条第二項ただし書の規定による保険会社又はその子会社による議決権の取得等の制限の承認 三十日

十六 法第百十二条第一項の規定による上場株式の評価益計上の認可 三十日

十七 法第百十五条第一項ただし書及び第二項ただし書の規定に

八 法第百条の三ただし書の規定による特定関係者との間の取引等の承認 三十日

八の二 法第百六条第六項の規定による保険会社の子会社となった子会社対象会社以外の会社を引き続き子会社とすることについての承認 三十日

九 法第百六条第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による子会社又は保険業高度化等会社の認可 九十日

九の二 法第百六条第八項ただし書の規定による子会社又は保険業高度化等会社の認可 九十日

〔号を加える。〕

九の三 法第百六条第十項の規定による保険業高度化等会社の認可 九十日

九の四 法第百七条第二項ただし書の規定による保険会社又はその子会社による議決権の取得等の制限の承認 三十日

十 法第百十二条第一項の規定による上場株式の評価益計上の認可 三十日

十一 法第百十五条第一項ただし書及び第二項ただし書の規定に

よる価格変動準備金の不積立て等の認可 三十日

十八 法第二百二十三条第一項の規定による事業方法書等に定めた事項の変更の認可 九十日

十九 法第二百二十六条の規定による定款の変更の認可 六十日

二十 法第八十五条第一項の規定による保険業の免許 百二十日

二十一 法第八十六条第二項の規定による保険契約の申込みの許可 六十日

二十二 法第九十四条ただし書の規定による特殊関係者との間の取引等の承認 三十日

二十三 法第二百二十五条第一項の規定による事業の方法書等に定めた事項の変更の認可 九十日

二十四 法第二百七十一条の十第一項の規定による保険主要株主の認可 三十日

二十五 法第二百七十一条の十第二項ただし書の規定による特定主要株主に係る猶予期限の延期の認可 三十日

二十六 法第二百七十一条の二十一の二第二項の規定による保険持株会社が行う業務の認可 六十日

二十七 法第二百七十二条第一項の規定による少額短期保険業の登録 六十日

二十八 法第二百七十二条の六第一項の規定による少額短期保険業者責任保険契約の締結による供託金の一部供託未実施の承認

二十日

よる価格変動準備金の不積立て等の認可 三十日

十二 法第二百二十三条第一項の規定による事業方法書等に定めた事項の変更の認可 九十日

十三 法第二百二十六条の規定による定款の変更の認可 六十日

十四 法第八十五条第一項の規定による保険業の免許 百二十日

十五 法第八十六条第二項の規定による保険契約の申込みの許可 六十日

十六 法第九十四条ただし書の規定による特殊関係者との間の取引等の承認 三十日

十七 法第二百二十五条第一項の規定による事業の方法書等に定めた事項の変更の認可 九十日

十七の二 法第二百七十一条の十第一項の規定による保険主要株主の認可 三十日

十七の三 法第二百七十一条の十第二項ただし書の規定による特定主要株主に係る猶予期限の延期の認可 三十日

〔号を加える。〕

十七の四 法第二百七十二条第一項の規定による少額短期保険業の登録 六十日

十七の五 法第二百七十二条の六第一項の規定による少額短期保険業者責任保険契約の締結による供託金の一部供託未実施の承認

二十日

二十九 法第二百七十二条の十の規定による少額短期保険業者の取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役）の兼職の承認 三十日

三十 法第二百七十二条の十一第二項の規定による少額短期保険業に関連する業務実施の承認 三十日

三十一 法第二百七十二条の十三第二項において読み替えて準用する法第百条の三ただし書の規定による特定関係者との間の取引等又は少額短期保険業者の経営の健全性を損なうおそれがないことの承認 三十日

三十二 法第二百七十二条の十四第二項の規定による子会社の承認 六十日

三十三 法第二百七十二条の十八において準用する法第百十五条第一項ただし書及び第二項ただし書の規定による価格変動準備金の不積立て等の認可 三十日

三十四 法第二百七十二条の三十一第一項の規定による少額短期保険主要株主の承認 三十日

三十五 法第二百七十二条の三十一第二項ただし書の規定による特定少額短期保険主要株主に係る猶予期限の延期の承認 三十日

三十六 法第二百七十二条の三十八の二第二項本文の規定による少額短期保険持株会社が行う業務の承認 三十日

三十七 令第三十八条の五第三号の規定による供託金の全部又は一部に代わる契約の解除又は契約内容の変更の承認 二十日

十七の六 法第二百七十二条の十の規定による少額短期保険業者の取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役）の兼職の承認 三十日

十七の七 法第二百七十二条の十一第二項の規定による少額短期保険業に関連する業務実施の承認 三十日

十七の八 法第二百七十二条の十三第二項において読み替えて準用する法第百条の三ただし書の規定による特定関係者との間の取引等の承認 三十日

十七の九 法第二百七十二条の十四第二項の規定による子会社の承認 六十日

十七の十 法第二百七十二条の十八において準用する法第百十五条第一項ただし書及び第二項ただし書の規定による価格変動準備金の不積立て等の認可 三十日

十七の十一 法第二百七十二条の三十一第一項の規定による少額短期保険主要株主の承認 三十日

十七の十二 法第二百七十二条の三十一第二項ただし書の規定による特定少額短期保険主要株主に係る猶予期限の延期の承認 三十日

「号を加える。」

十七の十三 令第三十八条の五第三号の規定による供託金の全部又は一部に代わる契約の解除又は契約内容の変更の承認 二十

三十八 令第三十八条の八第一項第三号の規定による少額短期保険業者責任保険契約の解除又は変更の承認 二十日

三十九 法第二百七十五条第三項の規定による保険募集の再委託に係る認可 六十日

四十 法第二百八十六条の規定による保険仲立人の登録 三十日

四十一 法第二百九十一条第十項（第一号及び第二号を除く。）の規定による供託した保証金の全部又は一部の取戻しの承認 二十日

四十二 法第二百九十二条第一項の規定による保険仲立人賠償責任保険契約の締結による保証金の一部供託未実施の承認 二十日

四十三 令第四十二条第二号の規定による供託金の全部又は一部に代わる契約の解除又は契約内容の変更の承認 二十日

四十四 令第四十四条第一項第四号の規定による保険仲立人賠償責任保険契約の解除又は変更の承認 二十日

四十五 第二百二十六条第一項第四号の規定による保証金に代わる社債その他の債券の承認 二十日

四十六 法第三百八条の二第一項の規定による紛争解決等業務を行う者の指定 六十日

四十七 法第三百八条の七第七項の規定による業務規程の変更の認可 三十日

四十八 法第三百八条の二十三第一項の規定による紛争解決等業

日

十七の十四 令第三十八条の八第一項第三号の規定による少額短期保険業者責任保険契約の解除又は変更の承認 二十日

十七の十五 法第二百七十五条第三項の規定による保険募集の再委託に係る認可 六十日

十八 法第二百八十六条の規定による保険仲立人の登録 三十日

十九 法第二百九十一条第十項（第一号及び第二号を除く。）の規定による供託した保証金の全部又は一部の取戻しの承認 二十日

二十 法第二百九十二条第一項の規定による保険仲立人賠償責任保険契約の締結による保証金の一部供託未実施の承認 二十日

二十一 令第四十二条第二号の規定による供託金の全部又は一部に代わる契約の解除又は契約内容の変更の承認 二十日

二十二 令第四十四条第一項第四号の規定による保険仲立人賠償責任保険契約の解除又は変更の承認 二十日

二十三 第二百二十六条第一項第四号の規定による保証金に代わる社債その他の債券の承認 二十日

二十四 法第三百八条の二第一項の規定による紛争解決等業務を行う者の指定 六十日

二十五 法第三百八条の七第七項の規定による業務規程の変更の認可 三十日

二十六 法第三百八条の二十三第一項の規定による紛争解決等業

務の全部若しくは一部の休止又は廃止の認可 三十日

2 前項の期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一 当該申請を補正するために要する期間

二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間

三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

(財務局長等に委任する特定保険募集人等に関する届出)

第二百四十八条 令第四十九条第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、第八十五条第一項第二十七号、第六十六条第一項第七号及び第九十二条第一項第六号に掲げる場合の届出(特定保険募集人又はその役員若しくは使用人に関するものに限る。)とする。

務の全部若しくは一部の休止又は廃止の認可 三十日

2 前項の期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一 当該申請を補正するために要する期間

二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間

三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

(財務局長等に委任する特定保険募集人等に関する届出)

第二百四十八条 令第四十九条第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、第八十五条第一項第十七号、第六十六条第一項第七号及び第九十二条第一項第六号に掲げる場合の届出(特定保険募集人又はその役員若しくは使用人に関するものに限る。)とする。

別紙様式第6号の3 (第59条関係)

(日本産業規格A4)

年度中( 年 月 日から ) 中間連結業務報告書  
年 月 日まで

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会 社 名

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日まで

での当社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第3 略]

(記載上の注意)

[1～4 略]

第1

年度中( 年 月 日から ) 中間事業概況書  
年 月 日まで

1 [略]

2 子会社等の状況

(1) 子会社等数の増減

[表略]

(記載上の注意)

[1・2 略]

(2) 子会社等の概況

[表略]

(記載上の注意)

1 [略]

2 「認可又は届出年月日等」は、法第106条第1項各号に掲げる会社にあつては、同条第4項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定に基づく金融庁長官の認可年月日又は法第127条第1項第2号の規定

別紙様式第6号の3 (第59条関係)

(日本産業規格A4)

年度中( 年 月 日から ) 中間連結業務報告書  
年 月 日まで

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会 社 名

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日まで

での当社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第3 同左]

(記載上の注意)

[1～4 同左]

第1

年度中( 年 月 日から ) 中間事業概況書  
年 月 日まで

1 [同左]

2 子会社等の状況

(1) 子会社等数の増減

[同左]

(記載上の注意)

[1・2 同左]

(2) 子会社等の概況

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

2 「認可又は届出年月日等」は、法第106条第1項各号に掲げる会社にあつては、同条第7項の規定に基づく金融庁長官の認可年月日又は法第127条第1項第2号の規定に基づく金融庁長官への届出年月日を記載す

に基づく金融庁長官への届出年月日を記載すること。また、子法人等及び関連法人等にあつては、保険業法施行規則（以下「規則」という。）第85条第1項第9号の規定に基づく金融庁長官への届出年月日又は設立年月日を記載すること。

3 [略]

[第2・第3 略]

別紙様式第7号の3（第25条の3及び第59条関係）（日本産業規格A4）

年度（ 年 月 日から  
年 月 日まで） 連結業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会 社 名

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの当

社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第3 略]

(記載上の注意)

[1～3 略]

第1

年度（ 年 月 日から  
年 月 日まで） 事業概況書

1 [略]

2 子会社等の状況

(1) 子会社等数の増減

[表略]

(記載上の注意)

[1・2 略]

ること。また、子法人等及び関連法人等にあつては、保険業法施行規則（以下「規則」という。）第85条第1項第7号の4の規定に基づく金融庁長官への届出年月日又は設立年月日を記載すること。

3 [同左]

[第2・第3 同左]

別紙様式第7号の3（第25条の3及び第59条関係）（日本産業規格A4）

年度（ 年 月 日から  
年 月 日まで） 連結業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会 社 名

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの当

社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第3 同左]

(記載上の注意)

[1～3 同左]

第1

年度（ 年 月 日から  
年 月 日まで） 事業概況書

1 [同左]

2 子会社等の状況

(1) 子会社等数の増減

[同左]

(記載上の注意)

[1・2 同左]



(2) 子会社等の概況

[表略]

(記載上の注意)

1 [略]

2 「認可又は届出年月日等」は、法第 106 条第 1 項各号に掲げる会社にあつては、同条第 4 項（同条第 7 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく金融庁長官の認可年月日又は法第 127 条第 1 項第 2 号の規定に基づく金融庁長官への届出年月日を記載すること。また、子法人等及び関連法人等にあつては、保険業法施行規則（以下「規則」という。）第 85 条第 1 項第 9 号の規定に基づく金融庁長官への届出年月日又は設立年月日を記載すること。

[第 2 ・ 第 3 略]

(2) 子会社等の概況

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

2 「認可又は届出年月日等」は、法第 106 条第 1 項各号に掲げる会社にあつては、同条第 7 項の規定に基づく金融庁長官の認可年月日又は法第 127 条第 1 項第 2 号の規定に基づく金融庁長官への届出年月日を記載すること。また、子法人等及び関連法人等にあつては、保険業法施行規則（以下「規則」という。）第 85 条第 1 項第 7 号の 4の規定に基づく金融庁長官への届出年月日又は設立年月日を記載すること。

[第 2 ・ 第 3 同左]

備考 表中の [ ] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記による。